

決算審査特別委員会会議録

[平成26年 9月12日開催]

[平成26年 9月16日開催]

[平成26年 9月17日開催]

[平成26年 9月18日開催]

南あわじ市議会

決算審査特別委員会会議録

日 時 平成26年 9月12日
午前10時00分 開会
午後 4時01分 閉会
場 所 南あわじ市議会議場

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（16名）

委 員 長	蛭 子 智 彦
副 委 員 長	長 船 吉 博
委 員	吉 田 良 子
委 員	柏 木 剛
委 員	谷 口 博 文
委 員	木 場 徹
委 員	廣 内 孝 次
委 員	印 部 久 信
委 員	森 上 祐 治
委 員	原 口 育 大
委 員	砂 田 杲 洋
委 員	登 里 伸 一
委 員	阿 部 計 一
委 員	川 上 命
委 員	中 村 三 千 雄
委 員	熊 田 司
議 長	小 島 一

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	小 坂 利 夫
課 長	垣 光 弘
書 記	船 本 有 美

書 記 斉 藤 浩 平

説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 田 勝 久
副 市 長	川 野 四 朗
副 市 長	矢 谷 浩 平
教 育 長	岡 田 昌 史
代 表 監 査 委 員	小 林 健 司
市 長 公 室 長	土 井 本 環
市長公室付部長（総合調整・新庁舎建設担当） 兼新庁舎建設推進事務局長	橋 本 浩 嗣
総務部長兼選挙管理委員会事務局長	細 川 貴 弘
財 務 部 長	神 代 充 広
市 民 生 活 部 長	高 木 勝 啓
健 康 福 祉 部 長	馬 部 総 一 郎
産 業 振 興 部 長 兼鳴門の渦潮世界遺産登録推進室長	興 津 良 祐
農 業 振 興 部 長 兼食の拠点事業推進室長	神 田 拓 治
都 市 整 備 部 長	岩 倉 正 典
下 水 道 部 長	原 口 幸 夫
教 育 部 長	太 田 孝 次
総務部次長兼総務課長	佃 信 夫
農 業 振 興 部 次 長	森 本 秀 利
教育委員会次長兼教育総務課長	藤 岡 崇 文
会計管理者兼会計課長	堤 省 司
市 長 公 室 課 長 (大学応援プログラム推進担当)	北 川 真 由 美
総 務 部 防 災 課 長	藤 本 和 宏
総 務 部 情 報 課 長	土 肥 一 二
三原総合窓口センター所長 (地域防災・振興担当)	柏 木 浩 一
南淡総合窓口センター所長 (地域防災・振興担当)	松 本 典 浩
財 務 部 財 政 課 長	和 田 幸 三
財 務 部 管 財 課 長	富 永 文 博
市民生活部市民課長	塔 下 佳 里
市民生活部税務課長兼収税課長	山 崎 稔 弘

市民生活部生活環境課長 兼衛生センター所長	北	口	力
健康福祉部福祉課長 兼 少 子 対 策 課 長	田	村	愛 子
健康福祉部長寿福祉課長	大	谷	武 司
健康福祉部保険課長	川	本	眞 須 美
健康福祉部健康課長	小	西	正 文
産業振興部商工観光課長 (マーケティング戦略室長) 兼 企 業 誘 致 課 長	阿	部	員 久
産業振興部水産振興課長	榎	本	輝 夫
農業振興部農林振興課長 兼 農 業 共 済 課 長	宮	崎	須 次
農業振興部農地整備課長 兼 地 籍 調 査 課 長	和	田	昌 治
食の拠点事業推進室課長	喜	田	憲 和
都市整備部管理課長 兼 都 市 計 画 課 長	原	口	久 司
都市整備部建設課長	赤	松	啓 二
下水道部企業経営課長兼下水道課長	村	本	透
教育委員会学校教育課長 (学校教育指導主事)	廣	地	由 幸
教育委員会人権教育課長 兼生涯学習文化振興課長	福	原	敬 二
兼 玉 青 館 館 長 教育委員会生涯学習文化振興課付課長 (子ども映画祭・青少年育成センター事業担当)	川	上	洋 介
監査委員・固定資産評価 審査委員会事務局長	片	山	雅 弘
農業委員会事務局長	小	谷	雅 信
埋蔵文化財調査事務所長	山	見	嘉 啓

Ⅱ. 会議に付した事件

付託案件

1. 認定第1号 平成25年度南あわじ市一般会計決算の認定について……………	10
(1) 歳入について……………	10
(2) 歳出について……………	68
① 議会費、総務費……………	68

Ⅲ. 会議録

決算審査特別委員会

平成26年 9月12日(金)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後 4時01分)

○蛭子智彦委員長 ただいまより、平成25年度の決算審査を行いたいと思います。

開会に当たりまして、委員長より一言御挨拶を申し上げます。

暑かった夏もようやく実りの秋を迎えて、田んぼではコンバインが忙しく動いております。今回の決算審査委員会ということですので、平成25年度において南あわじ市が実施をした事業、どのような実りがあったか、この成果と課題についてしっかりとした審査、議論、教訓を引き出していきたいというふうに思います。

執行部の皆さんには、大変委員からの質問、鋭いさまざまな質問が出るかと思っておりますけれども、的確な御答弁をいただければというふうに思います。また委員の皆さんには、日ごろから考えておられること、積極的な質疑を行っていただいて、まさに実りの秋を迎えるにふさわしい決算委員会となるように、心からお願いを申し上げます。

以上です。

執行部、御挨拶。

中田市長。

○市長(中田勝久) 皆さんおはようございます。

朝晩大分過ごしやすくなりました。今も委員長からお話ありましたとおり、きょうから決算の審査の特別委員会が始まります。きょうから4日間、その審査を受けることになるわけでございます。当然、中身については、できるだけ簡潔に説明はしていきたいというふうに思いますが、どうぞ先生方の御理解を得ながら、的確に進めていただければありがたいと思います。

また、蛭子委員長なり長船副委員長さんには大変お世話になります。どうぞよろしくお願ひします。

○蛭子智彦委員長 それでは、ただいまから決算審査特別委員会を開催いたします。

なお、副委員長の長船委員は、所用のため1時間程度おくれるということの報告がございました。

さてこれより、第57回定例会において付託をされました、平成25年度各決算についての審査を行います。

審査に入る前に、本特別委員会の運営について確認をいたします。

審査は、お手元に配付しております次第の順序により行いますが、特別会計については、関係部ごとに区切り審査を行います。発言については、委員は議席で着席のまま行うこと

といたします。申し合わせにより、委員長に対して発言の許可を求める「委員長」というかけ声を一つよろしく願います。また説明員の皆さんにつきましては、挙手をして同様に「委員長」としっかりと発言をし、起立をしての答弁をするようお願いをいたします。質疑を行うにあたっては、最初に決算書の該当するページを発言した後質疑に入るものといたします。なお、答弁は丁寧かつ簡潔、的確に要領よくお願いを申し上げたいと思います。

失礼いたしました、発言については説明員は起立をしての答弁、委員は議席で着席のままの質問ということにさせていただきます。また歳出の審査時には、歳入の質疑を許可する場合があります。委員間討議につきましては、付託案件ごとに質疑の終了後に行いたいと思います。また資料提出要求は、委員会で決定後、委員長より行うこととします。傍聴は認めますが、傍聴される方は傍聴規則に準じて傍聴されるようお願いをいたします。

お諮りをいたします。

以上の確認事項について、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○蛭子智彦委員長 異議がありませんので、ただいま申し上げました要領で審査を行います。

次に、提案理由の説明についてお諮りいたします。

各決算については、本会議において説明を受けておりますので、本特別委員会は質疑から行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○蛭子智彦委員長 異議がございませんので、提案理由の説明は省略をいたします。

なお本日は、小林健司代表監査委員に説明員として出席を要請しておりますので、平成25年度南あわじ市における一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書についての質疑を最初に行いたいと思います。

吉田良子委員。

○吉田良子委員 監査委員に、事前に質疑事項を提出させていただいております。3点提出させていただいております。順次質疑を始めていきたいと思います。

まず1点目であります。監査をするに当たり、会計監査と業務監査の2つの側面があると考えられます。会計監査については、会計基準に基づいて、いかに正確に処理されているかどうかを監査することを目的とする一方で、業務監査の観点は、民間企業におけるも

のと、公的な機関におけるものとの相違があると思われませんが、代表監査委員としてのお考えをお伺いいたします。さらに、公的な機関における業務監査の観点はどうあるべきかと考えているかお尋ねいたします。

○蛭子智彦委員長 小林代表監査委員。

○監査委員（小林健司） 代表監査委員の小林でございます。今の御質問なんですけども、いわゆる公的な会計、そのいわゆる観点といいますか、そこが中心であろうと思うんですけど、それでよろしいかと。

私も監査委員に就任したときに、非常にまず自分の観点といいますか視点といいますか立脚点、どこにおくべきかと非常に考えました。研究もしました。行き着いたところ2つなんです。1つは、南あわじ市のためになっているか、南あわじ市民のためになっているか、こういう観点が1点。もう1つは、不公平感を生まないか、要は公平性があるかどうか。かたい言葉で言うと、1番は多分公益性というんだと思います。2番は公平性かと思うんですけども、そういう考え方を一番の基本におきましてずっと監査をやってきました。したがって、業務監査の観点、視点というものはその2つだというふうに、まずお答えをしたいと思います。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ありがとうございます。会計監査に当たって、やはり最小の経費で最大の効果を上げるようにしているか、また組織及び運営の合理化に努めているかということに、特に注意する必要があるというふうなことも言われております。そうした観点から、監査をされているという御答弁でありました。

そして次に、指摘事項の問題で具体的にお尋ねいたします。指摘事項の5番目の、経済性、効率性、有効性について、3行目にその事業の効果や有効性などの分析等が行われていないため、その事業にかかる費用について効率性、有効性などがわからない状況であるというふうな指摘がありますが、これは具体的に監査をされて、どういうところでそういうふうな文章になったのか、また是正策についてはどう考えているかお尋ねいたします。

○蛭子智彦委員長 小林代表監査委員。

○監査委員（小林健司） この5番なんですけども、実を言いますと、総括のところでも述べておるんですけども、総務省が3年後をめどに要は今の公的会計、これは入金出金の入金すれば歳入、出金すれば歳出というふうなこういった公的会計を企業会計に変える

というとるんです。全部複式簿記にせえと、貸借対照表をつけましょうと。貸借対照表がつかますと、非常にわかりやすくなるんですね。ここでちょっと、ひょっとして言葉足らなかったかもわかりませんが、有効性とか経済性とか効率性とか、これはそういった貸借対照表がつかますと、当然先ほど申し上げました公益性、公平性、この2つの観点にとどまらず、この事業この施策というものがどれだけの成果を上げたんですか、どれだけ有効なんですかというのが見えてくるんですね、貸借対照表から。したがって、ここの5番に書かせていただいたのは、何か特定の現在の施策というものが、こうだからああだからということを書いたんじゃないんです。先取りして、3年後には遅くともそうなりますよ、今から市がやっていく事業、施策というものは、こういった3つの観点というものを考えながら、ちょうど冒頭に委員長の御挨拶にありましたけども、この施策有効なんですか、どれだけ効果上げたんですか、そういうものが貸借対照表から見えてくるんです、そうなるんです。当然、監査というものもそういう観点から監査をするようになります。もう既に下水道とか、農業共済とか、あるいは松原荘とか、貸借対照表がついておりまして、非常によくそれが見えるんですね。ほかの事業施策というものも、全てそんな形で見えてくるようになりますよ。したがって、ちょっと監査委員の意見としては先取り意見であったかと思うんですけども、特にあの事業がという意味で書かせていただいたんではありません。今からこうなりますよということでもあります。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それは、審査意見の総括の中で、将来的にはそういう専門職員の配置等のことも検討すべきだというふうに書かれております。それは、市民に財政の透明性を高めるためにそのことが必要だというような指摘もありますので、今後執行部として、そこら辺を重々視野に入れた今後の職員体制というところにも踏み込んだという話でありましたので、それはそれでよくわかりました。

次に、3番目の補助金についてであります。補助金については、5行目からの話でありますけれども、前年踏襲で毎年交付している補助金が、その団体の既得権になりつつある、適正な事務処理を阻害する要因になっているというふうに書かれております。南あわじ市は補助金交付規則というのがあります。それによって補助金が支給されているわけですが、監査をされていて、そういう阻害する要因というところは、どういうところでそういうふうな文章として書かれたのかお伺いいたします。

○蛭子智彦委員長 小林代表監査委員。

○監査委員（小林健司） 補助金の問題というのは、非常に難しい部分があります。何

でかといいますと、補助金の条例ってないんですよね。委員おっしゃったとおり、交付の要綱といいますか規則といいますか、そういうものしかないんです。それで、こういう場合には補助金を出しますよ、こういう場合は出しませんよという、そのもとが実はないんです。要請によりまして、当然その補助金の要請が、市長を中心に多分行政の裁量権だと思うんですけども、そういう形の中で出されておる。したがって、これ監査委員として発言するならば、これ直しなさいよ、あれちょっと検討しなさいよという意味になってきますので、あくまでこれは小林個人の意見ということでよろしかったら、それで今からお話しするんですけども、よろしいですか。

昨年に補助金が出ておって、だからことしも出てる、合併のとき出ておったから今も出てる、合併前から出ておったから今も出てるというのが実は多いんですね。ということは、見直しがされているんであろうかという疑問が当然出てくるんですけども、10年前は効果があったんでしょ、公益性等々市のためになったんだらう、だけど今どうなんだらうか、そういう見直しがされてますかという。つまり、言葉は悪いんですけど、既得権というものがだんだんだんだん出てきてるんじゃないかと。仮にそうであるならば、あくまで前提です。あくまで仮にそうであるならばという前提で、あくまで小林の監査委員という立場を外れて、個人的な意見をいわせていただくと、じゃあどうすりゃいいんだと、非常に極端な話をしますけども、一旦全部ゼロにしようよと。先ほどの総務省の話に戻りますけども、監査制度自体も一旦ゼロベースというてるんです。一旦ゼロに戻そうよと。だから一旦ゼロに戻して、もう一回補助金の申請出してもろて、審査して、もう一回やり直す。こんなこと言いますと、多分総スキャンになります。何言うもんねんいうてね。あくまでプライベートの意見ということでお断りをしますけども、何かより改善策といいますか、お持ちですかと言われるとそんなことですね。監査委員としては、もう一回言いますけども、なかなかこの今の発言はできません。何でもかという、そこまで多分権限がない。裁量権でありますから、そこまでの権限はないというふうに考えております。

以上でよろしいでしょうか。

○蛭子智彦委員長　　よろしいですか。

それでは、以上で監査委員の質疑を終結をいたします。

暫時休憩をいたします。

小林代表監査委員、どうも御苦労さまでございました。

(休憩　午前10時18分)

(再開　午前10時19分)

1. 認定第1号 平成25年度南あわじ市一般会計決算の認定について

(1) 歳入について

○蛭子智彦委員長 再開をいたします。

それでは、認定第1号、平成25年度南あわじ市一般会計決算の認定についてを議題といたします。

なお、質疑は分割して行います。

まず最初に、歳入について審査を行います。

10ページから47ページの質疑を行います。

なお、説明委員の指名に際して、この説明に来られてる職員の皆さん50名のうち、18名の方が兼職となっております。議事進行のために、一番最初の役職名で指名をする場合も多いかと思しますので、御了解を願いたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

それでは、10ページから47ページまでの質疑を行います。

質疑ございませんか。

谷口委員。

○谷口博文委員 ページ数2ページの市民税、附属資料の11ページについてお尋ねするわけですが、個人市民税は若干6.4%の増収となっておりますが、その辺の給与所得者の個人市民税とその他の割合、そのあたりちょっと教えてください。

○蛭子智彦委員長 税務課長。

○税務課長(山崎稔弘) おはようございます。税務課兼収税課長の山崎でございます、どうぞよろしく願いいたします。

御質問のありました給与所得関係でございますけども、その構成比率で25年度で見ますと、給与所得者が78.7%、営業が6.7%、農業が5.4%、以下その他ということになっております。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 それでこのふえたことは、野菜等の高騰というか、農業所得がふえたことによりというような附属資料には記入されとんねんけど、その5.4%の方の、給与所得者の市民税というのはふえとんのけ、減つとらへんのけ。これなぜ聞きたいかいうた

ら、給与もアベノミクスでないけど、給与ちょっと若干還元されていきよるかということちょっと聞きよんねんけど。

○蛭子智彦委員長 税務課長。

○税務課長（山崎稔弘） アベノミクスというお話でございましたけども、アベノミクスは平成24年の11月からやったと思うんですが、この25年度の決算につきましては、市民税が24年度の所得を対象にしまして25年度の課税がなされておりますので、そのアベノミクス効果というのは。

○谷口博文委員 いやいや、給与所得の税収はふえとんのか。

○税務課長（山崎稔弘） ほぼ横ばい、若干はふえております。給与所得のベースで見ますと、24年で課税標準額で402億円に対して405億円というような給与収入でございます。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 それで、この収入未済額でないけど、2億何がしのやつやけど、この辺は今後、要は税収できていない人の対応というのは、差し押さえとかその辺でやられとんですか。

○蛭子智彦委員長 税務課長。

○税務課長（山崎稔弘） 収税課のほうで、常に滞納者の預金でありましたり資産でありましたり調査をいたしまして、差し押さえのところまでいくんですけども、どうしても資産のない方につきましては差し押さえすることができませんので、そういう場合につきましては、いたし方のないときには執行停止というような形をとらせていただいております。ですので、放っておけば5年という時効のものを、できる限り少なくするように何らかの形で滞納者のものはあっております。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員　　私は、次に法人市民税についてお尋ねするわけですが、某工務店がこの9月に倒産したような状況にあつて、これ私が一番心配しとんのは、法人税が減収になつとるというのを私は懸念しとるわけですわな。要は、雇用の創出しとるようなそういう法人税収がないということは、企業の経営がうまいこといってないというような観点で、これが13%ぐらいの減収になつとるというの、私はもう市内のそういうふうな会社、企業が健全な経営ができてないというようなことが、ますます厳しい条件になってきよるというような懸念を持とんねんけど、この法人税の減収のこの13%減というの、業態別ではどういう業態が低迷というか、厳しい経営状況下になつとるんですか。その業態でお答えください。

○蛭子智彦委員長　　税務課長。

○税務課長（山崎稔弘）　　業界で申し上げますと、法人税ですのでこれも24年度の実績が25年度にはね返っておりますが、その段階では製造業と生活関連サービス業、娯楽業といったところが非常に厳しかったような数字が出ております。それと、よかつたところ、逆に御指摘がありましたけども、建設業、農業関係、または宿泊、飲食サービスというようなところは好調な兆しがございました。また、最近では建設業のほうも、建設物価も上がつてきとるということで、そちらのほうにつきましては、今後好転するんじゃないかと考えております。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長　　谷口委員。

○谷口博文委員　　もう一度、ちょっと厳しい生活関連というのはどういう業種のことを言うんですか。もうちょっと細分化で、差しさわりのないところで言うてください。

○蛭子智彦委員長　　税務課長。

○税務課長（山崎稔弘）　　娯楽、パチンコとかですね。あとは旅行業とか理容業、浴場とかですね、そういう関係のものでございます。

○蛭子智彦委員長　　谷口委員。

○谷口博文委員　　そこでですね、私はこの市内のやっぱり雇用、少子対策にも雇用が十分必要や思とんのよ。これも関連で聞くねんけど、伸びよるところへ成長しよるような

ともあるわけですね。結局市民法人税が増収というか、収益が上がりよるような業界もあるわけでしょう。それで私は、これ市長にお尋ねしたいねんけど、市長ね、企業誘致というか、やはり雇用の創出のためにやっぱりそういうような企業誘致課、若干私は職員減らしたというのは若干納得してないんやけど、その辺ちょっと外れるねんけど、その辺市長、今後企業誘致課職員もっと増員するようなこんな計画はないんですか。

○蛭子智彦委員長 中田市長。

○市長（中田勝久） 実は、これまでも企業誘致ということに力を入れてきました。現実、こんなこと言うたら怒られるかわかりませんが、全然あてなしに回っても仕方がないので、そういう情報なりまた今まで働きかけをしてある先について、望みが多少でもあるということについては積極的に今も行っております。ですから、一時仮の話10企業予定されてたんが、こういう厳しい状況があったので、その相手先が非常に整理されてきているのも事実です。しかし今もポイントを決めて、働きかけはいたしております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 きょうの新聞にも、南あわじ市で六次産業化というような新聞報道等々もされとったんや。それとね、私はもう1点市長にお願いしたいのは、今ある南あわじ市で雇用創出するような企業のところへ企業訪問行っていただいて、そのあたりの企業からの行政に対する要望等々をやっぱり吸収するような、例えば南淡電機さんとかそこら、今まさにある雇用を抱えとる企業へやっぱり企業訪問行っていただいて、企業から行政に対する要望等々も企業誘致課のほうへ聞いていただいて、その方々が存続して立派に企業できるようなこともやっていただきたいなど。どうも新規の参入のほうの企業誘致のほうに目線もいってるねんけど、今あるような市内でしっかりとした雇用を確保しとるような事業所へも回っていただいて、その辺の行政に対する要望等々も今後聞いていただいて、積極的にやっていただきたいという思いがありますんで、これはもう終わります。

○蛭子智彦委員長 ほかございませんか。
吉田委員。

○吉田良子委員 附属資料の11ページの中で、ちょっと固定資産税についてお伺いたします。

○蛭子智彦委員長 事項別明細書の11ページでいいですか。附属資料。

吉田委員。

○吉田良子委員 そこに、固定資産税の関係で、地価の下落というのは、新聞紙上でも南あわじ市の土地の価格というのは公表されておりますけれども、そこで新築の関係ですけれども、新築の増加というふうに書かれております。そして、新築件数がこの決算で何軒あって、地域的にはどのエリアが多いというように認識されてるのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 税務課長。

○税務課長（山崎稔弘） 新築家屋につきましては、緑地区で25軒、西淡44軒、三原80軒、旧南淡68軒、計217軒でございます。これは非住宅の部分も含まれております。これを住宅で見ますと、緑が18軒、西淡が39軒、三原が65軒、南淡が50軒の172軒でございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 新築の増加というものが、これで増収になってるわけですがけれども、今、地域別に数字が示されましたけれども、人口的にはバランス的にこういうふうになってるのかなというふうに思うんですけれども、最近三原地区で住宅開発もされて軒数もふえてるように思います。合併するとき全国的に懸念されたのは、中心部が栄えて周辺部が寂れていくというような傾向があるということが懸念されてたんですけれども、この新築の増加というところで、今、数字が示されたんですけれども、その影響というのはどういうふうに感じてるのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 質問の趣旨としては、新築家屋が中心部にありと。そして周辺部が弱いということで、その点どんなふうに見ていってるかというような意味合いでなかったかと思えますけど。

税務課長。

○税務課長（山崎稔弘） 確かに委員おっしゃるように、今、新築家屋ができてますのは、中心から外れたところの宅地造成で新築の住宅が多くつくられとるというような傾向にございまして、委員御指摘のところは確か若干あるんじゃないかなと、そのように考えております。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そこで、今、企業誘致の関係の話もありましたけれども、やはり南あわじ市としては中心地だけ栄えるのではなく、やはり周辺部も含めて人口増加ということがこれからまちづくりで求められてくると思うんですけれども、そこらの施策というのがこれまで余り見えてきてなかったと思うんですけれども、この今の新築の増加の結果を踏まえて、施策の展開が必要ではないかと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） これまでは見えなかったと、こういうお話でございますが、施策はありとあらゆる方向によってやってるというふうに自負しております。例えば地域公共交通にしてもしかりであるし、これから行おうとする市民交流センターで地域づくり、また大学誘致によってそこらの活性化、連携、食の拠点による農業の、農業については旧4町どこにもございますんで、農漁業の発展に起爆剤としてやってるということで、全体的には福祉また教育についても、平準化したような形で旧町のところに行ってる。少子対策、これらの強化もやってるというところで、今までやってきた施策、これからしようという施策についてはある程度の方向性を持って、一般質問のときにも答えさせていただきましたが、1つは少子対策の強化。2つ目は経済の発展に寄与するための施策を打っていく。3つ目は地域をその地域の特性にあった地域づくりを、市民みずから立ち上がっていただいて地域力を強化すると。3番目のその地域づくりというのは、高齢者施策の部分の主となってくるのかなということを含めて思っておりますので、そうしたありとあらゆる施策を打って、必然的に中心地に寄ってくるんですが、隅々までの施策展開を今後も行っていくという方向には間違いはないだろうというふうに思っております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、地価の下落傾向というふうに書かれておりますけれども、地価の下落傾向も旧4町の中でいろいろばらつきがあると思うんですけど、そこら辺は今の決算の中でどうなっているのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 税務課長。

○税務課長（山崎稔弘） 地価の下落につきましては、大体平均的なところで、24年対比で6.2%の下落でございますけれども、一番やはり下落率の高いところは旧南淡でござ

ざいまして、そちらのほうでしたら8%台のところもございます。特にあとは、一部西淡のところでも8%のところもございます。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 この下落率というのは、実際土地の取引の中で、土地の価格も減少していくというところも反映してるのかなというふうにも思いますけれども、やはりこういうふうには土地の下落傾向が続くというのは、そこに住み続けたいという人たちがやっぱり減ってくるというところもあるかと思えます。そこら辺については、やはり特別な手立てというのが必要なのではないかと思います。今、室長が言われたのは、南あわじ市全体をどう底上げしていくかというような話だったと思うんですけども、そこら辺のやはり地価の下落で、人がなかなか住みにくいところをどう引き上げていくかというところはちょっとお答えになってなかったかと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 物価の係数とかいう部分については、なかなか細工はしにくい。地価の高騰、下落という部分についても、なかなかそうした部分は、その時々々の相場取引をされるものですからなかなか難しいなど。ただ、福良等の土地については、下落という話が税務課長からございました。これについては、やはり大きな地震が来たら津波が来るというふうなことを全国的に発表もされて、兵庫県も発表もし、南あわじ市もそうしたことを位置づけて発表もしております。そうした中で、土地の高騰には上がるというところにはなかなかいってないのかな。そうしたものをのけますと、やはり今端のほうでいろいろ商店の部分とか、人形座もあそこへおりにきてやっています。ある程度の活性化はできてきてるのかなという気はしますが、先ほども申しました、地域で地域が力をつけてその地域で住めるというものにはまず一番大事なものをとて言いましたが、そこで生活ができるということは仕事があって生活ができるわけですので、そうした基本を地域づくりでやっていただいて、地域の元気があればそこへ人が寄ってくる、そうしますと必然的に地価は上がってくるという現象になると思えますので、地価の下落だけを見てそれを上げる方法というのはなかなか難しいのかなと。施策全体、また地域のそうしたまちづくりといえますか、地域づくりの部分で住みやすいなというところには、住みやすいしもうかるなというところにはやはり集まってくるんで、必然的に地価は上がってくるのかなと。そうしたことの手助けとして、何らかの施策を打っていくのかなというふうに思っております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今、福良を焦点にあてて答弁があったわけですがけれども、やはり福良のまちで医療機関、買い物、金融機関、それぞれがそろってれば住みやすいというか、住める状態になるかと思えますけれども、そこら辺では商店街を見ますとなかなか厳しい状況があって、今、人形会館のことを言われましたけど、その周辺はかなりにぎわっていると思えますけれども、町中までその波及効果がないというのが現実であると思えますので、そこら辺西淡も含めて、今、市民交流センターの話もありましたけれども、それだけではなかなか解決しにくい点もあるかと思えますので、土地の下落傾向に歯どめをかけるような施策をぜひお願いしたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） これまでもそうした視点に立ちながらやっていると、最初に私、市長公室の土井本でございます。よろしく申し上げます。庁舎も建ち、市民交流センターも立ち上がった中で、その地域の特性を生かした部分に、やはり市としての施策をマッチさせて発展させていくというのは基本かと思えますので、努力をしていきたいと思えます。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。
木場委員。

○木場 徹委員 2ページの、先ほどお話が出ておりました法人市民税について、各業種ごとの、今、説明があったわけですが、私の資料の中では農業が179%、前年対比増。漁業が対前年比26%というように、農業と漁業では大きく数字が、農業のほうは伸びているし漁業が落ち込んでると、この辺について何か分析されておりますか。

○蛭子智彦委員長 木場委員、済みません、10ページからですので、今の個人市民税で10ページ、冒頭申しましたように10ページから47ページということで、歳入の10ページから47ページまでのこの事項別の決算書、今10ページからということでよろしいですね。附属資料じゃなくて、決算書の歳入の個人市民税でしょ。10ページ、11ページのところですね。2ページとさっきおっしゃったので。

今の質疑に対して、続けて。いいですよ、ページ数のどこを問題ににとるかということとをまず言っていただきたいということなんです。歳入のところの10ページからです

よね。11ページね。それでいいです。

答弁。

税務課長。

○税務課長（山崎稔弘） 業種別の歳入の中身については、税務課ではそう細かく分析のほうしておりません。申しわけございません。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 農業の増と漁業の減の原因、把握されておりますかどうか、わかっておれば教えてください。

○蛭子智彦委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（榎本輝夫） 水産振興課長の榎本と申します、よろしく申し上げます。

南あわじ市の水産関係につきましては、25年度につきましては、漁業別業種別の漁価の平均収入につきましては、収入それから漁価個数がわかっておりますので、それで割りますと、船曳につきましては、大体24年度からにいたしますと3分の2ぐらいになっております。それから小型底曳き網につきましては、若干の上昇傾向にございます。それから、その他漁船漁業につきましては、ほぼ横ばいというようなこととございます。あと、養殖関係につきましては、ノリの養殖につきましては若干の上昇傾向にございました。それからワカメの養殖につきましても、大体緩やかな上昇傾向にございます。あと、魚の養殖につきましては、ハマチの養殖がかなり低迷しておりまして、この25年度からはしておらないというようなこともございまして、かなりの減収になっておろうかと思っております。

以上です。

○蛭子智彦委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（宮崎須次） 農林振興課兼農業共済課の宮崎と申します、どうぞよろしく願いいたします。

先ほどの質問ですけれども、24年の分で、玉ネギ、レタスが単価のほうがよかったのかなというところでございます。

以上です。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 10ページ、11ページの収入未済額についてお伺いします。これは金額は出とるんですが、市税のうちの市民税の収入未済者の人数は把握できてますか。

○蛭子智彦委員長 税務課長。

○税務課長（山崎稔弘） 市民税の収入の未済の件数でございますけども、個人現年につきましては764件、滞納繰越分につきましては1,243件、これを合わせまして2,000件になるんですけども、滞納と現年と兼ねとる人がおりますので、その合計数字が1,569件でございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 私が聞きたいのは、国保も未収金があるんでしょ、未済金。その関連をまた国保のときも聞きたいんであって、私の聞きたいのはこの収入未済額の件数、それと複数年の、恐らく例えば1,000人おったら複数年の未済の人もかぶっとると思うんです、その数を知りたい。それと、この市民税と固定資産税の収入未済額がありますので、固定資産税の件数は何件か、かぶってる複数年の方が何件か、それを言うてもうたら。

○蛭子智彦委員長 税務課長。

○税務課長（山崎稔弘） 先ほども御説明のほうで申し上げましたんですが、個人住民税につきましては、市民税につきましては現年が764件、過年が1,243件ということで、その合計額が2,007件になるわけなんですけども、この個人住民税だけで見ました場合に、その現年滞繰両方ともある人が1,569人ということで、438名が重複しとるという形になろうかと思えます。それを、個人住民税と固定資産税、軽自動車税を含めまして全体で見ますと、市税全体でその数字を見ますと、現年が1,902名、過年が2,172名で、トータルが4,074名になるんですけども、先ほどの方式でいきますと2,767名ということで、差が1,307名ということで、その1,307名の方が現年と過年があるという、ほかの税も含めて、1つの税ではなくてほかの税も含めた中で1,307名の方が重複分があるということでございます。

以上です。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 わかりました。また、これ課長、国保の特会するときにもまた今度はそちらのほうも聞きますんで、それで最終的にその市税と国保のかぶりがまた出てくると思うんで、その対応についてまた聞きたいと思います。これはこれで終わっときます。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。
谷口委員。

○谷口博文委員 恥ずかしいような質問やけど、これ市債の、44ページで附属のほうは21ページなんです。私が聞きたいのは、こういう起債のときに、借入先は市内の金融機関等々で借入れをされとんのですが、利率を見とったらばらつきがあるねんけど、この辺は利率の安いところで借りたほうがええと思う、これは単純な質問なんやけど、この辺のこの利率の違いがあるのはなぜですか。

○蛭子智彦委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 財政課の和田です、よろしくお願ひします。

利率の違い、起債の借入れの利率の違いなんですけども、現実的に民間の資金の場合につきましては、借入れの金融機関に対して幾らで借れますかとか、幾らで貸していただけますかとかいうような照会をかけて、安いところでやっていると。現実利率というのは、借入れ期間等のこともございまして、長期、短期によって利率がそれぞれ貸し出し金利が違うというようなことで、期間が短いもの長いものによっての差が発生してる分と思ってます。

以上です。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ほんなら具体的に聞きますけども、この土木債のほうで、これみなと銀行0.6%、それでこれ10年で償還で借入れも大きいんよ。この辺おかしな話やなど、借入れ金額も大きいし、償還の期限も年数の長いのに利率が高いやいうて、普通これ絶対行政だったら支払いをストップやいうことにないと思うのに、この辺もって金融機関と利率の話し合いやいうてでけへんのけ。それを聞きよんねんで。

○蛭子智彦委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 借入れに際しましては、先ほども申しましたけども、各金

融機関等にこの金額でこの年数で幾らの金利でかしていただけますかということで、複数回照会をかけてますんで、一般的に一番安いところで契約させていただくようなケースでございます。期間が長いものにつきましては、金利が多少高くなるというようなことは発生するかと思います。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私は一般常識で考えたら、この1%のともあれば、0.2%のともあれば、この辺のばらつきがあるの、これ行政が金融機関と交渉する上において、できるだけ利率やいうたら安いほうがええん違うんけ。その辺はどうなんですか。はっきり言うてくれ。

○蛭子智彦委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 借り入れ機関で、民間と公的機関がございます。政府機関の借り入れにつきましては、特に安く0.2%ぐらいで借り入れることが可能となっております。

○蛭子智彦委員長 よろしいですか。ほか。
木場委員。

○木場 徹委員 11ページの固定資産税の欠損額の現年分、滞納分で合わせて2,176万261円拳がっておるんですが、この不納欠損する基準といいますか、内規を決めとるはずですけど、これどういうことで、ほかの税はわかるんですが、固定資産税の場合は多分普通が滞納すると何年かのうちに差し押さえというか、そういう手続をすると思うんですが、その中で不納欠損していくというのは何か基準で、行方不明とか、何かわからんようになったとか、物が先に売ってしまったとか、それで物がなくなったとか何かあるはずですけど、どういう、今、基準というか運用されておりますか。

○蛭子智彦委員長 税務課長。

○税務課長（山崎稔弘） 特に固定資産税という縛りはございません。市税全体が滞納につきましては同じ扱いでございまして、時効は5年でございます。それで先ほども冒頭に申し上げましたけども、時効で不納欠損となるようなことはできる限り避けたいということで、収納のほうに力を入れておるわけなんですけど、その中で財産調査をしながら、も

しくはその資産を押さえながらというところもあるんですが、実際のところ、今、固定資産税を押さえ滞納処分というのは余り件数のほうは多くございません。その資産を押さえ滞納処分ということになりますと、裁判所のほうで行う強制的なものにうちのほうが乗かって、交付要求というような形がございますけども、そちらのほうの主でございます。市のほうで滞納処分を主にやっていますのは、財産調査とか保険があるとかかそういう調査を行いまして、ある場合にはそれを差し押さえまして、換価するという形になっております。もしなければ、その段階で滞納執行停止というような形をとらざるを得ないというような状況もございます。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長　　よろしいですか。

ほか、ございませんか。

それでは暫時休憩をいたします。

再開は11時10分とさせていただきます。

(休憩　午前11時00分)

(再開　午前11時10分)

○蛭子智彦委員長　　それでは再開します。

質疑ございませんか。

阿部委員。

○阿部計一委員　　16ページから17ページなんですが、市営住宅の滞納についてお尋ねしたいと思います。

市営住宅の、今、滞納状況というのはどのぐらいになってますか。

○蛭子智彦委員長　　管理課長。

○管理課長（原口久司）　　管理課長兼都市計画課長の原口でございます、よろしくお願ひします。

市営住宅の使用料の収納状況ですけども、現年、25年度分発生分の家賃収入状況としましては、これは駐車場の分も含めてですけども、収納率99.45%ということで、前年度、24年度より1.2%の増となっております。

それから、過年度分については、収納率は前年と比べて下がっておるんですけども、滞

納額にしまして21万円余りの減額となっております。それで、現年、過年を合わせた住宅使用料全体の状況としましては、収納率で92.48%ということで、24年度に比べまして1.17%の増、滞納額にしまして200万円余り減っております。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 そんなこと聞きよらへんねん、その25年度で市営住宅で全体、南あわじ市で幾ら滞納がありますか。パーセントで言わんと、金額で言ってください。

○蛭子智彦委員長 管理課長。

○管理課長（原口久司） 25年度で、過年度分合わせまして1,265万8,370円でございます。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 市営住宅は、これは強制執行とかそういうことは確か。それと、時効がないと聞いとるんですが、その点どうですか。

○蛭子智彦委員長 管理課長。

○管理課長（原口久司） 市営住宅の使用料ですけども、性質としまして、要は税金等の公債権と私債権というふうな考えがありまして、時効はございません。それから、強制的での退去等の勧告はできるんでありますけども、今現在ほとんどの方が返済計画等を立てて、少しずつではありますが減っているような状態でありますので、そこまでは特に今のところ考えておりません。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 法的にもそういうふうな形になってるということは、1,200万円からのそういう税を、入居している使用料も払わずにそのままずっと居座っとしても、行政として何の手当もでけへんということなんやな、はっきり言って。そういう中で、これはもう関連なんですけども、今、市営住宅皆抽選になってますわ、これはもう公平、公正にやる意味で絶対必要なことやと思うんですけどね。中には特殊な例で、民間のところにおって、旦那さんが半身不随になって、3階におるんですけどももう仕事も何もできない、

そして動くときは身内が寄ってきてかいて下までおろすというような状況。そして奥さんが仕事をしとるんですが、近くで車による乗らんというようなことで、抽選にもう5回か6回行つとるけどなかなか当たらんということで、今のところ非常に生活も厳しい状況になっておるわけですが、近くに市営住宅四季の丘があるわけですが、窓口へ行くとそういう条例に従って職員が粛々とやっていくと、これは当然なんですが、そういう特殊な場合においては、これはいろいろ法律も、昔の大岡裁きみたいなそういう特殊な例によってに限り、何かそういう人を助けるというような方法はないんですか。

○蛭子智彦委員長 管理課長。

○管理課長（原口久司） 障がい者等の申し込みというか、その個々によってできる分については、市のほうでは対応をさせていただいておるつもりでございます。ただ、市営住宅でもエレベーターのあるところが4カ所かということで、少なくともございます。ですから、そこら個々に、担当者なりとの要は協議というかになるかと思えます。
以上です。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 現実に1,200万円もの滞納者が出て、どないもようせんような状況になつとるわけやな。それで、そういう人はきっちりと使用料を払っていただくと、そういう1,200万円何ぼものお金を野放しにしといて、そういうような条例を盾に特殊な、それは奥さんもこれは近くの仕事場へ行きよるからどないもでけへんねな。ほんでその四季の丘の住宅があいたら、それは抽選じゃ抽選じゃいうて、一回も当たらへん。けど、そういうような特殊な例というのはそないないと思うねん。やっぱり行政ももう少しぬくもりのある判断をせなんだら、そういうものを見殺しにして、1,000万円からの滞納をのうのうと払わんと居座つとるのが何ぼおると思とんねん。その点どない思とんねん。

○蛭子智彦委員長 管理課長。

○管理課長（原口久司） 市営住宅の趣旨としまして、住宅の困窮者また低所得者に対しての住宅供給ということで、それが大前提でございます。そういう形で、その個々のケースというか、その規格にあったか方々については、そういうような対応はしていきたいと思えます。ただ、今、委員おっしゃる滞納額は1,200万円あるんですけども、ほとんどの方が計画的に、少しではありますけども支払っていただいて、滞納額も毎年減っているような状況でございます。

以上です。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 それはそういう、今、課長が言われてる方法も一つのわかりますけども、ただそういう特殊な例もあるということで、やっぱり市もいろいろ条例見よっても、市長の判断でどうこうできるとかというような解釈もできる条例が何ぼもありますわね、はっきり言って。ですから、行く行くもうその人は、このまま放つといたらもう税金もこれははっきり言って払えなくなるのは目に見えてますわね。結局また滞納がふえていくというようなことで、やはりそれは公平、公正も大事ですけども、収入が絶たれるということもこれは大きなことやと思うし、生活していくにもやっぱり大変なことになっていく。そういうようなことで、やっぱりそういう特殊な例は例で、やはり条例の中にも含みを持たせるというようなことも私は大切やと思うんですけども、これは一課長にお伺いしても、これは条例改正せなぐあい悪いというようなことになるのかもわからんけども、それはやっぱり市長の判断とかで何とかできるんじゃないかと思えますけども、市長、この点いかが思いますか。

○蛭子智彦委員長 中田市長。

○市長（中田勝久） 当然、今のようなケースは1件2件でないと思えます。一々こちらに報告は上がってきませんが。ですから、やはり今取り立てができてない、これはこれで別に、いろいろ御指摘があるように積極的に減らしていくというのと。それから、そういう特殊な事情の関係とは少し分けて考えていかなければならないと思えます。ですから、そういう滞納してる、これは積極的に時効があるなしにかかわらず取り組んでほしい。そして大変苦勞されてる、そういう人たちについては、特別にその人をそういう対応をしても、ほかの人から見ても「ああ、なるほどな」という人であれば一考すべきかなと思えます。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 これはなかなか難しい問題やと思えますけども、その奥さんが車に乗れないというようなことで、結局そういうようなほかのどこへ行けばそういうところがあるだろうけども、やっぱり1階しかだめやというようなことで、その点今後そういう特別枠といいますか、そういう方が何人おられるかわかりませんが、やっぱり行政として福祉面、特に弱者救済というような点からも、そういう点の住宅申し込まれた場合に、何か

いい方法を検討していただくことをお願いしまして、終わります。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。

熊田委員。

○熊田 司委員 ページ数の17ページの、保健体育使用料についてお聞きいたします。
これは、平成24年度に比べてどのような増減状況になっておりますか。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 生涯学習文化振興課長の福原です、よろしくお
願います。

一つずつ前年度の対比をさせていただきたいと思います。社会教育センターの使用料です。前年度282万8,700円、1万円ほど上がっております。それから社会教育センターグラウンド使用料、26万6,700円でございます。それから健康広場の使用料、こちらが前年度209万2,050円、5万円ほどの減額になっております。続きまして海洋センターの使用料、前年度が187万9,810円でございます。こちらのほうは若干ふえております。それから賀集スポーツセンターの使用料、前年度28万9,775円でございます。こちらは3,000円ほどの増額になります。続きまして阿万のスポーツセンター、前年度40万3,160円で、2万円ほどの増になります。あと、灘のグラウンドですけども、こちらは13万3,700円、1,000円ですね。それから文化体育館の使用料ですけども、618万6,390円ということで、若干減っております。この社会教育センター、並びに健康広場、B&G、それから文化体育館等につきましては、合宿、大きな事業、そういう事業が入りますとどうしても収入がふえますけども、あとのグラウンドであれば地域の方々の利用度、そういう形で若干変わってきております。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 この使用料をふやしていくというのも、一つの大きな方法ではないかなと思うんですが、その文化体育館または健康広場等、またB&Gの海洋センター等の利用度はどれぐらいの利用度があるんですか。もう目いっぱいというような状況ですか。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 夏になりますと、先ほど言いましたとおり、やっぱり大きな利用が入ってきます。小学生につきましては、前の議会でもありましたとおり無料になりますけども、やはり入を上げる、要するに交流で来られる方々の合宿、特に先ほど言いましたとおり、B & Gとかそういうところはロイヤルさんとかそういうところへ泊まる形での利用がございまして、ほとんど夏場は全てのグラウンドがもう満員、体育館のほうも利用が満員状況になっております。ただ地域のほうについては若干、先ほど言いました地域利用がございまして、若干空きがあるというふうに御理解いただければいいかと思っております。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そういうふうに、利用する頻度も夏場に偏ってくるということになれば、それ以外の季節、何とか利用できるような方法を今後、今回の決算の状況から来年度、27年度等にいろいろと施策を反映していただけたらなど、こういうことの考えを少しお聞きしたいんですが。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） この利用度を上げていくということは、やはりスポーツに興味を持っていただくということが大切かなというふうに思います。今までは、例えば冬場であれば地域のバレーボール大会とか、バレーの練習で使っている成人の団体が多かったわけなんですけども、若干そういう形が減ってきております。チームで何々を取り組むというのが減ってきておまして、そういう部分がまず使用率が減ってきたのかなというふうには思っております。ただ、今、体育協会でも取り組んでいただいておりますけども、ニュースポーツとして、これはもう簡単なことなんですけども、俗に言う玉入れ、スポーツとしては名前はアジャタと言うんですけども、これは北海道から始まった玉入れ競技です。そういうのは、北海道は先ほど言いましたように冬場何もできませんので、体育館でできるスポーツというので、これはもう簡単に誰でも手軽にできるスポーツとして、現在普及をスポーツ推進員さんで行っておりますので、徐々にそういうスポーツが広まってきたら、利用の度合いも上がってくるのかなと。時代によってそのスポーツの人気と言うんですか、そういうのが変わってきますので、そういうところに期待をしていきたい、そのように思っております。

○蛭子智彦委員長 ほか。
登里委員。

○登里伸一委員 18ページ、19ページの衛生手数料、ごみ処理手数料についてお伺いします。

洲本市と共同処理になって、やまなみ苑でやってると思うんですけども、そのなってからの状況、それから何かほかにこうしたらいいなというような考え等、所感がありましたらお聞きしたいんですが。

○蛭子智彦委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（北口 力） 生活環境課長兼衛生センター所長の北口でございます、よろしくお願ひします。

御承知のとおり、やまなみ苑統合ということで、本年4月1日統合しました。金額についてですが、10キロ100円ということで、これにつきましては、寺内の清掃センターと一緒に金額でございます。今、特にやまなみ苑のほうでは、問題とかいったことはお聞きしておりません。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 それで、その可燃ごみ処理手数料4,293万円、それから持ち込みごみ手数料が4,758万円ほどあるんですけども、この違一的なもの、なぜ持ち込みごみの手数料がこんなに高いのか、その辺の説明をお願いしたいと存じます。

○蛭子智彦委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（北口 力） まず可燃物ごみ処理手数料、これにつきましては、ごみ袋代金ということになっております。4,293万930円、これはごみ袋の販売した手数料となっております。それから持ち込みごみ手数料ですが、この4,758万2,160円は、寺内の清掃センターへ持ち込んだ手数料となっております。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 よろしいですか。

ほか、ございませんか。

原口委員。

○原口育大委員 33ページ、ふるさと納税の関係で伺います。
この実績というのは、件数と金額それぞれ目的別でお願いします。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 市長公室の北川でございます、よろしくお願いいたします。
ます。

25年度は全部で25件ございました。それで、使途別におきましては、1号が6件、
それから2号が3件、それから3号が9件、それから4号が7件ございました。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、その1号、2号、3号、4号の目的と、その金額とちよっ
と教えていただけますか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 1号が淡路人形浄瑠璃の保存、伝承または後継者育成
への取り組みでございます。2号は、若人の広場の灯を永遠に灯し続けるための取り組み。
それから3号は、福祉や教育の環境整備、活動推進への取り組みに対してでございます。
それから最後4号は、元気で明るいまちづくりのための取り組みの事業に対する寄附で
ございます。それから、金額でございます。1号につきましては、6件で21万2,000
円でございます。それから2号につきましては、3件の18万円。それから3号につき
ましては、9件の140万円。それから4号につきましては、7件の224万円ござい
ます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 1号とかそれぞれ単年度で出して行ってなくて、たまっていきよると
思うんですけど、今それぞれ残高は幾らぐらいなんですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 25年度末での合計でございます。合計が全部で77
2件ございまして、金額におきましては1億553万5,689円でございます。

○蛭子智彦委員長 今の残高があるかないかということだったんですね、原口委員。

○原口育大委員 25年度末の残高。

○蛭子智彦委員長 残高です、残つとる分です、使い切ったのか残つとるかということ
です。

市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 1号につきましては、157万2,000円でございます。
2号につきましては42万円。3号につきましては288万1,030円。4号に
つきましては409万2,000円でございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、25年度だけでもいいんですけど、寄附した人の市内、市
外というのはどういう数になりますか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 25年度は、島内の人が2件、あと島外の人が21件
ということでございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 今回、市内の人少なかったんですけど、以前は人形会館の建設のとき
は、たくさん市内の人があったわけですけど、このふるさと納税で市内の人が寄附した場
合、寄附金としては入ってくるんですけど、税収としては減ると思うんですけど、税収の
減った分に対して市内の人に対しても何か国からの補填とかはあるんですか。

○蛭子智彦委員長 税務課長。

○税務課長（山崎稔弘） 税収の減につきましては、国からの交付税が75%算入され
ることになっております。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、今後の方針をちょっと聞きたいんですけど、市内の市民からのふるさと納税というのは、本来の趣旨からするとちょっとずれてるような気がするんですけど、これは今後奨励するような考えなんですか、その辺の方針をお願いします。

○蛭子智彦委員長 市長公室付部長。

○市長公室付部長（橋本浩嗣） 市長公室の橋本です、よろしくお願いします。

この前の一般質問でもございましたように、ふるさと納税の仕組み自体が変わろうとしております。市長公室のほうでも、26年度の中でこれについては検討していこうと思っておりますので、今、委員さんのほうからは市内からのというようなお話がございましたが、ふるさと納税全般について今後検討していきたいというふうに思っております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら最後に、先ほどの残高教えていただいたんですけど、これは取り崩すタイミングというのはどんなふうに予定されとるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 1号が人形の部分で、これについては検討も今まで何遍かしてます。機会を見て、その辺を精算したいなということは思っております。2号については、若人の広場の部分でございますので、そうした部分については、今年度完成ということで、27年度からそうした部分の財源に充当すべきだろうというふうに思っております。3号については、教育福祉ですので、そうした部分についても、タイミングを見ながら、例えば少子化の強化というふうなところ、また教育の充実というところのインパクトのあるところで財源を充当すべきかなと。その他については、特定にされておられませんので、幾分かはやはり積み立てをしとくべきかなというふうに思っております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 今、インパクトのある使い方のような話がありましたので、やはり寄附した人が使われてよかったなと思えるような部分のニュースというか、そういう情報発

信はぜひしていただきたいし、余り長いことため過ぎると自分が寄附した分がどこへいったかわからなくなるというふうなことはないようお願いしたいなど。特に今度制度も変わるし、若人の広場とかについてはアピールして、前面に押し出して、広く全国から集まるような方策を考えてほしいなというふうに要望して終わります。

○蛭子智彦委員長　　ほか、ございませんか。
川上委員。

○川上 命委員　　ちょっと単純なことをお聞きするんですけど、決算のときにいつも滞納、不納欠損が出るわけで、これをなくするのは今後大きな課題であるわけでございますが、ちょっとお尋ねするのは、5年で不納欠損ということを申されておりましたが、仮に私なら私が不納欠損出ると、その後私がもう5年また税金を滞納して払わなかったら、そういう対応はどのようにしてるんですか、一旦不納欠損受けた市民が、その次の対応どういうふうに処置をしてるんですか。

○蛭子智彦委員長　　税務課長。

○税務課長（山崎稔弘）　　不納欠損を先の段階でさせていただくということは、時効を迎えたものでありましたり、その段階で執行停止と判断をした中での処置でございます。それがまた5年後にそういうことの対象になるかということでございますが、新たにその5年後にその滞納した分について財産調査をするなりしまして、その時点でまた新たな同じような判断をいたしまして、そのときの状況に応じまして、その処分の対象になるか、不納欠損の対象になるか、執行停止の対象になるかというような判断をさせていただいております。
以上でございます。

○蛭子智彦委員長　　川上委員。

○川上 命委員　　実際、悪質であればそういったケースが多いわね。そのときに不納欠損受けて、またその人はずっと結局払わなかったら不納欠損、不納欠損で、結局税金を払わなくて済むというような形の方がおるんですか。

○蛭子智彦委員長　　税務課長。

○税務課長（山崎稔弘）　　そういう悪質の方は余りいらっしゃらないかとは思いますが

ども。

○蛭子智彦委員長 不納欠損が繰り返されるかというような趣旨です。
税務課長。

○税務課長（山崎稔弘） 不納欠損を繰り返すというのではなくて、その滞納額がありましたらできるだけその交渉をいたしまして、分納誓約なりしていただくような形をとらせていただいております。それで分納誓約をとった中で、金額的には現年分が最低でも残っていないというのが原則でございます、それで分納誓約をいただきましたらそのまま納付をいただくと。その分納誓約の履行が不履行になりますと、そこでまた滞納処分という形になります。
以上でございます。

○蛭子智彦委員長 川上委員。

○川上 命委員 私が聞きたいのは、不納欠損を受けたそういった人が、南あわじ市にずっとそんな人があるんですかいないんですか。払わなくてもすんでる人というのかな、あるんですか。

○蛭子智彦委員長 税務課長。

○税務課長（山崎稔弘） 不納欠損の数字があるということでございますので、そういう方はいらっしゃいます。

○蛭子智彦委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） 市民生活部長、高木でございます、よろしく申し上げます。

まず不納欠損なんですけれども、時効5年、そのまま何の手立てもせずに時効を迎えたという方はおりません。まず滞納が発生しますと、先ほど言いましたように納付書を送付して督促書を出して、それでも応答のない方につきましては、まず滞納者に対して財産調査や預金、給与、不動産といった税務調査をして、まず差し押さえなりの手続をさせていただきます。またそういう滞納の手続をして、その手続が中断する要件がございます。その中断する要件につきましては、まず滞納処分の停止ということで、財産がないときや生活が困窮している場合、これ地方税法の15条の7、そういう法律で決められておる基準が

ございます。それと滞納処分を停止した場合は、その長さが3年、さらに3年同じような状況が続きますと、始めて不納欠損ということになっております。ですから、税務課、収税課におきましては、その5年間払わただけで不納欠損になるということはまずございません。ですから、5年の時効を迎える前にいろんな手段を講じて、先ほど言いましたように、どうしても払えないという方よりも、まずその不納欠損する前に分割で幾らかずつでも払ってくださいよというような承諾を得てまいっておりますので、悪質なそういう時効を迎えるというケースはまずないと確認しております。

○蛭子智彦委員長 川上委員。

○川上 命委員 今、部長の答弁で、その努力はよくわかるんですけど、旧西淡町のときに徴税課というものをこしらえた中で、悪質な方を徹底的に責めたと、徴収に行ったということで、非常に成績の上があったことがあるわけです。この南あわじ市においては、徴税に対してそういった努力というものは、やっぱり徴税課というものはあるんですか、この徹底的に集めるという。どうですか。

○蛭子智彦委員長 税務課長。

○税務課長（山崎稔弘） 収税課のほうで、職員は今現在7名おりますけども、日夜そういう不正な滞納がないように努力をしているところでございます。
以上でございます。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。
阿部委員。

○阿部計一委員 先ほどちょっと17ページ、市営住宅の使用料のことでちょっと聞き忘れたことがありますので、お聞きをしたいと思います。
執行部の答弁ですと、滞納者も善意のある方は少しずつでも支払っていただいております。これは善意のある市民やと思っておりますけども、1,200万円何ぼということは、これはかなり固まって払ってない方がかなりおられると思うんですね。それで、その最高何ぼぐらい滞納しとんのか、その点参考にお聞きしたいと思います。

○蛭子智彦委員長 管理課長。

○管理課長（原口久司） 一番滞納額が大きいのが、額で160万円ほどです。

以上です。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 それでね、私は先ほど市長に御答弁いただいたけども、ああいうことを関連で質問したのはなぜかということね、やっぱり私も旧町時代から税金の滞納については厳しく言うし、文教関係に12年間おりました。ですから、各市町の視察なんかも行った。私が行ったところでも、やっぱり3自治体で100%収納しているところが現実あるんです。そういうところは、これはもう課長、そういう収税課が中心となって日夜努力をされてやっておるんですけども、何かいうたらパーセントいうけどね、これ100%が当たり前なんですよね。けど、私ら本当に一生懸命働いてやっても、今のそういう税制では払えない方もおられると思います。そういう方のことを私は言ってるんでなくして、本当に払える能力がありながら、例えば市営住宅では150万円たまっとなって、これは何ですか、分割というのは月何ぼぐらい払いよんですか。

○蛭子智彦委員長 管理課長。

○管理課長（原口久司） その方については、現年度毎月が約2万弱。それで、2カ月分ということで、現年度プラス滞納月2カ月分、約4万円弱を支払う返済計画ということではしております。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 それで、やっぱりお酒飲みにはスナック行っっても、「おまえら税金払いよんのか、あほか」というようなことを言う人もおるわけ、結構お金もうけもしてるし、結構な生活していても意識的に払わん人間がおるわけなんで、これ事実なんですよ。やっぱりそういうこともあると。それと、今、市営住宅の話がそれで何しますけども、今そういう支払いをやってますけども、やっぱりもう一旦市営住宅へ入ると、例えば3万円4万円、きょうはよう払わんよって1,000円払とこか、2,000円やと。これずっとやられたら、そのまま退去命令もでけへん、時効もないというような形で、永久的にそういう市営住宅に居座れるわけなんやね、今の制度やったら。そういうことでね、課長、やっぱりそういう160万円、私も現実ある程度把握して質問しよんのでうそ言うたってあかんで、そやから160万円ってその人はその人やけども、現実これはもうずっと1,200万円言いよるけど、どんどこどんどこふえていくわけやないかな。けど、本当に善意で入りたい人がおって、生活がかかって入れないような、そんな人を抽選じゃ抽選じゃい

うて、ほなそういう抽選してやった人が100%きっちりと家賃払ろてくれようかいうたらそうでないやないか。現実、そういう入っていいかげんな住民もおるやないかな。そういうことを踏まえたときに、やっぱり市営住宅に入るといことは、それはやはり経済的に厳しいというようなこともあるけれども、結構収入のええ方も入っておられるんでね、やっぱりその辺を今後の何に生かしてほしいと思うんですけども。結局、これもうこれだけの大きな金額になったら、恐らくどないも仕方ないと思うけども、これは完済できる何がありますか。

○蛭子智彦委員長 管理課長。

○管理課長（原口久司） 支払ってる方と支払ってない方の公平感をなくすというのは当然のことです。それで、先ほどの説明で少しずつ滞納額が減ってるということで、昨年24年度では約280万円、今年度25年度分の決算で200万円ずつ滞納額は減っております。ですから、そこらで徐々にではありますけども、そういうことで返済計画立てていただいて、徴収に努力しているところでございます。ただ、私どもそういう方相談を受けるときには、福祉のことも考えて相談をさせてもらうんですけども、やはり先ほど言いましたように住宅の困窮者、低所得者の方が多くございますので、多くの方がそうですので、すぐに退去命令というか、退去措置というふうなこともしにくいのも現実でございます。

以上です。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 それはもうようわかりますし、恐らくこっちが何ぼ質問したところで滞納率が減るやいうことはないと思いますけどね、やはりある意味では公平、公正、ある意味では不公平が生じておるといようなことで、先ほどは市長から御答弁もいただきましたけども、やはりそういう特別枠というか、そういうような生活困窮でなしに、ひょっとしたらもう首つらな仕方ないような状況下にある、首つってからやったら遅いわね。やっぱりそういう人もあるということをおね、何でも条例で解決、そんなことは条例人がつくるねんから、やっぱりそういうことも今後住宅を欲しがっている中で、そういう人もおるといことをやっぱり念頭において、ただ抽選すりゃええんやいうんでなしに、今後そういうことも考えた中で、それは南あわじ市にどんだけの人がおるか知らんけども、現実このまま放つといたら、今さっき言いよったような人は本当に生活でけへんねんから、そんなことを考えたら、もし首でもつったら市が責任とられへんだ、はっきり言って。現実ですよ、本当の話しよんねんから。そういう事態になってる市民もおるといことなんです。

で、そういう空き家ができるときにはそういう事情も十分お話を聞いて、そういう場合は何か救えるような方法をこれから考えてほしいと思います。その点について一回だけ、室長から先ほど答弁いただいたんですけど、所管の課長としてお願いします。

○蛭子智彦委員長 管理課長。

○管理課長（原口久司） そういう低所得者の方で、そのような状況の方が市内にはほかにもおられるかもわかりません。ただ、市営住宅の入居だけでそれがすむ問題でないかと思しますので、今後福祉、先ほども言いましたけども、福祉の関係部局とも相談しながら、そこらの手当というかは考えていきたいなと思います。

以上です。

○蛭子智彦委員長 審査の途中ですか、昼食休憩をとりたいと思います。

再開は午後1時とさせていただきます。

(休憩 午前11時57分)

(再開 午後1時00分)

○蛭子智彦委員長 再開します。

再開に先立ちまして、午前中の答弁で訂正がございます。

税務課長。

○税務課長（山崎稔弘） 午前中の答弁の中で、印部委員さんから質問のありました滞納件数でございますけども、市民税の滞納件数が幾らというようなところで、現年が764件、過年が1,243件、合わせたものが1,569件、その差が438件と申し上げまして、その483件が重複分だというふうな説明をさせていただいたんですけども、その438件は新規の分でございます、1,569件が重複分ということが正解でございます。市民税全体につきましても同様の説明をさせていただきました。それも数字が逆になっておりますのでおわびいたします、訂正させていただきます。

○蛭子智彦委員長 よろしいですか。

では、質疑を行っていただきます。

質疑ございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 決算書の39ページの雑入の関係で、らん・らんバスの運賃収入についてお伺いいたします。

これは、前年比に比べて、決算ではどういう状況になってるでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） らん・らんバスの運賃収入でございますが、平成24年度におきましては1,562万6,651円ございました。平成25年度は1,052万8,030円となっております、減少しております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 500万円不足減収になってるという話でありますけど、その要因はどのように分析されてるでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 平成25年度はダイヤの改正等ございましたので、その分の減収と、あと年間パスポートの発行をいたしました。それによる運賃の収入の減少が主なものでございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 先日の一般質問でもらん・らんバスについて話があり、新庁舎建設に向けてダイヤ改正するというような話もありました。ダイヤ改正というのは、新しくお客さんが乗るケースもあると思うんですけども、従来乗ってた方が乗れないというようなケースもあるというふうに思います。そこら辺の調整というのは、かなり難しい話だと思いますけれども、今回の改正でどういう点で不便があって、このような現象になったんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 今までの問題点といたしましては、乗り継ぎがうまくいっていない。それから、今までと違ってルートに対応ができていない。その他あるわけ

ですけれども、今までの実績をもとにいたしまして、それらを解消すべく今回見直しを図っておるわけですが、地域からの要望もありまして、どこどこのルートを通ってほしいとかいうのが数点ございました。それらの分についても、今回見直しの対象にしております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 先日の一般質問でかなり詳しく話があったわけですが、ルートの変更というのがあったわけですが、その以前乗ってた方が乗れない、それである一定の場所までらん・らんバスで行って、それから奥さんが病院へ入っているのに行くのに、そこからはタクシーを利用するというような切実な話も聞いているわけですが、そこら辺の解消というのは、なかなかあっちを立てればこっちが立たずみたいなどがあると思うんですけれども、この利用者の方々へのアンケートを実施するというような計画はあるのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 今のところ、そういうふうなアンケートを実施するというようなことは検討しておりませんが、デマンド部分のところにつきましては、対象であろう人のところへ部長が一軒一軒昨年度回りまして、いろんな意見を聞いてまいりました。それで、できるだけ皆さんに利用していただきたいと考えております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今後、地域交通会議も開かれるという話でありますけれども、やはりそこから出る意見というのも貴重なものでありますけれども、現在利用している人も含めてやっぱりアンケートも実施しながら、そこら辺を反映したルート設定ということも考えていく必要があるのではないかと思いますけど、いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） アンケートも一つの方法かとは思いますが。交通公共会議での御意見、それから各自におきましても、市長公室のほうへ電話等でいろんな形で要望がきておりますので、それらを踏まえまして、見直しを検討していきたいと思っております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ぜひ、せっかくのバスですから、一人でも多く乗ってもらうのが基本だと思いますので、やはりアンケートも実施しながら声を吸収して、新しいルート設定というのをぜひお願いしたいと思います。再度お願いしたいと思いますけど。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 見直ししていくという点で、その方向も検討してみたいと思います。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 33ページの、地域振興基金利子について伺います。

これは地域振興基金、今現在27億円ということであって、スタート時5億円から始まったと思うんですが、この地域振興基金の積み立ての交付税算入の上限というか、幾らまでこれ地域振興基金積み立てた場合に交付税算入があるんですか。

○蛭子智彦委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 地域振興基金のことですけども、全額可能な分につきましては積み立てております。

○蛭子智彦委員長 違うんです、上限額は何ぼか。
財政課長。

○財政課長（和田幸三） 限度額につきましては、25億6,000万円です。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 課長、それはおかしいぞ。今既に27億円基金で積んであるのに、25億円や26億円やいうたらオーバーしとるやないか。これは何か交付税算入、これもうこんなありがたい制度ないんですよね。66.5%が交付税算入で、いわゆる100億円に対して66億5,000万円くれるような夢みたいなお金ですよ、交付税算入というのは。ですから、これ何かの縛りがあって、上限というのは決まってると思うんですが、

これ何か決まりあるんでしょ。なかったら何ぼでも借りたらええねん。

○蛭子智彦委員長 財務部長。

○財務部長（神代充広） 財務部長の神代でございます。

今、御質問の地域振興基金につきましては、国がこの団体についてはここまで借り入れられますよということで、その事業費を決めております。それに基づいて、基金として27億円積み立てておりますので、もう限度いっぱい積んでおるということでございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 ですから限度いっぱい積んでおるとするのは、何に対して何があるからこうですよという、何か決まりがあるんでしょ。何かに何かをかけたら27億円ですよ、何かに何かをかけたら南あわじ市は50億円ですよとか、何かがあってこそこの27億円という数字が出てきてるんでしょ。ですから、この数字が出てきとる根拠は何ですかという。

計算式はもうよろしいけど、これが南あわじ市の上限ですか。

○蛭子智彦委員長 財務部長。

○財務部長（神代充広） そうです、27億円が上限でございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 それで、この利息が3,523万何がしか出とるんですね。これ27億円に対して1.3%ぐらいの利回りだと思うんですが、今現在我々の通常常識でこれだけの運用益を出すというのは、何に運用益を出るように運用されとるんですか。

○蛭子智彦委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 国債運用なり、他の団体の債権を購入して運用しております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 それは、結局この予算決算書に3,500万円というお金が出てきと

るということは、一年一年利息をもらうというような運用をしとるわけですか。

○蛭子智彦委員長 会計管理者兼会計課長。

○会計管理者兼会計課長（堤 省司） 会計管理者兼会計課長の堤でございます、よろしくお願いたします。

基金の運用につきましては、定期預金並びに証券、債券で運用いたしております、債権につきましては年2回の利息が入ってくるような、そういった形で利子が入ってきております。

以上です。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、これは利子配当課税は20%課税され、これ市というのは運用益に対しては課税されるんですかされないんですか。

○蛭子智彦委員長 会計管理者兼会計課長。

○会計管理者兼会計課長（堤 省司） 非課税でございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 わかりました。それで、この25年度の当初予算で、このいわゆる地域振興基金の果実、いわゆる3,500万円ですね。これはらん・らんバスに1,000万円、市民まつりに1,000万円、ちょっと正確に覚えてないんですけど、確か2,000万円をこの果実で使うということであったんですが、実際これ3,500万円出てるんですが、2,000万円をこれに使ったのか、それとも2,000万円は当初予算どおりであって、あとの1,500万円を別に使ったのか、どちらですか。

○蛭子智彦委員長 財務部長。

○財務部長（神代充広） 今、委員おっしゃられましたように、当初予算において2,000万円については、そのまま充当をしておるところでございます。あと1,500万円余分にといいますか、運用益が当初予算よりも余計に出ておりますけども、それらについては福祉関係の事業等に充当をしておったと思います。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 それは、充当をしたというのは、25年度中に補正を組んで充当したんですか、それとも補正なしで充当したんですか。

○蛭子智彦委員長 財務部長。

○財務部長（神代充広） 基金利子については、補正予算をおいておったと思います。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ最後にしますけど、現実には何に使われたんですか。

○蛭子智彦委員長 財務部長。

○財務部長（神代充広） らん・らんバス、それから祭りの補助金、それから市民交流センターの関係経費、あと子育て関係の事業に一部使っておったと思います。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。
谷口委員。

○谷口博文委員 私、簡単な質問いたします。28ページ、29ページの消防費兼補助金ですね、再生可能エネルギー等導入推進基金事業補助金というやつは、これはいつから始まっていつまで継続されるのか。それと、その事業というのはどういう事業をされるのかお尋ねをいたします。

○蛭子智彦委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） 防災課長の藤本です、よろしくお願ひいたします。

この再生エネルギーにつきましては、事業的なものにつきましては、各福良小学校なり阿万小学校等において、今、再生エネルギーの太陽光発電の形の事業をさせていただいております。その部分の補助がこの金額になっております。時期につきましては、今現在福良のほうは昨年度整備のほうは終わりました、今、阿万のほうは今年度実施設計をしておりまして、工事につきましては来年度というような形の中で、今、計画をしております。

以上です。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これは、要は消防の補助やけど、ひもつきとして、ということは防災関連施設に対する再生可能エネルギーというのは、主に太陽光のそういうふうな事業に使える県の補助メニューということなんですか。

○蛭子智彦委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） さようございます。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 あわじ環境未来島特区でないけど、例えば沼島でもエネルギー100%とかいうような、そういう事業メニューとこのメニューはまた違うんですかね。あわじ環境未来島構想の中で、エネルギー100%とかいう沼島しよんだ。ほな、それはそれできよんのと、この消防の関連というのは福良の避難所であったり沼島であったり、あと例えば災害にあるようなところへ今からずっとそういうふうなソーラーなりを設置してもうて、蓄電池設備も据えた上で、いざというときの非常用、災害用に利用できるような施設整備なんですか。要はソーラーもし、蓄電機能も持ったような施設整備なんですか。その辺、ちょっと一遍答弁してください。

○蛭子智彦委員長 どのような事業の補助金かという、もう少し消防でどうかかわってくるかということの説明いただけませんか。

教育部次長。

○教育部次長（藤岡崇文） 教育部次長兼教育総務課長の藤岡でございます、よろしくお願いたします。

補助メニューの内容は、先ほど防災課長から説明のあった県の補助事業でございまして、実際工事のほうは、昨年度福良小学校の屋上に太陽光発電のパネルと、それと蓄電設備を備えまして、福良小学校の体育館は避難所の指定も受けてますので、そちらのほうでもし災害が発生して停電なんかが起こった場合に、太陽光発電だけですと自立の分だけですけども、蓄電設備も備えてますので、しばらく何時間かはそれで対応できるというような、工事のほうは施設管理もございまして、私ども教育施設系のほうで実施をさせていただ

きました。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ほんで、この事業メニューというのは継続して、今からずっとある程度そういう避難所のところに継続的な県の補助事業なんですか。

○蛭子智彦委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） 今のところ、阿万の小学校の整備が終わった時点で、再度どのような形にするかというのを協議をすると。今のところ、この事業の中については、阿万が最終という形になっております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ということは、消防関連の補助企業なんで、福良小学校であったり阿万小学校であったり、避難所的な機能を有するときの非常用の電源確保のためにこういうふうな補助金がついて、それでソーラーやって蓄電やったりとか風力とかその辺も、太陽光だけなんですか、これは。

○蛭子智彦委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） この事業につきましては、全体的な中の部分についてはちょっと掌握してない部分がございますが、今、現状で福良それから阿万につきましては、避難所という形の中で、災害対策という形の中で動きをさせていただいております。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 沼島におきましては、環境未来島構想の一環として、エネルギーの持続という3つの柱のうちの1つでやっております。これは神戸大学と兵庫県立工業技術センターが主体となりまして、環境省より企業さんが直結した事業で、独自にやっておる事業でございます。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ということは、沼島に対しては、あわじ環境未来島のやつで独自にやっていたとというのは、もうその事業というのは始まっとんのけ。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 実証検証は始まっておりまして、ことしが最終年度になります。それで、今その結果の実証を図っているところでございます。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。
吉田委員。

○吉田良子委員 先ほどの地域振興基金利子の話ですけども、部長の答弁で。

○蛭子智彦委員長 ページ数、33ページ。

○吉田良子委員 済みません。らん・らんバスと祭りと子育てに使ったというような答弁があったと思うんですけど、それでよろしいんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 財務部長。

○財務部長（神代充広） ちょっと私の記憶でお話をさせていただいたんですけども、それ以外にも自治振興、要は自治会のほうに補助金を出しておりますが、それらにも一部充当しておったと思います。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 歳出のところで言ったらいいんかもしれませんが、この青色の表紙の附属資料を見ますと、この地域振興基金の利子3,500万円は、祭りと。

○蛭子智彦委員長 何ページ、附属資料の39ページ。
質問続けていただけますか。

○吉田良子委員 よろしいですか。祭りとこのらん・らんバスの2つのことで全額使ったというふうな附属資料になってると思うんですけど。

○蛭子智彦委員長 ページ数で言えば、35ページと39ページ、附属資料のね。という
ことですか。

○吉田良子委員 そうです。25年度決算で言えば、そういうことになってると思うん
で、その子育てに使ったとか、自治振興に使ったというのは、そのの利子のまだ余分にあ
ったのかというような誤解もちょっとあるんですけど、ちょっと正確な答弁をお願いした
いんですけど。これは記実が違ったということなんじゃないでしょうか。

○蛭子智彦委員長 財務部長。

○財務部長（神代充広） 大変失礼しました。ちょっと決算の財源充当の内訳のところ、
私確認をしていなかったんですけども、この財源内訳というのは、要は決算統計に基づい
て、地域振興基金の地域利子についてはこれこれの事業に充当しておりますということで、
統計的に出しておるんですけども、それをそのままこちらのほうに典拠しておくことでご
ざいます。予算の段階においては、先ほども申し上げましたように、自治振興事業、要は
自治会の補助金であるとか、子育て関係のものについても充当をしておったんですけども、
この決算の統計的な資料をつくる段階では、ほとんどコミバスと祭りのほうに充当したよ
うな形で資料をつくったと、そういうようなことで、少しその予算と決算のほうで違いが
出ておるということでございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ただらん・らんバスは、先ほども質問しましたけれども、利用者にと
っては本当にいい制度であるんですけども、一方乗る必要がない方にとっては、なかな
か乗車率が少ないなど、もっと乗って有効にというようなことで、私らもよくそのお金は
一体どうなってるんだと、運行する全体のお金は、これだけ燃料費が上がってる中で市か
らどんだけお金持ち出してるんかとかよく聞かれるわけです。ですから、こんな決算を見
て、運賃収入がこれだけあって、それで基金利子をこれだけ使ってますよというような説
明にこれを見てなっていくわけですよね。しかし今の話ですと、予算ではどうの、決算で
はどうのというような話になっていけば、私どももちょっと話としてわかりにくいし、市
民に対して正確に伝えることができないわけなんですけども、そこら辺は、これからこの
表現の仕方とか、これもっと適切な形にしていくべきではないんじゃないでしょうか。

○蛭子智彦委員長 財務部長。

○財務部長（神代充広） 確かに、ちょっと予算のほうと決算のほうとで違いがございますので、できるだけ予算に近い形で決算充当のほうも今後処理していきたいというふうに思います。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、これ現実問題、そしたら基金利子はらん・らんバスに幾ら使ったことになるんですか。先ほど、子育てとか自治会への補助みたいなことを言われてましたけども。

○蛭子智彦委員長 財務部長、この資料は決算附属資料として配付されとるものであって、この決算資料の裏づけをする資料であるわけですから、この数字を見て委員は質問しとるわけですから、この数字に違いがあるのであれば訂正したものを提出いただけますか。財政課長。

○財政課長（和田幸三） ちょっと手元の資料では御説明ちょっとしにくいので、整理した形であとで御説明させていただく資料を説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○蛭子智彦委員長 そしたら、委員、歳出のところでは訂正資料を出していただいて議論するというところでよろしいですか。

○吉田良子委員 はい、よろしいです。

○蛭子智彦委員長 では、そのようにさせていただきます。
ほか、ございませんか。
印部委員。

○印部久信委員 43ページの上段のほうの、サンライズ淡路施設使用料1,418万何がしが出とるんですが、結局この施設使用料は、売り上げに対して十何%であったと思うんです。1億円を超えた場合には、施設使用料が多少減額されていたと思うんですが、現実には売り上げが何ぼあってこういう数字になってきたんですか。

○蛭子智彦委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 商工観光課長兼企業誘致課長の阿部でございます、どうぞよろしくお願いたします。

平成25年度のサンライズ淡路の施設使用料でございますが、これは基礎収入の13%、それから1億円を超えたら5%という計算でありまして、13%の部分が1億円でありまして、ですから1,300万円。それから5%にかかる部分が2,375万378円でありまして、これの5%で118万7,968円ということで、合計1,418万7,968円ということになっております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、売り上げが1億2,375万円ということになります。が、過去サンライズの場合は1億円を超えたことがなかったんですが、25年度は1億円を超えたん初めてですね。

○蛭子智彦委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） そのように記憶しております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 ちょっと関連します、その下にサイクリングターミナルの施設使用料も同じかいげつが指定管理でやってるんですが、これは569万何がしかなんですが、この場合施設使用料の比率が若干サンライズと違って下回ってたと思うんですが、5,569万円というのは、結局売り上げは幾らになってますか。

○蛭子智彦委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） サイクリングターミナルにつきましては、3,793万6,487円ということで、その15%で569万473円ということになっております。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。
木場委員。

○木場 徹委員 31ページの最後の欄の、土地建物貸し付け収入についてお尋ねいたします。

まず、市有地貸付収入で580万何がし、それから1つ警察を飛んで、雇用促進三原宿舍駐車場土地貸し付け収入150万円とあるんですが、まず市の所有地の貸し付けですが、これ長期にわたって貸付をしとるとか短期とか、その辺の中身の説明をお願いいたします。

○蛭子智彦委員長 管財課長。

○管財課長（富永文博） 管財課長の富永と申します、よろしくお願ひ申し上げます。

普通財産土地の貸し付けにつきましては、市の公有財産規則に基づいて貸し付け等を行っております。その中には、貸し付けの貸し付け料の規定等がございます。それに従って貸し付けを行っております。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 いや、そなん聞きよんの違うねん。長期に、同じ相手の人に貸し付けとるのかどうかを聞きたいわけ。場所と。

○蛭子智彦委員長 管財課長。

○管財課長（富永文博） ここに挙がっております場所につきましては、国民休暇村の敷地部分、それから国立淡路青少年交流の家の敷地部分、それから賀集八幡部分にあります市有地の部分、あと数カ所でございます。それから警察署、それから駐在所の部分につきましては、南あわじ警察署の旧のといひますか職員の駐車場で、これにつきましては25年の8月で貸し付けを終了しております。それから、福井の駐在所の敷地の部分もございます。最後に、雇用促進住宅の部分につきましては、駐車場の貸し付けを行っております。年数等につきましては、それぞれその協議の中で年数を定めているものと思ひます。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 今お聞きしますと、国民休暇村それから青年の家とか、民間はないんですか。

○蛭子智彦委員長 管財課長。

○管財課長（富永文博） 国民休暇村の敷地につきましては、環境省及び休暇村協会というのがございますけれども、そちらのほうに貸し付けております。それから、国立淡路青少年交流の家につきましては、独立行政法人青少年の家。及び宿舎部分につきましては、文部科学省のほうにお貸ししております。あとは一部民間のものもございます。
以上でございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 要はですね、長い間休暇村も含めて貸し付けするのであれば、売却できないかどうかをお尋ねいたします。

○蛭子智彦委員長 管財課長。

○管財課長（富永文博） 私自身も4月にちょっとかわってきたこともありますので、過去の経緯等十分承知していない部分がございますけれども、またそのことについては、一度過去の経過等について確認をしていきたいと思っております。
以上でございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 一遍検討していただいて、長期にわたるものはできるだけ売却して、民間に渡すという方策がええんじゃないかと思っております。3番目のこの三原宿舎、駐車場の貸し付けについては、これは企業団地内ですか。そこやと思うんですけど、間違いないですか。

○蛭子智彦委員長 管財課長。

○管財課長（富永文博） 雇用促進住宅につきましては、上幡多の工業団地内でございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 そこについても売却できないんですか。

○蛭子智彦委員長 管財課長。

○管財課長（富永文博） 先ほどと同じになりますけど、一度確認をさせていただきたいと思います。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 検討よろしくをお願いします。終わります。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。
印部委員。

○印部久信委員 同じく43ページの、灘黒岩水仙郷施設使用料精算金とかいてありますが、この72万5,000円について説明をお願いします。

○蛭子智彦委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） この精算金につきましては、水仙郷の指定管理者が昨年変わったわけですが、その変わるときに、前指定管理者であります灘黒岩自治会のほうが肥料やり等やってもらった部分の金額で、市が直営でやっていた時代のものを支払ったものでございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 確かこれ、去年指定管理者が変わったわけですが、これは指定管理者が変わったときの、ちょっと記憶正確でないんですが、施設使用料というものはどうなってますか、25年度の。新たな指定管理者になっての。

○蛭子智彦委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 新たな指定管理者の施設使用料につきましては、417万3,587円でございます、これは入園者数の数によりまして単価違うんですけども、入園料のうち1万人までの部分につきましては60%で285万円。それから1万人を超える部分、3,325人につきましては55%ということで、86万8,656円というこ

とで算定しております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 申しわけない、これどこに入っとるんですか。

○蛭子智彦委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 決算書の41ページの、商工観光課雑入のところがございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、確かこの指定管理が変わるときに、今までは2,300万円までは指定管理者、2,300万円から3,100万円までは市、3,100万円を超えたものは双方折半ということであったんですね。確かそうであったと思うんですね。それで、今回の場合はこういうふうにならざるんですが、これ委員会のときに変わったこの理由ですね、こういうような変わり方になった場合、市の取り分が半分以下になるわけですね。この場合、結局最終的な売り上げ計算は入場料だけであって、売店収入とかそういう諸々の他の収入は、市の使用料の算入の計算には除外しとったんですかね、これは。

○蛭子智彦委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 前指定管理者のときは、その売店それから食堂等については除外しておりました。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。
印部委員。

○印部久信委員 43ページの、浮体式多目的公園補修工事保険料2,000万円が挙がっておりますが、数年前に台風の被害でこの浮体式公園が大変な被害を受けまして、補修した経緯があると思うんですが、今回のこの補修工事保険料2,000万円というのは、どういう事故でした。

○蛭子智彦委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（榎本輝夫） 今、委員さんがおっしゃられた事故の保険金でございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 私が言ったのは、もう数年前の台風のときの事故の補修はそのときに済んだと思うんですが、この2,000万円というのはその事故の補修が引きずったわけですか。

○蛭子智彦委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（榎本輝夫） 保険金の請求が、ちょうど24年度の末ぐらいになっておりまして、保険金の収入の時期が、ちょうど5月の出納閉鎖をまたいで25年度に入ってしまったしまして、6月にはすぐ入ったんですけども、ちょうど未収というような形で残ってございました、その分でございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、この事故というのはこの2,000万円で補修は全部できて、市からの持ち出しはなかったんですか。

○蛭子智彦委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（榎本輝夫） 今、工事費の全額はちょっと記憶にないんですけども、これで全部支払われたわけではございませんでした。4,500万円ぐらいの事業費やったのかなと思います。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、この2,000万円余りというのは、市が立てかえ払いをある程度しとったということですか。

○蛭子智彦委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（榎本輝夫） そうでございます。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。
審査の途中ですが、暫時休憩をいたします。
再開は2時とさせていただきます。

（休憩 午後 1時42分）

（再開 午後 2時00分）

○蛭子智彦委員長 再開いたします。
質疑ございませんか。
谷口委員。

○谷口博文委員 28ページの、土木費県補助金についてお尋ねをいたします。
簡易耐震診断推進事業補助金、これは私の認識では、やっぱり南海地震に対する耐震診断とかそういうふうなやつで入ってきよる思うねんけど、この辺の効果的なもんはどんなんですか。

○蛭子智彦委員長 管理課長。

○管理課長（原口久司） 今、委員おっしゃるとおり、昭和56年以前の旧耐震の家屋についての耐震改修の診断に対する補助金でございます。それで、昨年度木造、非木造、共同住宅2棟、計16棟あったんですけども、その分に対しての事業費、木造であれば1軒あたり3万円いるんですけども、個人負担3,000円。その分を引いた分の県の補助金4分の1の分の19万2,000円となっております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 県はやっぱり南海地震等々懸念して、やっぱり住宅の耐震化というのは積極的に推進しとると思うんですけど、このあたり補助金少ないというか、そういう認識持つとるねんけど、やっぱり市内のそういう南海地震の耐震に対する市民の意識が低いということなんですか。

○蛭子智彦委員長 管理課長。

○管理課長（原口久司） 通常、年間10件程度で、昨年淡路島地震等があつて若干ふえておるんですけども、この件については、新聞報道等ありますように県のほうも力を入れております。ただ、そういう耐震診断を受けられて、次計画して工事までされる方というのは少ないような状況であります。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ほんなら、この上の都市計画補助金、この若人の広場、これについてお尋ねいたします。

○蛭子智彦委員長 管理課長。

○管理課長（原口久司） この若人の広場整備事業補助金、県の補助金なんですけども、事業費に対して国のほうの社会資本交付金で2分の1が補助金としていただきます。その分の残りの2分の1を起債で借りて95%、その5%の分に対しての県の補助金3分の2の補助金でございます。それと、合併特例債借りて95%借りられるんですけども、そのうちの7割が交付税で返ってきます。その7割の市の一般財源の負担分、それに対しても県の補助金3分の2をいただいた額で、今年度この額となっております。
以上です。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 結果的に、若人の広場来春完成ですわな。それに対して、もう簡単でええさかい、市の本当に持ち出しというたら何ぼやて、前に教えてもうてんけど忘れたんです。

○蛭子智彦委員長 管理課長。

○管理課長（原口久司） 国の交付金の額が、今年度若干思ってたより少ない状況です。それで、以前申し上げたのは、全体で市の負担が6,000万円から7,000万円ということだったんですけども、若干ふえる可能性はあります。
以上です。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。

木場委員。

○木場 徹委員 43 ページ、農林振興課雑入の中で、バイオマスの敷地の借り上げ料 294 万円あるんです、これどこですか。それと、今、稼働している施設としてないところがあるんですか。

○蛭子智彦委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（宮崎須次） バイオマス施設ですけども、これは5施設ございます。倭文と八木と賀集と北阿万と神代でございます。稼働してないところはなしです。以上です。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 このお金は、これどこの部分の施設の借り上げですか。

○蛭子智彦委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（宮崎須次） 5施設全てでございます。

○蛭子智彦委員長 よろしいですか。

ほか、質疑ございませんか。

谷口委員。

○谷口博文委員 21 ページの、この教育費国庫補助金のアジア国際子ども映画祭補助金の700万円についてお尋ねするわけですが。これはことしで終わりやというような話があるねんけど、このアジア子ども映画祭というのは、その辺の今からのどないなんの。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課付課長。

○生涯学習文化振興課付課長（川上洋介） 失礼いたします。生涯学習文化振興課付課長の川上と申します、よろしく申し上げます。

ただいま委員さんから御質問のありました、アジア国際子ども映画祭の700万円の補助金なんですけども、26年度、ことしで最終年度となっております。ことしは最終年度として、来年北見市のほうに移ることになっております。ことしも補助金をいただいて、

11月29日に開催することになっております。

以上です。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 アジア世界の子供たちが南あわじ市に来ていただいて、私はそれなりの南あわじ市の宣伝というか、広報に大きな貢献をしとるといふような思いがあるわけですね。それが、今までこれ過去何回かやられたんやね。それが、何でことしをもって他市へ変わるの。それは、南あわじ市のおもてなしの心が足らんさかいに、他所へ変更されたということなんけ。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課付課長。

○生涯学習文化振興課付課長（川上洋介） 一応ことしで8回目ということで、指宿で4年、南あわじ市で4年という一つの区切りであったわけなんですけども、中田市長も私も非常に熱い思いを持ってやっておったんでございますけれども、それ以上に熱い思いを北見市の市長が杉先生の前で投げかけてきまして、市長ともども折れた次第でございます。以上でございます。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 そしたら、今年度はあれやけど、来年から北見市でやるときにも、当然南あわじ市の子供たちがやっぱりそういうアジア子ども映画祭に参加するような、そういうふうなことは当然考えとると思ふんやね。それはどうなんですか。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課付課長。

○生涯学習文化振興課付課長（川上洋介） 来年も関西四国ブロック大会を行いまして、それで南あわじ市の子供たちから作品を募集しまして、今度は北見市のほうへ南あわじ市の子供たちを連れて行きまして、また新しいところで大きな体験をさせてあげたいなと思っております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 そこでね、私も保護者の方から聞いてんけど、その辺の旅費とか親の

旅費とか、行くときのその辺の補助が、前回もちょっと私も聞いてんけど、不満な人が多いねんけど、その辺の、北見市であったときのしっかりとした予算処置というのは当然考えとるわけやの。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課付課長。

○生涯学習文化振興課付課長（川上洋介） 北見市への旅費につきましては、上位の作品にノミネートされた場合は全て全額実行委員会から支出ということで、保護者の方に負担をかけないように連れて行くということになってます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 関連なんですけど、確か良太郎西瓜のときにイングランドの丘に杉先生が来られて、このことについて言ってたんですけど、確かに今やってる子ども映画祭は南あわじ市ではなくなりますが、ここでは規模縮小して何か続けてやるようなこと言うてましたが、その辺はどうなんですか。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課付課長。

○生涯学習文化振興課付課長（川上洋介） 先ほども答弁させていただきましたけど、関西四国ブロックということで、鳴門市と東かがわ市と共同で、3市で共同で南あわじ市で来年ブロック大会のみをさせていただくということになっております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 私もこれ余り詳しくないんですけど、ブロック大会のみをさせてもらうということなんですけど、ブロック大会のみをここですというのはどういう段取りになるんですか。全国大会へ出品するための予備の審査会をやるということなんですか。それでそのときも、当然杉先生も淡路へ来られてやると。今やってるような規模から比べて、小さくなるというようなことでやるんですか。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課付課長。

○生涯学習文化振興課付課長（川上洋介） 今やってる分に対して大分縮小されますけれども、来年につきましては、良太郎西瓜のほうがもしも継続するようであれば、

映画祭と一緒に、相乗効果の上がるような大会にしたいなと思ってます。ブロック大会のみでしたら杉良太郎先生は来ないので、すごく縮小された大会になりますけれども、中身の十分ある大会として、南あわじ市で日本国内9ブロックの中で一番のブロック大会をさせていただいて、北見市に行っても、ブロックの代表として行きたいと思っております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 そうしますと、今この予算書でアジア子ども映画祭補助金700万円というのは、これ確か国庫から、これ文部科学省でなしに外務省だったかな、どちらかであったと思うんですが700万円出とんのですね。まず最初に、この大会をするための南あわじ市の持ち出しのお金というのは幾らぐらいかかるとるんですか。丸ごと補助金だけでやるとるんですか。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課付課長。

○生涯学習文化振興課付課長（川上洋介） 初年度は200万円の持ち出しでやりました。そのときに、文化庁からの補助金は1,900万円いただいております。これは、文化庁の委託事業ということで開催しまして、2回目が市の補助金400万円、ブロックと本選大会合わせて400万円の持ち出しをしまして、文化庁から1,700万円をいただいております。この700万円の25年度は、補助事業ということで700万円となっております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、来年から規模を縮小するといえども、結構事業費がかかると思うんですが、事業費の総額はどれぐらいを想定しとるんか、そしてその事業費の中の、市からの一般会計からの持ち出しはどういうふうになるのか、その辺どんなような今思いでおりますか。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課付課長。

○生涯学習文化振興課付課長（川上洋介） 来年の市の補助金は100万円と予定しております。その中で、その他の旅費等の別会計につきましては、北見市の会計からいただくということになっております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 そうしますと、南あわじ市でやるブロック大会というものは、総額100万円でやる予定。それとも、ほかからの協賛金も募ってやるわけ。大体事業費総額はどれぐらい見込んどるんですか。とにかく市の持ち出しは100万円ということで、どういことですか。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課付課長。

○生涯学習文化振興課付課長（川上洋介） 市の持ち出しが100万円としまして、大体150万円程度の大会になろうかと思えます。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。
吉田委員。

○吉田良子委員 37ページの、滝川奨学金資金貸付金元利収入というのがありますけれども、この件数についてお伺いいたします。

○蛭子智彦委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 学校教育課課長の廣地でございます、よろしくお願いたします。

滝川奨学金につきましては、完済者が5人、完済済みの免除17人、償還中が6人、償還中で5名が現在まだ滞納の部分がございます。合計、奨学金を利用されてる方33名ということになっております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ちょっと数字早口であってわかりにくかったんですけれども、この決算で元利収入が入ってるのは5名ということなんでしょうか。もう一度、ちょっとゆっくりとお願いしたいんですけど。

○蛭子智彦委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸）　　もう一度繰り返します。完済者が5人、それから完済者の中で免除を受けてる者が17人、償還中が6人、償還中の中で滞納者が5人となっています。滝川奨学金につきましては、33名が貸付金を取っております。今回、返金の残高が715万80円ということになっております。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長　　吉田委員。

○吉田良子委員　　そしたら、滞納残高が715万円あるということですから、それは今回の決算の96万9,120円が引かれた数字なんですか。

○蛭子智彦委員長　　教育部次長。

○教育部次長（藤岡崇文）　　先ほど学校教育課長から報告いたしましたのは、33名というのは、今まで奨学資金を借りられていた方も含めて33名でございます。そのうちもう既に完済された方もおられるという説明をさせていただいております。今回挙がっております96万9,120円については、本年度調定をさせていただいたうちから収入として入った額でございます。現年滞納含めた額でございます。現在償還中の者が11名ございまして、その本年度の現年、過年を合わせました調停額が214万2,720円。そのうち96万9,120円が収入済み額ということになっております。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長　　吉田委員。

○吉田良子委員　　今、返済がずっと続いているわけですが、今はもう貸付金そのものはしてないということでしょうか。

○蛭子智彦委員長　　学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸）　　今は行っておりません。

○蛭子智彦委員長　　吉田委員。

○吉田良子委員　　これは、滝川先生の支援のもとでこういう制度が旧の西淡町で始まったわけですが、保護者の方々から見れば助かる制度だというふうに思いますけれど

も、今後国のほうも奨学金制度を見送るというような話もちよっと新聞報道で出てるわけですが、市としてもこういう制度の継続というのはいかがなものでしょうか。

○蛭子智彦委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） この制度につきましては、平成16年の2月開催のスポーツ基金の運営委員会から始まりまして、合併後は現在貸し付けを実施している奨学生について貸与を継続し、新規の奨学金貸し付けは今現在実施しないということが議決されております。それには廃止となったさまざまな背景もありまして、現在のところは募集をしないということで廃止となっております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そのさまざまな背景というのは、具体的にどういうことなんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 金利が年々低くなったりとか、奨学金に使う予算が少なくなってきたというふうなこともありますし、滝川先生からも、この事業を継続するために私一人では困難であることなどもありまして、そういった中で、南あわじ市が発足してからは新たに募集をしないということで廃止になっております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 先生の意向もそういう話でありますけれども、やはり奨学金制度というのは、今後子供たちを支えていく上でも大切なことだと思いますけれども、なかなか新規貸し付けというのは難しいんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 現在のところ、この滝川資金につきましては難しいというふうに思っております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうすれば、市独自で名前を変えてでも、新たに出発するというような考え方はいかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 今のところは、そういう考えはございません。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 これまでも通学費の問題も取り上げてきましたけれども、やはり具体的に資金を貸し付けて安心してというふうに、今、市はまなび資金利子補給というのもしておりますけれども、なかなか利用者が伸びないという現状もあるかと思えます。そういうところでは、新たな対策というのは必要ではないかと思えますけれども、市長の見解をお伺いしたいと思います。

○蛭子智彦委員長 中田市長。

○市長（中田勝久） 滝川先生の大変広大な取り組みで、旧西淡町のときに発足し、今お話あったとおりの中身でございますが、一時こういう制度あちらこちらで取り組んできた事業でございます。しかし最近、今も課長のほうからもお話ありましたが、やはりそういう奇特な方々が少し減ってきてるし、やはりこういう事業を完全に遂行しようとすれば、それなりの資金がちゃんと確保されなくてはならないわけでございます。ですから、今も答弁したように、なかなか新たにつくるとか、そういうことは今の時点では難しいというふうに思います。そのかわりといえは何ですが、まなびの学資の制度もつくっております。ただに近いような資金手当ができるということでございますので、やはりその辺を利用するなりしていただけたらいいのかなと思っております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今、市長からも言われたように、利子補給というのがあるんですけども、なかなか予算があっても、そこまで予算が全部使われるような状況では今ありませんので、それだけ使いにくいとか、使い勝手が今イチなのかなというふうにも思いますので、今後の施策として、ぜひ貸付金制度も視野に入れてほしいということをお申し上げます。

以上です。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 ちょっと、これ話しにくいことなんですが、映画祭のことで課長にお聞きしたいんですけど、先ほど財源等に市の一般財源等も使われておりましたけども、これそれぞれ関連する職員の皆さんも、南あわじ市の一般企業等にも協賛を募ってやっておられたと思うんですわね。ただ、課長の答弁の中で、そういう企業に対する何か配慮というかね、やっぱりかなりのお金を集めてると思うんですよ。そういう言葉がなかったんですけども、そういうお金の行方というのはどないなっとんですか。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課付課長。

○生涯学習文化振興課付課長（川上洋介） ただいまの委員さんの質問にお答えさせていただきますが、大変先ほどの答弁で言葉足らずで申しわけございませんでした。文化庁の予算と市の補助金、そして市内、市外の協賛企業から映画祭に協賛をいただいております。その協賛金が、大体年1回目2回目で200万円ずつ集めさせていただきました。それを1回目2回目の大会運営ということで充当させていただきました。それにつきましては、映画祭にかかるゲスト等の賞、またその他の経費に充当させていただいております。言葉足らずで申しわけございませんでした。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 見てると思うんでね、そういう配慮の気持ちを持っていただいて、今の答弁いただいたんですね、また協賛金も今まで以上に集まる可能性もあると思いますんで、そういうことですんで、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。
木場委員。

○木場 徹委員 37ページ、貸付金元利収入の中で、2番の2節の滞納貸付元利収入ということで、277万2,000円ということで挙がっているんですが、調定額が3,469万5,158円、収入済み額が102万4,008円ということで、収入未済額が3,367万1,150円ということであるんですが、滞納ですからかなりもう年月がたって

いると思うんですが、この辺について説明をお願いできますか。

○蛭子智彦委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 市民課長の塔下でございます、よろしくお願いいたします。

ただいま御質問の貸付金元利収入でございますが、収入未済額200万7,516円のうち、住宅資金貸付金元利収入が174万6,216円でございます。また、滞納貸付金元利収入、収入未済額3,367万1,150円のうち、滞納住宅資金貸付金元利収入が3,275万8,850円です。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 もう金額はある程度わかるとるんですが、これもう発生してから、貸し付けが終わってからかなり年月たっている分じゃないかと思うんですけども、その中でこのように未収金が3,000万円から残っているということで、なかなか回収というか償還ができていないように思うんですが、援護資金と住宅資金で貸し付けを行ったと思うんですけども、この辺の全体像というか、全体の金額と今既に償還が終わっている金額、また残っている金額なんか全体がわかる説明をお願いしたいんです。

○蛭子智彦委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） この住宅資金は、昭和44年から平成8年まで貸し付けいたしました。全貸付件数は240件、そのうち226件が償還済みで、現在14件が残っております。そのうち、震災後に貸し付けました4件につきましては、最終償還納期がまだ来ておりません、平成38年が最終償還日となっております。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 ちょっとわかりにくいですけど、要はこれ請求というか、そういう催促はしておるんですか。督促というか。

○蛭子智彦委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 滞納件数13件のうち、4件につきましては時効の援用がございました。また1件につきましては、借受人が行方不明でございます。この4件は、徹

収は行っておりませんが、そのほか9件につきましては、訪問徴収また納付書を送付しての徴収に努めております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 土木費国庫補助金、道路橋梁補助金3億6,000万円。ページ数は20ページですね。この辺の道路橋梁補助金が3億6,000万円で、収入済みが2億7,500万円か、これというのは市道のやつに限定されとると思うんねんけど、この辺の事業メニュー、これ毎年これだけの補助が国から入ってくるわけですか。

○蛭子智彦委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 建設課長の赤松です、よろしくお願ひします。

この道路橋梁費補助金ですけども、一つ2億5,000万円については、国道からオニオン道路までの取りつけの茶屋池線の補助金でございます。これは事業費の50%を国のほうからいただいております。上段の防災安全社会資本整備総合交付金ですけども、これは道路の橋梁点検なりストック、昨年から国の緊急安全対策事業の新メニューができて、市のほうではその補助金をいただいた中で、橋梁道路なりの点検のための事業の補助金でございます。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 橋梁の点検やね。点検を市内707カ所を市の橋梁があるというようなか中で、先般の台風で橋梁点検しとんのかどうか知らんねんけど、ガードレールがパンと風で飛んで、あそこは市の点検した橋梁の橋になっとらへんのですか。

○蛭子智彦委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 全ての橋梁については、市が所管してる橋梁については全て点検終わっているわけですけども、今、委員さんおっしゃられてる橋については、欄干がいわゆる落ちたんですけども、かなり海に近くて腐食が出ておって、台風による強風によって傷んでたガードレール、欄干なんですけども、外れたというようなことで、橋梁の点検については、通常の点検は主にふだん目につかない下部工を橋の下から目視による点検が大半でございました。今、言うこの新しいストック点検というのは、もう少し詳細に点検するというようなことで始めております。その今おっしゃってた橋梁も点検は済んでた

んですけども、点検結果では異常は出てなかったんですけども、結果的には台風の強風によって欄干が一部落ちてしまったというようなことでございます。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 素早い改修ありがとうございました。終わります。

○蛭子智彦委員長 ほかに、質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 ないようですので、歳入については以上で質疑を終結をしたいと思います。

(2) 歳出について

① 議会費、総務費

○蛭子智彦委員長 続いて歳出に移ります。

款1. 議会費及び款2. 総務費、ページは、48ページから81ページまでの質疑を行います。

質疑ございませんか。

中村委員。

○中村三千雄委員 50ページ、51ページ、一般管理費のうちの、その中で時間外手当のことについて若干お聞かせ願いたいと思います。

時間外手当につきましては、合併後10年たつんですけども、その当時1億円余りの時間外手当が年間払われたと思うんですけども、現在25年度、この決算におきましての時間外手当の金額、それは通常一般事務的なもの、それから緊急的な選挙とか、そういうふうな災害時におけるものとは別にわかると思うんですけども、過去3年間どのような推移であるかお聞かせ願いたいと思います。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長(佃 信夫) 総務部次長兼総務課長の佃でございます、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

ただいまの御質問に対してお答えいたします。まず本年度、先ほど申されました、例えば台風ですとかあと選挙を除いた時間外勤務手当につきましては、平成25年度が5,683万2,338円。昨年度が5,276万6,990円。一昨年度が6,297万7,786円でございます。

○蛭子智彦委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 かなり減ってるいいながら、年間これ一般経費の中で約5,000万円余り、これ除いておると思うんで、総額には7,000万円余りがやっぱり支払われておると思うんですけども、その中で年間多い人で何時間が残業され、そして支給金額年額何ぼか、できましたら10位ぐらいまでの金額をお聞かせ願いたいと思います。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） ちょっとお答えづらい面もあるんですが、まず平成25年度の時間外勤務が多い方10位ということですが、手当額と単価が高ければ時間に比例せず、時間が少なくても金額総価が高い方もいらっしゃいますけども、名前はやはりちょっと伏せさせていただきまして、まず一番手当額の高い方で年間129万9,000円、時間数で562時間というのが、一番平成25年度の一般事務の時間外の一番多い方。手当額で筆頭がその129万9,000円でございますけども、2位の方が124万4,000円、3位の方が118万5,000円、4位の方が111万9,000円、5番目が106万7,000円。時間数でいきますと、トップが562時間、2位が582時間、3番目が458時間、4番目が414時間、5番目が399時間でございます。

○蛭子智彦委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 この金額を聞きますと、多い方で月約10万円という数字になるんですけども、時間外手当の時給はそれによって違うんですけども、一応金額は幾らになってますか、標準的な金額というか。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 時間外勤務の単価につきましては、まず職員の1時間当たりの単価を出しまして、それに通常でしたら25%増しでございます。職員の1時間当たりの時間単価については、分子に年間の給料、給与月額に12カ月掛けたものを分子にお

いて、分母には年間の就業時間をおいて算定いたします。その就業時間につきましては、平成25年度は1,883時間15分というちょっと細かな数字なんですけども、それをおきますと出てまいります。例えばですね、平成25年度の一般会計における職員の平均給与が大体約33万円でございますので、その方の時間単価計算いたしますと2,107円。先ほど申し上げましたように、平日の一般的な時間外勤務単価については25%増しでございますので、それを計算いたしますと2,628円となっております。

○蛭子智彦委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 それについてですけども、時間外手当ですけども、その時給時間で
すけども、大体基準的には時間外手当の時間は何時間とか、いつまでとかいうような規定
はあるんですかないんですか。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 私ども、現在時間外縮減に向けていろいろ対策を練ってる
というか、努力してるわけでございますけども、通常平日は21時までというように
で、21時以降は職員の健康管理も含めまして、一般的には許可をしないというよう
な方針で現在取り組んでおります。ただ、時間外というのは、例えば通常の我々の勤
務時間が8時半から17時15分、17時15分以降は22時までが平日でしたら100
分の125の時間外単価が出ます。22時以降翌朝の5時までが25%増しで、100
分の150というような基準がございます。

○蛭子智彦委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 大体時間外の粗筋がわかってきた。それでは、職員全体で、一般職
全体で時間外手当を年間少しでもというか、いただいているかもらってる方、
職員の何%ぐらいになるわけですか。おおむねで結構です。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 平成25年度の実績からしますと、年間ゼロ時間という方
が33名で、これは管理職以外の職員で、育休者とか実際勤務してない方を除
きますと、分母に395人という数字が出てきますので、しない方がパーセント
でいきますと8.4%、裏を返しますと91.6%の方が時間外をしてるという
ようなことになってござい

ます。

○蛭子智彦委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 それぞれ時間外手当というのは事情があつてというか、事務的なこととかいろいろあるんですけども、この時間外についての一応決裁というか、指示というのはどういうふうな方法でなされておるんですか。とりあえず、職員が残業するということについて職員から申し出するのか、その担当部課の課長がそれによって指示をしてするのか、そのシステムはどうなっておるわけですか。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） ただいまおっしゃられたように、まず時間外勤務の必要が生じた場合は、関係職員と要件や所要時間等を十分協議を確認してから、その所属長が命令をいたします。次に、その所属長については、時間外命令簿に必要な事項を記入していただいて、その時間外勤務を行った翌日までに総務課のほうにその命令簿をメールで送るようなシステムとなっております。

○蛭子智彦委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 それはその初期の段階であつて、翌日そういうような残業した、時間外手当をしたそういうような経過なり結果なりについては、どういうような形で報告なり確認を課長がしておるわけですか。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 担当課では、もちろん本来は管理職が残って確認をすべきなんですけども、やはり管理職も全てが残ってるわけじゃございませんので、翌朝またしたことを確認もした上で、その要件とかを命令簿に書いていただいて、それで確認をした上で総務のほうで取りまとめてるというのが現状でございます。

○蛭子智彦委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 今、数字を言われたわけですけども、端的に言いますと、129万円ということにつきましては、1カ月22日としてでも、1日残業は大体4,500円程

度の金額になるわけですね。ということは、これが七、八名ですか、そういうようなこと。それは事務的に偏っておるといような認識をしとるんですか、それともその課の中において、もうその人に対して集中的にやっておるといような、そういうふうな課の中においては差があると思うんです。そういうような認識は、担当課長としてはどういうふうに持っておるわけですか。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 時間外が発生するケースというのはさまざまあると思うんですけども、まず職員が一生懸命仕事をして、単に業務量が多かったり、質的なもので過度な場合があると思います。また逆に、職員の効率が悪くてだらだらとやってしまって、計画性のないような業務の仕方によって発生する場合もございます。また、その職員が必要以上に結果を求めて、余分な指示もされてないようなことをやってしまうようなケースもあると思います。今、職員については、総務のほうでは一生懸命仕事をして業務もいろいろふえている中で、職員も削減してる中で、目いっぱい仕事をした上でのやむない時間外であるといようなことでは認識しております。あとは、やはり職員の健康管理も含めた中で、総務課としても今後とも時間外勤務の縮減と、そういった健康管理も含めた中での取り組みをしていきたいと考えております。

○蛭子智彦委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 とりわけ、課においても多分かなりの差があると思うわけですね。同じ課でも時間外をとる人と、事務内で処理できていってる人とあると思うんですけども、これは私はやっぱり組織上そういう問題があると思うんですけども、そのことについてはどう思っておられるわけですか。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） やはり職員一人ひとりが公務ということ認識した上で、限られた時間でもいかにその能力を発揮するかということ常意識して、取り組んでいくのが必要ではないかと思っております。

○蛭子智彦委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 とりあえず、職員の資質の向上なり研さんなりをしていけとい

は、議員再々そういうような職員の意識を高めということは言っておるんですけども、やっぱりそのことについてもここらに関係してくるのではないんかと思うわけですね。研修はやっておると思うんですけども、やはり残業ありきの職員はいないと思います。しかしながら、市民から見ればやはり、これ一般財源ですね、6,000万円というのはね。そういうふうなことで、少しでもそういう事務的なことをバランスをとるためにすることによって、市全体の経費につながると同時に、職員の資質の向上にもつながっていくんだという思いがありますし、さらに新庁舎、来年から新庁舎になるんで、やっぱりそういう人事管理はやりやすいというか、目が届くだろうと思うけども、結局は根本的に、来年から7部になるというようなことの中で、そういうふうな偏ったというか、偏って時間外する部署については、やはりそういうふうなことを見直してやっていく必要があるのではないかという思いがするんですが、そこらについての担当課の考え方はどうですか。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） ただいまおっしゃっていただいたようなことが本当にそのものなんですけども、来年新庁舎統合に向けて、現在組織機構の再編もしておりますので、そういった組織の見直し、また業務の見直し、また適正な人事配置をしながら、今後取り組んでいきたいと思っております。

○蛭子智彦委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 そういうような過程の中で、もう新庁舎に向けて、職員配置とかいろいろの計画なりが進められておるんですけども、新庁舎に向けての時間外における今までの過去の実績を踏まえて、何時間にしようという、新庁舎に向けての数値目標というのは今考えておるわけですか。考えるというか、数値目標というのを計画に入れておるわけですか、今の現状はどうですか。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 現在のところ、その数値目標については考えておりません。ただし、やはり目標を掲げた上で、それに向かって取り組んでいくというのは大事でございますので、検討していきたいと考えております。

○蛭子智彦委員長 中村委員。

○中村三千雄委員　　今、時間外手当、残業についてお聞きしたわけでございますけれども、特に担当、副市長ですか、担当についてこの今の私と総務課長の論議を通じて、時間外手当について組織いろいろ含めて、また職員の意識改革も含めて、どのような方法で新庁舎に向けて取り組もうとしておるわけですか。見解をお聞かせ願いたいと思います。

○蛭子智彦委員長　　川野副市長。

○副市長（川野四朗）　　一生懸命やってる職員の人には申しわけないんですが、時間外が多いのはもう十分認識をいたしております。それで効果が上がればそれでいいわけなんですけど、ややもするとそうでないところもあるんじゃないかなと思いますけど、ただ私らでも全部の庁舎監視をしてるわけでございますので、今度新庁舎になって1カ所に集まってくる場合は、そこらあたりはきっちりやれるんじゃないかなというふうに思います。やっぱり職員管理は課長が徹底的にやっていただかないと、私どもが課長を飛び越して、部長を飛び越してというわけにもいきません。課長さえしっかりしておっていただいて、その課の中の仕事の分担、そういうものをきっちりやって、それでその課をまとめていくというのがやっぱり第一番だろうと思います。特に課長を今後は研修をして、今後そのようなことにできるだけしていきたいというふうには思っております。

○蛭子智彦委員長　　中村委員。

○中村三千雄委員　　私も長い間旧町から議員やっておるわけですけども、冗談の中で旧町のときには残業というのは仕事についていくんではないんやと、人につくんやというようなことを実際その当時の担当課の課長からも言われたことあるんですけども、市はそんなことは私は絶対ないとは信じておるわけでございます。ただ、今言われたように、そういうような本当にその時間外手当の意味なり、そういうような職員の意識なりが十分やっぱりしっかり持ってもらわないけない。ただ、今、副市長言われたように、やっぱり全て決裁、指示についてはやっぱり課長が掌握しておるといふようなことの受けとめ方をしておりますので、今後に向けて一つそういうふうな組織の再編を機に、やっぱり残業手当のないように一つしっかりとした環境づくりをし、いい環境組織をつくっていただきたい。この件については、今後あることとございまして、その都度議会においてまた発言もさせていただきますので、今回はこれで終わっておきます。

以上です。

○蛭子智彦委員長　　審査の途中ですが、休憩をとりたいと思います。

再開は3時10分とさせていただきます。よろしく申し上げます。

(休憩 午後 3時00分)

(再開 午後 3時10分)

○蛭子智彦委員長 再開します。

執行部のほうから、先ほどの地域振興基金の利子の説明いただきます。

財政課長。

○財政課長（和田幸三） 先ほど、吉田委員並びに印部委員のほうから御質問のありました、地域振興基金の利子の予算の充当先につきまして調べましたところ、附属資料の35ページコミュニティの市民まつり1,000万円、これは企画費として充当いたしておりまして、あと自治振興事業ということで、自治振興事業費、ページ、48ページにも1,522万4,000円を充当しております。あと、附属資料の39ページ、まちづくり推進費コミュニティバスなんですけど、財源内訳の欄で地域振興基金利子ということで、2,522万4,000円と記載しておりますが、ちょっと金額を訂正させていただきまして1,000万円という形で、調整段階でちょっと間違っていましたので、そういう形で修正させていただきたいと思います。要するに、附属資料35ページの企画費で1,000万円、それと39ページのコミュニティバスのまちづくり推進費に1,000万円、48ページの自治振興費公会堂の改修費用に1,522万4,000円という形で、地域振興に役立てるために充当させていただいております。

補足といたしまして、39ページのコミュニティバスの部分につきまして、決算の状況の中で決算額の記載がございますけども、記載間違いでございますので、その他につきまして地域振興基金利子を含めまして、3,573万1,000円の部分が2,050万7,000円となります。それに伴いまして、一般財源3,688万1,000円ですが、一般財源部分につきましては、5,210万5,000円という修正をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 そんなこと言われても、頭の中で全く整理できらんわ。もうちょっとあれでないか、また来週の火曜日にちょっと今言うたやつ簡単な一覧にして出してよ。そうでないと、こんなん今言われて、全てわかりましたいうて理解できません。

○蛭子智彦委員長 わかりました。そのようにさせていただいてよろしいですか。

よろしくお願ひいたします。

それでは、質疑を継続いたします。

森上委員。

○森上祐治委員 ページ、51ページの職員採用試験の報償費と、53ページ職員採用試験の業務委託料関連について質問させていただきます。

先ほども、残業について縷々質問がありました。年々職員数が減ってる中で、職員の方も大変な仕事をされてるなど改めて思ったんですけども、ことしも採用試験のシーズンが来ております。資料の25ページには、昨年度の職員採用試験の実施状況について具体的に書かれております。昨年は、事務職、保育士合わせて、事務職が108名、保育士が31名、合計139名の若者が申し込みされて、結局採用者が事務職が9名、保育士が2名、計11名、トータル11倍以上の厳しい倍率でございました。聞くところによりますと、ことしはもっと厳しくなって、3名ぐらいしか募集がないというようなこともちらほら聞こえてくるんですけども、まずお聞きしたいのは、この昨年度申し込みされた131名の内訳、1つは市内の方と市外の人数の割合ですね。もう1つは高校卒か大卒か、その辺の内訳がわかったらお教え願ひたいと思います。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 昨年の一般事務職108名の内訳につきまして、まず御報告というか御説明させていただきたいと思います。

まず男女比でいきますと、男性が66名、女性が42名。次、学歴別、大学卒が77名、短大卒が4名、高校卒が19名、専門学校が8名で、あと出身別でいきますと、市内が70名、島内が14名、島外が24名でございます。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 やはり市内の方が多と思うんですけど、島外からもかなりの方が受験をされてます。この表を見ましたら、三次試験の合格者が事務職が10名、保育士が2名、採用者が事務職はなぜか1名減って9名、保育士は2名合格者が採用になると。事務職の場合1人減ってるというのは、これは何か理由があったんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 合格発表してから、辞退が出た方が1名いらっしゃったと

いうことでございます。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 もちろん辞退の理由というのはわからないと思うんで、聞く必要もないと思うんですが、辞退されたら。こういう厳しい難関を勝ち上がって、それは最近のその大学入試より、これを見よったらよっぽど倍率だけ見よったら難しい、難関であります。そういう公務員で頑張って仕事をしていこうという若者が多い中、採用試験はどんな形でされてるかというのは説明がでございます。一次試験から三次試験までの三段階であるんですけども、一次試験は大体県下、委託料のこれだと思っておりますが、県下一斉に問題を送ってもらって、業者かどうか知らんけども、そこからその問題をやると、これは一次試験であるという。二次試験で、これちょっとどんなんかお聞きしたいんですが、事務職の場合は集団討論試験、作文試験と職場適応性検査というのがございます。この職場適応性検査というのは、具体的にどういうものなんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） この検査も、既成の日本試験センターというところに委託をしてやってる試験でございます。事務職に向いてるかどうかというのを、適正さを図る検査でございます。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 要するに、何かペーパーテストなんですか。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） そうでございます。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 この二次試験の中で、事務職それから保育士ともども、まず最初に挙げたのは集団討論試験とあります。集団討論をするんですよね。受験者は、いわゆる大卒から短大卒、高卒、専門学校生、4種類今おっしゃいましたけども、端的に言うと、同じように集団討論やった場合に、大卒と高卒だったら4年間の差がありますよね。これ一律

に討論させて、誰から見ても高卒が不利違うかというふうな素朴な印象を持つんですけども、その辺はどういうふうに配慮されとんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 今おっしゃられたように、やはり社会経験とかその学校での経験がかなり討論にも反映しますので、極力そういう学歴別とかですね、年齢別で分けてグループをつくった中で実施をいたしております。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 ちなみに、昨年の場合の採用者、合格者ですね、のいわゆる大卒、高卒、短大、専門学校生の内訳はどうなっとんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 内定者10名の内訳を申し上げますと、大卒が6名、専門学校2名、高校2名でございます。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 今の時代、どの職種になっても、特に正規職員になっていくというのは非常に厳しゅうございますが、島内からも地元の高校生が、もちろん高校生2名というのは地元の子なんですかね、それもちよっとお聞きしたいと思います。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 地元の高校生でございます。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 そういう地元の若者が採用できるように、極力御配慮をお願いしたいと思うんですが、この採用試験にはずっと昔から、合併前からそうだったと思うんですが、ここにも書いてある民間の試験官、謝礼というふうに、これは1万3,000円かな、書いてありますが、この民間試験官というのはどんな方なんですか。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 合併以降に取り入れた制度でございまして、年によって若干違うんですが、例えば大手企業での人事の関係部長さんであったり社長さんであったりとか、青少年交流の家の所長であったりします。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 どういう観点、その前に試験官の内訳ですね、どういう方が試験官になられてるのか。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） それは段階を踏んででよろしいでしょうか。例えば一次試験の試験官、二次試験の試験官、三次試験の試験官という形でお答えしてよろしいでしょうか。

一次試験の試験官につきましては、私が統括しまして、それは教養試験なので、試験官を務めさせていただいております。二次試験につきましては、主に人事管理員6名ございますので、副市長と人事管理員というような形になろうかと思っております。三次試験については、市長も入った中でその民間の、先ほど申した方も入っていただいて、副市長また場合によっては総務部長なり、また保育士でございましたら、健康福祉部長もメンバーの中に入った中で実施をいたしております。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 3回の試験をクリアしていかないかと、受験生にとっては非常に厳しい道のりだと思うんですけども、ことしは先ほど申し上げたように何か3名、去年は結局12名合格者が出て、ことしは3名ぐらいというふうなことを、受験生の私はお母さんとの前店で会ってね、立ち話でことしは3名しか募集がないみたいだと、うちの息子なんか初めから諦めとるんで弱とるねんみたいな話を聞いたんですけども、ことしはさくら苑ですか、その辺のこともあろうと思うんですが、具体的にやっぱりことしは3名と、26年度はね。これはどういう、もう少しはっきりと御説明お願いしたいと思います。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 事務職が3名程度ということでございまして、保育士が4名ということでございますので、全体で7名程度ということになろうかと思えます。事務職の3名程度ということにつきましては、先ほど森上委員もおっしゃったように、現在出先機関でございましてさくら苑の統合によりまして、そこの職員が本庁のほうに帰ってこられるというようなこともございますし、現在定員適正化計画の中で、500名に向けた職員削減をしてる途中でございまして、それについては、やはり現在人口も減ってる中で、500名以内にも削減しなければいけないというような途上でございまして、それも勘案した中で、今回その3名程度というような職員数になったものでございます。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 私も、ちょっとさっき申し上げたように立ち話だったんですね。トータル事務職と保育士合わせて3名程度かな、これは厳しいなという印象でもって質問したんですけども、今お聞きしたら事務職が3名程度と、保育士は4名程度、これはもう年々去年よりもふえてますよね。これは非常にいいことだと思うんですけども、こういう採用試験というのは、これは官民間問わずその年その年の需要と供給の関係で、非常に需要の厳しい時期も事実ございます。我々が若いときに教員になったときは、教員が足らなくて誰でも教員に、こんなん言うたら言い過ぎなんですけども、あんまり勉強せんでもさっとなれたというような時期もありました。ところが、10年15年たったらなかなか採用できないと、もう5年も6年も頑張っても受けないかんというような、そういう不遇の年の人たちも少なからずいます。ことしの方は非常に厳しいと思うんですけども、来年の新庁舎完成に向けてまた新しい職員が入ってきますんで、また厳正な試験を実施されて、すばらしい若者が入って来れるように期待しまして、質問を終わります。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。

柏木委員。

○柏木 剛委員 ページ、61ページです。これ毎年挙がるんですけど、セキュリティポリシー、これについてお聞きしたいと思うんです。

今、南あわじ市はセキュリティポリシーはもう制定はされとるんですか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

- 情報課長（土肥一二） 情報課の土肥です、どうぞよろしく申し上げます。
セキュリティポリシーの部分については、合併後に情報セキュリティ対策基準というのを作成しております。
- 蛭子智彦委員長 柏木委員。
- 柏木 剛委員 そうすると、毎年これ研修研修ということで費用計上、これは多分外部コンサルかと思うんですけども、これはどんな内容で、今、研修やっとなるんですか。
- 蛭子智彦委員長 情報課長。
- 情報課長（土肥一二） 去年については、eラーニングを行いましたけれども、今年度については、10月に職員全員にセキュリティーの研修をする予定となっております。
- 蛭子智彦委員長 柏木委員。
- 柏木 剛委員 これは、いずれにしてももう個人情報の固まりですから、いかにそれをガードしていくかというのは非常に大きな問題やと思うんですけど、簡単で結構です、南あわじ市のセキュリティポリシーのポイント、もちろんファイアウォールから始まって個人がパソコンでやる、あるいは外部業者にデータ委託するとか、諸々の観点からいったときの一番大きなポイントを3つか4つで結構ですから、どんな考え方ですか。どんな内容ですかということです。
- 蛭子智彦委員長 情報課長。
- 情報課長（土肥一二） ICカードを使ったりすることと、ほかにUSBメモリーの部分について、そこから情報が漏れることのないようなことをございます。
- 蛭子智彦委員長 柏木委員。
- 柏木 剛委員 これ情報流出したら大変な問題になるんですけど、個人に依存する分って相当あると思うんですよ、家へデータ持って帰るとか、あるいは会社なんかですとパソコン移動するとか、非常にあの手この手でやってると思うんです。これ本当に数千万円の金かけて、各会社はつくってるんですよ、ポリシーを。例えば、外部に多分データを預けるといふケースもあると思うんですけどね、市の情報、データ。そういうときはどんな

考え方でやっていますか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） ことしの4月から、滋賀県のほうに、1週間おくれのデータなんですけれども、そういうデータを滋賀県のほうで保管しております。

○蛭子智彦委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 保管の問題やなくて、外部に業務委託する場合は、恐らく生データを扱ってもらう格好になると思うんですけどね、そういうときにはどんなガード、どんなポリシーでもって市は考えてますか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） おうちのほうで仕事をするにしても、持ち出し等はさせておりませんので、そのようなことはないです。

○蛭子智彦委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 総務部長の細川でございます、よろしくお願いします。

ちょっと、私も長い間現場のほう離れてて、今の状況つぶさにはあれなんですけども、基本的には業者さんのほう、昔はこんなオープンルールとかで持ち出しして、その会社に持ち帰って業務処理とかを行っていたこともかなり昔はありましたけども、最近につきましてはもうサーバーのほうで遠隔処理とかのような形になってまして、データの持ち出しについてはないと思います。また職員も、USBメモリーとかは、その事務所内では使うことは限ったものについてしておりますけれども、外部への持ち出しというのは禁止はいたしております。サーバー等に外部から業者のほうからアクセスするにしても、いずれもアクセスするということがなくて、こちらのほうに業者のほうから連絡をいただいて、業務がすめばまた線を切断すると、スイッチを切るというような形になっておりますので、データの持ち出しについてはやってないと思っております。

○蛭子智彦委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 ネットワークでつながっている世の中ですからね、いつどんな格好で

情報が流出するかというのが非常にリスクがあると思うんです。例えば、今度市民交流センターなんかでも、ネットワークでつながった端末が各所にできますよね。そうすると、そこからアクセスかければ、あっという間にその情報が全部取れるということも可能性があるわけですよね。だからそんなことも含めて、職員間とかネットワークの間で流出に対するガード、それが一番私は大事と思うんですけどね。そのところはしっかりできておると考えてますか。

○蛭子智彦委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） まず市民交流センターについてでございますけれども、これにつきましては、市民交流センターのほうからは、私どものほうの住民基本台帳関係の一番もとになるネットワークにつきましては接続はできません。簡単に言えば、こちらのほうからプリントを市民交流センターのほうのプリンターに出力するという一方通行になっておりますので、市民交流センターのほうからこちらのほうにアクセスして情報を見るというようなことはできない仕組みになっております。

○蛭子智彦委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 わかりました。どちらにしても大事な問題だと思います。せっかくポリシー、恐らく相当の投資でやってると思うんです。毎年毎年外部委託しながら研修やっておりますので、この辺はくれぐれもしっかりと歯どめがかかるようにということをお願いしておきます。

終わります。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 51ページの、いなりこ予算で伺います。25年度59件ですけども、それぞれ各総窓ごとに件数と金額をお願いします。

○蛭子智彦委員長 三原総合窓口センター所長。

○三原総合窓口センター所長（柏木浩一） 三原総合窓口センター所長の柏木です、どうぞよろしく願いいたします。

いなりこ予算の執行額でございますが、緑総合窓口センター17件、64万2,304円。西淡総合窓口センター10件、50万5,956円。三原総合窓口センター18件、

71万2,999円。南淡総合窓口センターが14件、55万2,645円でございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 24年度は110件で686万円だったんですけども、25年度約半分、金額にしたらかなり減ってるんですけど、これは何かそういう傾向についてはどういうふう把握されてますか。

○蛭子智彦委員長 三原総合窓口センター所長。

○三原総合窓口センター所長（柏木浩一） いなりこ予算の予算額につきまして、25年度からは4総合窓口で400万円という従来額というんですか、それまでは国からの光交付金がございます、4総合窓口で合計800万円で予算執行させていただいておりました。そういうことで、25年度の執行額につきましても、24年度と比べましてちょっと金額が下がっておるといふような解釈になろうかと思えます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 25年度400万円の予算で、実際59件の241万円ということは、予算消化してないんですけど、これはニーズが減ったということなんですかね。それとも、何か使いにくかったという何か要因があるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 南淡総合窓口センター所長。

○南淡総合窓口センター所長（松本典浩） 南淡総合窓口センター松本です、よろしくお願いいたします。

今、三原の柏木のほうから申し上げましたが、前年度まで国から来てた補助金400万円も足して800万円あったものが400万円になったときに、従来執行の方法に戻しまして、限度額を10万円から5万円に下げしております。どうしても限度額が10万円から5万円に下げましたら、窓口がどうしても狭くなってしまいまして、従来の方々が10万円をお願いしたいと来たときに、我々のほうとしましては、10万円を超えるものについてはちょっとお受けしにくいので、本課のほうで対応していただきたいと、最初の段階でそういう答弁をしてしまいます。そうしますとどうしても、初めのうちは前年度の流れのままずっと来られてましたが、夏を超えた時点ぐらいから、もうそれだったら無理だからということで窓口自体に来なくなりました。今年度も、正直なこと言いますと、やっぱ

り5万円だとしにくいので、要求される方、今年度の話ですが、5万円を超えるようでしたら総務部長のほうに執行伺いで上げて、10万円ぐらいまで何とか出せたらという話を先日の総窓の所長会で話をしております。

以上です。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 これ、主にどんなニーズが多いんでしょうか。参考資料を見ると、簡単な道路の補修とかになってるんですけども、どういうことでのニーズが多いんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 三原総合窓口センター所長。

○三原総合窓口センター所長（柏木浩一） いなりこ予算での修繕の内容でございますが、まず一番多いのは市道の溝ぶた、鉄板、また側溝のコンクリートが割れたとか、そういった溝ぶた、側溝の修繕。それから、同じく市道になるんですが、路面舗装ですね、路面がうねるととか、陥没しとるとか、そういった修繕が一番多いです。あとは、地域での防犯灯の修繕とか、交通安全施設、カーブミラーの修繕というのもございます。その他あるんですけども、主なところは以上でございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 今、聞いてると、ほとんどが、例えば市道なら建設課へいうか、そっちへ回っていきゃいい話やし、生活環境課へ行けば解決するような話で、いなりこにおいてるということは、即効性というか急ぐからやろうと。ということは、例えば10万円いるからということで諦めたような人は、建設課とか原課のほうへ行って大体解決してると考えていいんですか。

○蛭子智彦委員長 三原総合窓口センター所長。

○三原総合窓口センター所長（柏木浩一） いなりこ予算の執行の実施予定額を超える分については、そのとおり本課といいますか、建設課のほうで対応させていただいているところでございますが、その危険度、緊急性から勘案いたしまして、急ぐ場合とかそういったときにおきましては、建設課とも協議をしながら、金額が一定金額であればいなりこ予算のほうで、これ総合窓口センターで執行できますので、すぐに執行させていただいて、

対応させていただいてるという状況でございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 ということは、住民から何かやってほしいとって持ち込んでこられた中で、結局できなかったというのはまずないと考えていいんですか。いなりこを使ってできるのはすぐにできるけど、ちょっと待ってもらったら建設課なり生活環境課で対応できると、金額が大きくなったりしたらということで、最終的にその窓口へ来て、窓口では断られたというか適応されなかったけど、全部救済というか全部つくってもらってるというふうに考えていいんですか。

○蛭子智彦委員長 南淡総合窓口センター所長。

○南淡総合窓口センター所長（松本典浩） いえ、最近ですけども、ちょっと違うような要求が住民の方から来る場合があります。あくまで自治会長を通して申請してくださいというものを、個人の方が来られる場合があります。最近では個人の土地の木を切っほしいとか、それについてはどこの原課へ行ったところで、例えば道路にかかるものであれば建設課のほうで考えると思いますが、それが必ずとおるとは限らないと思っております。あくまで個人の土地で、個人の原因者がいる場合は、その方にさせていただいたらどうかというような対応を、ここ二月ぐらいの間に何件かございました。

以上です。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 今でしたら、当然もともと該当しないという話であれば、断りやいい話なんですけど、いなりこで対応したかった、それが10万円が5万円になったということについて、別にそれは原課とのタイアップで、実施がちょっとおくれるかも知らんけど、問題はないというふうに考えていいんですか。

○蛭子智彦委員長 南淡総合窓口センター所長。

○南淡総合窓口センター所長（松本典浩） 4月初めに、5万円を超えて10万円までの部分で1件ありました。それについては、総務部長のほうに書類を回して、とおさせていただいたものがございます。あとの部分で、この間もそういう話を統一の意見として、そういうのが出てきたら断らずに回すようにというふうに話をしましたが、各窓口で多分

そのときには出てませんので、10万円までの間のものとおさなかつたものはないだろうと思っております。

以上です。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 総窓、今4カ所あるんですけど、管理職2人みたいなんですけど、もう管理職おこななくなった分は兼任でやってると。別にそれで不都合は出てないですか。

○蛭子智彦委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 課長職は2名ですけども、主幹をおいてますんで、全て管理職でございます。

○蛭子智彦委員長 よろしいですか。
印部委員。

○印部久信委員 63ページ、今ちょっと防犯灯とかそういう話が出ったんですが、交通安全施設設置工事費170万円余りが出とるんですが、これはカーブミラーと理解していいんですか。

○蛭子智彦委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（北口 力） 交通安全施設設置工事につきましては、カーブミラー及び防犯灯の設置工事でございます。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 下に防犯灯設置工事費があるんで、これ別々だと思うんですが、これカーブミラー171万円ですが、これで何カ所設置しとるんですか。

○蛭子智彦委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） カーブミラーが32カ所と、防犯灯が98基でございます。

す。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 この防犯灯なんです、この防犯灯は市も設置してくれてるんですが、社会福祉協議会でも設置されてるといふふうに聞いとるんですが、これは縦分けはどないなっとるんですか。

○蛭子智彦委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（北口 力） 防犯灯につきましては、防犯灯の設置及び管理に関する要綱というのがございまして、市のほうで設置しておりますのは、おおむね100メートルの間隔を原則として設置しております。それ以外の、市の対象とならない防犯灯につきましては、社協なりでお願いしているところと認識しております。
以上でございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 それでね、この防犯灯についてなんです、防犯灯を設置することによって、特に田んぼの真ん中とかそういうところに特にそこらつけてほしいんですが、暗いのでその辺をつけたらいいと私は思うんですが、この防犯灯を設置することによって、農作物にも影響があるという苦情はありますか。

○蛭子智彦委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（北口 力） 私自身は、現在そういう苦情は聞いてございません。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 実はね、この課長は理解してるかどうかわかりませんが、農作物というのは、秋に実るものはこれ短日性作物、春に実るものは長日性作物といいまして、秋になるときは、防犯灯が長々と設置されておることによって作物が実りにくいんですね。そういう害があるんです。聞いたことありません。今、私自身神代のオニオンの浦壁のあの辺に、何でこここない暗いかな、防犯灯の一つもつけへんのかなと周辺の人に聞いたらね、防犯灯つけることによって農作物の被害が出るということなんです。そういう

ことがある。そこで、私はある人からぜひ市のほうに言うてほしいということ言われとんのはね、防犯灯を設置するには、農道につけようが田んぼのあぜにつけようがそういうときに、やっぱりその地主の方の了解の印鑑をもらっとるでしょ。

○蛭子智彦委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） 防犯灯設置につきましては、自治会長から申請をいただいております。そのときに、市の設置基準に合ってるかどうかもちろん確認するわけなんですけど、申請時においてその設置箇所、例えば農地に影響がないかとかいうようなお話は、自治会長で承諾を得て設置しております。しかるに、ここに付きたいというような要望があっても、つけられなかったところもございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 そんな部長、いずれにしても農地の持ち主から了解の判こをもらっとると思うんですわ、自治会長を通じて。そこでね、こういう人がおるんです、大きなことは決して望まんねんけれども、せめてそういう協力しとる人に対して、市長名でもどないぞ感謝状の一つでも出したってくれへんかと、そういうことを言う人がおるんですわ。そこでね、私は防犯協会長という方であったと思うんですが、年に一遍いつも西淡の公民館で総会か大会やってますね。その方に、ちょっとこういうことの見解もあるので、防犯協会長からの感謝状か市長からの感謝状かどっちでもええので、とにかくそういうことも協議してもうて、出したってくれへんかということ頼まれたんでお願いしたんですわ。頼まれたんで。そういう意見があるんですが、市長こういう小さな意見なんですが、今言うたようなことどう思いますか。

○蛭子智彦委員長 中田市長。

○市長（中田勝久） 過去も、そういう設置によって害虫が寄ってきてどうも被害があるとか、また稲の場合日照時間の問題ということもございました。その都度そういう話、感謝状はなかったんですが、そういう人にやっぱり担当課から十分陽報を呈して、申しわけないな、ありがとうございますということでほとんど解決はしてきております。ただ、今、委員さんの話では、そういう人から要望があったということでございますので、一度担当部のほうで検討させます。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員　　いなりこ予算の件で、ちょっと関連でお聞きいたします。

先ほど、いなりこ予算の件について原口委員が質問されておったわけですが、私もこの行政ずっと執行部の皆さん見てましてね、課長というのはほとんど現場を知り尽くしてそれなりの権限を持つと。またきょうは、また時間外手当のことで、副市長が改めて課長の権限について強調をされましたので、課長というのはすごいなと再認識をしておるわけです。そこで、先ほど聞きよったら、いなりこということとは、実際携わっておるそういう現状の、窓口センターの所長が権限を持つと思うんですが、その点について確認したいと思います。

○蛭子智彦委員長　　三原総合窓口センター所長。

○三原総合窓口センター所長（柏木浩一）　　確かにいなりこ予算の実施要領では、総合窓口センターが必要に応じて担当課と協議の上実施するものとして、所長の権限でというふうな文言がございます。

○蛭子智彦委員長　　阿部委員。

○阿部計一委員　　普通、我々いろいろ議員活動する中で、基本的には町内会から要望書を挙げて、それぞれ仕事の内容によってトップまでその要望書が回っていくと。それで始めて所管のほうへ行って、仕事が始まっていくわけですね。ただ、先ほど松本課長の答弁聞いてますとね、何か総務部長に相談したとか、一々いなりこ予算を上層の課長に言わなんたら出えへんやいうことは、これは先ほど市長が課長の権限について言いよったのと全く反比例するので、高々5万円やそこらの予算つけるのに、そんなんではいなりこ予算にはなれへんと思うねん。それで、そのためのいなりこ予算で、当初国から来よった400万円が200万円になって、半分も消化しとらへんてやなそんな、これはやっぱり何か所長が上層部に遠慮してようつけんの違う、そのとおりのやと思うねんけど、どうですか。上から圧力かけよんの違うんかいな。

○蛭子智彦委員長　　総務部長。

○総務部長（細川貴弘）　　決して、圧力をかけてそれを妨害してるとかいうようなことは私のほうからはございません。阿部委員おっしゃいますように、いなりこ予算というのは、一般的には事業をやるときはその担当部署でやるのが本筋でございますけれども、極めて高い即時性を要求されているものに、速やかに事業が執行できるようにという意味で

予算付をしているものと思います。そういうことでございますので、もしも緊急に補修とかやらなければいけない軽微なものでございましたら、もう総窓の所長なりのほうで判断して、速やかに事業をやっていただくというのが本筋だと思います。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 それでね、それは今言うたのはちょっと言葉がきつかったかもわからんねんけども、やっぱりいなりこですからね、やっぱり課長の裁量でそしてそれがスムーズに、例えば議員活動で町内会長さんから要望を挙げるんでそれはそれとして、やはりいなりこという意味合いからしてね、やっぱり議員活動であつたって議員がそういう要望をすれば、即やはりそれに合った事業であれば対応できるということが趣旨やと思うので。それで、ほとんど消化されとらへんということは、やっぱり何かどこかに欠陥があると思うんやな。その点、各責任者の窓口業務のそれぞれ課長どうですか、屈託のない意見をここで言うてもらわなんだら、一々5万円やそこらの予算をもらいに行ってくどくどくどくどくと言われたら、なんでこんないなりこ予算の何やない、今まででもずっとそういう対応で私も行ったことあるねんけど、何かちょっと厳しくなつとるように思うんよ。そやから予算が消化しよれへん。そういうことやってな、その辺どうですか、何か使いにくいところあるんと違うんですか。

○蛭子智彦委員長 三原総合窓口センター所長。

○三原総合窓口センター所長（柏木浩一） 委員おっしゃいますように、25年度からは予算額が従来の額に戻ったということで、1件当たり5万円程度というふうな規定がございます。ただ、実質的には私らも考えまするに、5万円までの修繕というものが減少して、かわりにとといいますか、5万円以上規模の修繕がふえてきたんではなかろうかと、推測なんですけども、しておるところでございます。ただ、このいなりこ予算につきましては、委員さんおっしゃいますように、市民生活の安定と安全、安心のまちづくりにするという本事業の目的がございますので、それに鑑みまして、実施予定額につきましても危険性、緊急性を勘案しながら、個別案件に即しまして、できるだけ柔軟に対応させていただきたいと思ってるところでございます。

○蛭子智彦委員長 南淡総合窓口センター所長。

○南淡総合窓口センター所長（松本典浩） 上の方が、私の仕事に対してとめたりして

ることは全くございません。ただ、先ほど柏木委員が言われたように、金額が多いときに、10万円前後のお金を当たり前だというふうに思われていなりこ予算をずっと使ってこられたわけです。その方々が、いなりこ予算はいい予算だと言ってくださってるんですけども、持ってくる金額が以前と同じように10万円を超えるのも持ってこられたときに、これちょっと本課と話していただけますかということが続いているだけで、溝ぶたの5万円程度というのは今も普通にでてきてるんです。そのあたりの光をそそぐというのは4年前だったかな、ふえたのはね。そのときの感覚に戻っていただければ、前と同じような感じが出てくるとは思うんで、もう一度自治会の方々に周知して勧めていきたいと思います。

したんですね。この間、所長会で次長にお願いして、自治会のほうで周知していただきました。またこれからも来るとしますので、よろしくお願ひいたします。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 そういうことでね、結局100万円になって、そういうだんだんとそういうものを利用するものが少なくは、これ今のままいったらね、もう全く行ったってややこしいこと言うてと、それやったらもう建設課へ行ったらええ話であって、ちょっと長引くだけの話。やはりいなりこという名前がついてる以上は、やはり一口5万円や言いよってもね、やっぱり7万円8万円とかそういうような中途半端な金額についても、ある程度その予算に応じて配慮すると、これで始めてそのいなりこという趣旨の政策に相通じるわけなんで、今みたいに5万円ぽっきりやいうこと言いよったら、もうそれは本当にそういうせっかくの市のアイデアが無になってしまうと思うんで、その点やっぱりいなりこ予算らしい使い方をしてほしいと思いますんで、一つよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 聞かせてもらうねんけど、来年から市できんのか。ほんで、いなりこというのは、今、旧町で100万円100万円ていいよんねんけど、これ来年の4月が来たら、いなりこは市民交流センターでやんのけ、どこでやるのよ。このいなりこ予算いうのは、もうやめるの。来年の4月が来たら、どこでいなりこ予算というのはどこが窓口になるんですか。5万円を10万円にしたるとか、市内で400万円あつとって、そんなもん旧町ごとに100万円でなしに、その辺どない考えとんのですか、来年4月。

○蛭子智彦委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） いなりこ予算については、27年度新庁舎ができるということから、27年度当初予算に向けて、これからどういうふうにすべきかというところを内部で検討したいと思います。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ここで内部で検討してもらうに当たって、5万円では今言いよったうちで市民の要望に応えにくいさかいに、天井10万円やったら10万円か、その辺も内部で検討してください。

○蛭子智彦委員長 それでは、審査の途中ですが、本日はここまでとしたいと思います。再開は16日午前10時とさせていただきます。

（閉会 午後 4時01分）

決算審査特別委員会会議録

日 時 平成26年 9月16日
午前10時00分 開会
午後 3時58分 閉会
場 所 南あわじ市議会議場

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（16名）

委 員	長	蛭 子 智 彦
副 委 員	長	長 船 吉 博
委 員	員	吉 田 良 子
委 員	員	柏 木 剛
委 員	員	谷 口 博 文
委 員	員	木 場 徹
委 員	員	廣 内 孝 次
委 員	員	印 部 久 信
委 員	員	森 上 祐 治
委 員	員	原 口 育 大
委 員	員	砂 田 杲 洋
委 員	員	登 里 伸 一
委 員	員	阿 部 計 一
委 員	員	川 上 命
委 員	員	中 村 三 千 雄
委 員	員	熊 田 司
議 長	長	小 島 一

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

事 務 局	長	小 坂 利 夫
課	長	垣 光 弘
書	記	船 本 有 美

書 記 斉 藤 浩 平

説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 田 勝 久
副 市 長	川 野 四 朗
副 市 長	矢 谷 浩 平
市 長 公 室 長	土 井 本 環
市長公室付部長（総合調整・新庁舎建設担当）兼新庁舎建設推進事務局長	橋 本 浩 嗣
総務部長兼選挙管理委員会書記長	細 川 貴 弘
財 務 部 長	神 代 充 広
市 民 生 活 部 長	高 木 勝 啓
健 康 福 祉 部 長	馬 部 総 一 郎
産 業 振 興 部 長 兼鳴門の渦潮世界遺産登録推進室長	興 津 良 祐
農 業 振 興 部 長 兼食の拠点事業推進室長	神 田 拓 治
都 市 整 備 部 長	岩 倉 正 典
下 水 道 部 長	原 口 幸 夫
教 育 部 長	太 田 孝 次
総務部次長兼総務課長	佃 信 夫
農 業 振 興 部 次 長	森 本 秀 利
教育委員会次長兼教育総務課長	藤 岡 崇 文
会計管理者兼会計課長	堤 省 司
市 長 公 室 課 長 (大学応援プログラム推進担当)	北 川 真 由 美
総 務 部 防 災 課 長	藤 本 和 宏
総 務 部 情 報 課 長	土 肥 一 二
三原総合窓口センター所長 (地域防災・振興担当)	柏 木 浩 一
南淡総合窓口センター所長 (地域防災・振興担当)	松 本 典 浩
財 務 部 財 政 課 長	和 田 幸 三
財 務 部 管 財 課 長	富 永 文 博
市民生活部市民課長	塔 下 佳 里
市民生活部税務課長兼収税課長	山 崎 稔 弘
市民生活部生活環境課長 兼衛生センター所長	北 口 力

健康福祉部福祉課長 兼 少 子 対 策 課 長	田 村	愛 子
健康福祉部長寿福祉課長	大 谷	武 司
健康福祉部保険課長	川 本	眞 須 美
健康福祉部健康課長	小 西	正 文
産業振興部商工観光課長 (マーケティング戦略室長) 兼 企 業 誘 致 課 長	阿 部	員 久
産業振興部水産振興課長	榎 本	輝 夫
農業振興部農林振興課長 兼 農 業 共 済 課 長	宮 崎	須 次
農業振興部農地整備課長 兼 地 籍 調 査 課 長	和 田	昌 治
食の拠点事業推進室課長	喜 田	憲 和
都市整備部管理課長 兼 都 市 計 画 課 長	原 口	久 司
都市整備部建設課長	赤 松	啓 二
下水道部企業経営課長兼下水道課長	村 本	透
教育委員会学校教育課長 (学校教育指導主事)	廣 地	由 幸
教育委員会人権教育課長 兼生涯学習文化振興課長	福 原	敬 二
兼 玉 青 館 館 長		
教育委員会生涯学習文化振興課付課長 (子ども映画祭・青少年育成センター事業担当)	川 上	洋 介
監査委員・固定資産評価 審査委員会事務局長	片 山	雅 弘
農業委員会事務局長	小 谷	雅 信
埋蔵文化財調査事務所長	山 見	嘉 啓

Ⅱ. 会議に付した事件

付託案件

1. 認定第1号 平成25年度南あわじ市一般会計決算の認定について……………	99
(2) 歳出について……………	99
① 議会費、総務費……………	99
② 民生費……………	157

Ⅲ. 会議録

決算審査特別委員会

平成26年 9月16日(火)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後 3時58分)

○蛭子智彦委員長 おはようございます。

それでは、9月12日に引き続き、決算審査特別委員会を開催します。

本日は、教育長より所用のため欠席の届けが出ております。

1. 認定第1号 平成25年度南あわじ市一般会計決算について

(2) 歳出について

① 議会費、総務費

○蛭子智彦委員長 それでは、認定第1号、平成25年度南あわじ市一般会計決算の認定について。

款1、議会費及び款2、総務費、48ページから81ページまでの質疑を行います。

9月12日の質疑に対して、執行部から報告がございますので、まず、財政課長より報告を求めます。

財政課長。

○財政課長(和田幸三) おはようございます。

12日の委員会のほうで御指摘がありまして、一部誤りがありましたので修正させていただきます。

まず、地域振興基金利子の充当先についてですが、ペーパーをお配りしておりますが、基金現在高につきましては27億円、財源といたしまして合併特例債が25億6,500万円、一般財源が1億3,500万円という形で、利子総額で3,522万3,604円という形で決算しております。

充当先につきましては、総務費の企画費で市民まつりに1,000万円、総務費まちづくり推進費のコミュニティバスの運行業務委託料に1,000万円、あと自治振興事業費に1,522万3,604円、合計3,522万3,604円を充当しております。なお、調べましたが、利子につきましては債券利子のほうで3,376万2,462円、主に北海道債と地方債でございます。あと、預金利子といたしまして146万1,142円という形でございます。

なお、一部誤りがありました分、決算附属資料39ページですが、お配りしておりますコミュニティバス運行対策事業につきまして、決算の状況なんで、その他と一般財源の金額に誤りがありまして、御修正いただきたいと思っております。

決算の状況につきましては、コミュニティバス運行対策事業8,214万5,000円で、国庫支出金につきましては953万3,000円、その他につきましては2,050万7,000円、一般財源につきましては5,210万5,000円となっております。

財源内訳につきましては、地域振興基金で1,000万円という形で、赤字の部分を御修正いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○蛭子智彦委員長 続いて、情報課長。

○情報課長（土肥一二） 私のほうからはおわびと訂正がございます。

決算の附属資料で2カ所の誤りがございました。大変申しわけございませんでした。

平成25年度の決算の附属資料の40ページでございます。電算管理及び情報化推進事業の4番のセキュリティーポリシー改定委託の金額が302万9,000円となっておりますが、正しくは47万3,000円でございます。まことに恐れ入りますが、訂正をお願いします。

次の41ページ、その他事業にかかる経費の金額が50万9,000円となっておりますが、正しくは306万5,000円でございます。まことに申しわけございませんでした。

○蛭子智彦委員長 執行部よりの報告がございましたが、これについて質疑ございませんか。

印部委員。

○印部久信委員 極めて細かい話なんですけど、この決算状況のコミュニティバスのその他収入が2,050万7,000円になってますが、これは見てますと、運賃収入が1,050万2,000円、コミュニティ運行業務に充当が1,000万円で、足したら2,050万2,000円になるんですけど、これ、5,000円違うように思うんですけど、これどないうこと。

○蛭子智彦委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 39ページをごらんいただきたいと思いますが、らんらんバスの収入として1,050万2,000円、地域振興基金利子で1,000万円、あと、ふるさと南あわじ応援寄附金5,000円という形で財源のその他欄に充当しております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 5,000円はその5,000円ですね。はい、わかりました。

○蛭子智彦委員長 ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 ないようですので、今の執行部の報告についての質疑は終了いたします。

それでは、続いて認定第1号の1款から2款、歳出についての質疑を行いたいとお思います。

質疑ございませんか。

熊田委員。

○熊田 司委員 ページ71ページのコンビニ収納手数料の件についてお聞きをいたします。

これは、今現在、どういった税金等でコンビニ収納ができるようになってるのか、お答えいただけますか。

○蛭子智彦委員長 税務課長。

○税務課長(山崎稔弘) 市民税と固定資産税と軽自動車税と国民健康保険税でございます。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうでしたら、これ、多分金融機関で引き落とす以外、全てのところへコンビニ収納の用紙は送付していると思うんですが、その点は間違いありませんか。

○蛭子智彦委員長 税務課長。

○税務課長(山崎稔弘) その税目につきましては、全てお送りさせていただいています。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 全てというのは、金融機関等で取引するところも含めてということですか。

○蛭子智彦委員長 税務課長。

○税務課長（山崎稔弘） 口座振替の方につきましては違いますけども、普通徴収の方につきましてはそのようにお送りさせていただいています。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうしますと、いろんな税金によって数はいろいろ違ってくると思うんですが、コンビニ収納することによってどれぐらいのコンビニからの収納金額というのがあるんですか、税金で。

さっき言うていただいた市民税、固定資産税等、ちょっと別々に教えていただけますか。

○蛭子智彦委員長 税務課長。

○税務課長（山崎稔弘） 市民税の普通徴収につきましては、現年と滞納繰越を入れまして8,350万8,000円です。

固定資産税につきましては、1億327万円でございます。軽自動車につきましては、1,956万6,000円でございます。国民健康保険税につきましては、9,604万3,000円でございます。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうしますと、平成25年度からこういったいろんな税金をコンビニで収納できるようになったと思うんですが、前年と比べてどれだけ徴収率が上がったかというのは計算しておりますか。

○蛭子智彦委員長 税務課長。

○税務課長（山崎稔弘） その4税につきまして、効果率というのが徴収努力もありますので、それが全てコンビニ収納にはね返ったとは数字ではあらわしにくいんですけども、その4税で見ますと0.28ポイント上がっておりますので、これが効果率かなと。

その0.28%を徴収額に掛け合わせますとおおむね1,900万円ということでございまして、コンビニ収納にかかります経費が毎月定額で国保と合わせまして5,000円の定額に加えまして、1件当たり57円というような単価がかかりますので、それを差し引きますと、おおむね1,760万円ぐらいが金額的に効果があったというような形で計算をしております。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 わかりました。

これから多分これをずっと続けていかれると思うんですが、あと、これから先、平成27年度に向けてコンビニ収納ができる税金の項目をふやすとか、そういう考え方はあるんですか。

○蛭子智彦委員長 税務課長。

○税務課長（山崎稔弘） 本件のコンビニ収納につきまして、当初12%の目標値を持っておったわけなんですけども、今回につきましては9.何%というような数字でございまして、平成27年につきましては、今現状ではその目標値の12%に近い、今、11%台で推移しているところでございます。

そういうようなところも踏まえまして、今後、新しい税目につきましては、可能なものについては検討していきたいと、このように思っております。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんでしょうか。

谷口委員。

○谷口博文委員 69ページの地域おこし協力隊員ということでお尋ねをするねんけど、この地域おこし協力隊員というのは、私の認識やったら、沼島とか灘も始めとったんですかね。このあたりの事業内容と、この事業の効果についてお尋ねをいたします。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 今、地域おこし協力隊につきましては、沼島のみでございまして、現在5名おります。

灘地区につきましては、去年募集をしたところなんですけれども、来ていただける人がなかったということでございます。

沼島のほうの事業内容ですけれども、地域おこし協力隊が中心となって、改修した吉甚を運営しております。ぬぼこの会の案内の連絡とか、漁船を利用したクルーズの案内役、それから、地域の行事、祭り、それらへの参加、地域おこし隊がみずからその土地に就農してくれるように、自分たちができるだけ研修、体験を起こして、残っていただくような取り組みを行っております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 財源というのはどこから出てるんですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 総務省の特別交付税100%でございます、1人につき400万円ございます。賃金につきましては、その400万円のうち200万円までが支出できるといった内容になっております。

昨年度は12月に1人、3月に2名、計3名が追加されておまして、それぞれが月割で計算しております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 この事業、市内の、まあ言うたら活性化のために沼島だけでなしに、灘とか、西淡でもちょっと過疎化のところがあつたわな。その辺へ拡大するというような計画はあるんですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） ことしも灘のほうの募集の予算をつけております。

それから、言い忘れましたが、効果につきましては、沼島航路で平成24年度が乗船客が12万5,000人、平成25年度が13万3,000人になっておまして、観光客で8,000人の伸びを見ております。

人口につきましては、ずっと減っておったのですが、沼島の人口、2名が増加しております。現在516名でございます。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私も隠岐の海士町というて、よそ者・若者・ばか者といって、来ていただくことによって地域振興対策をしておるようなところの視察も行ってきたんですが、こういう取り組みは私は非常に素晴らしいと思うねんけど、このあたりを沼島、灘だけでなしに、例えば西淡のほうにもかなり疲弊しておる地域があるねんけど、そのあたりは考えていただいてないんですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 現在は、灘地区と伊加利地区に、できたら募集をしていきたいなと思っております。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。
吉田委員。

○吉田良子委員 決算書の60ページから63ページにかけて、出張所、連絡所の関係の予算が出ております。

附属資料では、賀集連絡所に職員2名、北阿万2名、阿万2名、灘2名、沼島3名というふうに書かれております。

そして、どういう事務をしてるかといえば、諸税と書いてあるんですけども、こちら辺の件数、トータルでそれぞれどれぐらいの件数があるかわかるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 申しわけございません。それぞれの件数については、ちょっと把握はできておりません。

今、手元にないということで、後ほどまた報告をさせていただきたいと思います。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、この諸税というのは、一つの賀集連絡所を見れば、市民の方が国民健康保険税をここへ納入する、納付書を持ってお金を納めるということは今はできてるんですね。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） そのとおりだと思います。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それで、先ほどもちょっとあったんですけども、今後、新しく市役所ができる、そしたら賀集連絡所は賀集の市民交流センターになるというところに移行すると思うんですけども、そのときに、そういう国民健康保険税を市民交流センターに納めるということはできるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市長公室付部長。

○市長公室付部長（橋本浩嗣） 市民交流センターで諸税を納めることはできません。交流センターの事務をいろいろ考えたときに、交流センターの付近には大概金融機関、農協であるとか、一般の金融機関等もございますので、納付書さえあれば、その近くで納めていただくということで交流センターでは納付できないことにしております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうすると、今まで連絡所に納付してた人は近くの金融機関に行ってくださいという話に変わるわけですね。

○蛭子智彦委員長 市長公室付部長。

○市長公室付部長（橋本浩嗣） さようでございます。ほとんど交流センター、昔の小学校区単位でやっておりますので、農協さんの支所であるとか、そういうものが大体ございますので、納めていただくように考えております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ここの42ページに出張所、連絡所でこんな事業ができてますということ、これを附属資料の中で書いてあるんですけども、ここに火葬許可等に関する事務もここでできてるんですけども、今後、市民交流センターになれば、こういうのはできるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市長公室付部長。

○市長公室付部長（橋本浩嗣） いわゆる死亡届の関係でございますが、これはできません。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうすると、ここに書いてあるものでできないのは、税金の問題と火葬許可に関するものなのでしょうか。ほかにもここに書いてあるものでできないものというものはあるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市長公室付部長。

○市長公室付部長（橋本浩嗣） まず、異動の届け、そういうものができないということです。

市民交流センターでできることをわかりやすく言いますと、もう既に登録しているもので、例えば住民票が要るとか、戸籍謄本が要るとか、そういう証明書の発行、これができます。

異動に要するようなものについては、市庁舎の本課のほうでお願いしたいということです。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 57ページに市民交流センターのモデル事業ということで、証明書の発行件数等が書かれてますけれども、交流事業にとどまるということになるかと思うんですけれども、そうすれば、今できてる火葬許可等に関する事務については、灘なり、沼島なり、そういう人たちは新庁舎に来なければできないということになるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市長公室付部長。

○市長公室付部長（橋本浩嗣） 今ございます灘ではできません。沼島は、そういうものはできます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 灘ができなくて、ほかの賀集、北阿万、阿万もできない、新庁舎に来なければできないというようなことになるんですね。

○蛭子智彦委員長 市長公室付部長。

○市長公室付部長（橋本浩嗣） はい、さようでございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうすると、そういう地域の人たちにとっては、いわゆる一種のサービスの後退というふうなことになるかと、今までできててできなくなるというのは一つの、新庁舎ができることの弊害になってくるのではないのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市長公室付部長。

○市長公室付部長（橋本浩嗣） 確かに地域を指せばそうですが、今現在、合併して10年もたってるのに、例えば丸山とか阿那賀、そういったところもできておりません。

やはり、市民サービスの平準化を図るというようなことから、今は全然できてないところも、そういう証明書の発行をすることによって市民サービスの平準化を図りたいということです。

新庁舎ができるからどうのこうのというんじゃないに、まず市民サービスを平準化した、市内一帯を平準化したサービスをしたいという考えでございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それは言い方だというふうに思います。

できてることができなくなるというのは、やっぱり一つの弊害だと思うので、そこではフォローするという立場はないんですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室付部長。

○市長公室付部長（橋本浩嗣） この前の森上議員の一般質問でもちょっとお答えをしようかと思ったんですが、まず、いつまでも画一的な行政サービスが対応できなくなってきております。

2040年に南あわじ市の人口も3万1,500人というようなことがございます。そこらを、今現在は5万人をちょっと切っただけなんですけど、これからの時代を迎えて今から準備をしていく必要があると、そういうような大きな構想に立って、先ほど申しましたように市民交流センターのサービス内容を市内一円平準化したということでございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 人口が減るというところは少子高齢化ということで、これから高齢化率が南あわじ市、加速すると思うんですけども、そういうときに市民交流センターの役割というのが問われてくると思うんですよね。

身近な時間で市民交流センターに行ってもろもろの手続きができる、そのことこそがメリットがあって、今できてるサービスをやめていくというのは一種の、今言った平準化という言葉で片づけられない問題だというふうに思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市長公室付部長。

○市長公室付部長（橋本浩嗣） 証明書の発行件数と、それと届け出の関係でございまして、かなり差がございまして。

全てのことについて市民サービスの維持なり上げていくというのは理想なわけなんですけど、そういうレアケースまで対応するために職員配置というのもこれから人口が減っていく中で職員定数の適正化計画もございまして、今500人にしておりますが、これも、やはり見直す時期が来ようかと思っております。

やはり、できるだけ市民サービスについてはマイノリティーの意見を無視するわけじゃございませんが、マジョリティーにできるだけ対応していきたいというふうに思います。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 もう話ししても平行線なので終わりますけれども、できることができなくなるというのは市民にとっては大変不満感が残ることになると思うんで、そこら辺はぜひ改善もお願いしたいということを書いて質問を終わります。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 この交流センターの、今も吉田委員の関連なんですけども、これは死亡届が交流センターであかんというようなことは執行部から何のそんな提案もなかった、印

鑑証明とかもそんな言よったけど、何とかクリアして、それで議員それぞれそういうことを条件に賛成、庁舎建設反対・賛成で、結果が賛成で今の状況にあるわけやな。

それで、執行部だけのそういう、特に阿万なんかは昭和の合併以来半世紀にわたってやっていたことをそういう都合だけで死亡届を廃止するやいうのはどういう観点から言よんので。

そんな勝手な言い分であって、そんな話一回も出てきてないです。大体、そういう交流センターになってもできることは今までどおりいけるという評価の中で我々も住民に説明してきとんねん。

それを今度、住民、死亡届があかんやいうことは、この前もちょっとどっかで言ったことあるけども、どういう根拠でそういうこと言われるんで。それで、全協じゃ何じゃいうたって、そういうデメリットがあることであれば、当然そっちのほう詳しく説明して、するのが当然であって、庁舎がもう形が出てきた中で、あんた方はあんた方の都合のええこと言ようねん。

南淡なんかそうでしょう、今までやったら南淡庁舎、阿万から今度はここまで来んなんねん。そんなことは、住民サービスの低下につながることを勝手に何でそんなことをどんどん進めていくんですか。

初めからそんな説明一個もなかったじゃないですか。もう庁舎ができたよって好きなようにしたらええわっていうような、そんなやり方はいかがなものかと思うで。

○蛭子智彦委員長 市長公室付部長。

○市長公室付部長（橋本浩嗣） まず、市民交流センターでできること、できないことということで、執行部側の説明の中でできることは説明させてもらっておりました。できないことの説明が足りなかったということで、今、こういうような御質問かと思えます。

その点については、できないことというのがなかなか、今の連絡所というのは市役所の出先機関になりますんで、かなりのことができます。できないことをずっと羅列していなかったということで、できることを説明すれば、それ以外のことはできないというふうな理解をしていただけるのかなというふうなことで若干反省をしております。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 そんな反省聞きたないんですよ。できないことを説明するのは当たり前でしょう。

当然、旧南淡のほうは半世紀にわたってそういう連絡所、出張所が連絡所に格下げ、機構改革でなあって、それからずっと続いていって、それで何のトラブルもなしに、それは本

庁舎のほうへ行きよる人もおるし、阿万のほうでやってる人もおるわけなんや。そういうことは、何も廃止せんでもできること、どういう理由が廃止の理由よ、それ。どういうことが廃止の理由よ、それ。

そんなんな、今まで自分ら何の説明もなしに、それで庁舎ができ上がってきたよってって、執行部の都合のええ、住民サービスの低下するようなことを言うてなかったいうて、そんなことで通るけ。ええかげんにせえよ、ほんまに何を言よねんねん、それ。ええかげんにしやがれよ、ほんま。

○蛭子智彦委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） なぜ南淡の連絡所等が市民交流センターに変えていくのかと、こういう話に究極はなるんかなと思います。

例えば、西淡、緑、三原に全て、これは平準化という話になるわけで、連絡所を置くとするならば、職員を今配置しておる2名以上正規職員を置いて対応せざるを得ないと。

先ほども部長のほうから話があったんですが、要は人口が減少していく中で、大体100人に1人という職員の目安がありますので。

○蛭子智彦委員長 阿部委員、もう一度お願いします。

○阿部計一委員 今言うたんや、もう忘れてもうた。要は、50年も歴史のあることをやめる、そんなことはできませんやったら、できませんように何でききに言えへんのなと
言うねん。

私も阿万の、森上委員も出てきとるけども、そういうふうにな変わっていくの、印鑑証明とかも聞きよったら、それも、これはわしも説明したなかで、執行部の配慮で印鑑証明はできるようになった。それ以外で、そんな肝心な死亡届はだめですよやいうて、今までどおりいきよったものを、それは伊加利じゃ、ほかのところがどうこう、そんなん関係のない話でしょう。

それをするかせんかの話が一方的に何の相談もなしに、ただ、この決算委員会でそんなこと言うてやな、こっちは阿万の代表として、そんなこと納得できへん。

○蛭子智彦委員長 質問の趣旨、理解いただけましたか。

今、言ってることは、結局、執行部説明がこれまでなかったということについてどうなんだということをおっしゃるわけですね。

その点だけ答えていただけますか。

阿部委員。

○阿部計一委員　　いやいや委員長な、なかったや、そんな言いわけだけ聞きたないよ、なかったものを急に何で決算委員会で今も吉田委員も何やいうて、載つとる以外全部廃止やと、そんな言い方ないだろうということと言よんねん。

○蛭子智彦委員長　　その点について答弁いただけますか。

市長公室長。

○市長公室長（土井本 環）　　先ほど私が言おうとしたのは、人数の問題、それから配属された職員が、今、阿万の連絡所で優秀な職員がおりますが、何でもできるというところの部分で、一つは死亡届を受領しようとしたときに、配属した部分で連絡所の職員であれば行政の出先機関なので、住民票を検索することができます。

その住民票を検索しながら死亡届の出てきた部分をチェックして火葬場の予約をして、電算に火葬場のシステムに入れて初めて火葬が受理ができるということになりますので、そうした部分の職員の配置が果たしてそれができて、きっちりできるんかどうかということもあります。

職員数の部分もありながら、そうした事務の煩雑さを本来21カ所に配属した職員がきっちりできるのかどうか。それと、住民票を検索することが4年後以降に臨時職員と正規を振りかえようとしております。そうした中で、やはりセキュリティーの関係がございませぬ。

そうした部分の二つの点がありながら、それを続行しようとしたときに職員を21カ所に2人以上配置せないかんことになりますので、本庁業務の部分とどちらに住民サービスの低下が起こるのか、そういうことを勘案しながら市民交流センターに平準化した中で立ち上げていくということになっておりますので、どうか御理解を賜りたいと思います。

○蛭子智彦委員長　　阿部委員。

○阿部計一委員　　そんなん理解できません。

はっきり言って、それも言いわけの一つであって、そんなん、阿万へそういう職員を3年後なら3年後、2年後なら2年後に今までどおり対応できるような人を雇用していったらええんであって、センター長にしたって何にしたって、これは全く素人でできるものではないと思うんです。そんな心配は要れへん。

それで、今、部長言よるようなことがはっきりした理由でどうこう言うんであれば、全協なりなんなり、そういうことはとうに、あなた方も説明に行つとるのだろが。説明すべきだあな。

そんなことを、これを言よんのや、そんなこと今ごろここで、できませんものはできませんって、そんなことをやな。

それで、間違いやいうのは何ぼでもあるねん、さっきから平成25年の決算やいうたかて、何ぼ前からこしらえとんや知らんけど、こんなものでも数字、肝心なもの何ぼでも間違うとるやないか。残業代をどんどこ使うたって、仕事は抜けるところは抜けとんだら。

そんなこともある中で、こんな肝心なことを、こっちは議員としてメンツが立たんねん、これ、こんなこと言われたら。

○蛭子智彦委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 阿万の説明会で、議員から御指摘をいただきました。

死亡届ができないという説明をその場でさせていただいて、再度、自治会の方に私のほうからそうした説明をさせていただいております。

なかなかできておったことができないということについては、非常に住民の方に迷惑をかけることもあるかと思いますが、連絡所で今、死亡届が一番多いのが阿万で月2件程度という形で届け出がございませう。

連絡所でそうしたことができるということは昔から、阿万町時代のときからそういうふうになっておったんで、南淡総合窓口に行かずともそこですということがずっと以前からそういう形になっておりましたので、そうした住民の方も何人かはおられるのかなと思います。

ただ、車等、親戚、隣保でないという方は非常に少ないのかなというふうに思います。そうした中で、らんらんバスを通じて、万が一、車に乗る方が身内、それから隣保の方でいらっしやらないというときについては、らんらんバス等を拡充させておりますので、そうした中で御理解をいただきたいということで、自治会のほうにそういう説明をさせていただいておりますので、議員さんのおっしゃることはごもっともですが、これは納得していただかなければ前に進まないということで御理解を賜りたいと思います。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 それは自治会で説明をした、こんな自治会でしたって、質問するもんおったですか、ほんの1人か2人で、これ私が言うたことや。

執行部は検討します言うて、それで、きょうの返事ができへんものはできへんって、どういふことなんや。

そんな何け、権限があるのけ、市民のそういう生活に係る、2件じゃ3件じゃいふ問題じゃないだ。50年からの歴史のあるやりよったことを、ほかの地域と違わないか。それ

をやめるんだったらやめるように、はっきりと自治会でそういうことを決定しているのでないやこない、私はそなん聞いとらへんし、きょう初めて一方的に打ち切るというようなことを言うよってかちんときてるのであって、はっきり言うて。

そうでしょう、これ、私は私なりに議員活動で、そういう小さなことをやっていくのが我々の役目や思とんねん。それを、一方的にできへんものはできませんと。できませんや言うてやるんやたったらやったらええねん。それは阿万の会、やりっ放しといて、やるんやったらやれや。何ちゅうこと言うとのや。

○蛭子智彦委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 議員も自治会も、そうした死亡届の継続の質問もございました。

その中で、こういう事情でできないのでということで説明しましたが、ほかもそういうことであればもう仕方ないなということを書いていただいておりますので、阿万ができへんのを灘、福良でできるような形にされたら、これはぐあい悪いでということをおっしゃっていただいておりますので、どうか御理解を賜りたいと思います。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 それは、そなん御理解できません。

そやから、そういうことを市が一方的に、私が質問して、そのときは検討するって言うて、それは自治会だけで。自治会だけで阿万の行政全部やっていきよるの違うで、はっきり言うて。これは阿万市民全体がそういう中で行政というのは行われていきよんねん。それをそなん50年も続いてきてやったものを2件じゃ3件じゃいうて、こなんやから一方的に切ると。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございせんか。

○阿部計一委員 ほかっていうことはあれへんねんから、何がほかよ。

何がほかよ、こっちは済まさんというのに、何がほかよ。

○蛭子智彦委員長 済まさんと言われても、ちょっと平行線のように思いますので、この程度で区切りたいと思うんですが。

○阿部計一委員 そういう説明では納得できへんと言よんのにやな。

○蛭子智彦委員長 しかし、これ、阿部委員、申しわけないんですけど、少し平行線的な議論になっているように思うんですけども、少し角度を変えて質問いただけますか。

○阿部計一委員 角度って、私が言いよんねんから、執行部が考え直したらええねん。

○蛭子智彦委員長 これ以上の執行部としての答弁ありますか、ないですか。
この件については、委員長に預らせていただけますか、阿部委員。
今のところでは、これ以上の答弁ができないということなんですけど。

○阿部計一委員 阿万地区から、南あわじから出てきとる議員がそういうことで話の中でやりよったことを何の相談もなしにこないしてやり切っていけることが執行部として正当なんかよ、これが。そんなん何ぼでもあると思う、そういうこと言い合いするのやったら。

○蛭子智彦委員長 市長、このことについて答弁いただけますか。
市長。

○市長（中田勝久） その場に立ち会っておりませんが、やはり、そういう場面は全然想像されなかったということでもないと私は思います。

しかし、この統合なり合併なりの基本は何であるかというところを御理解いただきたいと思います。

当然、それぞれの議員さんは地域の代表であるし、市民の代表である、これは十二分に認識をいたしております。

あとは、再度自治会にもう一度詳しく担当のほうから、そういう議員さんからの御質問も再度あったということで処理をしたいと思いますので、御理解のほどをよろしくお願ひします。

○蛭子智彦委員長 阿部委員、よろしいですか。

○阿部計一委員 自治会のほうへ報告をしていただいて、それで結論を出すということで。

○蛭子智彦委員長 そういうことで、阿部委員のほうの質問は終わりたいと思いますので、ほかにございませんか。

木場委員。

○木場 徹委員 59ページのまちづくりの中で、地域再生拠点プロジェクト、先ほど谷口委員から質問があったわけですが、今、沼島にということで、あと、灘と伊加利に考えているということをお聞きしたんですが、この事業についてはほかの地域、例えば丸山、阿那賀、津井とか、そういうとこというのは対象にならないんですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 対象になります。

地域住民の皆様方の御意見とか要望とかをお聞きしながらやっていきたいと思っております。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 ということは、市長公室に住民代表とか住民が行って陳情なりお願いを何回かする中で事業採択をされるということですか。

もう一度言います、こっちの話聞いてってください。

私が言いよんのは、この事業について、先ほど言ったように沼島、灘、伊加利でやる予定をしとるそうですが、それ以外の地域でやれる可能性はあるんですかということを知りたいんです。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 対象になるところもございしますが、現在は昨年度から引き続いて灘地区と伊加利地区を予定しております。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 それは、なぜ、ほかのところに声かけたり、そういうことはしないんですか。特定の地域だけを選出してやっておるんですか。その事業採択というのはどういう基準で、ここはやります、ここは声をかけないということをしておるんですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） ここにはかけない、ここにはかけるというわけではございませんけれども、まず、沼島のほうは環境未来島の重点地区になっておりまして、県のほうからの指導もありました。

それで、そこから始めていったわけでございまして、隣の灘地区とかもどうかなというふうなことで今現在、そうなっております。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 その、どうかなということはどういう基準でどうかなということにいくんですか。何か基準的なものあるんですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 特にそういった基準というのはございませんけれども、やはり、地域住民の要望とか、それらに基づいていきたいと思っております。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 課長、要望するなり、こういう説明会なりは、例えば自治会とかほかの地域の団体にされたことはあるんですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 自治会とかほかの地域で説明会を特別に行ったということはございません。

もし、今からでも機会があればこういったことをやっぱり知っていただくようにしていきたいと思えます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 ということは、こっちから自治会とかそういう団体を含めて市長公室のほうにお願いに頭を下げて、こういう熱意がありますと、やる気がありますということを何回かやれば考えていただけるわけですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） できるだけ要望を大事にしていきたいと思っておりますけれども、やはり、受け入れの地元の人がそれなりに新しく都会から来ていただける人への理解、そんなふうな受け入れ態勢が整わないとなかなか難しいことだと思いますので、その辺もよく考慮した上でやっていければなと思っております。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 要は、地元の住民といえますか、市民が、我々の地域がこのような対象になるかどうかもわからない、説明も聞いてない、その中でお願いしようがないわけです。

ですから、私が言いよんのは、そういう例えば対象になるところには、こういう情報提供を他の地域にもやってほしいということを言いたいんです。

何かあってお願いしても、この地域はあかんと、採択基準に合わないということであれば、市長公室何回行ってもあかんわけですから、その辺を聞きたいのもう一遍お願いします。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 委員さん言われるように、広報とか、あとホームページとか、PRとかお知らせをしていきたいと思っております。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 今やってるところはこっちから、例えば市のほうから出向いてこういうことでやりませんかという声をかけてる。ほかの地域はホームページを見て、やりたいとこがあれば足運んで来なさいということですね。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） そういうわけではございません。

例えばの話でありまして、自治会の会とか、そういったところにおきまして、そういうふうにお知らせできればと思います。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員　　くどいようですのでもう終わりますけど、要は、こういうおいしい話のやっは広く、例えば沼島とか、そういう特定のとこだけでなしに、広く声をかけてほしいということをお願いわけです。

わかってますか、わかったらもうそれで結構です。

○蛭子智彦委員長　　暫時休憩いたします。

再開は11時5分とさせていただきます。

(休憩 午前10時52分)

(再開 午前11時05分)

○蛭子智彦委員長　　再開します。

質疑ございませんか。

木場委員。

○木場 徹委員　　先ほど、地域おこしの関係で詳しく課長から説明があったんですが、私、もう一つ59ページの地域の再生プロジェクト事業の中身について説明をお願いします。

○蛭子智彦委員長　　市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美）　　地域再生拠点等プロジェクト支援事業ですが、この事業は地域の活性化、また交流人口の拡大を目指してやった事業でございます、沼島の吉甚に続く観光拠点としまして沼島の空き家を改造したものでございます。

○蛭子智彦委員長　　木場委員。

○木場 徹委員　　今現在、その空き家はどのような使われ方をしておりますか。

○蛭子智彦委員長　　市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美）　　今現在、住んでおられます沼島でNPO法人がございまして、そのNPO法人と沼島の開発協議会が相談して運営方法を図っているところでご

ざいまして、小さなグループが体験研修とかそんなのに来ていただいたときに宿泊できるようなところで活用していきたいというような方針でございます。

まだ、現在かっちりと決まったものはございませんでして、協議中でございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 わかりました。終わります。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 簡単な質問なんですけど、75ページの指定施設不在者投票外部立会人報償費について、これ選挙のときの不在者投票場所に対する立会人というか、その辺の報償費のことをいうとんと思うねんけど、実際、結論から言うたら、不在者投票非常にありがたい制度なんやけど、実際、あんだけ人数ばらばらおったら恥ずかしいやいうような市民の声があるわけですわな。

立会人というか、その辺が職員も大勢おって、立会人が大勢おると、不在者行くの恥ずかしい言うねんけども、その辺、選挙法か何かで立会人の数とか、そのあたり決まっとんのか。

○蛭子智彦委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 立会人は2人というふうに公選法でも規定されておりますし、必要最低限と言ったらおかしいんですけども、必要な人数というのは確保といいますか、配置しないと無効になる危険性もありますので、必要な人数ということでございます。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 不在者投票の場所、市内何カ所ですか。

○蛭子智彦委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 沼島を入れますと5カ所ですけども、4カ所は時間8時半から8時までですけど、沼島につきましては時間を制限しておりまして……。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 委員長、もう結構ですわ。

私が言いたいのは、私は不在者投票というのは非常に今の選挙、やっぱり権利主張のために選挙もどんどん行ってほしいという思いがあってええことなんや。

西淡地域だったらシーパというか、ショッピングセンターでしよるわけです。それはええねん。職員も6人も8人もおって、立会人が5人ほど並んどんねん、実際の話が。

あの立会人というか、一般のあの立会人の人と職員も6人も8人もおるよ、実際の話が、期日前投票で。

それを、あんだだけ大勢おったら恥ずかしいっていう市民がおるのよ。そやさかいに、2名やったら2名というか、この辺の選挙の立会人は2名言うたんな、2名にしたら多いと思うねんけど、どうですか。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 選挙管理委員会書記長代理ということで答弁させていただきたいと思いますが、期日前投票につきましては、先ほど部長が申したように決まりがございまして、管理者1名、立会人2名というのが決まっております。各期日前投票所、それぞれそれはその人数しかおりません。

ただ、先ほど申されたように、事務従事者が必要数配置されております。それは、やはり選挙の種類によって、昨年度みたいに知事選挙と参議院議員通常選挙ございました、ダブル選挙でございます。そうしましたら、やはり、投票箱三つ要りますので、それぞれ投票用紙の交付係とか、あとは確認係とか要りますので、必要数を配置しているわけがございます。その中で、多分、来られる方が少ない場合、やはり事務従事者と立会人入れましたら、最低でも七、八人とかいう人数になると思いますんで、そういった場合にそういうふうな感じを持たれたと考えております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 そしたら、この報償費146万8,000円というのは何人分なんですかね。

○蛭子智彦委員長 この75ページの報償費の指定施設不在者投票外部立会人報償費のことですな。

そこの1人当たりの報償費は何ぼですかと。外部立会人報償費、75ページです。
谷口委員。

○谷口博文委員 その立会人というのは外部から、私でも知っとる人、立会人に行っとるねんけど、時間1,000円やったら1,000円、あれ、12時間もおるさかいに、何人かでシフトみたいなん組んでやりよるのですわな。

委員長、もうわからんなら、もうええわ。

○蛭子智彦委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 単価でよろしいんですか。

期日前投票の立会人の単価につきましては、標準的なもので、1人当たり9,500円ということでございます。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 9,500円ということは、労働時間は幾らなんですか。8時間、それとも12時間。

○蛭子智彦委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 11時間30分でございます。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 最小必要限度の立会人しか配置してないというのはわかりました。人数、多いかなと思っただけで。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。
森上委員。

○森上祐治委員 決算書の50ページの職員健康診断委託料491万円と同じく決算書の54ページの職員健診手数料1万円ということを中心にちょっとお聞きしたいと思えます。

決算書のほうでは職員健診手数料1万円と、25ページの資料のほうでは個別健康診断の実施1人1万円と、多分このことを言われておると思うのやけども、職員健康診断、住民健診のほうは衛生費で出てるんですが、年々充実されていると私、認識しておるんです。

けども、職員健診のほうもいろいろとこの説明資料を見てましたらいろんな形で実施されてるんやなというふうに思うんですけども、これをちょっと、個別健康診断というのはどんなことかお聞きしたいと思います。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 個別健康診断につきましては、通常職員健康診断ということで、決められた日に決められた人数という、正規職員も臨時職員も含めて健康診断してるんですけども、一部、身体障がい者の方でそのときに受けられない方がいらっしゃいますので、その方に対する診断の費用ということでございます。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 そんな場合は、市内のお医者さんところへ行って受けるということなんですか。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） その方の主治医に受けるということです。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 それはわかりました。

その25ページの資料の説明書の中に、市の職員は産業医を委嘱して健康管理を行っていただいているということが最初に書いてあるんですけども、その経費が36万円と。

この産業医というのはどんな形で選ばれておるのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） この産業医につきましては、安全衛生委員会の産業医ということで、労働安全衛生法に基づく医師ということで、市のほうからお願いをして、この36万円と申しますのは、月々3万円の報酬で12カ月というような経費でございます。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 私も決算書の見方ちょっとわかりにくかったんですけども、その説明書の下に、嘱託精神科医師を委嘱してカウンセリング云々と、これは6万3,000円、これはどこかに出てましたけども、この36万円というのはどこに入っとんでしょうか。私、ちょっとこれよう見つけなかったんやけど。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 報酬の中に含まれております。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 何ページの報酬で。

それは、嘱託精神科医相談謝礼6万2,000円でしょう。これは載っとんですよ。しかし、産業医のやつというのはどこに載っとったんかなと思って。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 詳しく説明いたしますと、51ページの報償費のところの謝礼金のところの嘱託精神科医相談謝礼ということで、決算書では6万2,500円ということで6万3,000円の表示となっております。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 私が言うとなのは、その上の産業医と嘱託精神科医、違うんでしょう。6万3,000円のほうは載っとるわけや。上の産業医というのはどこに載っとんのかいなど調べてもわからんのです。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 申しわけございません。

それは、同じく51ページの報酬ですね、一番上から2番目です。非常勤職員報酬のところで支出済額が36万円、これでございます。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 ここに載っとなですか、わかりました。やっとわかりましたわ。

この嘱託精神科医、職員カウンセリング等を3回実施されたと書いてあるんですけども、具体的に、これ、どんな形で行われているんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） これにつきましては、職員が精神的に少し相談したい、いろいろ上司とか同僚に相談できない案件につきまして、総務のほうに、そういった申し出がございましたら、この嘱託精神科医のほうにお願いをしてカウンセリングをしていただいているものでございます。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 個人情報云々の問題もあろうと思いますけども、実質、毎年大体どのぐらいの方がこのカウンセリングを受診されてるかわかりますか。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 平成25年度はここに書いてありますように3回ということでございますけども、本年度も2回程度確か実施させていただいておるといいますし、この制度を確立したのが、確か3年ほど前からでございますので、やはり必要性があるということで、この嘱託精神科医制度をつくったわけでございます。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 今、どことも非常に職場環境もいろんな形で厳しくなってきた、こういうメンタルヘルスというのは非常に大きな課題になってきてますんで、この辺のことも慎重に入念にいろいろやっていただけたらと思うんですが、その下に、安全衛生委員会出席3回と書いてあるんですけど、これはお医者さんが出席するという事なんですか。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 安全衛生委員会は年間2回開かれておりまして、ここに産業医と嘱託精神科医、いずれも出席をいただいております。これの2回ということでございます。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 その下に、各職場に10人以上の職員の施設ですか、安全衛生推進者と衛生推進者を置くことになっているということが書かれていますが、これは安全衛生推進者と衛生推進者というのとはどない違うんですか。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） これも安全衛生委員会に必ず推進者または衛生推進者を置かなければいけないということになってございまして、主に担っていただいているのが、衛生管理者については保健師の方にこの役割を担っていただいている、また、職員10人以上の施設への衛生推進者の配置というのは、それも法で決まっております、その中でそれを担うべく監督者もしくはそれに次ぐ方々に資格を取っていただいで、そういった体制づくりをしているものでございます。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 ということは、安全衛生推進者というのは産業医になっていただいて、衛生推進者というのは職員の中から資格を取って着任するというか就任するというか、そういう理解でよろしいんですか。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 済みません、ちょっと説明が足らずに申しわけございませんでした。産業医はあくまで産業医ということでございます。この安全衛生推進者と衛生推進者もいずれも職員ということでございます。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 わかりました。

それでは、ページ51の特定健康診査等の17万円ですけど、これはどういうことなんですか、負担金。

共済費のところです。この特定健康診査というのをちょっと具体的に説明お願いできたらと思うんですが。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） この件については、職員全員に対する特定健診、いわゆるメタボ対策健診に対する負担金でございます。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 ちょっと最初の質問に戻ってですね、職員の健康診査のときに住民健診もそうなんですけども、住民健診の場合はお医者さんが2名いらっしゃいました、私が受けた南淡賀集のあれは2名いらっしゃいましたんですが、職員健診の場合もそうなんですか。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 職員健診はそれぞれ健診項目ございまして、それぞれに専門医の方がついておるということでございます。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 職員健診の場合は住民健診に2名市内のお医者さんが多分、医師会のほうに委嘱して来ていただいていると思うんですけども、住民健診のほうは衛生費のほうで出てますんで、そっちのほうで質問したいと思うんですけども、あのお医者さんの立場ですよ。あの辺、ちょっと私、どういうふうにあの場所に座っとんのかなと、これは衛生費のほうで質問せなあかんことなのでやめときますが、住民健診のときに産業医の方でなしに、特定の専門のお医者さんところに行って診察を受けてるというような理解でよろしいんですか。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 職員の健康診断につきましては、兵庫県の健康財団というところに委託をしまして、そこから派遣された医師によって実施をされておりますので、先ほど申されたように、南あわじ市の医師会とはちょっと関係がございません。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員　　私ら、元は学校に勤めておったとき、学校の職員も健康診断もちろん毎年やってました。

　　多分、あれは住民健診の日に時間を、学校ごとに何ぼか割り当てがあって、職員行って来いよというようなことで順繰りに健康診断を受けにいった記憶があるんやけども、市の職員の場合、また違う形でやっとなですか。

○蛭子智彦委員長　　総務部次長。

○総務部次長（佃　信夫）　　先ほど申し上げましたように、職員の健康診断については兵庫県の健康財団に別に委託をして日を決めてやらせていただいております。

○蛭子智彦委員長　　森上委員。

○森上祐治委員　　住民健診もそうと違うのかな、同じと違うんかいな。健康財団に委嘱しとんと違うんですか。あれはまた違う。

○蛭子智彦委員長　　健康課長。

○健康課長（小西正文）　　健康課の小西といいます、よろしくお願ひします。

　　住民健診の場合ですと、基本健診項目というのがありまして、理学的検査というのが医師による診察ということになっております。

　　委託先につきましては、厚生連というのがありまして、農協の上部団体となっております。

○蛭子智彦委員長　　森上委員。

○森上祐治委員　　わかりました。住民健診の場合と職員健診の場合は委託先が違うということなんですよ。わかりました。

　　これで終わります。

○蛭子智彦委員長　　ほかございませんか。
　　熊田委員。

○熊田　司委員　　57ページの負担金のところで、くにうみ協会事業費負担金452万

2,000円とありますが、平成24年度はこの負担金は幾ら支払っておりますか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 平成24年度より平成25年度のほうが41万1,000円の増になっております。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 この、くにうみ協会へ払う費用というのは、淡路市、洲本市、南あわじ市、3市均等の金額になってるのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 均等割と人口割がございまして、均等割のほうが33%、人口割が67%でございます。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 先ほど41万1,000円、平成25年度のほうが増となったということですが、この原因は何ですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） くにうみ協会ではいろんな事業をやっておるわけなんですけれども、そのための広報費用が多くなったということでございます。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうしましたら、平成25年度のくにうみ協会の事業、主なもの、どういった事業があるのか教えてください。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 普及によります広報紙の発行、また、淡路緑化事業に

おきまして花と緑のコンクールの実施だとか、永田青嵐さんの全国俳句大会、それから花みどりフェアの関連事業、それから、淡路島フィルムオフィスの事業、広域連携のイベント等の事業がございます。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうしますと、先ほどの話にあったと思うんですが、支払い方法というのは年一括ですか。それとも、毎月均等割でお支払いしておるんですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 負担金として一括でございます。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうしますと、それは事業が終わった時点でということになってくると思うんですが、大体何月ごろ支払いしてるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 実績報告を見まして、毎年3月から5月ぐらいまでの間になってこようと思います。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 65ページの集会所改修補助金について伺います。
これは、平成25年度、件数どれぐらいありましたか。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 全体で23件でございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 南あわじ市の補助対象の集会所というのは、基本的には市の指定管理

施設になっておると思うんですが、市内自治会203ですんで、203集会所とまず理解してよろしいですか。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 先ほど申し上げたように、指定管理をしている施設も含めて203であるということでございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 この改修補助金というのは、事業費の対象に対して何割という決めがあるのか、それと上限幾らですか。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 上限は1,000万円ということでございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 上限1,000万円ということは補助金が1,000万円ということですか。事業の上限が1,000万円に対して、それに対する補助率は何ぼですか。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 最大につきましては、例えば新築とか、災害復旧に係る工事につきましては補助金の上限が1,000万円ということで、補助率は対象事業費の2分の1ということでございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 この決算書見てますと、先ほど次長言われたように、件数23件で2,000万円余りということになりますと、1件当たりの補助金100万円足らなかなと思うんですが、これはどんなような改修なんですか、平均的には。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 平成25年度の23件の内訳を申しますと、新築が1件、改修が6件、下水道の引き込み工事が2件、それと平成25年度から新設いたしました震災に対する災害復旧、これが14件となっております。

これで、全体23件で2,039万3,000円でございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 改修補助という、この改修というのはどの程度までの改修を指しておるんですか。今、下水の導入の補助金と言いましたが、これはどの範囲までを改修としておるんですか。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） かなり拡大運用をしているということでございまして、できるだけ集会所をきれいな形に持って行っていただきたいというのが趣旨でございます。

例えば、下水につきましてはトイレの水洗化であったりとか、パイプの修繕とか、結構広い範囲で受付をさせていただいております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 61ページの兵庫県電子自治体推進協議会負担金、地方自治情報センター負担金、兵庫県電子申請共同運営システム運営負担金と三つあるんですけど、それぞれ目的はどういう目的でしょうか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） 兵庫県電子自治体推進協議会負担金5万円、それから地方自治情報センター負担金6万3,000円、それから兵庫県電子申請共同運営システム運営負担金79万円でございますけれども、この兵庫県情報とついておる部分に事務局については、兵庫県の情報企画課の事務となっております。

また、地方自治情報センターの負担金、これについては財団法人の地方自治情報センターのほうに支払っておる部分でございますけれども、この部分については情報提供なり、ここのセンターからの助言なり、情報研修などをしていただいております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、運用負担金の部分の79万円ですけど、これは実際にどういう端末というか、南あわじ市ではどういうことに運用をしててこういう負担金になっているんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） この79万円の負担金については、電子申請共同運営システム運用費とか、それから研修費、それから普及啓発事業費ということでの事業をやっております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 南あわじ市としての利用実績に応じた負担とかいうふうな部分はないんですか。準備とか、そういう段階の負担金なんですか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） この、今のシステム運用負担金については現在、イベントの申し込みとかアンケート調査に利用しております。

それで、費用分については運用経費ということでの請求ということで79万円でございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 そうしますと、南あわじ市の市民が何か南あわじ市が行うイベントとかアンケートに対して利用しているということですか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） この電子申請部分については、住民票とかの部分でございますけれども、現在はしていない関係上、利用方法はイベントの申し込みやアンケート調査に利用しております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、平成25年度はどのようなイベントとどのようなアンケートを実施されましたか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） 南あわじ市のほうでは、イベントの申し込みとかアンケートの調査については実施しておりません。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、この79万円は南あわじ市は利用してないけど、負担せなあかんようなお金なんですか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） この部分については、運営のシステムの運用費、それから研修費、それからシステム対策費ということでございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 これから利用する予定はあるわけですよね、そしたら。要らんのやったらそういうものをずっと払う必要はないと思うんですけど。

○蛭子智彦委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 今、私自身、ちょっと細かな資料を持ってないんですけども、導入した際には、規模的に兵庫県下、神戸市とか西宮市とか尼崎市とか大規模なところでございますと電子申請とかのシステムを単独で設置できるんですけども、金額的にかなり大きな金額だったと記憶しております。

そういうことで、兵庫県下、県の情報担当部署が音頭取っていただきまして、兵庫県下の希望する市町が参画しまして、県のほうでまとめてサーバーというんですか、システムを導入しております。

そういう関係で設置費用プラス県全体で動かす運用費というんですか、そういうものを出しております、今、情報課長のほう、細かな資料持ってないようですけども、利用率については低いんですけども、低いから今すぐうちが抜けますというようなことは共同設置しておりますので、それは難しい状況だと思います。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 電子入札とかコンビニ交付とか、コンビニ交付は全国団体のほうになってくるかと思うんですけど、その辺の見通しと、今、負担していることというのは、例えば電子入札とか今進めてると思うんですけど、関係してるんですか。

○蛭子智彦委員長 管財課長。

○管財課長（富永文博） 今の御指摘のありました電子入札につきましては、こちらにございます兵庫県の電子自治体推進協議会のもとで行っておりますけれども、その運用自身は別な分科会というのか、そういう別な分科会で実施をしておるものでございます。

したがいまして、分担金等も別に計上させていただいております。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、今までずっとシステムの共同運用を将来目指して負担してきておると思うんですけど、これは年度計画として新庁舎できたりいろいろ変わっていくわけですけど、南あわじ市としてここに入って、今からどういうふうにご利用して、利用率を上げていこうというふうに考えておりますか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） この部分については、まだ実施されておられませんけれども、電子申請の共同運営部分につきまして今後も推進していきたいと思っております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 最後に伺いますけど、これ実際にめどというか、何年度ぐらいからはこういうことをやるんだという、やっぱり目的を持ってやってほしいと思うんですけど、

それはないんですか、今のところ。

○蛭子智彦委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 当初、電子申請でありますとかL G W A Nとか、かなり国のほうでかけ声といいますか、大きかったときに、このシステムを導入いたしております。

そういうことで、かなりそのときにつきましては、利用といいますか、予想されておったんですけども、実際、それが稼働し始めますと、私どものような市の規模ですとかなり利用率が少ないと。

その一つの原因に、使用料とか手数料とかの支払いが合わせてできないというようなこともあったと思うんですけども、今もそれは改善されてないのかなと思うんですけども、大規模な市ですと件数もあると思いますけども、私どもの市ではかなり利用件数が少なかったというように思います。

そういうことで、必要性もよく見きわめながらこのシステムの存廃につきまして、推進できるものがあれば当然積極的に推進していくべきと思うんですけども、推進しても見込みがないと思うのであれば、適当な時期に廃止も検討すべきかなと、これは極論ですけども、そういうようにしていきたいというように思います。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 電子入札については予定があるように思うんですけど、どういう計画ですか。

○蛭子智彦委員長 管財課長。

○管財課長（富永文博） 電子入札につきましては、平成26年度から開始ということで、一応、今のところ、先週ですけども業者さんへの説明会を行いまして、11月に入札の通知あるいは公告をするものから実施をする予定としております。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 もう1点のコンビニ交付ですけども、これは南あわじ市ではどのように考えてますか。

○蛭子智彦委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） ただいまのところ考えておりません。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。
吉田委員。

○吉田良子委員 決算書の62ページから63ページにかけて、カーブミラーと防犯灯の新設というのがありますが、附属資料では新設なり修繕の件数が書かれてるんですけども、地元要望に対してこれは何割ぐらいの率になってるんでしょうか。完璧に新設ができてるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 カーブミラーと防犯灯の新設、平成25年度の要望数の実施数について説明いただけますか。
生活環境課長。

○生活環境課長（北口 力） カーブミラーの新設は32カ所、それから防犯灯の新設が98カ所となっております。要望に対して設置しております。

○蛭子智彦委員長 全部できたということですか。
生活環境課長。

○生活環境課長（北口 力） ただ、カーブミラーとかにつきましては、現場で必要性とか確認して設置しております。それから、防犯灯につきましても、おおむね100メートルという基準がございますので、それが該当しない場合は自治会のほうで設置していただいております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今の答えですと、地元自治会からの要望に対してちょっと適用基準に合わないところは無理ですけども、100%というふうに理解してよろしいでしょうか。

○蛭子智彦委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（北口 力） 必要なところは100%ということで理解しております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それと、資料の45ページで、南あわじ市の交通事故の発生状況というのが書かれておりますけれども、今、中学生なり高校生で自転車で起きる事故というのもふえてきているという話がありますけれども、ここら辺のところの状況というのは把握しててでしょうか。

○蛭子智彦委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（北口 力） きょうはそういう資料をちょっと手元に持っておりません。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 できたら調べていただきたいんですけども、今、中学生に対して新学期のときに自転車保険の加入を勧めてると思います。

約9割以上の方が入ってるようですが、まだ100%という話でないようで、自転車保険を使う事故が非常に多いということから、今まで三原中学校でも2社からそういう説明があったんですけど、1社になってしまったという話がありますんで、そこら辺、これから新庁舎ができれば、特に三原中学校の子供たちの交通安全というのが本当にこれから重要な、車の流れが大きく変わりますからそこら辺で心配する声も出てるので、自転車保険は全ての子供たちが入るように、前、長船委員も質問されておりましたけど、市でそこら辺を補助するとか、何とか考えていただければ、大変なことになるんじゃないかと思ったりするんですけど、そこら辺の状況つかんでるでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） 実は、昨年11月末か12月1日に、まず道路交通法、自転車に関しても改正されて、これは乗り物ですよというような認識のもと、自転車保険を学校のほう等で推進されたと思います。

それともう一つ、昨年度、自転車による死亡事故で損害賠償が生じたという報道がありまして、さらに保険の必要性等を広報して学校のほうでは推進されておると思うんですけど、ただ、ことしに入っての新聞の情報では、なかなか進まない。これは一般の自転車を利用されている方がなかなか進まないというようなこととっております。

それと、ちなみに平成26年1月から7月末の事故の形態なんですけれど、自転車に関する人身事故の発生が平成26年度に入ってから10件、平成25年度が16件。平成26年度の10件のうち死亡事故が1件ということで発生しておりますので、やはり自転車に対する事故の防止等についても努めていかなければならないと考えております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今、部長が言われたように、自転車に対しても事故したときの加害者責任というのはすごく問われてきてます。

ですから中学生、高校生もそうなんですけれども、やはり自転車保険の加入というのを100%にしないと、そういう事故に対して大変なことになると思うんで、数字的にもやっぱりきっちりつかんで、対策をどうするかというのを考えていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） まず、この議会に高齢者に関する交通安全の状況等もありましたので、学校のほうは保険でいろいろ対応していただいていると思うんですけれど、やはり、運転免許を返された方も自転車を利用されるというようなこともございますので、あわせてそういう対策につきましては今後考えていきたいと考えております。

○蛭子智彦委員長 この件は、通学ということになりますと、学校教育課の取り組みということにもなるのかなと思うんですが、答弁できますか。

学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） まず、通学路につきまして、自転車の保険のことですけれども、各中学校で自転車通学をされておりますので、保険については加入するよう呼びかけをさせていただいております。

事故の報告もありますけれども、基本的には登下校は学校の管理下でございますので、いわゆるスポーツ振興センターの保険はききますけれども、今おっしゃるような自転車による加害に遭った場合には、そういう自転車保険を使った補償という形をとっておりますので、今、9割というお話ありましたけれども、自転車通学につきましては全保護者に呼びかけて入っていただくよう進めていきたいと、このように思います。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それと、ここでは書いてないんですけども、信号機の設置というのは直接ここではないと思うんですけども、信号機設置もかなり要望が市にも来るんじゃないかと思いますが、その点はいかがでしょう。

○蛭子智彦委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（北口 力） 信号機の設置につきましても、市のほうへ来た場合、公安委員会の管轄になりますので、それを経由させていただいて警察のほうへ出させていただいております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そちら辺は地域ごとでかなり違うと思うんですけど、信号機の設置の要望として件数としてはどれぐらいあるんですか。

○蛭子智彦委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） まず、要望件数の前に、実際要望して設置していただける件数というのは、本当に年間1件あるかないかのような実績でございます。

公安委員会、県のほうからも審査しましての話ですから、かなり難しい状況にあります。

それと、要望に関しては、やはり年間三、四件は来ていると思うんですけど、ただ、年間1件程度の実績ということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それは新庁舎の絡みで、警察のところの信号というのも話として出てきてるんですけども、今後、新庁舎ができて、交通安全の免許証更新がこの敷地内で行われるように変わるんですね。今は市なり榎列なりの方向でいってますけど。そしたら、まだまだますます交通量がふえてくるということになってくるんじゃないでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） もちろん、交通事情が変わりましたら、それ相当の対応

はいただけるかと違うかなと考えておりますので、また、そういう要望に対しましては強く公安委員会のほうにも意見を付して要望したいと考えております。

○蛭子智彦委員長　　ほかございませんか。

そしたら、暫時休憩をいたします。

昼食のために休憩をしますので、再開は午後1時とさせていただきます。

(休憩　午前11時57分)

(再開　午後　1時00分)

○蛭子智彦委員長　　再開します。

森上委員。

○森上祐治委員　　54ページから55ページの文書広報費の委員報酬75万6,000円、これについてちょっと質問したいと思います。

この委員報酬については、まず、委員というのはどんな方が委員になられとんでしょうか。

○蛭子智彦委員長　　総務部次長。

○総務部次長（佃　信夫）　　ただいまおっしゃられたのは、支出済額の25万1,000円のほうなんでしょうか。

○蛭子智彦委員長　　森上委員。

○森上祐治委員　　そうです。

○蛭子智彦委員長　　総務部次長。

○総務部次長（佃　信夫）　　これにつきましては、情報公開審査会と政治倫理審査会の委員報酬ということでございます。

情報公開審査会につきましては、平成25年度4回開かせていただいております。政治倫理審査会は1回の開催ということで、情報公開審査会は5人の委員さんに対する報酬、政治倫理審査会につきましては7人に対する報酬ということでございます。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 そういうことならわかるんですけども、この決算書見てたら、予算を75万円置いてて支出は25万円と、不用額が50万円と。昨年、平成24年度の決算書見てみたら八十何万円置いてて、全く使ってないと。南あわじ市の広報も年々バージョンアップして非常に市民からも人気があるんですけども、そのレベルアップするために、私はですよ、何か委員を置いてこういう編集委員会みたいなのをしとんのかいなというような、勝手に解釈してて、今、質問したわけです。

だから、そういう情報公開関係の委員報酬ということだったらわかるのやけども、附属資料にも一切その辺書いてないから、ちょっと質問させていただきました。わかりました。ありがとうございました。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。
吉田委員。

○吉田良子委員 防犯灯の関係で100メートルという市の基準、それは要項とかで決めてるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（北口 力） 防犯灯の設置及び管理に関する要項で定めております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それは何年に決めた要項なんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） 合併のときに、各旧町の状況を調整いたしまして100メートルと決めました。

ただし、おおむね100メートルと定めておりますので、その光源、光のもとが遮られる場合は100メートルに限らず設置しておるのが現状でございます。

角になって、どうしても次の光が届かないというようなことにつきましては、その辺も考慮して対応しております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 要項で決めて、平成17年ということですが、一般質問でありましたけども、空き家がふえてきている、前も部長も言われておりましたけど、節電で街路灯、家の玄関灯を消すというようなところもふえてきて、やはり、この見直しというのが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（北口 力） 委員おっしゃるとおり、空き家が年々ふえております。そういった中、今後、100メートルの基準、これも先ほど部長申しましたように、おおむね100メートルという基準でありますので、そこらも含めて今後、対応を検討していきたいと考えております。

○蛭子智彦委員長 長船副委員長。

○長船吉博副委員長 関連で、電気料金の補助、蛍光管単価1,100円とLED600円、これは消費電力の差だと思うんですけど、間違いはないですか。

○蛭子智彦委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（北口 力） 電気料金につきましては、当然、LEDのほうが安いわけで、生活環境課で試算しておりますのは、LED代、年間1,700円程度、それから蛍光管については3,300円程度ということで、今の委員おっしゃる蛍光管補助金1,100円とLED600円については約3分の1程度の補助ということになっております。

○蛭子智彦委員長 長船副委員長。

○長船吉博副委員長 そこで、南あわじ市の市管理と地元管理、両方の防犯灯があるんですけども、その中でLEDが212カ所、蛍光管が4,409カ所、平成25年度で98カ所新設したというふうに聞いておるんですけども、この98カ所の新設はLEDですか。

○蛭子智彦委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（北口 力） 98カ所については、全てLEDでございます。

○蛭子智彦委員長 長船副委員長。

○長船吉博副委員長 そしたら、市の管理352カ所修繕してますよね。これ、全部、蛍光管の防犯灯でしょうか。

○蛭子智彦委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（北口 力） 修繕につきましては、ほとんど蛍光管の球切れが多いということで、蛍光管を取りかえた修繕でございます。

ただ、器具がめげた場合、つぶれた場合にはLEDにかえているという状況でございます。

○蛭子智彦委員長 長船副委員長。

○長船吉博副委員長 使用電力だけじゃなしに、耐久年数もはるかにLEDのほうが上、そんなこともあるのと、それと、やはり修繕するときに業者さんをお願いしたりと思うんですね。その業者さんもまた費用がかさんでくるというふうなことの中で、やはり、こうなると早急にLED化を進めるべきではないのかというふうに思うんですけども、そこら、今後どういうふうに検討しておられますか。

○蛭子智彦委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（北口 力） 委員おっしゃるのはランニングコストとイニシャルコストというようなことをおっしゃってると思います。

確かに、ランニングコストのほうはLEDのほうが安いので、担当課としましてはLEDを推進していきたいと思っております。

○蛭子智彦委員長 長船副委員長。

○長船吉博副委員長 いつも公室長に言うんですけども、LEDもかなり金額が下がってきております、本当に下がってきておるんです。

ですから、はるかにいろんな観点から考え、非常に有効ではないかというふうに考えて

おりますので、できる限り早急にそういうふうな方向で進んでいってほしいなというふう
に思います。

もう1点、ええかな。

○蛭子智彦委員長 ほか。
 登里委員。

○登里伸一委員 53ページの補助金で、職員研修厚生補助金というようにありますが、
 これは内容と、どういうことなのかお聞きしたいんです。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） この職員研修厚生補助金につきましては、職員労働組合に
 対する研修厚生補助金ということでございます。

 地方公務員法第42条の規定に基づく補助ということで、職員の保険、元気回復その他
 厚生に関する効果を得るもので、必要最小限に基づくものということで、対象事業につ
 きましては、野球とかバレー、サッカー、卓球、ボーリング等の各種スポーツ大会の経費、
 また、慶野松原海岸の清掃の消耗品費、反核平和の日のリレーの運営費、あとは職員研修
 等の経費の補助ということで、対象事業費に対する2分の1を補助しているものでござい
 ます。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 その上にあります互助会の負担金が出ておりますが、これは職員の減
 少によって多少は下がってきておるのでしょうか。もう一度お聞きします。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） この互助会負担金につきましては、個人掛金が給料掛ける
 1000分の4、市の負担金が給料掛ける1000分の2ということで、平成25年度に
 つきましては、前年度と同額ということでございます。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。
 吉田委員。

○吉田良子委員 奨励金として、吉備国際大学に5億円、これは基金の取り崩しで、それを賄っているわけですが、この奨励金に対してどういうものに使ったかとか、そういうものの中身について、市のほうに5億円の報告書とか、そういうのは出てるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 5億円につきましては、前年度の大学の開学に当たりまして、文科省への認可申請の経費、それから開学に伴う広報宣伝費、それから、最初は1学年しかございませんので、運営費の補助ということに充てております。

それで、合計につきましては、市長公室のほうと財務部のほうと向こうの岡山の本部のほうに出向きまして検証をしてみました。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、その明細書というものはあるんですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 一応、決算のほうではもらっております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今言われた広報とか宣伝活動というのは、その5億円の中ではパーセンテージなり金額的には少ない部分だというふうに思うんですけども、ちょっと中身がなかなか見えないんですけども、資料としてあるのであれば、ぜひ資料請求をお願いしたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 お諮りいたします。

大学誘致奨励金の結果報告、5億円の分についての報告書の資料提出ということですが、お諮りします。

資料提出を求めるという提案ですが、それでよろしいでしょうか。異議ございませんか。反応なしですので、資料提出を求めることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手少数)

○蛭子智彦委員長 挙手少数ですので、なしということで伺っていきたいと思います。
吉田委員。

○吉田良子委員 資料提出求める委員の数が少なかったのは大変残念です。

ただ、市民から見たら、こういう5億円でなしに、前年度もお金支出してますよね。そこら辺で一遍何に使ったのかという疑問が、私に対して出てくるわけで、その説明がつかない今の状態なので、ぜひ、そこら辺を明らかにしてほしいんですけど、それは委員の皆さんの考えなんで残念な結果になってるわけですけども、やはり5億円も出す以上、やはり、それは明確にさせていただきたかったというところですよ。

今後、こういう奨励金については、やはり議会に対してきっちりと説明していただけるということになるんでしょうか。

今後の大学推進事業補助金1,000万円ですよ、こういうのは継続して出されていく予定なんですよ。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 奨励金につきましては、今回、1回限りでございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ちょっと金額間違えました、100万円の大学連携推進事業補助金、これについてはこれからもずっと継続して出していくということになるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 大学推進協議会につきましては、環境未来島構想の中の一つの柱であります。

食と農の暮らしということで、吉備国際大学のほうも重点地区に挙げられております。そこで、推進協議会を立ち上げて、そこに補助金を出しておるわけでございます。

今後も大学連携が一層必要かと思っておりますので、できれば出していきたくて考えております。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 59ページの大学の誘致推進事業のことでお聞きします。平成25年4月に56名のうち51名に奨励金を出しておるんですが、これから外れてる5名の方があるんですが、これはどういう理由ですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 1名につきましては、南あわじ市以外の島内の人が1名、それから、あと4名につきましては通勤をしている生徒でございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 そもそも、この入学奨励金というのは、どういう目的で出されておるんですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 大学誘致に当たりまして、できるだけ学生さんに来てもらいたいということで、定住促進のためにも補助をする制度でございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 目的からすればどこに住所を置こうと大学に来てくれるんですから、全員対象にすべきやと思うんですが、そのお考えはどうですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 南あわじ市内に住所を置くことによりまして、交付税とかその辺も変わってまいりますので、そういったことでございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 そもそも交付税をもらうためにこれやっておるのと違うんです。大学生に来てもらうためにと、目的は今おっしゃったでしょう。その目的からいうと、入学された人全員に出すのが本筋やと思うんですけど、どうですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 木場委員言われるとおり、学生さんに1人でも多く来ていただくのが本来でございますけれども、交付税の関係とかいったことも関係してくるかと思います。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 これ市長、今、交付税のことばかり言うてるんですが、大学誘致の目的からすれば、全員を対象にするべきやと思うんですけど、市長のお考えをお願いします。

○蛭子智彦委員長 中田市長。

○市長（中田勝久） そういう考えが基本的であろうと思うんですが、やはり、私どもの考えは交付税だけでございません。

その人たちがここに籍を持ってきてくれることによって、また地域との密接さが非常に変わってくると。あの人はここに籍入れてくれてるんやな、本気にやっぱりここで将来をいろいろ考えた中で地域の一住民として取り組もうというふうに解釈される場合が多いわけなんです。

それに付随して、今、課長言うたように、大体1人当たり、これは私も聞き及んだ中ですが、大体10万円ぐらいは交付税の対象になると聞いておりますが、これは定かではございませんが、やはり、そういう地域といかに連携、密接さを増すかということが一つの大きな取り組みであろうと思います。

余裕が出てくれば、また、再検討も必要かと思います。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 それは私の考えですんで、ぜひ将来に向かって検討をよろしく願いいたします。

終わります。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 先ほど同僚議員が質問されました互助会について、ちょっと教えてほ

しいんですが、これは自治法に基づいた組織なんですか、それとも任意の組織なんですか。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 自治法に基づきまして、また南あわじ市では条例に基づいて設置した、設置というか、互助会の事業自体は兵庫県の職員互助会のほうに条例によって委託をさせていただいております。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 350万4,732円というのは、先ほど課長が数字を並べておりましたけども、パーセンテージじゃなしに金額として、市として、個人として幾ら負担されておるんですか。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） こちらのほうに出ております互助会負担金につきましては、市の負担金ということで、先ほどちょっと申し上げましたように、職員の基本が給料掛ける1000分の2というのがこの350万4,732円ということでございます。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 ですから、1000分の2や言われても、ちょっと理解しにくいんで、金額的に幾らですかということをお聞きしとるんです。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 少々お待ちいただきます、計算してみます。

1人当たりの金額でよろしいんでしょうか、それとも総額でよろしいんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 総額は今の350万何がしかの金額ですから、1人当たり、これ市も負担されておるんでしょう。自治法に基づいてやっておるのであれば、市が何%で個人が何%、その数字を教えてください。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） ちょっと言葉足らずで申しわけございません。

先ほど言いましたけれども、市の負担金が1000分の2で、個人が1000分の4ということですので、市の負担金がこの350万4,732円でございますので、個人負担がその倍の700万9,464円ということでございます。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 ということは、この互助会は具体的にどんな活動をされておるんですか。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 職員の共済事業、福利事業、また、福利事業には見舞金であったり慶弔金であったりとか、あとは祝い金、また人間ドックの補助などを行っております。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 もう1点だけよろしいですか。

同じページで、宿直業務委託料1,015万4,300円ですか、これについてお尋ねをいたします。

宿直、どことどこの委託料ですか、これ。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） この宿直業務委託料につきましては、南あわじ市のシルバー人材センターのほうに委託をしておるものでございます。宿直しているのは、中央庁舎以外の4庁舎でございます。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 この4庁舎のシルバーから派遣されているという、人選についてはシ

ルバーから選ばれて行ってるんだろうと思うわけですが、その宿直の日当ですが、これが幾ら、統一されてるんですか、4庁舎とも。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 単価につきましては6,500円がシルバーに委託させていただいてるその方々、直接行かれて、シルバー人材センターには7%の手数料が入るような仕組みとなっております。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 ということは、4庁舎とも合併以来、同じ方が宿直をされておるんですか。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 各庁舎、1人でやってるというんじゃないし、夜1人体制でやってるんですけども、それぞれ旧町単位でシルバーのほうも人選をされてると思いますし、2人体制でやってるところもありますし、3人体制でやってるところもあるということは聞いております。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 具体的に、宿直されていろいろな業務があると思うんですが、主なる業務を一つお聞かせ願えますか。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 主な業務は施設の管理ということで、戸締まりであったりとか、見回り、あとは夜間の電話の対応、また、緊急時にはサイレンを鳴らしていただくとかいうようなことがございます。

○蛭子智彦委員長 長船副委員長。

○長船吉博副委員長 決算書の65ページ、離島航路補助金1,590万5,000円、

対前年比約232万1,000円ぐらい違うんですね。減額になっておるんですけども、先ほど課長の答弁で、地域おこし隊の頑張りによって乗客が8,000人ふえたというふうなことで、これは、やはり乗客がふえたことよっての減額ですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 乗船客がふえたことにもよりますけれども、1年か前に沼島汽船が新しく船をつくっております。それによりまして、国の補助金が多く補助対象とされたことによるものでございます。

○蛭子智彦委員長 長船副委員長。

○長船吉博副委員長 乗客によく言われるんですけども、沼島汽船、欠航がかなり多いんですよ。その欠航の条件として、波高が何メートル以上になったらとかというふうな条件があるんですけども、年間欠航回数というのはわかりますか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 今ちょっと手元に資料を持っておりませんので、また、後ほど報告したいと思います。

○蛭子智彦委員長 長船副委員長。

○長船吉博副委員長 かなり欠航が多いというふうなことを聞くんです。

そんな中で、沼島汽船が欠航になった、沼島で泊まらないかん、弱ったなというふうで、その逆もあるんですけども、沼島に別船っていうのあるんですよ、チャーター船が。そのチャーター船で帰ったり、わしら、それで帰ったんじゃないとか言うわけですよ。そんな聞いたことありますか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 沼島で会なんかをして、すごく遅くなった場合に、最終便が出てしまって、次の便がない場合なんか、そのようなことで利用されてると聞いております。

○蛭子智彦委員長 長船副委員長。

○長船吉博副委員長 それは、欠航でない場合ですよ。もう定期船が終了したということの中で。定期船が終了したんじゃないしに、欠航時にそういうのを利用して沼島へ帰ったとか、沼島から灘へ帰ったとかいうふうなのは聞いたことありませんか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 私はちょっと聞いておりません。

○蛭子智彦委員長 長船副委員長。

○長船吉博副委員長 課長、沼島汽船いうたら、結構、何トンあるんか、結構大きいんですよ。別船いうたら物すごい小さいんです。

それが欠航時、運航して走ってくれるやいうのは、船長判断だと思うんですけども、沼島汽船を利用してる方が非常にもう少し、そんな小さな船でも動きよるのに、もう少し運航してくれればいいのになという声があるわけですよ。

風力、風が何ぼ、波高が何メートル、そういうふうな制約の条件が非常にきついというか、そういうようなこともあるのかなというんですけども、そこら話し合いとか、そういうのはできらんのですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 欠航するには、やはり一定の条件があると思います。安全第一ですので、その辺を考慮していかなければいけないことかと思えます。

○蛭子智彦委員長 長船副委員長。

○長船吉博副委員長 当然、安全が第一です。

そんな中で、定期船が走ってるというのも、逆に言えばいかなものかなということなんですけども。そんなことも今後、無理にとは言いませんけども、でき得る限り、やっぱり沼島の島民の足なんですからできるだけ、無理はせんでもいいんですけども、運航していただけることを希望して終わるときです。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。

熊田委員。

○熊田 司委員 決算書の65ページ、消費生活相談員賃金に関連しての附属資料51ページの内容についてお聞きをいたします。

まず、相談件数が117件あったということですが、この相談された方の年齢構成、どのような年齢の方が相談されたのか、把握されてますでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 30歳以下が3.6%、31歳から60歳までが56.2%、61歳以上が40.2%となっております。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 31歳以上が大半という形になると思うんですが、その相談内容についてはどういう内容が多かったでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 相談内容といたしましては、悪質な訪問販売やアダルトサイトなどの有料情報サイトに代表されるインターネット関連のトラブル、また健康食品の送りつけ商法、また屋根塗装などの工事、建築など多岐にわたっております。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 この相談件数117件で、今言った件についてはほぼ未然に防げたというような状況なんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 相談されて、被害に遭わなかった方もいらっしゃいますし、相談内容からして、もう、これは被害に遭っておりまして、どうしようもないということで警察等への相談ということもお勧めしたような方もございます。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうなってきますと、やはり、それを未然に防ぐためにも消費者教育に力を入れなければならないというふうに考えておりますが、前年度は約121万5,000円で970人を受講されたというふうに聞いております。

ただ、老人クラブ幹部代表が450人と、幹部の方はある程度知識はあるのかなと思うんですが、それ以外の一般の方等に関する取り組みというのは、平成25年度どのようなことをされたのか教えていただけますか。

○蛭子智彦委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 主なものといたしまして、今おっしゃいました老人クラブの幹部の研修、また更生保護女性会の役員さんを対象の研修、また、南淡中学生対象の出前講座なんかもやっております。

あと、一般的な広報活動といたしましては、市民まつり、食と文化の市民まつりでございますが、そちらのほうにおきまして、消費生活センターのPRなどもやっております。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうしますと、今回、そういう消費者問題で被害に遭った金額とかは把握できてるんですか。

○蛭子智彦委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 特に金額の統計等は取っておりません。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 特にこの消費者問題等、かなりこれから大事になってくると思うんですが、今後、平成27年度に向けてはどのような対策を考えられてるのか、この点だけお聞きして質問を終わりたいと思います。

○蛭子智彦委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 引き続きましての相談体制の充実、また消費者被害防止のための消費生活関係機関、また地域団体との連携等も考えております。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。
市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 先ほどの長船委員さんの御質問で、欠航回数というのを聞かれておりました。

平成25年度ではないんですけれども、平成23年10月から平成24年9月まで1年間の資料があるんですけれども、荒天、または船のドック入り、あわせまして56回ございました。

○蛭子智彦委員長 長船副委員長。

○長船吉博副委員長 課長、これ冬場特に多いけど、欠航が。この回数やから、1便、2便の回数だと思うんですね。

56回というのはかなりの数字だと思うんですね。台風とかそういうときだったら丸々1日、2日欠航しますけども、ドック等、2船あるわけですよ。1船は物すごく新しくなって、一番風の強いときは離岸・着岸が難しいんですね。離岸・着岸が難しいので、今の新造船はスラスタといつて、横からばつと吹いて自由に横に動けるようになってるんです。離岸・着岸が非常に簡素に、簡単にできるようになってるんです。

そこらの点も含めて、波高やいうのはもう目測みたいなものやし、今何メートル、今何メートル、風力はきっちり出るんですけども、そこらもう少し、できたら考慮して運航できる場合はできる限りしていただきたいなという思いです。

そういう島民の意見というか、要望を僕は聞いてこういうふうに言っておるんで、そこら考えて、また対応してください。お願いします。

② 民生費

○蛭子智彦委員長 何かありますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長 それでは、質疑がございませんので、次に款3、民生費、ページは80ページから105ページまでの質疑を行います。

質疑ございませんか。

谷口委員。

○谷口博文委員 83ページの民生委員児童委員活動委託料983万6,000円というのと、その下のほうに民生委員児童委員協議運営補助金967万2,000円、これについてまずお尋ねをいたします。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 福祉課兼少子対策課の田村でございます。よろしくお願いたします。

ただいまの御質問にありました民生委員児童委員の活動委託料の説明をさせていただきます。

トータルで983万6,000円です。これは、平成25年度民生委員市内151人プラス主任児童委員が9名いらっしゃいますので、トータル160人の活動経費でございます。

それから、民生協力委員設置事業委託料でございますが、これにつきましては各支部がございます。これについての活動それぞれの支部活動経費としてお支払いするものでございます。

民生委員児童委員協議会運営補助金967万2,000円でございますが、これにつきましては、民生委員1人当たり県の負担金ということで6万2,000円でございます。それから、一民協当たり1万円ということで計上して、各4支部それぞれの協議会のほうにその相当分を運営費として補助しているものでございます。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これ、ごく単純な質問なんやけど、この民生委員というのは市内に151人、それで児童委員が9名、160名ということなんやけど、自治会に1人ずつおるんでなしに、203自治会があるんですかね、160名いうたら、この辺の地区で選出されてない民生委員というのは、これは戸数とかなんとかで決まっておるんですか、民生委員の選任者数というのは。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） これは市のほうから県のほうに報告をしての人数決定ではございますが、多分、自治会の数と民生委員の数というのは一致しないとは思いますが、各人口規模に応じて複数名いらっしゃる自治会もございますので、トータルで151人とい

うふうな民生委員の数がございます。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 結局、聞きよるのは、各自治会ごとに選任してない理由というのは、何か民生委員の市内の人口では151名というような決まりがあるんですか。
これ、私、民生委員というのは非常に地域に貢献しとる委員なんで。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） これは民生委員法で約200人程度に1人というふうなことで決められておりまして、活動状況の中身にもよりますけれども、市として必要な数を挙げて県が認定してるといような流れがございます。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。
阿部委員。

○阿部計一委員 これ、聞いたらいいか悪いんかわからんねんけども、社会福祉協議会補助金約2,620万円ですか。これ、私も議会経験の中で合併してからも余りこういうことで質問している議員の記憶は余りないんですけども、これだけの補助金を出していて、どういお金の使い方をされておるか、そういうチェックですわね。
私ども所管の産業厚生常任委員会からは委員長、副委員長が理事として派遣されてますけども、この点については、こういう質問はしたらいかんのですか。ちょっとお聞きしたいんですが。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 福祉課のほうからは身障関係の補助金として支出しておりますので、その部分についての御説明になりますが、よろしいでしょうか。
全体ですか。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 いや、これでは社会福祉協議会補助金2,600万円となっておりますから、かなり高額な補助ですわね。

ですから、当然、自治体として、議会としてどういうお金の使い方をされておるのかな、これは当然やと思うんやな。

ただ、余りこういうことは議員も聞いてないようなんで、何かタブー化されているということで、もう社会福祉協議会ということは補助金出しても結構やと、もう全然我々のほうはできへんのかなということをお聞きしとるんですが。

○蛭子智彦委員長 審査意見の中でも、補助金についての見直しとかチェックとかいうこともかなり指摘されてるようですので、そういう観点から報告いただくということで、内容を詳しくいただけますか。

福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 社会福祉協議会は理事会、それから評議委員会というのがございまして、その理事会の中にまた幹事さんが3名いらっしゃいます。この幹事さんが事業の業務運営でありますとか、それに伴う経費、会計監査については幹事さんが行っているかと思えます。

それから、福祉課のかかわりとしましては、ちょうど半期が終わった10月初旬、そのあたりに県と一緒に福祉課が業務委託している業務の中身等について監査というふうな形の事務を行っております。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 聞くところによると、県の所管だから我々の権限外やという人もおるし、確か、平成27年度からは県から市のほうへ権限が移譲されるということもお聞きしとるんですが、この点はいかがですか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 長寿福祉課の大谷と申します。よろしく願いいたします。

ただいま委員さんのおっしゃいました監査についてですが、自治法の改正で平成25年度より市町村というところが出ております。

そして、兵庫県のほうで事務委託ということでしていただいていたわけなんです、この平成27年度からは、今、委員さんのお話のとおり事務のほう市町村に戻るといようなことになります。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 課長の答弁ではっきりと理解しがたいんですけども、私どもからも監査、民間からも出てるということで、その監査の中へはこういう使いみちについては出ているというふうに解釈してよろしいですか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 指導監査については、市町村のほうで行うということになっております、そのとおりでございます。

○阿部計一委員 ちょっと聞こえにくい。

○蛭子智彦委員長 もう一度。長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 社会福祉法人の許認可及び指導監査につきましては市町村のほうで行うということに、平成27年度以降はなります。

○蛭子智彦委員長 ほか。
印部委員。

○印部久信委員 87ページ、敬老会について伺いたいと思います。

昨日あったわけですが、昨年度もこの委員会で今、南あわじ市は合併後4会場で敬老会の会を催しておるということで、どうもこの4カ所にするによって出席される方が少なくて、旧に戻して、旧の地区ごとでやったらどうかというような話もこの委員会であったかと思うんですが、きのうの最後に南淡の老人会長さんの最後の挨拶で、こういうようなやり方はことしをもって終わると、次年度からは市民交流センターも発足するので各地域ごとで行うというような挨拶があったわけですが、確認したいんですが、それはそういうことは決まったわけですか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 挨拶のほうは私のほうは外におりまして、直接は聞いてはございませんが、開催につきましては、以前申し上げたように、地域交流センターの中でもできるようなことを検討していきたいということで言っていたわけで、方向として4

会場をそのように変えるということではございません。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 そうなってきますと、これきのう、南淡地区の会長さんかどうか、南あわじ市の会長さんかどうか、ちょっと私はわかりませんが、きのう最後にそういう挨拶をされたんですけどね、そうしますと、市の担当と老人会のほうの解釈がこれ、イコールでないように思うんですが、もし、都合でまた来年度も4会場でやるということになりますと、きのうの南淡の会長さんの挨拶がほとんどそれと言い切っていいような、断言的な挨拶をされとるんですがね、こないなったら、また、その会長さん困るんでないかと思うんですが、そこらはもう一遍お伺いしたいと思うんです。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 会長さんの挨拶につきましては、そのような情報ということで、思いが挨拶に出たことだろうとは思いますが、21地区で行うというような内容につきましては、詳しくは老人会長さんとは協議をまだいたしておりません。

そういうことで、以前、21地区の何地区かが開くことができないかというような御意見に対しての反応であったのかなというふうに私のほうは理解しております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、課長、それは老人会長さんの思いを述べられたんでないかなというように言いましたが、どういう形であれ、そういう双方の考え方の違いがあったら混乱すると思いますよ。

きのうの話では、こういう形での南淡の会場での敬老会は今期をもって終わりですというようにことをほぼ断言的に言うたように私は思うんですがね。

そしたら、今、課長が最後の老人会長さんの挨拶のときに、どういうわけか会場外に行っとなったんならともかく、担当の方が会場におった方がおるでしょう。誰も、そしたら、きのう老人会長さんの最後の挨拶聞くときには市の関係者、誰も皆、外へ出っったんですか。おった人に一遍聞いてください。

そういうことを言われますと、これまた、来年度から事が動かんといかんのに、そういうことを言われたら困ると思うんですがね。

矢谷さんもおったんや、副市長。どない言よったかを聞いてください、見解は言わいでもいいです、どない言よったかを。

○蛭子智彦委員長 副市長。

○矢谷浩平副市長 私、その場で老人会の会長さんでしたか、御挨拶を聞いておりました。確かに、市民交流センターができる。今回のような南淡の会場で一堂に会して集まるようなことはなくなるかもしれない、なくなるんじゃないかと。私の印象はそうでした。言葉はちょっとはつきり思い出せないんですけども、いずれにしても市民交流センターができる中で来年度からは敬老会の持ち方というものも変わってくるでしょうというようなことはおっしゃってたと記憶しています。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 えらい何回もくどくどと申しわけないねんけど、この辺をきちっとしとかんことには、後々混乱すると思うんで、長寿福祉課、健康福祉部の考えと南あわじ市の老人会とこの話についてはきちっと協議しといてもらわんと、これ、このたび仮に来期も4会場でやるんだったら、きのう挨拶した会長さん、出にくいと思うんですね。これをもって次から変わったやり方でやると言よんのやからね。課長、こういうような違いがあるんで、早急に修正をしといて、調整しといてほしいと思うんですが、いかがですか。

○蛭子智彦委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 健康福祉部長の馬部でございます。よろしくお願いたします。

まだ確定はしておりませんので、今、そういう話し方を課長が申しました。

現実には、昨年度も、先ほど印部委員のほうからもお話がございましたが、この委員会で賀集は賀集でやるとか、そういう希望があるんやというようなお話もございましたし、賀集以外でもそういった考え方のところも何カ所かあるということは伺っております。

そういう中で、そういうことをできないかどうか、また、一遍にそういったことを全部の地域でできるのかどうかという問題もございますので、その辺全体を含めて、お金のこともありますし、そういったこと、全体含めて今は部内で検討してる段階でございます。

先ほどの件につきましては、老人会の方、また婦人会の方、その辺につきましても、また調整はさせていただきたいと思えます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 できるだけ早く、どちらかに答えを出してほしいと思います。
終わります。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。
吉田委員。

○吉田良子委員 決算書の85ページ、敬老祝金のことなんですけれども、80歳以上の方に3,000円、地域振興券の給付、地域振興券でお祝い金という形になってるんですけども、これはどういう形で80歳以上の方のところに給付してるのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 長寿祝金につきましては、80歳以上ということで対象の方々に商品券を贈らせていただいているところです。

この商品券につきましては、商工会のほうに御依頼を申し上げまして、それぞれ対象者の御家庭にお送りさせていただいているというようなことでございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、商工会の方が80歳以上の方のところに直接届けるということをしてたのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 届ける商品券につきましては、簡易書留でおうちのほうに送らせていただいたような次第でございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 入学祝金等、いろいろ支給されてるんですけども、地域振興券で地域のところで使ってもらおうというのは大変いい制度だというふうに思ってたわけなんですけれども、今回、銀行振り込みに変わったという話も聞いておりますけれども、それはなぜ地域振興券のほうが地域で使うという意味でよかったんじゃないかと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 本年も当初の予定では商品券による地域振興に資するということで進めておったわけなんですけど、この平成26年度につきましては、商品券のほうのお渡しをすることができなくなりまして、それで急遽、振り込みというような形に、この平成26年度につきましては変えさせていただいたような次第です。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 できなくなった理由というのは、地域振興券、平成25年度決算で実績があって、それは地域で活用するというのはいい制度だと思ってたんですけど。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 商工会のほうからの発行がなくなったということで振興券をお配りすることができなくなりまして、振り込みのほうに変えさせていただいたということでございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 商工会がこういう地域振興券の発行を取りやめたという理由なんですか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 今回につきましては、そのように聞いております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 せっかく80歳以上の方に3,000円渡す。それを、やっぱり地域で活用してもらおうというのは理想だというふうに思ってて、それが残念な結果になってるわけですけども、そしたら、こういう100歳以上とか、101歳以上というのは記念品という形に18名と27名となっておりますけれども、この記念品の調達とかいうのは、やはり地元でしてるということで理解してよろしいでしょうか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 記念品につきましては、数も少ないということでございますので、これにつきましては、直接お渡しさせていただいているということで、市内の布団店でございます。

○蛭子智彦委員長 暫時休憩いたします。
再開は2時15分とさせていただきます。

（休憩 午後 2時02分）

（再開 午後 2時15分）

○蛭子智彦委員長 再開します。
訂正があるそうですので、長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 先ほど阿部委員さんからの質問で、社会福祉法人の監査についてのことについて、私のほうは市の職員ということで受けておりまして、ちょっと聞き間違っておりましたこととおわび申し上げます。
監査委員さんが監査をすることができるかということの質問に対して、監査委員ではなく職員が監査をするということで訂正させていただきたいと思います。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 86ページから87ページ、シルバー人材センターのことについてお聞きします。
これ、全国の負担金と補助金800万円と決算で載っておるんですが、このシルバー人材センター、南あわじ市の、ここと南あわじ市とは法律的にどういう位置づけなんですか。その辺から説明をお願いします。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） シルバー人材センターとの法的な関係ということでございますが、高齢者の雇用機会均等法というところによりまして、高齢者の就業機会の拡

大というか、奨励を図らせていただいているというようなことでございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 それはわかっとなるんです、そういう目的というのは。

ですから、そのセンターと南あわじ市、いわゆる行政とどういにかかわり合いがあるんですか。法律にこういうことで、南あわじ市の中につくりなさいというような法律とかあるはずですので、その辺説明してください。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） つくりなさいという法律については、ちょっと私のほうではよくわからないんですが、シルバー人材センターにつきましては、設置をするようにという県のほうからの通知とか、そういうようなもので設置してきたものだというふうに思っております。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 ということは、任意の団体ですか。

○蛭子智彦委員長 答弁できますか。

暫時休憩します。

（休憩 午後 2時18分）

（再開 午後 2時18分）

○蛭子智彦委員長 再開します。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 詳しいことはちょっと今わかりませんので、後でお答えをさせていただきたいと思います。

ただ、シルバー人材センターにつきましては、先ほども課長が申し上げましたように、国が高齢者の就業の機会の確保を図ろうということで進めてきた政策でございます。それに市町村についても参画をしていくというようなことで、確か、この補助金については市

がこれだけ出せば県もこれだけ出すというような形の補助金であったかと思えます。

○蛭子智彦委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 合併当時、私、福祉課長してまして、高齢者福祉の担当をしておりました。

シルバー人材センターは1市10町のときは洲本市の中に1市10町を統括するシルバー人材センターという形で行っていました。

その後、3市体制になりまして、洲本にあった本部の中で理事会をして、総会をして各3市にそれぞれシルバー人材センターを置くということを決定して現在に至っておるところでございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 私の知るところでは、シルバー人材センターで高齢者の仕事をあつせんして、その何%の手数料をいただいて運営していると、そういうふうに捉まえております。

要は、87ページの負担金のところで、県には協会の負担金、また南あわじ市には一番下段の先ほど土井本室長が言われるとおりの800万円の補助金ということで、同額の補助金が県からいただけるということで運営しておるんだと思うんですけども、そういうことになれば、この上の、細かいことですけど、こういう県の負担金7万円、また全国の負担金5万円というのは、何かどっちかなというような感じで、片方では負担金を出しているし、片方では補助金を出していると、何かちぐはぐなような気がするんですけどね、その辺をちょっと説明お願いします。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 市のシルバー人材センターのほうにつきましては、補助金というような表現をさせていただいております。

これにつきましては、シルバー人材センターの運営に係る経費に充てていただくというようなことで補助金というようなことにさせていただいております。

もう一方で、県、全国というような負担金につきましては、これは全国、それから県のシルバーへの賛助金というようなことで自治体の割、それから会員数というようなことから算定をされた上からのこの額ということで通知をしてきた額を挙げさせていただいておるというようなことでございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 ということなれば、負担金は市からも負担してるし、南あわじ市のシルバー人材センターからも負担金は県と全国に出しているという、そういうことでよろしいんですか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） この全国及び県の負担金につきましては、その自治体にシルバー人材センターを設置するところの準会員ということで負担金を支出しているところでございます。

あと、正会員ということではシルバー人材センターそのものでございまして、準会員ということでそれを支える、サポートする自治体ということになっております。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 わかりました。

そしたら、この800万円の補助金ですけども、全体でどのぐらいの事業費というか、その中の800万円になるんですか。

全体の予算といいますか、決算といいますか、これ決算審査しとんねんから、決算ベースでいったらどのぐらいの、南あわじ市のシルバー人材センターは決算額が出るんですか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 今、平成25年度の決算資料を持ち合わせておりませんで、平成24年度の決算のほうの額を。

平成24年度の実績でいきますと、3億7,952万3,806円というような事業費でございまして。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 今言うた3億円はあるでしょう、シルバー人材センターが受けた全体の金額でその中の何%しか実際仕事によって、実質の収入というか、ならんのでしょうか、人件費払うたら。それを聞いとるんです。

○蛭子智彦委員長 答弁できますか。
暫時休憩します。

(休憩 午後 2時27分)

(再開 午後 2時27分)

○蛭子智彦委員長 再開します。
長寿福祉課長。

○長寿福祉課長(大谷武司) 詳しく調べまして、あす、報告させていただきます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 よろしく申し上げます。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 外国籍高齢者等福祉給付金80万何がしやけんど、これは対象という
か、これはどういうことなんですか。その内容と、対象人員あれば教えてください。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長(大谷武司) 外国人の給付事業なんですけど、これにつきましては福祉
年金が当たっていない方ということで、その方に生活の支援を行うということで支給して
おります。

これにつきましては、対象者というのは、今、南あわじ市で2名でございます。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 もう一つ、私、ようわからんねんけんど、外国人に何で、何でって言
ったらちょっとおかしいですが、外国籍の人が、その人が南あわじ市において、外国籍い
ったら永住権持っとるのけ、この外国籍の人は。

こんな人に、こんな人いうたら失礼やけど、何で日本人に手厚くしたらんのに、外国籍

にこんなん出す、何か根拠あるの。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） この外国人につきましては、在日ということで、日本に昭和15年以前からこちらに住んでおられると、そういうことで年金を掛けることができなくて、それで高齢となったときの生活ができない。そういうことで、その方々に生活の安定を目指すために福祉年金の額以内で支援するというふうな制度でございます。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 結局、在日の人に、まあ言うたら国の制度として、国からこの金というのは来よんのけ。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） これの財源につきましては、県が2分の1、あと市のほうが2分の1ということで、折半ということで支給しているということでございます。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これは、市内に2名ということは40万円ずつ出しよるといことなんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） はい、そのとおりでございます。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。
吉田委員。

○吉田良子委員 保育所の関係でお伺いいたします。

決算で保育士等処遇改善臨時特例事業補助金というのが487万7,000円補助金として入ってきておりますが、これによって保育士、調理師の人材確保対策を推進する一環となり、モチベーション向上にもつながりというふうに102ページに書かれております

けれども、これは1人当たり保育士さんの処遇改善ということで、給料のベースアップが図られたのかどうかお尋ねいたします。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） この予算につきましては、平成25年度からございまして、民間保育所の保育士さんの処遇改善というような形の臨時特例事業として位置づけております。

1人当たりというふうな質問であったかと思うんですが、この処遇改善につきましては、保育士さんの基本単価といいますのは、民間ですと、地域とか定員規模でありますとか、入所児童の年齢等によりまして決まるものでございまして、民間施設の給与の改善加算率というものがございまして、この加算率を前提としまして職員1人当たりの平均勤続年数に応じて加算されるものでございます。

加算の種類といたしましては、人件費加算と管理費加算ということで、市内の四つの私立保育園に関しましては、今回、市保育園に関しましては10%、それから、その他3保育園に関しましては12%の加算ということで、1人当たりの数字は今、ちょっと算出しておりませんが、そのようなことでございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 これは国の制度として発足したもので、民間保育所に勤める保育士さんの待遇が悪いというか、公立に比べて違うということで始まったんですけども、今の答弁ですと、1人当たり平均10%ぐらいは給料として上がってるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 1人当たり、そういうふうな計算に基づいて各保育園での加算をしていただけることと思っております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 保育所関係でもう1点お伺いしたいんですけども、市内だけでなしに、洲本市等からも受け入れ、さらに市外への保育園に通ってる方もいると思いますけれども、そこら辺の人数とかはわかるのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 広域の関係の入所の数字かと思われます。

この99ページに挙がっております保育委託料ということでございますが、これは平成25年度におきましては、公立で34人、私立で10人でございます。

済みません、逆でした。委託ということですので、今のは受託の数字でございます。委託が平成25年度は公立が6人、それから私立が12人でございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうしますと、受け入れのほうが多いということになるわけですかね。
はい、わかりました。終わります。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 87ページの緊急通報体制等の整備事業についてお伺いしたいと思います。

これは、在宅ひとり暮らしの高齢者等の緊急時に迅速かつ的確に対応し云々と説明が書かれておりますけども、現在、183件の利用者がいらっしゃるということになっておりますけども、この183件というのは全部が全部ひとり暮らしの老人ではないと思うんですけども、高齢者の御夫妻もいらっしゃると思うんですが、その辺はどうなってるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 虚弱の高齢者夫婦も入っております。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 いやいや、だから、これは基本的にはひとり暮らしの高齢者の方のためのものだと思うんですよね。

ところが、ひとり暮らしだけでなしに、ひとり暮らしの高齢者等という説明があるから、ひとり暮らしの人だけではないんですよねということをお聞きしてます。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 表現のほうでちょっと申しわけなかったんですが、これにつきましては、高齢者のひとり暮らし及び高齢者のみの世帯ということでつけさせていたでいてるところでございます。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 私、何でこんなこと聞かかという、個人的なことで恥ずかしいことなんです、私の義理の親も明石で90歳夫婦で住んどんですよ。

ところが、去年かおととしかに市のほうでこういう緊急通報のシステムがありますよと、入りませんかというふうなお誘いを受けたらしいんやけども、私の義理の弟が、明石に住んどる、いわゆる年寄り2人が住んどるから個人情報の問題、こういうふうに出したら個人情報もいろんなことがあって心配やということで、入らんかったという話を私そのとき聞いたんですよ。

それは、わしは弟に言ったのはおかしいと、市がやっぱりこういうことをやってる、それはひとり暮らしの老人、やはり高齢者の夫婦心配してやってくれてる施策やから、自助、共助、公助の公助の立派なものや、これは入るべきやと言ったんやけど、そのときは明石の場合は高齢者の夫婦のところに案内来とんですよ。

だから聞いとんです、この南あわじ市の割合はどうかと。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 申しわけありません。ちょっと割合については確認しておりませんので、また確認でき次第報告させていただきたいと思います。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 結構です。

この183件が挙がってきてる、今、利用されてる方々ですよ、基本的には皆さんひとり暮らしの高齢者やということやけども、緊急かつ急病とかと書いてあるのやけども、例えば沼島の方の場合も利用されてる人ら、183名の中にはいらっしゃるんですか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 沼島の方につきましては、高齢者の電話による相談ということで、緊急通報のほうは設置はいたしておりません。

電話による直接的な御相談を受けて、救急の対応ということで、安心・安全を届けているというようなことをございます。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 ちょっと今の説明聞いて心配な点では、これは高齢になって、ひとり暮らしの方でごっつい高齢になったときに、急病になったとか、災害で周りに助けの人がいない、電話もかけにくいというとき、ブザーぐらいやったら押せるやろうと、ばんと、私はどういうシステムなのかようわからんのやけども、簡単に押せると。

そしたら消防署に伝わるんでないんですか。救急車が来てくれるというような。私はそういう解釈しとったんですけども、電話で対応だったら、こんなん要らんのと違うんかないなというような感じもするんですが。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 沼島の地域については、おっしゃるとおり特殊な地域でございまして、船というような条件がございます。そういうことから、高齢者安心・心配モデル事業ということで直接電話のほうで安否確認であるとか、そういうような心配事の相談を受けているというようなことで、ケーブル電話を利用しながら在宅の介護支援センターから月に一度は連絡させていただいたりしながら、その方々の安否を確認させていただいているというところでございます。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 今のこと、緊急事態のことと全然違う違いますかね。緊急のときにどう対応するかというのがこの制度じゃないですか。

それはもう結構ですわ。

ちょっと次に質問したいんですが、この183人は具体的に申し込みますと言うたら、その段取りというか、手続ですわね、順序ですわね。どういう方、民生委員の方が当事者に何か申込書か持って行ってあげたということなんですか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 申請につきましては、本人からということなんですが、ただ、先ほど委員さんおっしゃられるように、共助体制というのをつくらなければなりません。

この通報していただける方、協力者2名というのを選んでいただいて、それで本人申請でしていただくというような流れでございます。

そのお世話というところは、今、委員さんおっしゃられたように民生委員さんであったりがお世話していただいているところでございます。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 この民生委員さんが多分中心ですね、協力員の方もいらっしゃると思うが、多分、そういう該当する方のところに行ってお誘いというか、情報提供されたと思うんやけど、その際に、そういう民生委員さんが該当者183人が申し込んだというのは200人か300人か知らないけども、ずっと回ったと思いますわ、断られたところもあると思う。

私がさっき近い人間の話を話したように、そういう個人情報の問題を心配して、情報提供はせえへんのやと、そんな申し込みせえへんのやと。だから、民生委員さんが回ったときのいろんな住民の方の、高齢者の感触とかお聞きしたこと、何か情報収集されましたか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 情報収集といえますか、申請に当たり、その当事者、申請者なんですが、その方々の言葉で、隣に頼みにくい、いわゆる通報する支援者を得にくいというような声は聞いております。

それで、やはり設置者が伸びないのが、そのあたりに原因があるのかなというふうにも思います。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 御承知のように、年々、我が国は高齢化が進んでますよね。我々、南あわじ市の近隣見てましても、半年前までは元気だった高齢者の方がこのごろはちょっと調子悪なつとるなというふうな、いわゆるだんだん老いを迎えられる方もいらっしゃいます。毎年毎年状況は変わつとるんですよね。そういう高齢者に対して毎年やっぱり何らかの手当というのか、勧誘とかされとるんですか、定期的に。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 勧誘ということはしておりません。

広報等、ケーブルもそうですが、それでこういうふうな制度というふうな紹介と、それと民生委員さんからの危険なひとり暮らしの方々にはお声かけをさせていただいているというようなところで、安心・安全に努めさせていただいているというふうなことでございます。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 私たちの町内会でも2名の民生委員さんいらっしゃいます。非常に小まめに日々活動してくださってるんですけども、彼らならその辺に抜かりはなかろうと思いますが、やっぱり市内全域見てましたら、この緊急通報というのは、我々だんだん年いってくと課題がだんだん大きくなってくると思います。まだまだ不備なところがあるんじゃないかと私は思ってるんですけど、私は身内のこと考えたら、かなりの認識のレベルの高い弟やと思ってた人間でもええわというような世の中の動きを正確にようつかんでない、そういう人たちがこの身近にもいるんじゃないかと私心配するんですが、その辺のことも踏まえて、また頑張ってこの事業を進めていっていただきたいと、質問終わります。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。

原口委員。

○原口育大委員 97ページの私立の保育園の運営委託料の関係で、附属資料の99ページ、財源内訳が書いてあるんですけども、この中で滞納私立保育園負担金というのがあります。

南あわじ市立のほうでは滞納という数字は見たことないんですけど、私立の保育園で滞納私立保育園負担金というのはどういうお金なんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 私立の保育園並びに公立の保育園でも保育料の滞納はございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、私立のほうの滞納というのは幾らあるんですか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 保育料の滞納につきまして、私立保育園におきましては、1
82万3,620円が滞納額となっております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 参考資料で恐縮ですけど、99ページはまず私立のほうの財源内訳の
ところで、国県支出金というのがありまして、そこにも滞納私立保育園負担金というのが
119万8,000円あって、その他のところに滞納私立保育園64万5,000円とある
んですけど、これは別のものなんですよ。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 財源内訳の中にあります滞納私立保育園負担金の金額につき
ましては、平成24年度分の滞納が入となったという金額でございます。
今、私が申し上げたのは平成25年度滞納となった金額でございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 今、99ページの平成25年度の附属資料を見てるんですけども、国
県支出金の中にある滞納私立保育園負担金というのは平成24年度の方が入ってきたとい
うことなんですか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 今、委員さんおっしゃったような形で、1年ずれた形の財源
というような数字となっております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、これ国県支出金の中にある滞納私立保育園負担金というこ

ととその他にある滞納私立保育園負担金というのとはどう違うんですか、これは。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） その他につきましては、これは市のほうへ入った保育利用料ということで御理解いただけたらと思います。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 これは県から市のほうに入るのと個人から市のほうに入る縦分けをしておるといことですか、そしたら。

○蛭子智彦委員長 保護者がお金を払ったら、国や県がつけてくれるんでしょう。
福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 済みません、委員長がかわって、申しわけないです。
これ、負担金というふうな形になっておりますけれども、保育料というような形で御理解をいただけたほうがわかりやすいかと思いますが、まずは保護者から入った利用料というような形に対しての国、県の負担金という形で財源が確保されているということでございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 そういことでしたらわかりましたけども、ちょっとわかりにくかったんで。

保育料の滞納というのは、今、第2子無料とかいろいろやってて、市立であれ私立であれ南あわじ市の市民が保育料を払うのに滞納してるというようなこと今まで認識あんまり持ってなかったんですけども、これはやっぱり滞納してるんだなというふうに、これ見て認識したんですけど、してるものはしゃあないですけど、滞納があると思ってなかったんで、ちょっとびっくりしてます。

そういことでしたら、わかりました。ありがとうございます。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。
登里委員。

○登里伸一委員 92ページ、93ページ、7目の人権啓発事業費のところ、支出済みが1,180万8,839円で、不用額が128万6,161円。その大半が8節の報償費96万円が全てゼロで不用であると、初め何をしようとして予算を置いたのか、そして、結果的にどういうふうになったのかをまずお聞きします。

○蛭子智彦委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 当初、予算を置いたときには、同和地区住民の生活の改善と福祉増進を図るために人権問題相談員を設置して報償費1人24万円掛ける4人分を払おうと思っておりましたが、その設置目的をより効果的、効率的に遂行するために相談員個人というのを廃止しまして、今回、決算書にも挙がっておりますが、その業務を関係組織である部落解放同盟南あわじ市連絡協議会へと役割の転換をしまして、その事業24万円を補助しておりますことによりまして、その差額が不用額となっております。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 わかりました。

次に、104ページ、105ページ、生活保護総務費のほうの扶助費のところ、当初予算が4億8,949万2,000円、補正で1,206万4,000円、結局、支出済が4億6,732万5,740円で3,423万何がしかが余りました。

これの要因と1割までもいきませんが、補正したものが全然必要なかったような予算の置きでありまして、この要因等を御説明願いたいと思います。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 生活保護扶助費でございますが、補正が生かされていないということでございますが、多分、見込みを見込み過ぎたというのが一番の原因ではあるかと思うんですが、今、生活扶助対象世帯、わずかではございますが、年々増加している中で、やはり一番大きく占める医療扶助というところであろうかと思いますが、この医療扶助もかなり増加をしておりまして、あらゆる8種類の扶助の中の見込み量が見込みすぎたというところが一番原因かと思いますが、まずは使わなかったのがよかったのかなど、そのように思っております。

○蛭子智彦委員長 ほか。
阿部委員。

○阿部計一委員 素朴な質問なのですが、最近、後期高齢者の保険証が一般の後期高齢者でない方の保険証と違うということで、何か大きめで、私も後期高齢者の一員ですけども、非常に使用しにくいと。

それで、一市民であって、保険証を何でこう差別するんですかというような質問を受けただんですけど、これはどういう理由でこういうふうな保険証を変えているんですか。

○蛭子智彦委員長 89ページでよろしいですか。

○阿部計一委員 ああ、そうです。済みません。

○蛭子智彦委員長 後期高齢者医療繰出金等との関連でよろしくお願ひします。
保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 保険課の川本でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

後期高齢者医療の保険証が、国民健康保険の保険証とか社会保険の保険証はカード型になっておりますので、それに比べて大きいのはなぜかということだと思ひます。

平成20年度に後期高齢者医療が始まるときに、兵庫県の広域連合のほうで国保のような小さな保険証を採用するか、大きな保険証を採用するかということをお協議されたようです。その当時、対象となる方が高齢の方でございますので、大きいほうが字も大きくて使いやすいのではないかとということで大きいほうに決まったと聞いております。

全国では、小さなカード型を採用しているところもございます。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 そしたら、それは個人それぞれの取り方やと思うんですけども、私もこれ使っていて、たんに医者へ行くと、やはり使用しにくいですわね、前の保険証ですと名刺入れにも入りますし、そういう住民の方、高齢者の方の意見が多いんで、これは県のほうがそういうふうに決めてやっていると。しかし、これは市は市の独自の方法でそういうような方法はとれないわけですか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） この後期高齢者医療と申しますのは、兵庫県下41市町が

入っております、合同でやっております後期高齢者医療広域連合というところで行っておりますので、一つの市だけがそういうふうに変えるというのは難しいかとは思っています。

ただ、今、委員おっしゃられましたような意見が広域連合のほうにも来ているとは聞いておりますので、今後、どういうふうになっていくかというのはまた広域連合のほうで検討していくかとは思っています。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 先ほど保険課長がほかの自治体にもということは、兵庫県外でそういう例があるということですね。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） はい、そういうことでございます。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 最後にしますが、確かに、私なんかも名刺入れ持ってますんで、高齢者の方も大きいやつを出し入れするのはあんまり便利がよくないという声をよく聞きますんで、後期高齢者医療は県でそういうふうに行っておるんであれば仕方ありませんけども、そういう要望もあるということで、市としても一つ検討材料としてお願いしたいと思っています。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 市の中で検討するということはできませんが、委員と同じ意見は何度か聞いておりますので、再度、広域連合のほうに連絡したいと思っています。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。
柏木委員。

○柏木 剛委員 105ページの生活保護ですけども、前に言ったこともあったと思うんですけど、できればここ数年、もう世帯数だけでいいんですけど、平成26年3月末で206世帯ですけど、ここ数年の数字の推移を、時系列推移を聞きたいんですが。

○蛭子智彦委員長 暫時休憩いたします。
再開は3時15分とさせていただきます。

(休憩 午後 3時03分)

(再開 午後 3時15分)

○蛭子智彦委員長 再開します。
福祉課長。

○福祉課長(田村愛子) 先ほどは失礼いたしました。
それでは、被保護世帯数の推移について御報告させていただきます。
平成22年度からでございますが、平成22年度は187世帯、平成23年度は190世帯、平成24年度も同じく190世帯、平成25年度が206世帯でございます。

○蛭子智彦委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 わかりました。単純な、常識的な質問です。
もう一つお聞きしたいのは、申請者と採択者の数、年度別、わかる範囲で結構です。どのぐらいの申請があって、それに対してどの程度の採択してるかの数字だけお聞きします。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長(田村愛子) この数字につきましては、平成23年度からしかわかりませんが、報告させていただきます。
平成23年度は、申請件数は33世帯、うち開始世帯数が31世帯でございます。平成24年度につきましては、申請が35世帯、開始が32世帯。それから、平成25年度につきましては、申請が45世帯、開始が39世帯でございます。

○蛭子智彦委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 ちょっと今の件で、ということは30世帯数ということはふえておるということですね、年々。31世帯、32世帯、39世帯と。
ということは、逆にもう返納しとる世帯数とその差額分ぐらい、20世帯以上返納があ

るという、こういうことですか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 最後の言葉、返納と言われたんですか。

○蛭子智彦委員長 返納というか、保護が、給付が中止になったという意味です。

○福祉課長（田村愛子） この数字は、まずは生活保護開始には相談に来ていただいて
おります。その相談によって申請するかしないかというのを、まずそこで判断して数が減
る場合もございます。

そして、申請してから開始に至るまで、例えば一つの例としまして、預貯金がたくさん
ある場合は、それがなくなった時点でもう一度御相談くださいというふうな形の数字です
ので、必ずしもこれが廃止等に結びついているとはちょっと言えないかと思えます。

○蛭子智彦委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 済みません、もう一回、よくわからないんですけど、これ、結局31
世帯採択したわけでしょう。それだけふえたん違いますの、生活保護世帯数が。

もともとはどうかは別にしても、31世帯、32世帯、39世帯と、それだけ生活保護
ふえた数字ですか、じゃないんですか。

○蛭子智彦委員長 開始世帯よりも、開始世帯もあるけれども、廃止もしたので、数字
的につじつまがどうなっていくかという、そのつく引くの話だと思うんですけど。

福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） これと並行して、やはり亡くなられたりした等の理由により
まして廃止された世帯もございます。

そのつく引くの関係によりまして、今、報告させていただいた数字が出てくるんですが、
廃止世帯も参考数字として。

○蛭子智彦委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 もう結構です、わかりました。

終わります。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 ちょっとこの関連で、生活保護をお伺いします。

これ、基本的に生活保護の扶助費というのは国、県が4分の3、市単が4分の1ということだそうですが、まず、これはそれでいいんですか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） はい、そうでございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 附属資料の109ページで、就労支援員賃金ということが書いてあるんですが、この就労支援員というのは南あわじ市に何名おられるんですか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 1名でございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 この1名の方で、資料によりますと支援対象者48人のうち採用8人であったということなんですが、この採用8人になったということは、いわゆる就業につけたということであって、この8人の方は生活保護世帯から外されておるんですか。これはどないなってますか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 必ずしもそうではございません。

自立を目指して就労支援という形でやっておりますけれども、まずは保護脱却に向けての就労ということでございますので、必ずしも採用8人が廃止に至ったということではございません。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 今の課長の説明では、支援員が1人ということではありますが、1人で250万円余りの賃金ということは、これはほとんど日勤状態で支援活動をしてるということですか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 今、報告させていただきました206世帯の中で、最も多いのが高齢者世帯、ひとり暮らしもかなり多くいらっしゃるんですが、なかなか体調であったり、いろんな理由によりまして、なかなか就労に結びつく方というのが少ないかと思えます。

そんな中で、まずはそういう可能性のある人とハローワークとの連携を図りながら就労の機会を探っているというところでございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 いや、私の聞いたのは、この就労支援員は1人ということであって、この方はほぼ日勤状態で勤務されておるんですかということです。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 失礼いたしました。日勤でございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 それともう1点、医療扶助適正化対策の賃金と書いてあるわけですが、この文章を読みますと、この方はまずどのような資格を持った方なんですか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 看護師等の資格、また助産師の資格も持っていらっしゃるかと伺っております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、この方はこの生活保護受給者の医療費のレセプトというのは、毎月チェックしておるということですか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） この方の仕事といいますのは、生活保護の医療扶助におきまして電子レセプトの効果的な活用でありますとか、後発医薬品の使用促進ですね、そんな形の適正な実施の取り組みが今、全国的に求められております。

それに対応する形として、医療関係の資格を持っている専門職を継続的に雇用しまして、この適正化医療対策というふうな形でしております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 こういうのはなかなか難しいと思うんですが、この方がレセプトを審査して、いわゆるジェネリック医薬品等を使用してくださいよというのはどこに言うんですか、医療機関に言うんですか、それとも生活保護者が病院に行って薬をもらうときに薬剤師さんからどちらか選択を言われると思うんですが、そのときに調剤薬品はできるだけジェネリックをくださいというように自分から言うように指導しておるわけですか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） まずは、専門的な医療機関や薬局等には一応お願いはしております。

また、後発医薬品の使用された方につきましては、差額通知というふうな形で、例えば後発医薬品を使用した場合はこれぐらい安くなりますよという、差額の通知を個人に送ります。

それを持って医療機関に行きまして後発医薬品に変えられるものなら変えていただくというような流れで使用促進を図っております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 こういうことをやっておるんですが、実際、担当課としてどれぐらいの医療の節約の効果があつたように思われますか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子）　　まず、1年間の推移ということで平成25年度を見ますと、例えば4月には13.1%の後発医薬品の使用が、1年後には19.4%と0.6ポイント以上もアップしているということで、まさに効果はあったかと思っております。

○蛭子智彦委員長　　川上委員。

○川上 命委員　　ちょっと教えていただきたいんですけど、85ページの地域活動支援センター基礎的事業補助金1,500万円と、地域活動支援センター機能強化事業補助金750万円、これについて教えていただきたいと思います。

○蛭子智彦委員長　　福祉課長。

○福祉課長（田村愛子）　　地域活動支援センター基礎的事業補助金でございますが、これは障がい者が自立した生活や社会生活を営めるように、利用者が施設に通所することによって障がい者に創作活動であったり、また生産活動の場を提供して社会交流を促すための事業ということでございます。

それから機能強化事業、これにつきましては、地域活動支援センター施設、市内には幾つかあるんですが、そういう施設の機能をより強化・充実させて、障がい者などの地域活動、地域生活の支援の促進を図るための事業ということで、ここらで区分けをしております。

○蛭子智彦委員長　　川上委員。

○川上 命委員　　ということは、この1,500万円と750万円というのは、どのように具体的にちょっと例を挙げて説明していただきたいんですけど、どのような補助金体制でしてるんですか。

○蛭子智彦委員長　　福祉課長。

○福祉課長（田村愛子）　　まず、地域活動支援センター基礎的事業の関係なんですが、この補助金先が新淡路病院、それといちばん星、それときらら・ウィンズ等でございますが、それぞれの地域活動支援センター相談事業、センター事業というのがいろいろあるわけなんですが、それらを総合して提供をしているというところでございます。

それから機能強化につきましても、事業者はきらら・ウィンズ、それから、いちばん星

等の施設におきまして、障がい者が通所することによって社会生活を送れるいろんな訓練等も含めながら生活を促進させるための経費となっております。

○蛭子智彦委員長 川上委員。

○川上 命委員 もうちょっと具体的に、ということは、これだけの経費がどのように担当課が判定してこういう補助金を出しているのか、それをもうちょっと具体的に教えてください。

○蛭子智彦委員長 今の説明であれば、おおよそというか、障がい者を支援してるというのはわかるんですけども、基礎という部分と機能強化という、この違いがよくわからないので、その説明を具体的にというのが委員の質問の趣旨だと思いますので、そこが具体的にわかるような答弁をお願いしたいと、委員長から申し上げたいと思います。
福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 支援事業が多種多様に富んでおりますので、一言でなかなか御説明しにくいので、まとめてまた事業報告させていただきたいと思います。

○蛭子智彦委員長 川上委員。

○川上 命委員 後でゆっくり聞きます。

○蛭子智彦委員長 引き続き、質疑ございませんか。
木場委員。

○木場 徹委員 保育所の関係でお聞きしたい。附属資料の102ページ、通常保育サービスということで、一時保育、延長保育、無料延長保育とあるんですが、通常は保育所は8時から4時までと聞いておるんですけど、この3点について、ちょっと説明をお願いします。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 申しわけないですが、ちょっと聞こえにくかったんで、再度お願いいたします。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 102ページの保育所の関係で、その他サービスということで、1、一時保育サービス、2、延長保育、3、無料延長保育とあるんですが、普通は保育所は8時から4時までやと保育時間は聞いておるんですが、それぞれどのように違うんですかということを知りたいんです。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） まず、一時保育サービスでございますが、今、市内では2カ所やっております。これは、通常一時保育ということで、1カ月14日以内の利用というような形での受け入れになっております。例えば、ふるさと出産というか、そういうふうなときに子供さんを預ける方が多くいらっしゃいます。

それから、延長保育につきましては、これは市保育所の1カ所で行ってございまして、通常は8時から6時といったような形の10時間保育になっております。しかし、出勤時間が早いとありますとか、また、帰宅時間が仕事上遅くなるという方につきましては、延長保育という形で朝は7時から8時まで、それから、夕方につきましては6時から7時までの間の利用について延長保育ということで有料で保育をさせていただいております。

あと、無料延長保育、これにつきましては、これは市の独自サービスだとは思いますが、通常保育園につきましては8時から4時を基本にお迎えのほうをお願いしておりますが、6時までは都合により無料でお預かりしますということで、この利用も結構あるようでございます。

以上、3保育についての簡単な説明です。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 ちょっと一時保育のことを1カ月14日ということで2カ所、また、延長保育については朝晩それぞれ市保育園のみでやっていると、また、無料延長保育については6時までということですが、無料延長保育は各保育所でやっておるんですか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） はい、そうでございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 それから、各施設の児童数ですが、市につきましては150名のところを児童数が157名というのは、7名オーバーということで、人気というか、希望者が多いということだろうと思うんですけども、この保育所については、いわゆる決められたと言いますか、地元の市地区以外からどのぐらいの園児と言いますか、児童が入所されるんですか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 割合で申しわけないんですが、延長保育を利用している方の約5割が他地区からの利用というふうになっております。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 これだけ延長保育というか、需要があるわけですが、市はいつからやっておるんですか。それから、この延長保育をほかの保育所に拡大するというようなことの考えはないんですか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） ちょっとごめんなさい、いつからというのはまた調べさせていただきます。

それから、今後の拡大ということですが、全く検討の中ではございますが、今、そういうふうに市が定員を超えた中で利用がかなり超過してるということで、さらにふやすというようなことも課内では検討しております。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 今の実態をお聞きしますと、これ、市長、かなり需要があるように思うんですけども、少子対策ということでいろいろ施策をやっておられるんですが、こういう保育に欠ける子を対象にしとるんですが、これを拡大して、ほかの保育所にも拡大というような構想は描かれてないんですか。

○蛭子智彦委員長 市長。

○市長（中田勝久） 担当のほうで今、一部そういう考えを持っているような答弁でしたので、全体的に対応できるかどうかも十分検討させます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 これで終わります。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 決算書の100ページから101ページの放課後児童健全育成事業の件でお聞きをいたします。決算附属資料の105ページになります。

まず、平成25年度の各実施の状況についてお聞きいたしますが、この定員のまず設定ですが、平成25年度、平成24年度に比べて定員を増減させた小学校はあるのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 平成24年度、平成25年度にかけては定員は変わっておりません。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そしたら、簡単な質問で申しわけないんですが、学童保育の時間、夕方何時までとなっておりますか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 学童指導員の出勤時間は午後1時としております。学童保育終了は午後6時となっております。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうしますと、午後6時までということになってくるんですが、この登録者の数がオーバーをしているところもあれば、まだまだ余裕があるところもあります。

登録者数の制限、つまりこれ以上はとれませんとかいうのは、定員数に対して何%とか

いう、そういう率はあるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 何%というふうなことでは決めておりません。やはり、それぞれの御家庭の事情を考慮しながら、できるだけ預かれる方向で御相談に応じております。国道沿線の学童保育につきましては、やはり定員を超過している学童保育もございます。また、夏休み等にも長期休暇中のみという御利用もございます。

そんな中で、学校施設内において開設しております学童保育につきましては、学校等に御相談させていただいて、さらに隣接する教室でありますとか、図書室等の利用の許可をいただきながら、できるだけ預かる方向で検討しております。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 こういう姿勢はこれからも守り通していただきたいという思いがあります。

それで、今、答弁にありましたが、学校内で行われているところ、済みませんが、広田から10カ所あるんですが、学校内で学童保育を行っているところの学校名を教えてくださいませんか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） まだ移転はしておりませんが、広田は9月30日に移転予定として小学校のほうへ移る予定でございます。ですから、もう10月には完璧に小学校内ということでございます。

それから、倭文、八木、市、神代、賀集、阿万でございます。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 できることなら、子供たちの安全等も考えて、やっぱり学校の敷地内でこういう学童保育するべきだと思います。

できないところは教室が足りないとかいう事情があると思うんですが、これはこれから平成27年度等に向けていろいろとまた対応をしていただきたいというふうに思うんですが、次に、新1年生が入学した場合についてお聞きをいたします。

1カ月ほど給食等がないので、午前中で子供は家のほうへ帰ります。こうなってくると、

その1カ月間だけ保護者の方の大変な時期というのがあると思うんですが、これに向けて学童保育のほうは何か手を打っておりますか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 毎年、6月20日ぐらいから夏休み休暇に入る1カ月前ぐらいから長期休暇中の利用についての申し込みを受付しております。

そんな中で、長期休暇の時間につきましては、朝8時から午後6時まで10時間お預かりするような形になります。それにつきましては、子供さんにつきましては、お弁当持参ということでお願いをさせていただいております。

○蛭子智彦委員長 1年生。
福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 今、委員さんおっしゃったのは、小1の壁ということかと思いますが、保育所は3月末までで、小学校の入学式は4月7日ないし8日ということで、小学校の新1年生につきましては、4月1日からお預かりさせていただくように努めております。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 小学校1年生は4月1日からやっていただけるんですけど、しばらくの間というのは、学校が午前中で終わるんですよね、学校生活にならすために。

そうしますと、その間、親御さんは今まで保育所は6時なり、先ほども言ってましたけど、預けてたものが、その時間だけ預けれないという状況になりますよね。そういう点で学童保育では4月1日から学校給食が始まって、普通3時か4時ぐらいに帰るようになるまでの間、どのような対応をされているのかをお聞きしたいんです。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 要望、もし、そういう希望がある方につきましては、随時御相談いただいておりますので、それは、給食が始まるまでは午前中、例えば11時ごろに学童に通所してくる子供さんもいます。それについては時間を早めて、指導員も早めの出勤で対応させていただいております。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 わかりました。そのような対応をしていただいているのであれば、親御さんも安心かなというふうに思います。

それで、最後になりますが、学童保育希望者、断っているという例はございませんか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） ないことはないです。

と言いますのは、例えば定員をオーバーしている学童保育につきましては、やっぱり、子供たちの安全確保という点で全てを受け入れる気持ちではおりますが、なかなか現場では難しいところもございます。

書類等を見せていただいて、近くにおじいちゃん、おばあちゃんがいらっしゃれば見てもらえることは可能ですかというふうな御相談もさせていただいたこともございます。

そんな中で、少し、全てという言葉の中には、若干御相談のときにはちょっとお断りしたケースも数件はあろうかと思えます。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 先ほど、登録者の数については別に何%とかという決まりはないということであつたら、安全面と言われたら、確かに、それが一番ですんで、預かってけがさせてしまったら何もならないんですけども、そこら辺の兼ね合いがどういう基準でもうこれ以上はだめとかいうのがあれば、登録者の定員数も決めとくべきではないのかなと、何で断られるのかわからん方もいらっしゃるのではないかなというふうに思ったりするんですが、その点だけちょっとお答えいただきたいと思えます。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 特にそんな基準とかはないです。個々に対応というような形で御相談させていただいております。

今後、また来年度から、対象児童の学年が今までは3年生までということでしたけれども、小6就学児童を対象とするような形になりますので、そこら辺も学校施設と少し連携しながら、また違う形で子供の居場所づくりというのを模索していく必要があるのかなと思っております。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 わかりました。

これからの人口減少問題等についても、やっぱりそこら辺の保育所、また小学校の学童保育が非常に重要なポイントになってくると思いますので、また平成27年度に向けていろんな対策を立てていただきたいと、このように考えます。

以上です。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 お聞きします。今のことについて、市内10カ所ということで、また福良については児童館があるということで、10カ所ということで今、開設されとるんですが、まだ開設してないとこの今後、どういうふうにするか。特に旧西淡では松帆以外、辰美、湊、志知とないんですが、その辺はこのまま、今ずっと10カ所の開設の年度を見てもみますと、10カ所のうちの2カ所については合併前、合併後ずっと整備していったようなことになっておりますが、なぜ、旧西淡についてはできないのかということをお聞きいたします。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 今現在、10カ所で開設しております。来年度は福良のほうで何とか開設できる見込みができました。

西淡のほうからも辰美校区の保護者の方から要望はいただいております。

ちょうど並行して幼稚園の統廃合の関係の検討がされているところで、その統廃合に向けて何らかの場所の確保というところで動向を見ておりましたけれども、まだちょっとそういう場所が確定しないというところで、学童もそれを見ながらの判断ということで、今のところはまだ結論に至ってません。

それから、小規模保育ということで、西淡志知、それから三原志知、それから湊、それから灘、沼島につきましては未開校区となっております。

灘につきましても、小学校が統合されたということで、またその辺も今後、保護者との検討課題になってこようかと思っております。

あと、西淡地区の小規模校の学童保育につきましては、やはり学童保育だけでいろいろ子供の居場所を確保するよりも放課後子どもプランということで、今、ちょうど学童保育が開設されていない校区につきましては、教育委員会のほうで放課後子ども教室というのを開設していただいております。それとの連携を図りながら、兵庫県が推進しております

放課後プランですね、そのプランの中で二つの子供の居場所というものが連携してうまく取れば、何らかの子供の居場所確保というものがそれぞれの地域の中で適当と思われる場所が確保できるのではないかと、そういうふうに思っております、まだ今後の開設予定につきましては、今のところ、来年度に向けての1カ所というものでございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 辰美小学校については、幼稚園の合併問題があるのでできないというふうなことです、逆やと思うんですね、それと関係ないと思うんです。場所さえ確保できればできるんですから、そんなことで先延ばししていますといつまでたってもできない。また、小規模校については校区外ということですが、やっておられるということですが、例えば一番定員で少ないところでは、この中では倭文というところでは20人とかあるんですが、20人ではだめなんですか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） いえ、10人以下でもできます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 ということになれば、湊についても西淡についてもできるように思うんですが、あとは場所の問題ではないかと思うんですけども、そうではないんですか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） そうです、やはり場所の確保が一番かと思います。

数年前から、そういう場所について現地のほうも足を運びながら、いろんな施設を見たんですけども、適当だというところがなかなか見つからなかったということもございません。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 場所については一遍探して見つからんところは何回探してもないと思うんです。あとはお金をかけるだけやと思うんです。

その辺は、市長、どないですか。さっきの延長保育と一緒にですけども、これいつまで

たっても市内の定住化というか、児童のサービス、定住化が図れないと思うんです、今のままやったら。その辺は、予算的にやっていくというようなお考えはありませんか。

○蛭子智彦委員長 市長。

○市長（中田勝久） 場所の問題がこれまでも開設した地域にもずっとそういう課題が残っております。

ただ、早くから学童保育につけては、学校内で受け入れをする方向を早く定めるべきやと。でないと、これまでよく民間のとことか公会堂を借りたりとか、そういう場所ですたんですが、交通事故の発生もしかり、また、当然、学校の延長線上に学童保育があるということは、非常に私は親も子供たちも環境も大きく変わらないし、いいと思うんですが、先ほどちょっとお話出てたように、教室の問題とか、これはやっぱり努力して変えられないかんと思うんです。

こういうところからまずは取りかかっていかんと、場所の設定、これも非常に大事なんです。過去何カ所か、そういう場所で大きな死亡事故にはならなかったんですが、ちょこちょこ大きいけがをしたりという場面もありましたし、今、そやから学校のあいたところにプレハブでもということで、複列の場合、そういう取り組みをしました。今後、そういうことをまず先、念頭に置いて取り組んでいった段階で進めていくということが必要かなと思います。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 市長、よろしくお願いします。

そうでないと、いつまでたっても旧西淡町では松帆以外では南あわじ市内から残されていってるような気がしてしゃあないんです。

ですから、ぜひ来年度に向けてよろしくお願いします。

以上、終わります。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私もこれ議員になって、学童保育のことをずっと言っていて、市長が言ったように、学校がよ、学校の校長はんが、・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・空き教室、提供せいへんもんやから。じゃらけとるんじゃ、校長はんが。

そこらがよ、空き教室何ぼでもあるだろな。そやから、教育委員会ももっとしっかりせ

んなんだらな、そんなふざけた話してよ、新たな場所につくるとか、これやるとか、あつかいや。学校の校長はんは、・・・・・・・・・・・・・・・・すべったこべった言うて、松帆や福良、30人ほど、すりかえたらええんじゃ、そんなもん。私はそない思う。

そしておまえら市長もそない言うとのから、あそこでせいや。おかしいぞ。トップの言うこと聞かなんだら。・・・・・・・・やめとくわ。教育部長言うてみ、答弁。

○蛭子智彦委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 今、言われた学童保育の件なんです、この件に関しましては、健康福祉部の所管ということで、その中で、教育とも学校施設を多く使っているという現状があります。

そうした中で、やはり子供のときから小学校へ上がって、そして居場所づくりということで学童保育ということをやっているわけなんです、教育委員会におきましても、放課後子ども教室ということで1週間に一度なんです、そうした補完的なこともやっております。

しかし、そうした要望等もございますので、そうした学校の施設の内容等も十分内容を検討しまして、やはり、そうした意見もあるということをも十分認識しまして、今後、検討させていただきたいというふうに思っております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員、よろしいですか。

○谷口博文委員 納得できらんさかい、また、明日3時間ぐらいやるわ。

○蛭子智彦委員長 本日の審査はこれまでとします。なお、谷口委員の発言で不適切と思われる部分について調査して対応させていただきます。

それでは、本日の審査はこれで終了いたします。

再開は明日午前10時からとします。

本日は長時間にわたり、お疲れさまでした。

(閉会 午後 3時58分)

決算審査特別委員会会議録

日 時 平成26年 9月17日
午前10時00分 開会
午後 5時30分 閉会
場 所 南あわじ市議会議場

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（15名）

委 員 長	蛭 子 智 彦
副 委 員 長	長 船 吉 博
委 員	吉 田 良 子
委 員	柏 木 剛
委 員	谷 口 博 文
委 員	木 場 徹
委 員	廣 内 孝 次
委 員	印 部 久 信
委 員	森 上 祐 治
委 員	原 口 育 大
委 員	登 里 伸 一
委 員	阿 部 計 一
委 員	川 上 命
委 員	中 村 三 千 雄
委 員	熊 田 司
議 長	小 島 一

欠席委員（1名）

委 員	砂 田 泉 洋
-----	---------

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	小 坂 利 夫
課 長	垣 光 弘
書 記	船 本 有 美

書 記 斉 藤 浩 平

説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 田 勝 久
副 市 長	川 野 四 朗
副 市 長	矢 谷 浩 平
教 育 長	岡 田 昌 史
市 長 公 室 長	土 井 本 環
市長公室付部長（総合調整・新庁舎建設担当）兼新庁舎建設推進事務局長	橋 本 浩 嗣
総務部長兼選挙管理委員会書記長	細 川 貴 弘
財 務 部 長	神 代 充 広
市 民 生 活 部 長	高 木 勝 啓
健 康 福 祉 部 長	馬 部 総 一 郎
産 業 振 興 部 長	興 津 良 祐
兼鳴門の渦潮世界遺産登録推進室長	
農 業 振 興 部 長	神 田 拓 治
兼食の拠点事業推進室長	
都 市 整 備 部 長	岩 倉 正 典
下 水 道 部 長	原 口 幸 夫
教 育 部 長	太 田 孝 次
総務部次長兼総務課長	佃 信 夫
農 業 振 興 部 次 長	森 本 秀 利
教育委員会次長兼教育総務課長	藤 岡 崇 文
会計管理者兼会計課長	堤 省 司
市 長 公 室 課 長	北 川 真 由 美
(大学応援プログラム推進担当)	
総 務 部 防 災 課 長	藤 本 和 宏
総 務 部 情 報 課 長	土 肥 一 二
三原総合窓口センター所長	柏 木 浩 一
(地域防災・振興担当)	
南淡総合窓口センター所長	松 本 典 浩
(地域防災・振興担当)	
財 務 部 財 政 課 長	和 田 幸 三
財 務 部 管 財 課 長	富 永 文 博
市民生活部市民課長	塔 下 佳 里
市民生活部税務課長兼収税課長	山 崎 稔 弘

市民生活部生活環境課長 兼衛生センター所長	北	口	力
健康福祉部福祉課長 兼 少 子 対 策 課 長	田	村	愛 子
健康福祉部長寿福祉課長	大	谷	武 司
健康福祉部保険課長	川	本	眞 須 美
健康福祉部健康課長	小	西	正 文
産業振興部商工観光課長 (マーケティング戦略室長) 兼 企 業 誘 致 課 長	阿	部	員 久
産業振興部水産振興課長	榎	本	輝 夫
農業振興部農林振興課長 兼 農 業 共 済 課 長	宮	崎	須 次
農業振興部農地整備課長 兼 地 籍 調 査 課 長	和	田	昌 治
食の拠点事業推進室課長	喜	田	憲 和
都市整備部管理課長 兼 都 市 計 画 課 長	原	口	久 司
都市整備部建設課長	赤	松	啓 二
下水道部企業経営課長兼下水道課長	村	本	透
教育委員会学校教育課長 (学校教育指導主事)	廣	地	由 幸
教育委員会人権教育課長 兼生涯学習文化振興課長	福	原	敬 二
兼 玉 青 館 館 長 教育委員会生涯学習文化振興課付課長 (子ども映画祭・青少年育成センター事業担当)	川	上	洋 介
監査委員・固定資産評価 審査委員会事務局長	片	山	雅 弘
農業委員会事務局長	小	谷	雅 信
埋蔵文化財調査事務所長	山	見	嘉 啓

II. 会議に付した事件

付託案件

1. 認定第1号 平成25年度南あわじ市一般会計決算の認定について……………	205
(2) 歳出について……………	205
② 民生費……………	205
③ 衛生費……………	225
④ 労働費、農林水産業費……………	252
⑤ 商工費……………	285
⑥ 土木費……………	285
⑦ 消防費……………	299
⑧ 教育費……………	299
⑨ 災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費、実質収支に関する調書……………	323
(3) 財産に関する調書……………	328

III. 会議録

決算審査特別委員会

平成26年 9月17日(水)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後 5時30分)

○蛭子智彦委員長 定刻になりましたので、ただいまより決算審査特別委員会を開催いたします。

審査に先立ちまして、本日、登里委員より少し遅くなるという連絡が入っております。

1. 認定第1号 平成25年度南あわじ市一般会計決算について

(2) 歳出について

② 民生費

○蛭子智彦委員長 それでは、認定第1号、平成25年度南あわじ市一般会計決算の認定について。

3款、民生費、80ページから105ページまでの質疑を継続して行います。

その前に、長寿福祉課より報告がございます。

長寿福祉課長。

○長寿福祉課長(大谷武司) おはようございます。昨日、森上委員と木場委員さんからの質問に対する回答ということで、御報告させていただきたいと思っております。

まず、緊急通報につきましてですが、183世帯のうち高齢者の世帯については10件でございました。あとはひとり暮らしの世帯でございます。

続きまして、シルバー人材センターの件ですが、シルバー人材センターにつきましては、室長のほうからも説明のあったとおり、昭和61年に発足して淡路広域シルバーということに来ておりまして、これにつきましては、高齢者が集い、「自主・自立、共働・共助」のもとに高齢者の福祉に寄与するということで建てられておりまして、合併とともに17年3月16日に設立を迎えております。設立については、社団法人南あわじ市シルバー人材センターということで設立しております。

それから、決算の内容ですが、平成25年度の決算経常収益ということで4億2,763万4,068円、経常費用ということで4億2,693万9,083円で、収支が69万4,985円ということになっております。

市補助金の800万円の経費については、経常収益の約18.7%が経常収益の率となっております。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） おはようございます。福祉課のほうからも昨年度の委員さんの質問について、2点報告させていただきます。

まず最初に、川上委員さんの御質問にありました地域活動支援センター基礎的事業補助金、それと、同じく地域活動支援センター機能強化事業補助金の違いをということでした。

まず初めに、地域活動支援センターについてでございますが、この施設については、障がいによって働くことが困難な障がい者の日中の活動をサポートする福祉施設ということでございます。その中の基礎的事業補助金につきましては、1事業所につき、利用人数の割合に応じた配分によりまして、施設の管理でありますとか事業費について補助するものでございます。

それから、機能強化事業補助金についてでございますが、これはそれらの施設の機能を十分に強化して、障がい者の地域活動支援の促進を図るために、利用人数に応じた配分により専門職員の配置によりまして、必要な人件費として補助するものでございます。専門職員といいますのは、社会福祉士でありますとか精神保健福祉士という資格を持った職員の配置に対する補助金でございます。

それと、どういうふうな事業内容かという質問もあつたかと思ひます。まず、創作活動につきましては、お菓子とかパンづくり等が事例として挙げられるかと思ひます。また、地域交流活動といたしまして、一部施設では、夏祭りを開催したり、また、地区の老人会とのグラウンド・ゴルフの交流なんかを行っております。

続いて、木場委員さんから御質問いただきました市保育所の延長保育がいつごろ始まったのかという御質問ですが、これにつきましては、合併以前の平成11年度からということを確認をさせていただきました。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 税務課長。

○税務課長（山崎稔弘） 失礼します。先日、印部委員様から御質問のありました件につきまして、数字をまとめたものをお手元のほうに提出させていただいております。内容といたしましては、市民税普通徴収分と固定資産税、国民健康保険税の現年分と滞納繰越分、それぞれの税目ごと、もしくは税の組み合わせで、全て滞納になっている方の数字をまとめたものがその資料でございますので、ごらんおき願ひたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○蛭子智彦委員長 以上で、執行部の報告が終わりました。これに関連して、何かございますか。

木場委員。

○木場 徹委員 シルバー人材センターについてお伺いします。今、17年に社団法人として発足しているということなのですが、これの代表とかは、例えば市長とかそういう方がなれとるんですか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 理事長ということですが、理事長に清水久司さんがなられております。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 そこで、社団法人ということなので、市のほうはそういう運営には関係ない、ただ補助金を出すだけですね。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 補助金につきましては、高齢者の雇用の安定等に係る法律の中に、いわゆる国及び地方自治体の支援ということが触れられております。そういうことから、市に一施設として設立したシルバー人材センターについては、運営の支援をするということで行っているというようなことでございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 それでは次、この800万円ということで、額が定額でずっと毎年出しておるんですが、この根拠は何かあるんですか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） この補助金の額につきましては、以前は1,000万少々ということで、国の支援というか補助金に合わせたような額とさせていただいておりました。そういうことで、国のほうの基準も下がりました、南あわじ市のほうも22年か

ら800万のほうに下げさせていただいたようなことでございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 もう一遍確認します。ということは、規定はないけれども、国が出しておる、県が出しておるからその分出しとると、そういう格好でいいですね。決まったそういう根拠というのはなしに、いわゆる国と同額を出しているということによろしいですか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 1千万少々行っていたときは、国と同額ということでございましたが、ただいまの800万につきましては、若干、市のほうが余分に補助をしているということでございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 ということは、根拠がないけれども、いわゆるシルバーセンターから、これぐらい欲しいということで、それに応じて補助金を決めていると、そういう理解でよろしいですか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 先ほど経営状況も申し上げましたとおり、大体、その金額が今、シルバーには必要な運営経費であるように私のほうは思っております。ということで、この金額で据え置いて、補助金として交付しておるといふふうな次第です。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 もう一遍、確認します。私が思っていますということは、課長が個人的な頭の中で勘定して、これが適当やということで決めておるわけですか。そんなことないでしょう。根拠があるのと違いますか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 済みません、私がということではなく、この国の基準に
合わすということは、国のほうが自立がかなりできてきているということから、そのよう
に金額が押し下げられてきたものだというふうに思っております。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 ちょっとわからんので、また委員会で聞きますので。
委員長、続けてよろしいですか。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 市の保育所の関係、福祉課長にお尋ねします。市の保育所で11年か
ら延長保育をやっているということを今お聞きしたんですが、ほかの保育所ではその後、
合併後、そういう動きというか考えはないんですか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 合併以後、やはり延長保育の利用が増加してきたというところ
で、神代保育所を1カ所ふやした年度があったというのは聞いております。しかし、利
用がかなり少なかったということで、一旦廃止というような形で、今現在、市保育所1カ
所に至っているということでございます。

○蛭子智彦委員長 よろしいですか。
ほか、ございませんか。
阿部委員。

○阿部計一委員 シルバー人材センターの87ページ、先ほど同僚委員が質問をしてお
りましたけれども、この800万というのはこれ、市の補助金であって、国からは幾ら来
てるんですか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 国からの補助金につきましては、決算のほうから710
万円というような金額となっております。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 それと、ということは約1,500万ぐらいの補助金で行っていると、ほんで、この人材センターの会長も言われてましたけども、役員さんというのは全くボランティアなんですか。多少はそういう手当とか、何かそういう金銭的な補助はなされておられるんですか、手当というもの。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 決算のほうから見ますと、役員報酬についてはゼロということになっておりますので、これはボランティアというようなことと思います。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 ことと思いますやいうのはどうかと思う。

それと委員長、これは課長、皆さん方、これは試運転で答弁の練習をしよるのか何か知らんけども、やっぱり課長でも答弁しにくい場合は、部長なり次長なり出席しとるのでよってな、その辺はちゃんと答弁をせなんだら、何ぼでも委員会が、決算委員会が長引くということなんで、その辺、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

ほんなら、今言いよった、思いますや言わんと、はっきり言うてもらわんだら。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 報酬は支払っておりません。ゼロでございます。

○蛭子智彦委員長 それでは、きのうに引き続いての質疑を行います。
谷口委員。

○谷口博文委員 昨日に引き続いて学童保育についてお尋ねをするわけですが、昨日、教育長がいてなかったの、教育長、十分聞いていただきたいのやけど、まず、私の認識をちょっと話をさせていただきたいんですけど、要は、市長がしてから、南あわじ市は少子対策というやつに十分取り組んでこられた上で、少子対策予算として約14億ぐらいの金を、10年間で140億ぐらいを歳出しとると。ほんで、その成果というか、やはり少子対策事業、出生率が1.71というようなことで他市に勝つとると。私は非常にこれは効果があると。それと、やはり子供たちの教育環境ということで、学校施設の耐震、学校

給食、その辺の完全実施であったりとか、そういうふうなことをしながら、それでまた、来年度からは中学校に対してエアコンであったりとか、小学校には順次、その都度入れていくというような方向性で来るとというような、私は認識を持っておるわけですね。

そこで、小学生がこの10年間で500人減少しとると、中学校はこの合併後で約300人減少しとるとというような数字が出とると思うのやけど、その辺、私の認識は間違ってますか、間違ってますか。10年間で生徒が500人減って、ほんで中学は300人減るととて、先般、一般質問でそういう答弁やったと思うのやけど、その辺どうですか。

教育長でなくてもええねん、部長でも何でも、わかる人で。教育長はきのうおれへんさかい、よう聞いとってよという。

○蛭子智彦委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 合併当初と平成26年度の小学校と中学校の人数の差なんです、その件に関しましては、今、谷口委員さんから言われたとおりでございます。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 そこで、学童保育に対し、学校側が、空き教室がないから学童保育が実施せえへんやいう、単純に小学校で500人減るとるいうたら、40人学級で、十二、三のクラスというのは、きょうは冷静にちょっと質問しますけど、十二、三のクラス以上が減るとるとというような認識を持つとるのよね。それやのに、この学童保育に当たって、学校の施設で空き教室がないというようなことで、西淡町の辰美小学校であったり、湊小学校であったり、志知小学校であったりというのは実施していただいてないんよね。その辺に対して、私は非常に不満を持つとるわけなんですわな。

だから、そのあたりを、私もきょうはもうこれ以上やいやい言うつもりはないんやさかい、要は、所管の委員会のほうで、学校の施設のそういうふうな、この目で確認できるような、学校の教員と意見交換をやらせていただきたいという思いがあんねけど。所管の委員にも同意を得ながら、現地視察というか、学校の空き教室がないというようなことで、学童保育ができてないというような認識を持つとるのやけど、その辺は視察に行かせていただいて、学校の教員と意見交換させてほしいと思うのやけど、その辺はどうですか。

○蛭子智彦委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 空き教室がないということなんです、一応、特別支援教育

とかいろんな形で現在、そうした空き教室がないということで、一つにはそうしたことで開設できてないというような面もあるのは事実でございます。そして、今、そうした懇談会というか、実際に現地を見るということなんですが、そうしたことについてはやはり、前向きにそうした機会を設けて、そうした実態を見ていただければなというふうに思います。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 要は、500人以上、この合併以後10年間で児童数は減少しとるといふ事は間違いないんでしょう。今言った支援学級というやつは、10年前からそういう制度としてはなかったんですか。この特別支援学級というのは。それはいつから始まったんですか。そない、きょうやきのう、始まったんけ。

○蛭子智彦委員長 教育長。

○教育長（岡田昌史） いわゆる支援学級というのは、平成18年からスタートされたと、このように認識しております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ということは、500人、要は、小学校の生徒が500人減つとるのだ。ということは、今までこの施設の中で、クラスというのは40人学級やの。ということは、500人というたら十二、三クラス、市内でそういう小学校のクラスが減ったというのは、これはもう間違いない事実でしょう。ということは、これだけの教室というのは空いたと、18年からこの特別支援教育というか、これはその年によってそういうふうな特別支援を受ける児童が増減すんねけど、この特別支援というのは、1人で1部屋与えるんですか。

○蛭子智彦委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 特別支援学級はいろんな種別がありまして、知的学級、自閉・情緒学級、肢体不自由児学級や病弱学級などがありまして、それらの認定を受けた子供につきましては、その教室を1学級として認可しておりますので、1人1学級の学級もございませう。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 その辺、例えば児童1人に対して床面積何ぼとかいうような規定はあるのけ。例えば、40人学級だと床面積何平米やと、特別支援学級やったら何平米やとかいうような、延床面積の規制はあるんですか。

○蛭子智彦委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 特にそういう定めを見たことはありませんが、特別支援学級につきましては、各教室で最大の人数というのが限られてますので、七、八人、兵庫県であれば8人程度が勉強できるような教室が確保されておればよいということではないかというふうに認識しております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ということは、一つの、例えば1年1組のクラスが、児童学級が減ったといたら、そのスペースがあるところで、特別支援のやつをパーテーションで区画して、それだけの面積規模が必要でなければ、空き教室というのは何ぼでもできると思うんですわな、これ実際、僕も現地見てないからわからんのやけど、そしたら、500人減って、市内でふえとるのは広田とか、広田はふえとるのやけど、これ、広田小というのは学童保育、定員40のところ51、これ、広田小学校は学校の施設を利用しながら、そういうような学童保育を実施しとると。ほんなら、市内でどこか小学校で、児童数ふえとる学校ありますか。10年前と。

○蛭子智彦委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 増加している学校というのは非常に少ないです。広田小学校のほうも400人まで上がりましたけれども、現在、少し横ばいということで、400を切っている状況でございます。

今、人数は減ってるんですけども、今の教育で、小学校であれば5、6年生の少人数学習ということで、新学習システムということで、いわゆるクラスをハーフサイズにして授業を行ったりするシステムもございまして、学校によっては空き教室をそういう新学習システムの、少人数で勉強ができる教室に利用したりしている学校も多くあります。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員　　ほんで、ここで学童保育のことについてお尋ねするわけですが、例えば、辰美小学校、私もこれ、議員になって来たときに、湊小学校の保護者の方から依頼を受けて、湊で学童保育というやつを再三にわたって議会で言うてんけど、実施していただいてないですわな。そのお子さんをお持ちの保護者というのは、もう当然、中学校になっとるさかいあれなんやけど。これ、辰美小学校、このあたりというのは、学童保育の保護者の希望がないんですかね。同僚議員が聞いたら、親御さんは学童保育を実施してくれと言いよんねけど、辰美小学校の親はまだ学童保育、湊小学校にしても学童保育が実施されてない、その辺の理由というのは何なんですか。

○蛭子智彦委員長　　福祉課長。

○福祉課長（田村愛子）　　辰美小学校区につきましては、保護者の方が任意でアンケート調査をとりまして、その結果をもとに少子対策課のほうに要望をいただいております。それが24年ごろだったかと思います。それ以後、学校にも校長先生に空き教室の確認ということで学校訪問いたしまして、場所を見せていただきましたが、なかなか余裕教室がないということ、それから、きのうも少しお話しさせていただきましたが、例えば幼稚園が統合したときに、どこかの幼稚園が空くかなというところを探っております、そしてたら学校の近いところの幼稚園なんかを活用できるかなというところもあわせて、現地確認をさせていただいたんですが、まだその場所の設定に至っていないというところでございます。

○蛭子智彦委員長　　谷口委員。

○谷口博文委員　　ほんでまた学校教育課にお尋ねすんねけど、辰美小学校というのは統合して、辰美小学校というのは、10年ぐらい前に辰美小学校ができましたわな。あそこも私は当然、この児童が500人減少しとるということは、辰美小学校もクラスというのは減少しとるという認識を持とんねけど、そのあたりはどうですか。

○蛭子智彦委員長　　学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸）　　辰美小学校につきましては、統合当時は190名近くの児童が集まったと聞いておりますけれども、現在は若干少なくなっているというふう聞いております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ここで教育長、よく聞いてほしいねけど、結局、南あわじ市としてはほんまに市長は子育て支援というか、少子対策、これは子供たちの教育環境ということで、ほんまに市長は全国に先駆けて少子対策をやって、学校でも安全性というか耐震、これは子供たちの命がまず第一やということで、学校の施設というのは全国でも先駆けて耐震、学校施設、あれ全部耐震、できたんやの。そういう認識を持つとんねん。

ほんで、なおかつ、これは給食にしたって、大阪やへチマやいうたって、南あわじ市の場合は、施設整備もして、これ、学校給食もほんまに全部完備できとるような状況でやってつとると。なおかつ、子供たちの学習の向上のために、近年、暑いさかいエアコンまでつけたるいうて、市長はやってくれて、予算までつけてくれて、中学校の普通教室であったり、これ済んだら小学校までエアコンつけたるいうて市長もやってくれとんねん。

あと何かというたら、やっぱり子育て、少子対策には学童保育というのは、これは国の制度として、やはり子育て世帯を応援したらなんんいうことででけとるのに、このネックになつとんのが、あなたの管理の学校の校長さんの、一部の、これは左足に体重かかるとるような、私はその辺、ようわからんで、ほやけど、国旗国歌法まで制定せなんたら、私は教育というのは中立でなかったらいかんと思う。

そやけど、そういう法整備までせなんたら、いかにも体重が左に傾いとるような人がおるから、うまいこと、親御さんの要望の期待に添えらんようなことになっていっとんのではないかなと思うんよ。そやから一度、学校訪問させていただいて、我々これ、市民の代表としての声の意見交換と、そこらをしっかりとやらせてさせていただいて、やはり市民の要望に沿うような、市長はやったると言うとのや、市長はやったるでないけど、きのうの答弁やったら、かなり前向きな答弁しよったんや。そやけど、教育現場のほうで、場所じゃへチマじゃいうようなことででけへんのが現状なんよ。教育長、どない思うんで、ほんまに。言うこと聞かなんたら、ぽんと飛ばされへんのか。

○蛭子智彦委員長 教育長。

○教育長（岡田昌史） 学童保育の設置場所というのは、これはかなり以前から議論されております。当然、当時も市長は、やっぱり子供の学校が終わって移動するというようなことも、学校であればそういうことはない、保護者の思いからすれば、一番、学校内でやるのが望ましいなど、こういう話がありました。当然、健康福祉部においても、いわゆるできるだけ学童保育の設置についてはそれぞれの学校のほうに出向いて協議されておると思います。私自身も、ある学校の件が一度ありました。それについては、小学校の校長も、今現在17人おるんですけども、思いというのはそれぞれ差があるんですけども、

おっしゃるように、私らも学校施設を活用すべきかなと。

ただ、1点だけ申し上げたいのは、やっぱり学校を管理する上で、学童保育との校舎の中でも、やっぱり学童保育に適した場所というところもありますので、その辺については学校現場とやっぱり協議する必要があるのかなと、こんな思いです。ですから、そういう方向で当然、我々のほうも考えております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 そこで、小学校のエアコン設置というような事業でも、学童保育の部屋に前倒しして、これはまた福祉の課長に聞くねけど、学童保育というのは、この予算というのは、お子さんをお持ちの方は、5,000円で学童保育でみていただけると、夏場は、夏休み期間中は8,000円というのは、3,000円高いで、7,000円か、エアコン代か何か知らんねけど、7,000円になつとると。

ほんで、この財源というのは、これは私は学童保育というか、やっぱりこの少子対策の一環として、国が法整備した上で、その辺の国の支援もいただきながら、県の支援もいただきながら、やはり自治体の支援もいただきながら、保護者の負担というのは一律5,000円で、その期間、学童を、保育していただけると、非常にすばらしい制度やと思うのやけど、この財源の内訳をちょっと教えてください。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 学童保育の運営費につきましては、利用児童の数によって基準が設けられておりまして、全体的には国、県、市が3分の1ずつの負担ということでございます。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ということは、市の3分の1の負担で、保護者から5,000円もろうた段階で、学童保育はやっていただいとると、そういうふうな理解でよろしいんでしょう。ということは、少子対策でこれ、市長もほんまに14億も金を入れる中で、3分の1の、これはやっぱり、市内全域に私はしたっていただきたい。本当に私もこれ、なぜこういうことをしようかというたら、きのうはちょっと冷静を欠いたというのは、これは、西淡町では松帆小学校のエリアだけしか学童保育していただいてないんですわな。

実際これ見とったら、これ10カ所、来年は福良で実施するというような話でなつとんねけど、その辺やはり教育の公平という観点からしてもおかしいと思わへんけ、教育長。

あんたも西淡町で。

○蛭子智彦委員長 教育長。

○教育長（岡田昌史） 学童保育の制度というのが、私は全て承知しておりません。ただ、国のほうは学童保育の拡充ということで、小学校3年生から6年生まで引き上げようと、あるいは定数も今までは20人というような基準があったのを下げていこうと、こういうことなので、当然、国の制度自体が拡充されると、当然、それに合ったような取り組みというのが、子育てに優しい南あわじ市として取り組んでいく必要があるのかなと思います。

ですから、委員がおっしゃってます話については、そう我々としても、解決するのには大きな問題ではないのかなと。ただ、問題は、さっき言いましたような学校現場と調整だけがあると、なおかつ、なければ新たな予算の獲得が必要かなと、そんな思いでございます。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 要はこれ、縦割りが悪いねん。学童保育はこういうふうな福祉のほうでやっとする、教育現場のある程度監督的な是正指導というのは教育委員会が持つとると、そうでしょう。教育長の権限というのは、人事権とか、あなたの権限というのは、この教員に対して、学校教育に対してのある程度、是正指導勧告とか、人事権というのはあなたが持つとると違うんけ。その辺はどうなんですか。

○蛭子智彦委員長 教育長。

○教育長（岡田昌史） 人事権というのは、基本的には県教委が発令します。ですから要は、学校施設というのは市の管理になります。設置しとるのも市です。ですから当然、今のようなお話というのは、当然、これから対応していきたいとは思いますが、今まででも話があった分については対応してきました。

今おっしゃっとする辰美小学校区とか旧の西淡エリアのところのお話というのは、実際、我々のほうに対しても、ここが問題になってるよというような情報が、私自身聞いておりませんので、ですから当然、今おっしゃっておるような課題があれば、お話を聞いて、当然対応すべきものは対応していきたいと。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 福祉課長にお尋ねすんのやけど、辰美小学校は24年度に保護者の方からそういう要望があったという、学童保育開設の要望があったと、それ、間違いございませんか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） はい。この情報については施設の関係ですので、教育総務のほうには報告させていただいております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これが行政のちょっと悪いところで、教育総務のほうにそういう報告が行っとんねん。結局、私が言いたいのは、この学校の、この市内の10カ所で開設しとんねん。その中で、学校以外の施設で学童保育を実施しとるというのは、榎列と阿万と松帆でしたか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 阿万ではなく、北阿万です。松帆は松帆保育園のほうへ、委託でやっていただいております。それから、北阿万は、今ちょうどある北阿万連絡所の下、今、農村環境改善センターの施設の一部をお借りしてやっております。それから広田については10月から小学校のほうへ移設ということで、今は老人福祉センターのほうでやっております。榎列は専用施設です。榎列は、学童専用施設を新設で、学校の敷地内でやっております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ということは、7カ所は学校の施設でやってもろうとんのよ。親からしたら、これはやっぱり子供というのは、学校というのは一番、耐震もやってくれとるし、やはりそういうふうな一番快適な、それが学校の教育現場が、あなたの言うことを聞かんのか知らんねけど、こんなふざけた話はないと私は思うねけど。その辺、もっとしっかりと教育長としての権限を振りおろしてほしいねけど、どうですか。やれと言うたらできるんじゃないんですか。

○蛭子智彦委員長 教育長。

○教育長（岡田昌史） いやいや、委員、もうちょっとよう考えてください。私が聞いた部分については対応してますよということをするんですよ。

健康福祉部でよう聞いてもらったらええんやけども、要は、20人の定数というのが多分あって、そこまでに子供が達してなかったんと違うかなという思いがします。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これは教育長、もう一遍勉強してくれ。10人未満いうてもできるいうて、きのう答弁しとるんよ。冷静沈着にいかな、教育長、よう聞いてくれよ。田村課長にお尋ねすんねけど、学童保育というのは、何人おったらでけるんですか。もう一度、再度答弁を。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 私も何年からというところはあれですけど、交付税の関係で10人以下でも国のほうから補助があるというふうなことを最近、知りました。県のほうも10人以下でも進めてほしいということで、県補助も去年ぐらいから新たに加わったということで聞いております。ですから、10人以下でもできるということで答弁させていただきました。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 教育長、10人以下でもできるというような答弁があったんですよ。ということは、10人以下というのは、1人であったってできるというような、私は理解すんねけど。ほんで、湊とか辰美小学校の保護者の方から要望があると。それで建物貸すやいうたら、またその期間、建物を建築する期間というのはでけへんさかいに、もう近々にできるやいうたら、もう小学校しかないんよ。その小学校を、先ほど言うたみたいに500人減ったなら、これは上手にやりくりしたら、これは一部屋や二部屋ぐらい、学童の部屋をエアコンを前倒しででも、来年、再来年からでもエアコンは小学校、中学校、やっていたらでるんでしょ。もう一度答弁してください。

○蛭子智彦委員長 教育部次長。

○教育部次長（藤岡崇文） 委員おっしゃるとおり、中学校につきましては本年度、設計をしております、来年度から工事に入る予定にしております。小学校については、まだ計画の段階でありますけれども、中学校の整備が終わり次第、その検証なんかも含めて検討しながら設計、翌年度、中学校に比べて校数が多いものですので、どうしても工事の関係が夏休み期間とかいう期間を考えますと、1年、2年ぐらいの計画でもって整備していく予定になるのかなというところでございます。

それと、先ほどの学童につきましては、縦割りというお話もあつたんですけれども、私もこの現場に来てまだ6カ月ほどですけれども、福良小学校につきましても、学校現場との健康福祉部との調整もしながら、福良小学校の空き教室、非常に児童も使う教室でありながら、学童にも使っていただきたいというような調整もしながら、やっぱり当然、エアコンは設置ということで、工事費用につきましては、どちらで持っても一緒のことですので、今まででも、私も聞いた範囲でございしますが、八木小学校とか倭文小学校におきましては、普通教室、先ほども教育長が言いましたように、どこでもええというわけではございませんので、やっぱり利活用のしやすいようなところになりますと、空き教室をあけるだけではなしに、ある程度の施設整備もしなければ、学童保育として使えるような教室にならんというところで、こちらのほうで改修費用を持って改修した上で学童を実施してもらっている学校もございしますので、その辺は部間の調整もしながらやっておりますので、誤解のないようによろしくお願ひしたいと思います。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 要は、夏休みも学童するということやから、当然、この学校の、今度は田村課長にお尋ねすんねけど、この学校でしよるところというのは、夏休みも学童保育、7,000円で受けとんのでしょう。ということは、エアコンというか、これは入れたってくれてあるわな。その辺は、エアコンはちゃんと完備されてやっていただいておりますでしょう。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 学童保育につきましては、環境整備の一環でエアコンは必須として設置はさせていただきます。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 それで、学童保育における教室に対する環境整備の一環で、あと何が

要るんですか。その辺の資材というか、どの程度予算があれば、その開設に対する普通教室を改修できるんですか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 学童開設に至っては、まず場所を確保しますと、環境整備、それから指導員の確保というところの順番になろうかと思えます。環境整備につきましては、クーラーはもちろん、テレビとか冷蔵庫も必ず必要になってきます。備品の数々を申し上げますと数が多いのであれですが、あと、人件費です。大体、10人に1人当たりの指導員を配置しておりますので、その人件費が必要になってきます。例として、今、松帆南のほうに委託費としてお支払いしておりますのが約500万余りということで、一開設に当たり、運営としてはそれぐらいの経費が必要に、それプラス備品ですね。ですから、500万を超える、600万、700万ぐらいの経費が必要になってこようかと思えます。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 600万、700万やけど、その3分の1は国で3分の1が県で、3分の1が市で、600万要っても200万の市の持ち出しでいけるという理解でええと思うねけど。ほんで、備品代いうけど、このエアコンと冷蔵庫、テレビ、そのあたりにしても、そない大した額にならんと思うねけど、備品代というのは大体、概算で、もう数十万円のできるのと違うんですか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 学童の学校施設内で、1教室をお借りしている教室ですと、やはりそのエアコンの規模も大きくなってきます。エアコンがかなり備品の予算の大半を占めるような形になります。ですから、今度、補正でも置かせておりますように、福良のほう、かなり広い部屋を確保できました関係で、エアコンもかなり高額になっておりますが、もろもろ合わせて、パソコンとか、本当に細かい備品が必要になるんですが、100万までにはおさまるかとは思います。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 もう1点お尋ねしたいのやけど、この学童の定員と登録者というのは、

定員以上に登録されとる場合はどのように学童保育を実施されておられるんですか。例えば賀集であったりとか、市であったりとか、八木、広田、この辺は定員以上利用されとるというような思いがあるねけんど。その辺はどうなんですか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 昨日もお話しさせていただきましたように、今、定員オーバーしているところにつきましては、学校施設でありますので、校長先生、教頭先生なりにお話をさせていただいて、隣接する、今お話に出ました少人数制のクラスとか、それとか図書室でありますとか、そういう教室の活用を許可をいただきながら、余り子供さんにストレスがたまらないような、プログラムの中で臨機応変に活用できるような体制をとっております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 保育だったら、未満児だったら3人に1人とか、ある程度、職員の配置というのは決まっと思うんですわな。学童保育にもやっぱり1人に対して延床面積何人とかいうような、そういうふうは面積的な規模の規制というのは、学童保育に対してそういうふうな国からの指針というのはあるんですか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 学童保育については、まだ国・県のガイドライン程度のものでございますが、南あわじ市においては、1人当たり1.65平米を確保する施設として全てクリアしております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 教育長、よう共通の認識を持っていただいたと思うんですわ、この議論で。ほんで、あなたの、あとは決断だけですわ。辰美小学校と湊小学校において、学童というのは、学校施設においてやったるといふやつを言うてもろうたら、もうこれで質問はやめますので。

○蛭子智彦委員長 教育長。

○教育長（岡田昌史） 辰美小学校というのは、先ほど、統合当時190人ぐらいで、今、百四十何人。でも、結果とすれば、当時から1クラスなんですよね。ですから、おっしゃるように、辰美小学校というのはできてまだ新しいので、いわゆる空き教室というのはないと。なおかつ、学校現場からはやっぱり部屋が少ないという課題があります。ですから今、教育総務課でも辰美小学校の校舎の一部増築的なことも、それも場所というのが限られておるんですよね、あそこ。ですから、その辺についてはしっかりと検討せざるを得んのかなと、こんな思いです。

先ほど、20人以下というようなお話をさせていただいて、訂正といたしますか、10人以下でも可能やと、こういうお話もいただきましたので、思いとすれば、できるだけ保護者の思いを酌んで、取り組んでいきたいなど。当然、健康福祉部のほうもそういう対応がされると思うので、私どもも協力していきたいと、このように思います。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 そこで一遍、私も所管の委員会で、学校のそういうふうな施設を、百聞は一見にしかずじゃないけど、1回視察に行かせていただいて、その辺の学校関係者と意見交換をやらせていただくというのは、ぜひお願いしたいのやけど。その辺また、委員会のほうからそういう要望があれば対応してください。これは、この件はもうこれで終わります。

○蛭子智彦委員長 ただいまの質疑の中で、少し不適切な部分もあろうかと思っておりますので、精査をさせていただきます。

それでは、少し休憩をとりたいと思います。

再開は午前11時というふうにさせていただきます。

（休憩 午前10時50分）

（再開 午前11時00分）

○蛭子智彦委員長 それでは、再開いたします。

委員の皆様にご協力のほどよろしくお願い申し上げます。決算認定ということでございますので、その事業の成果と課題、こういった点に重点を置いて質疑をいただければというふうに思います。

それでは、質疑ございませんか。

印部委員。

○印部久信委員 83ページのコミュニティバス運賃助成についてお聞きいたします。
これ、270万上がっておるわけですが、これは対象者は何歳以上で、1人当たりに対する補助金額は幾らですか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 高齢者につきましては75歳以上で、200円の半額の助成でございます。あと、障がい者は無料でございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 270万で半額補助ですので、1万8,000人ぐらいが対象者になってるかと思うんですが、ちょっとこのコミュニティバスの状況を見ておって、実は私もよく言われるんですが、このコミュニティバス、スペースの関係もあると思うんですが、停留所にベンチのあるところとないところがあるように思うんですが、今これ、南あわじ市のコミュニティバスの停留所にベンチはどれぐらい設置されておりますか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） コミバスの停留所としては、設置しているところはございません。以前、淡路交通のバスの路線になっておりまして、その淡路交通の椅子を借りてあるというところでございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということはあれ、一応、市としては停留所にはベンチは設置していないと、設置のあるところは、淡路交通で以前使ってたやつを使っておるということですか。これ見ておりますと、非常に古いベンチもあるようなので、この辺はどうなっているのかなと思ったんですが。市としてのコミュニティバスの停留所には、ベンチは基本的には設置していないということですか。仮にこれ、善意の方が、こういうバス停でよく見かけるのが、広告を借りたようなベンチがちよいちよい置いてあるように思うんですが、あれは、もしあるとしたら市のほうへ言って、自分がそこへ提供しとるという解釈でいいんですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 先ほども言いましたように、淡路交通さんのバス停の椅子ですので、名前が書いた椅子がかなり多いかと思いますが、ちょっとその辺のところはこちらではわかりません。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長 ございませんので、次に進めたいと思います。

③ 衛生費

○蛭子智彦委員長 次に、款4、衛生費、ページは104ページから121ページまでの質疑を行います。

質疑ございませんか。

森上委員。

○森上祐治委員 ページ109ページの委託料の、町ぐるみ健診委託料に関して質問したいと思います。

この町ぐるみ健診なんですけども、私も従来、長いこと住民健診というふうに頭に刷り込まれとったんですけども、最近は町ぐるみ健診と言われます。ネットで調べても、近隣の市町の住民健診は、大体、町ぐるみ健診という言葉に変わっておるように思うんですけども、この従来 of 住民健診が町ぐるみ健診という名前に変わった理由とか、何か法的な背景というのはあったんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 住民健診につきましては、昭和45年にスタートしております、その後、どういう事情で町ぐるみ健診という名称になったのか、ちょっとその辺はこちらのほうではつかんでおりません。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員　　私もわからんかって、先ほど、立ち話で同僚議員と話しとったら、従来は農協が長いこと町ぐるみ健診という名称でやってて、住民健診は県の外郭団体とか、その辺がやってたのを統合して、その町ぐるみ健診という農協の使ってた名前に変えてきたんかなというような話で、正確なことを聞こうと思ったんですけども、これはもう結構でございます。

この町ぐるみ健診なんですけども、非常に住民からは期待されて、私も年に1回、毎年夏の住民健診に向けて自分なりの体力づくりを、目標なんかをつくって、ふだん、運動とかやっとなんなんですけども、この町ぐるみ健診、かなりのパーセンテージで市民は受診されと思うんですけども、受診はしたいんですけども、無料ではないんですよ。あるいは、足の問題とか。受診したいんですけども受診できないというような人がいることも考えられるんですけども、その辺は健康課のほうで何か把握されておるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長　　健康課長。

○健康課長（小西正文）　　申し込み段階におきましてアンケート調査を実施しております。それによりまして受診できない方はある程度の理由等を把握しているつもりでございます。

○蛭子智彦委員長　　森上委員。

○森上祐治委員　　この総務のところだったと思うんですけども、決算書の資料で、有償何とか運行とかいう、淡路島内の6つの法人がそういう有料で運送しとるといような説明もあったんですけども、やっぱりそういうのも活用されとるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長　　健康課長。

○健康課長（小西正文）　　一部のほうでマイクロバス、市のバスとか借り上げバスという形で、灘、沼島、福良、伊加利、阿那賀方面ですが、車を出して送迎を行っております。

○蛭子智彦委員長　　森上委員。

○森上祐治委員　　我々の周辺では、かなりの高齢の方については、若いお母ちゃんとか御婦人の方が一緒に行かんかというてずっと連れて一緒に来よるとい光景をよく見るんですけども、市のほうもそういう対応をされているということがわかります。

この健診なんですけども、今回、これは去年の決算の審査なんですけども、ことしも大

体同じような状況でされてるので、ことしの、私も受診した後、周りの人たちと話しました。受診した感想なんですけども、基本的には評価が高いんですよ、住民からは。一つは、待ち時間が非常に少なくなってる。これは非常にありがたいことだというようなこととおっしゃってましたし、順路の案内が非常にしっかりしてて、従来、まごまごまごつきよったら、その前に係の人が来て、的確に誘導してくれると。自分が思う前に言ってくれるので、これもありがたいわというような声も聞きました。

非常にいい評価なんですけれども、ただ、どんな場合でも、やはり10人が10人おったら、100%いい評価というようなことばかりではなくて、たまたま、私はこのたび、ずっと受診してきて初めて、ちょっとカチンと来たことがありました。

一つは、いわゆるたくさんの方の係員の方がいろいろ世話してくださったんですけども、基本的には市の職員であるとか保健師さんとか、非常に敏速で丁寧でいい感じがあるんですよ。ところが私、たまたま、血圧をはかったときに、はかってもろうたんですが、私、実は10年来、朝1錠、血圧の薬を飲んで、朝晩、血圧をはかっただけなんですけど、大体の血圧の自分の状況というのは頭に把握されてます。それが、下が、あれは血圧というのは上と下をはかりますよね、最高血圧、最低血圧と。下が98にもなったんですよ。それ、はかってる看護師さん、非常に高齢の女性の方でありました。よそ見をしながら、何かよそを見てはかっとする。私の血圧を見て、あれ、高いなと思いつつも、98というたら、もう一遍はかっただけなのかと思つたら、そのまま書いたんですよ。私もそのときに、もう一遍、これちょっとおかしいと違うかと思おうかと思つたんですけど、後ろもつかえとるのでそのまま行つたんですけど、そういう看護師さんにたまたま、私は遭遇したんです。

その次に、体重、身長、それから腹囲、腹の周りですね、その辺をはかって、今度はお医者さんのところに、お医者さんは2人いらっしゃる。お医者さんにその私の問診票というか見せるんですよ。そしたら一言、ぶすっとして、「下が高い。」と、その一言を言われたんです。多分これ、血圧の下が高いなと、私もむかっとなつたんですよ。そんなの言われんでもわかっとなるわと。10年来、私も血圧をずっとはかっとなるのやから。

というようなことがあったんですけど、それはそれで、そうですかと言うて終わったんです。終わってから、一緒に行つた近所の若い御婦人と話してたんですが、私きょう、ごっつい先生に頭きたわと。何でかという、彼女が言われたこと、一言、問診で「肥え過ぎ。」と、肥え過ぎやと、そんなの、人に言われんでも自分が一番よくわかつるといふようなことで、それも頭にきつたというような、お医者さんのことでたまたま私、今回、ちょっと質問したい。

○蛭子智彦委員長 森上委員、少しポイントを絞って。

○森上祐治委員　　これからや。まず、お医者さんがどの会場にも2人いらっしゃる。2人おる。この医者が町ぐるみ健診をするときに、必ず必要なのかと。来てもろうて置いておかなあかんのかというような、私は素朴な疑問を持ったんですよ。その辺はどうなんですか。

○蛭子智彦委員長　　健康課長。

○健康課長（小西正文）　　健康診査の項目の中に、医師の診断というのがありまして、そこで必要人数2人という形で委託契約を厚生連さんとさせていただいて、一応は受診者の方の自覚症状とか、他覚症状を見て、顔とか体つき、目、口とか見て、視診になるんですが、それを行っていただいております。それと、今まで受けてきた結果等を見まして、貧血検査とか眼底、心電図測定を受けなさいよと、無料になるんですが、指示をしたり、レントゲンや採血、また、会場内で事故があった場合について備えていただいているという解釈をしております。

○蛭子智彦委員長　　森上委員、申しわけないです。健診に医者が要るか要らないかという質問に対して、要るか要らないかで答弁を、的確に端的にさせていただければというふうに、やりとりをしていただければというふうに思いますので、お願いいたします。
森上委員。

○森上祐治委員　　今の必置義務があるのかということだったんですが、法的には必要やと、2人置かないかんということで、わかりました。

役割について次、聞こうと思って。役割についても若干、こういうために来ていただいとるんやということなんですけども、全員、ずっと問診票を渡して診てもろうとんのですよ。非常に流れ作業で早いと、そんなところで診察や何じゃというようなことができるわけがないと。私が言われて、下が低いと一言、近所の一緒におったお姉さんが肥え過ぎと一言、ぶすつと言われたと。これはまあ、確かに見たらわかるけど、それも診察の一つかもわからないけども、そういう形で、せっかく87万円も報酬を出して来ていただいております、忙しい中、お医者さんに来ていただいとる。もっと有効に活用すべきじゃないかと。この辺の、あの場所で最初の身長や体重や腹囲やはかって、血圧はかったあたりで、ぱっとお医者さんに診ていただくと、その辺のことを医師会からもうちょっと、場所、順序とを考えてくれやというような声はないんですか。

○蛭子智彦委員長　　健康課長。

○健康課長（小西正文） 一応、お医者さんの診る順番といいますか、業務内容順に、業務内容が決まっております、それは行って来た人は皆、御存じかと思えますけども、その中で、一応、問診という形で、最初は受診項目がありまして、それで問診をして、料金徴収して、あと、それぞれ血圧検査とか身体、腹囲とかはかって、それでまた予診というのがあります、予診の段階で、いろんな症状とかないかというところで、初めてお医者さんの診察というような形をとっておりますので、順番が決まっているということで、よろしく願いいたしたいと思えます。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 私は南淡、賀集の保健センターで受診したんですけど、今、課長がおっしゃった順番、違いますよ。私が受けたのは。もっと早い段階。身長や体重や腹囲をはかって、血圧はかった後ぐらいで診てもらおうと。これからその日の診察が、あらかじめ大体皆、結果は後ほどいただくんです、半月か、送られてくるんですが、お医者さんが我々と、住民と接するときというのは、手がかりはあの身長や体重や腹囲やらと、その辺のを見て、顔色を見るとか体型を見るとか、その辺で判断、一言、何かあったら言われるというようなことで、私は、私のこのたびの経験からしても、ちょっと、せっかく忙しい中を来ていただいているお医者さんには、もっと住民のレベル、立場で働いてもらえるようなことができないかなと。

私はお医者さんのほうから、何かこういうもっと住民にサービスしたいわと、せっかく来とんのやからという声がないんかと言うたのは、私が思うのは、同じ1日来ていただくんだったら、全員とは言わんまでも、その日の診察終えて、一つの部屋でもつくっておいて、相談を、一口相談でもよろしいわな。お医者さんにして、ふだん、ちょっとこんな気になっとなんですけどどうですかと、きょうのあれでも、血圧はどうですかというような、ちょっと1分間でも2分間でもやりとりできるような、そういう形がつかれないものかなと、できたらつくっていただきたいなとつくづく思ったんですけど、その辺、課長、どうでしょうか。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 一応、実施する前に打ち合わせ等もやっております。終わってから反省会という形で、委託機関を含めまして、厚生連なり財団の方も入っていただいて、反省等もしておりますけども、始まる前は、懇切丁寧に、住民が受けられているということで、毎年、願いはしてるんですけども、十分、行き届いてなかったことにつきましては、深くおわび申し上げます。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 いやいや、行き届いてなかったこと、あなたにおわびしてもろうてもやね。お医者さん、私の質問は、そういう診察が、もう一遍質問しますが、今、課長はお医者さんがいる場所は、順序は決まってるとおっしゃってましたけども、変えることはできないんですか。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） また反省会等ありますので、その辺につきましてもよく相談してみたいと思います。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 先ほどの課長の答弁だったら、順序は決まってる、何か法律の背景があつて、もしもそういう法律があるんだったら、そんなのおかしいと私は思いますよ。住民健診は、住民のニーズにこたえるような形で実施していただきたいと思うし、この前の一般質問で、私ちょっと認知症の検査もちょっとできたら今後考えていただきたいなど申し上げたんですが。現にやってる市町もあります。

そういう形で、やはり住民の自治を優先するような、今の日本の世の中の流れじゃないですか。だから、これだけ皆、住民から期待されてる、評価も高い住民健診ですので、南あわじ独自の、一つでも二つでも、こういう、市民がより健康で長生きできるような観点での住民健診をこれからも模索していただきたいと思いますなどお願いして、質問を終わります。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 決算書の106ページから107ページ、また、資料の113ページですけれども、この予防費というのがあります。補正予算で金額を380万落としてますけれども、不用額が1,000万近くになっておりますけれども、この要因というのはどこにあるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 不用額につきましては、今、吉田委員さんが言われたとおり1,000万余りあるわけでごさいます、主な理由につきましては、子宮頸がんが今、健康被害で中止状態になっております。それから、島内の開業医さんからの報告により支払っております、それが補正予算の減額段階では、ちょっと十分把握できなかったというところでごさいます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 子宮頸がんはいろいろ後遺症の問題があつてという話ですけど、その子宮頸がんの予算というのはどれぐらい予定してたんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 25年度予算で963万ということでごさいます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それが大きなき要素で、それがほとんど使われなかつたということでしょういいんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） そのとおりでごさいます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それで、113ページにいろんな定期予防接種事業の接種率というのがあるんですけども、予防接種には二つあつて、行政措置の予防接種と二つあるんですけども、この利用者の利用負担というのはどうなつてるのでしょうか。接種した方の費用は。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 定期予防接種につきましては、A類のほうですが、主に小児の関係になりますが、無料で実施しております。この表の一番下の高齢者インフルエンザ

はB類ということで、希望者が打つという形をとっておりますので、強制ではございません。そういうことでございますので、有料という形になっております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、定期予防接種の中の高齢者インフルエンザは有料ということで、その下のほうの2の行政措置の予防接種のほうはどうなんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 行政措置につきましては、任意の予防接種でございますが、行政が推奨して行っている予防接種ということでありまして、それについては高齢者肺炎球菌につきましては、4,000円の助成をしております。おたふく、水ぼうそうにつきましては、それぞれ1,500円の助成で実施しております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 これでも定期予防接種も含めて接種されるこのパーセンテージも書いてあるんですけども、かなり低いところもあります。特に行政措置で、今言われたように、子供のおたふく風邪なり水ぼうそうは1,500円ずつ要するというので、対象者数からいって接種者数というのは大変低い割合になってますけれども、これらはどういうふうに認識されているのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） この表にあらわしております接種率につきましては、終了した人数を接種者という形であげておりますので、終了していない方もいらっしゃるの、低くはなっておりますが、大体、おおむね90から95%の間で接種完了しております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、この表というのは少しわかりにくい表現の仕方になってるのかなと思うんですけども、おたふく風邪、水ぼうそうはもう対象者の9割以上が接種してるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） そのように理解していただきたいと思います。ちなみに、おたふく、水ぼうそうは55%程度、最終的には打っております。高齢者肺炎球菌につきましても、50%程度の実施となっております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら今後これ、表現の仕方を変えてもらわないと、なかなかちょっと理解しにくいようなことになるかと思うんですけども。それはぜひお願いしたいのと、子供らでBCGとか66.5%というふうになってるんですけども、これは、受けてない子がいるということでもいいのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） BCGにつきましては、生後から1歳までということで、2年間にわたり実施になっております。ですから、接種の終了した人の人数だけあげておりますので、このような接種率ということになっております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうしますと、これで受けてない人の率というのは、今、2年間という話ですけども、現実問題として、受けてない子供はいないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 若干、やはり受けられなかった子供もおられます。それにつきましては、いろんなことが原因で受けられなかったのかと思いますが、一応、接種期間というのがありますので、その期間中に受けてもらうことが国で課せられて、義務ということでございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、ほかの部分についても、受けてない子供がいるということ

なんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） ほかの分につきましても、ポリオ、四種混合、三種混合等ありますけども、接種対象期間がごらんとおりになっておりまして、その期間内で受けてもらうということで、最終的には先ほど言いましたとおり、90から95%の接種率になってきますので、その辺の御理解をお願いいたします。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、その受けてない人の名前とかは把握してるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） それは予防接種台帳というのがありまして、今、パソコンでソフトの中にあるわけですが、それでちゃんと管理のほう、行っております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 さっき、町ぐるみ健診の話もありましたけど、ことし申し込みしてない方については、市役所から電話がかかってきて、私も何人かから、このたび初めて町ぐるみ健診の申し込みをしてなかったら電話がかかってきて、そういう強制的な電話でなかったのではという話がありましたけれども、この対象者で受けてない方へのフォローというのはどういうふうにされているんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） この受けていない方といいますか、申し込みされて受けていない方と、全く数年間受けていない方につきましては、電話勧奨をするなり、訪問とかして受けてくれるようにはお願いはしております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それでも受けないというか、今、所在不明の子供たちというのもちよ

っと全国的に話題になってますけど、そういうことではないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 先ほどの答弁ですが、予防接種のことをちょっと勘違いしておりました。住民健診のほうでの答えでございましたので、訂正させていただきます。

予防接種につきましては、市の広報等も通じて接種勧奨の通知等もしております、広く周知はしているつもりです。それと、母子健診等におきましてもPR等、先生のほうからいただいております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、今の答弁では、こういう受けてない方への直接電話とか、そういうのはしてないということなんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） ちょっと人数が多いので、それと、予防接種の種類も十何種類等ありまして、接種間隔オーバーとか、接種回数も初回、3回とかありますので、そこまではお伝えし切れておりません。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今後の取り組みとして、このごろ、働くお母さん方もふえてきて、なかなかお医者さんへ足を運ぶというのはなかなか大変なことになるかと思うんですけども、やはりこれは予防接種、これ、定期で決められているものですから、ぜひ、電話がけなどして、対象者100%に引き上げていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 担当者のほうとよく相談して、できることからやっていきたいと思います。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 ページ、115ページ、15節、工事請負費のことでお伺いします。
西淡保健センター空調工事費九十何万と、南淡の福祉センターで26万出とるんですが、
西淡のほうのこれ、どこの空調を直したんですか。それと、不用額が36万円出とるんで
すけども、課長、和室に入ったことありますか。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 25年度の修繕につきましては、西淡保健センターの調理室
の空調の修繕を行っております。また、和室のほうにつきましては、空調のほうは少し、
時間をおかないとクーラーが効かない等というのはお聞きしておりますが、今、検討中で
ございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 聞いたのは、この36万円、どこから不用額が出たんかいという話で
す。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 済みません、失礼いたしました。この36万円につきましては
は入札減でございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 そしたら、和室に入ったことはありますか。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 入ったことはあります。ただ、空調が少し効きにくいという
状況は察しております。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 和室で子育ての教室を持つとるんですけども、そこでは小さな子が転

がったり、畳の上で遊ぶんですけども、そしたら皆、体に畳の破片というか、すり切れたのがいっぱいつくわけです。課長、知ってますか。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） ちょっとそこまでは知りませんでした。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 これ、早急に畳の張りかえ、お願いいたしたいと思います。

それと、来年4月からこの保健センターも含めて湊公民館になるとお聞きしとるんですけども、その辺の公民館として使うのに、事務所あたりの改修とか、それから、前にある健康回復室ですか、あの辺の改修について、何か考えておるんですか。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課長。

○人権教育課長兼生涯学習文化振興課長（福原敬二） そちらのほうにつきましては、地域とお話をしとるんですけども、今後どういうふうにしていくか、まだ地域づくり協議会とか、そういうのはまだ立ち上がっていない状態ですので、そこまで話はしておりません。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 ということは、今のまま保健センターとして存続させるわけですか。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 来年、市民交流センターになってきますので、保健センターとして管理運営ができなくなってくるので、公民館のほうへ転用する予定にしております。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 ということは、もう保健センターとしての役目は果たしたということで、後は公民館として使うということによろしいですか。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 一応、話し合いで名称は公民館になるわけですが、健康課でやっている行事等につきましては、今までどおり使用させていただくということになっております。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 ということは、改修とかその辺はどないに。先ほど言ったんは、まだ決まってないんですか。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課長。

○人権教育課長兼生涯学習文化振興課長（福原敬二） はい。現在、決まっておりますん。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 それはいつ決まるんですか。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課長。

○人権教育課長兼生涯学習文化振興課長（福原敬二） 開設場所については、湊の地域とお話をさせていただきまして、市民交流センターについては今の西淡の公民館の中で設置をしていくということが決まっておりますが、当然、事務所としては入り口だろうというようなことを言うとするんですけども、先ほど言いましたように、そこまで内部協議というか、湊地区ともお話がきっちりできていないという状況でございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 課長、要は、今の公民館の事務所と保健センターの事務所と二つあると。どちらかに、1カ所にして使うほうがよりベターに使えるし、広く使えるということで、その辺を聞いたかったわけです。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課長。

○人権教育課長兼生涯学習文化振興課長（福原敬二） 御承知のとおり、西淡の公民館の場合、建物の管理においては事務所に、例えば警報器、火災報知器等々設置をされています。保健センターの事務所にはそういう建物の管理の部分はございませんので、その辺をどのようにしていくか、それから、元来、住民の方が入ってくる入り口としては、正面玄関だというふうに認識しておりますので、本来だとそちらのほうで市民交流センターの窓口を当然、窓口のカウンターもきっちり保健センターにも設置されておりますので、そちらがいいだろうというふうな感じはしております。

ただ、建物管理とその市民交流センターとの事務所との、その辺の協議についてはまだ進んでおりませんので、どちらにしてもどちらか一方を閉めて会議室にするとかいう形にはなってくるだろうというふうに思っております。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 わかりました。小西課長、豊のほうもよろしくお願いします。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。
印部委員。

○印部久信委員 113ページの建物設備工事費があるわけですが、この事業概要についてお願いします。

○蛭子智彦委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（北口 力） 火葬炉工事の事業概要ですが、火葬炉が4炉ございまして、その耐火材の取りかえ工事でございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 近く新たな火葬場の建設が検討されておるわけですが、その設備工事をやったわけで、しばらくそれで行けそうですか。

○蛭子智彦委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（北口 力） これ、火葬炉、今言いましたように4炉ございまして、毎年、積みかえ作業を行っております。これについてしばらく行けるかということですか。

○蛭子智彦委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） ただいまの工事につきましては、毎年、定期的に行っておる工事でございますので、使っている以上は年に1度は必要な工事でございます。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 115ページのゆーぷるについてお尋ねをいたします。これはもう指定管理をしておるんですが、とはいえ、管理をして間もないところなんですが、非常に苦情がよくかかってきます。以前と比べて、まだ指定管理して間もないんですから、準備等も、私はそういうことがあるので、そのうちよくなるだろうということを言ってるんですが、相対的に以前の経営者より非常にサービスが悪いという、非常に苦情電話がかかってきます。

私はもう、ゆーぷる行ったことないですから、内情は知らないんですけども、これはよく行く方で、特に定期的に券を購入していた方からの苦情なんですけども、この点、指定管理したとはいえ、やはりこれは指定管理した以上、どんどんお客さんが多く入っていただくとということが大事ですので、その点、指定管理している中で市としてそういう苦情に対してどういう対応をされるのかお答え願いたいと思います。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） それぞれクア施設には意見箱を設置しておりまして、市民の方々、利用者の方々の意見を聞いて、それに基づいて、あるいはお電話等で苦情等あればその指定管理者に指導していきたいと思います。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 そういう電話があったのは、きのう、きょうも朝、きょうはちょうど予算委員会あるよって、早速そういう発言をしときましようと言うてあります。そういうことで、やはり市のほうも指定管理したとはいえ、そういう総合的な接客等について、今までより悪いというようなことが、早く流れるやいうことはいかがなものかと思うので、市のほうも積極的にそういう面で業者に対応してほしいと思います。もう一度答弁お願い

します。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 所管といたしましても、市民の方の利用につきましては、サービス向上にこれからも努めていきたいと思えます。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 努めていきたいのはようわかるけど、具体的に、ただ努めていきたいんですやいうことでは、もっと何か言い方あるのと違うの。そんなすげない答弁ないな。もうちょっと、そういう現実的に朝から電話かかってきて、そういうふうには、わざわざ私が予算委員会で発言しよるんでやな。恐らく、聞きよると思うで。そういうふうな、もう一回答弁してよ。

○蛭子智彦委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 具体的にどういうことがというのがちょっとわかりにくい部分もございますが。
指定管理者のほうにそのことについてはお話をさせていただきたいと思えます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 続けて、さんゆ〜館のことについてもお伺いしたいんですけれども、この決算書に載っている工事請負費、決算書の114ページから115ページです。資料の129ページですけれども、ゆ〜ふるのこの工事請負費というのが上がってますけれども、これは通常の形で定期的な改修工事というふうに理解してよろしいのでしょうか。それとも、必要に迫られた工事なんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） ゆ〜ふるの浴室劣化改修工事につきましては、屋根の部分ですが、腐食によりまして危険な状態であったということで、25年度、改修工事、補強工事を行っております。それから、ろ過器取りかえ工事につきましても、修繕が不能な状態になりまして、2基入れかえをしております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 これは、今の屋根の工事とかは、改修工事をしなければならないということがわかってから、どれぐらいの期間でこれはできたものなんですか。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 一つは劣化によるものでございまして、水漏れがしておりました。その段階で、修理といいますか、補修的なことでゆーふるの指定管理者のほうで行っていましたが、それも不可能というような状態になりましたので、設計から入っていきまして、浄化槽の取りかえを行っております。もう一つのろ過器につきましては、急遽破裂いたしまして、上と下が分離したような状態になりまして、すぐに工事にかかったようなくあいでございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、上の部分は少し、どれぐらいの期間だったんでしょうか。今の下のろ過器は、何かもう、取りかえ工事をしなければならないといってすぐできたようなんですけども、上の改修工事というのは。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 設計からこれも入っていたわけですが、入札不落が1回ありまして、それで、設計変更いたしております。それで、設計変更して入札して、業者を決定したということで、数カ月を要しております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 数カ月といたら何カ月なんですかね。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） ちょっと余り記憶にはないんですが、四、五カ月要したと思います。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 その入札の関係で、ちょっと時間がかかったという話でありますけれども、さっきの冒頭言うたさんゆ〜館のことなんですけれども、今、岩風呂が春、5月ぐらいから壊れてて、いまだにまだ改修工事がされてないわけなんですけれども、何か聞けば、10月中には何とかという話がありますけれども、かなり時間がかかっていて、今、さんゆ〜館の利用者については、100円、年会員さんから余分に、余分というか、今までと違って取ってるわけなんですけれども、その契約違反で100円払うのはおかしいと違うかという声も、担当部に届いてると思うんですけど。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 利用者の方には多大な迷惑をおかけしておりますので、この場でおわび申し上げます。それで、原因等の究明もありまして、一旦、ろ過器のろ材を全部抜きまして、原因を究明しております。それにかなりの時間を要したということと、設計から入りましたので、今もう業者のほうは決まっておりますけども、今、委員がおっしゃられたとおり、10月中には修繕が終了して入れる状態になると思っております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 外の露天の岩風呂というのは、夏場に外で涼みがてら入るということで、やっぱり夏場、さんゆ〜館についても観光客がかなり入っていたようですけれども、外へ行ったら利用できないということでがっかりしたという声も聞いております。そういう中で、何かすごく時間がかかる、対応がそういう特殊なものとしても、余りにも時間がかかり過ぎたんじゃないかと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） それにつきましては、時間がかなりかかっておりますので、深くおわび申し上げます。原因等がわからなかったということで、そこから入りましたものですから、あと、ルールにのっとりまして、予算あるいは設計業者決定、順番に踏まえて、今の時期になっているということで御了解くださいますようお願いいたします。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それと、年会員さんから今出ている100円の件はどうなんですか。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） それはもう、ちょっと申しわけございませんが、会員さんにつきましても、会員規約というのがあります、その中で、不慮の事故等、やむを得ず休館することがありますということで、文面には入れさせていただいております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今言っているのは休館ではなくて、休館というのは休む、施設そのものを休むというふうに理解するわけですが、営業していてそこが利用できないというのは、またちょっと違うんじゃないんですか。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 休館等ではないわけですが、利用できないということについては同じでございますので、運用という形で御理解いただければと思います。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 その辺もうちょっと、運用ではなかなか理解できない話なので、一度業者も含めて、ちょっと話をさせていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） ちょっと今の御質問がよく聞き取れなかったんですが、済みませんがもう一度お願いできるでしょうか。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 その100円払うことに対して利用できないというところから、それは改修が終わるまでその100円は出さないで利用できないかという話であります。そこ

ら辺、業者と一度話し合っていたらいいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） その利用できない期間ですとか、いろいろなことによってそういったことを検討しなければならなくなることもあるかと思いますが、今、そういったことについては考えておりません。御不便をおかけしておりますことに対しましては、先ほども課長が申しましたように、深くおわびをしたいと思います。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 なかなかいい返事でなかったわけですが、早く利用者が利用できるような体制を、ぜひとっていただきたいということで終わります。

○蛭子智彦委員長 暫時休憩いたします。
午後1時、再開します。

（休憩 午前11時59分）

（再開 午後 1時00分）

○蛭子智彦委員長 再開します。

質疑ございませんか。

長船副委員長。

○長船吉博副委員長 決算書111ページ、附属資料の124ページ、苦情相談119件あって、適切な処理ができ、市民の生活環境向上に寄与したというふうな括りがついておるんですけども、この中で不法投棄23件、これは担当課へ苦情が来た件数なんですよ。

○蛭子智彦委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（北口 力） この件数は、来ていただいて苦情があった件数と、電話も含めた件数でございます。

○蛭子智彦委員長 長船副委員長。

○長船吉博副委員長 昔、家電リサイクル法になったときに非常に不法投棄、お金が処理するのに必要やということで不法投棄がふえたんですね。今、落ちついて大分減ってはきてるんですけども、やはり、赤信号みんなで渡れば怖くないと、一つぽっとほっておると、ああ、ここほってあるなど、なら、私らもほろうかというようなところが南あわじ市、ほとんどほる場所というのは決まってくるわけですね。そこら、随時パトロールとかそういうふうなチェックはされておるのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（北口 力） 今の御質問では、パトロールをしとるかということですが、職員につきましては、限られた職員の中ですので、定期的なパトロールは実施しておりませんが、シルバーに委託しまして、定期的なパトロールは実施しております。

○蛭子智彦委員長 長船副委員長。

○長船吉博副委員長 これは福良で、私の家の近くなんですけども、岡の原というところがあって、その上に航空灯台があるんですね。そこをずっと上まで車で上がっていけるんです。そこへ、お大師さんいうて、お大師もあって、朝、運動がてら行っておる方がおるわけですね。そこで不法投棄してあったごみをわざわざ拾ってくれて、岡の原のところに置いてくれるわけですよ。半年に1回か、1年に1回ぐらい、長船さん、またごみがたまったんで、取っというてよいうて、言うというてよいうて言われるんですね。

そういう非常にありがたい方がおるんですけども、やはりそういうところも一つ、できたらパトロールしていただきたいなという思いがあって、この質問をしておるんですけども、いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（北口 力） 不法投棄につきましては、先ほど、長船副委員長がおっしゃったとおり、123ページにも不法投棄の回収の処理の実績を上げております。不法投棄につきましては、ゼロに近い数字が望ましいんですが、後を絶たないということで、対応としましては、自治会長と協力も得ながら、看板の不法投棄禁止の設置をするとかというような対応を行っております。今後もパトロール強化と、それと、広報なりの周知をして、なるべくといたしますか、減るような実績が出るように努力していきたいと考えており

ます。

○蛭子智彦委員長 長船副委員長。

○長船吉博副委員長 さっきも言いましたけども、一つほると何ぼでもほってしまう、そやから、その一つほったときに回収できたら、次はほらんというふうなことに繋がると思いますので、今後、そういうふうな部分において、鋭意、大変だろうとは思いますが、努力していただきたいと思えます。

終わっておきます。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。
熊田委員。

○熊田 司委員 決算書106ページから109ページで、附属資料の118ページのがん検診推進事業についてお聞きをいたします。ここに平成25年度の受診率等書いていただいておりますが、平成24年度と比較してどうなってるのか、それぞれ子宮頸がん、乳がん、大腸がんについてお聞きいたします。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 24年度の子宮頸がん、大腸、乳がんの人数でよろしいでしょうか。失礼しました、24年度の受診者数ですが、大腸が5,555人と、子宮頸がんが1,426人、乳がんが1,288人が24年度の実績でございます。

○蛭子智彦委員長 ちょっと数字が。
熊田委員。

○熊田 司委員 それは町ぐるみ健診のときの受診者数ですよ。聞きよるのは、予算決算の附属資料にある118ページの、このがん検診の無料クーポンで実施されてる分です。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 24年度のがん検診推進事業のほうですが、子宮頸がんが314人、乳がんが462人、大腸がんが686人となっております。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 人数はそれぞれ今、わかったんですが、対象者数と比較しての受診率等は出しておりませんか。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 受診率につきましては、24年度の子宮頸がんが24.0%、乳がんが29.2%、大腸がんが21.5%となっております。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 あと、この対象者の中には国保の方、社会保険の方、あとは共済等の方も含まれていると思うんですが、それぞれの受診率とかは出しておりませんか、保険ごとの。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 申しわけございませんが、がん検診につきましては、全ての住民を対象としておりますので、出しておりません。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうしましたら、子宮頸がん20歳、25歳、30歳、35歳、40歳であるんですが、一番この年代の中で受診率が高かったのは何歳ですか。それと、あと乳がん、大腸がんについても、一番受診率の高かった年代を教えてください。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 大腸がんのほうですが、60歳が一番多かったです。222人でございます。子宮頸がんにつきましては、35歳で97人となっております。乳がんにつきましては、55歳の103人ということです。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 健康福祉部のほうでも、こういう流れは大体もうわかってきていると思うんです、毎年、毎年やっていますのでね。としますと、どういったところに重点を置けば受診率が上がってくるのかということも、ある程度把握してるんじゃないかと思いますが、そのことについて感想をお聞きいたします。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 子宮頸がんにつきましては、若い年代の人が受診率が低いということで、学校、保育所関係にチラシを配ったりしております。また、大腸がん、乳がんにつきましても、年齢の若い人はやはり受診率が低いということになっておりますので、その辺もあわせて普及啓発に今、努めております。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 特に女性に関するがんについては、いろんなそういう子育て世代の親御さん方が集まる会場とか、または学校のPTAの中、PTAですから男性もいらっしゃると思うんですけども、そういう場を利用していろいろと啓発事業を行っていくべきかなという思いがいたします。そういういろんな機会を通して、また、実際にそういうがんから克服された方の体験等もあると思いますので、そういう機会をこれからつくっていただけたらなという思いがいたします。

それでもう一つ、話がちょっとそれてしまうんですが、大腸がんの検査についてお聞きしますが、胃がん検診のほうが大腸がんよりも人数が少ないと、受診者の数が。これはどうしてか教えていただけますか。どうしてかというか、どういう傾向にあるか教えていただけますか。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） やはり胃がんということになりますと、バリウムを飲んでレントゲン、胃通しをして実施するわけございまして、それに対して食事制限等が当然、前の晩から絶食ということになってますので、その辺が受診率に影響してるのかと思います。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そのとおりだと思います。バリウムを飲んでぐるぐる、右向いて、左向いてというような形でやられますので、その後、また下剤等を飲んで、そのバリウムを出さなければいけないというような作業が続きますので、そういう理由もわかるんですが、たしか、胃がんのほうが罹患率が高いですよ、大腸がんに比べて。この点、間違いありませんか。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 死因の1位ががんでございますが、ちょっと順番は定かではございません。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 またネット等で調べておいてもいいのかなと、南あわじ市は特別なのかもわかりませんが、大体、死亡率で一番高いのは肺がんで、次が胃がんというような形で聞いてるんです。となりますと、大腸がんよりも胃がんのほうがその罹患率も高いと書いてありましたので、本来でしたら検診の数をふやさなければいけないというような形になってくると思うんです。

それで今、一つ、胃がん検診の中で、ある市では、さっき言いましたバリウム等を飲んでエックス線で検査をする以外にも、胃がんリスク検診と、こういうのをやっている地域がございます。この方法は、要するに胃がんになりやすいかどうかを調べる検査で、血液検査等でも十分できる内容だったと思うんですが、こういったことを今後踏まえて、こういった胃がんリスク検診とかも入れて胃がん検診の率を高めていくと、こういう考え方はありませんか。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 今、熊田委員さんがおっしゃっているのは、多分、ABC検査だと思います。これにつきましては、厚労省のほうがまだ指針を示していないということで、本市においては実施していない状況でございます。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうなのは、前の一般質問でもお聞きしておりますが、ただ、その胃がん検診の受診率が低いということも含めて、今後の対応課題かなと思いますので、こ

れから一度、検討していただけたらと思います。

これで質問を終わります。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 兵庫県でも既にこの検査をしているところがふえてきておりますので、その状況等も見ながら、検討していきたいと思います。

○蛭子智彦委員長 ほかに。
谷口委員。

○谷口博文委員 簡単に、ページ113ページと附属が128ページ、休日診療所管理運営業務委託料についてですが、この休日診療所は非常に市民にとっては、休日・夜間の救急診療というのは非常にありがたい制度なんやけど、この供用開始、まずいつからこういう休日診療所の供用開始をされておられますか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 昭和53年3月でございます。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ということは、昭和56年以前の建築物ということで、耐震というかその辺のことも懸念されると思うんですけど、それと私の言いたいのは、まず耐震改修、済まれているんですか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） まだ耐震診断等行っておりません。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 そこで、あそこちょうど、賀集の消防署の裏なんですわね。賀集の消防署もやっぱり人員増員の影響で、あの辺、非常に手狭というか、なってきた上で、休日診療所もこれだけの受診者というか、しよる中で、位置の変更というか。私の言いたい

のは、例えば賀集の休日診療所、耐震して、あそこで現状でずっとするのでなしに、これ例えばの例やけど、賀集の連絡所の横に保健センターか何かあるでしょう。あの辺は比較的新しい建物やし、駐車場もやし、道路状況もええし、そういうふうにならぬ休日診療所等について、どういふお考えをお持ちなんですか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 休日応急診療所につきましては、今、谷口委員がおっしゃられたように、耐震診断もできてないし、旧耐震基準で建てた建物でございます。そのことも踏まえまして、今、内部で、今の場所でのいふか、移ったほうがよいのかということも含めて検討を行っているところでございます。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 その検討材料の一環に、南淡分署の動線が、しまむらさんとの間に動線があんねけんど、あの辺の道路の幅員も少ないし、今ちょうど消防の庁舎内を行き来するような状況にあつて、非常に危険だと。なおかつ、緊急時にそういう消防車両の出動等々に、そやから、あの辺の建てかえというのはやめていただいて、既存の、例えばあるような場所で検討というか、あの辺での建てかえは、私はもうやめていただきたいなど。かというて、これをまた市村に持ってくるんでなしに、賀集なら賀集の地区のエリアで存続するように、それは十分、検討の材料として頭にインプットしてください。

終わります。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） ただいまの意見も含めまして、検討の材料にさせていただきます。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

④ 労働費、農林水産業費

○蛭子智彦委員長 ないようですので、次に款5、労働費、款6、農林水産業費、ペー

ジは120ページから143ページまでの質疑を行います。

質疑ございませんか。

原口委員。

○原口育大委員 120ページの失業対策費で、参考資料は143ページですけども、緊急雇用でいろいろと上がってます。ここに上がってるそれぞれの事業、勤務場所と主な仕事の内容について、順番に教えていただけますか。

○蛭子智彦委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 平成25年度の緊急雇用につきましては、直接雇用ということで、震災等緊急雇用対策事業ということで、3事業で4人、雇用しております。この内訳につきましては、1点目が鳴門の渦潮世界自然遺産登録推進事業ということで、勤務場所は商工観光課内ということでございます。次に、2番目としまして、国際観光旅行者支援事業、これは2人雇用しております、1人が商工観光課、もう1名が市長公室ということになっております。それから、3番目の吉備国際大学学生生活支援事業、これは1名でございますが、市長公室のほうで勤務しております。

次に、重点分野雇用創出事業ということで、15人の方を雇用しておりますが、まず一つ目の事業は、淡路人形会館PR活動支援事業、これは人形のPRも、その他の観光のPRも含めまして1名ということで、商工観光課内で勤務いたしました。2番目のバイオマス有効活用促進事業、これは1名でございますが、農林振興課のほうで勤務しております。それから、3番目の保育所・幼稚園等安全環境整備事業、これが2名おまして、福祉課のほうで勤務しております。それから、4番目に高齢者スポーツ支援事業、これが3名おまして、長寿福祉課のほうで勤務しておったと思います。それから5番目、子育て施設支援アドバイザー設置事業1名、これにつきましては、児童館であったかなというふうに記憶しております。それから、6番目の図書館利用者支援事業4名、これは南淡図書館、三原図書館のほうで勤務しております。それから、7番目のアジア子ども映画祭開催推進事業2名でございますが、これは生涯学習文化振興課のほうでございます。それから、8番目の青少年グループ支援強化事業1名、これは西淡公民館のほうで勤務しておったと思います。

以上です。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 もうないんですか。この下はないんですか。

○蛭子智彦委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 追加説明させていただきます。ただいまの説明が直接雇用ということで、市のほうで雇用しておったわけですが、それ以外に委託事業ということで、企業支援型地域雇用創造事業という事業がございます。これにつきましては5事業ありまして、まず、1番目が南あわじ市まるごと観光情報発信事業ということで、これは株式会社うずのくに南あわじでございます。記念館のほうで勤務しております。それから、2番目が遊休農地活用対策支援事業ということで2名、これは、あわじ島農協の別会社でありますアグリア일랜드のほうで勤務しております。それから、3番目、地域観光PR事業、これが1名ですけども、うずしおの郷地域振興協議会のほうで勤務しております。それから4番目、南あわじ市目玉商品開発事業、2名でございますが、これはうずのくに南あわじのほうでございます。

それから、以上が委託事業ということで、それ以外に25年度は市単独事業ということで、5名雇用しております。まず1番目が、マイクロバス管理運営事業ということで、これは管財課のほうでございます。それから、公園街路灯環境美化整備事業3名ということで、管理課でございます。それから、災害対策要援護者台帳整備事業、これにつきましては、福祉課であったかなというふうに記憶しております。

以上です。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 この5番の返還金事業というのは何なんですか。

○蛭子智彦委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 返還金につきましては、国からの100%補助でございますが、実績報告を上げたときに差額が生じたということで、主に消費税が課税されているかどうかというところの返還金でございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 今の事業、それぞれ事業の名前が中身をあらわしておるかというふうな気もするんですけど、これ、時間給ということではないかとは思んですけど、1人当たりの経費がかなりばらつきがあるんですけど、これはそれぞれどうやって決まっていく

んですか。64万ぐらいの人と273万の人とぐらいの差があるんですけど、勤務時間とかが皆違うということなんですかね。

○蛭子智彦委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 直接雇用の臨時職員につきましては、固定給が15万円となっております。委託事業の分につきましては、それぞれ委託しとるところの会社の給与基準によるというふうなところでございます。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。
原口委員。

○原口育大委員 済みません、農業振興費は入ってましたかね。

○蛭子智彦委員長 はい。

○原口育大委員 そしたら、127ページのバイオマスの借地料、これは市の施設を民地に建設してるんで、市が借地料を地権者に払うという理解でよろしいのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（宮崎須次） そのとおりでございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、それぞれの施設ごとの借地料と金額をお願いします。

○蛭子智彦委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（宮崎須次） まず、倭文ですけども、30万円の敷地料でございます。それで、八木が96万円、賀集が60万円、北阿万が54万円、神代が54万円となっております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 借地料というのは、指定管理に出しているということで、利用料の徴収とかは、その指定管理者が徴収、市にかわって受けてると思うんですけど、そしたら、この借地料というのは、利用料の中から払うべきものでないかなというふうに思うんですけども、そうではないんですか。これはどこから払うようになるわけですか。

○蛭子智彦委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（宮崎須次） バイオマスの管理組合からということになっております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、市は一旦、管理組合からいただいて、それを払うということですか。

○蛭子智彦委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（宮崎須次） そのとおりでございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 ということは、管理組合というのは、その原資というのは利用料から出てるんじゃないんですか。

○蛭子智彦委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（宮崎須次） そのとおりです。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、ことし294万円払ってるわけですけども、23年度、24年度は未収であったんですけども、その分はどうなったんでしょうか。未収で未払いだったと思うんですが、一部。

○蛭子智彦委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（宮崎須次） 23年度はちょっとわからないんですけど、24年度は入っております。済みません、24年度も入っておりません。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 入ってないということは、市が立てかえて払うことになるんですか。

○蛭子智彦委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 農業振興部の神田です。よろしくお願いたします。

基本的には、各5施設あります。5施設の農協を除いて、あと4施設には指定管理をしております。利用施設管理組合に指定管理をしております。基本的に、4施設の運営について、そこで得た利益につきまして、土地代を市経由で、事務局が商協ですので、淡路島商業組合でございますので、玉葱商業協同組合でございますので、そこで一旦、収入をいただいて、そこから市へ経由して土地の所有者に支払うという経路で実施しております。

さっき委員さんが言われましたように、23年、24年、1カ所、神代については支払いがなかったと、収入がなかったので、市側も土地の所有者に支払ってないというような経緯がございます。これについては契約自体が、基本的に三者契約が基本なんですけども、私も当初の過去の状況を確認させていただきました。当初は三者契約で行くということで協議会にかけておりましたので、そのとおりになっているのかなというふうに認識をしておりました。ただし、現実を見ますと、土地の所有者と市の契約のみの契約しかなかったと。それもおかしいなということで、過去のデータをいろいろ調べてみました。協議会でそういう話が出たということも事実でございます。

ということで、あとの3地区については、収入から土地の所有者にお金を支払っているという経緯がございます。ただその辺で、1カ所だけ土地代が払われなかった時期が2年間あったということで、今後、それをまた協議を進めていきたいなというふうに思っております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 指定管理者のほうがまず利用料を徴収していると、その利用料の中から払うべき地代を、一旦、市が収納して払っていると、そこに対しては、指定管理者に対しては指定管理料を年間1,300万近く払ってるということは、仮に利用料が入ってこんとしたら、指定管理料で相殺せんとおかしいんじゃないかなと思うんですけども、いかがですか。

○蛭子智彦委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） これは、基本はそうです。基本はそうなんですけども、さっき言いました指定管理をしておる活性化管理組合の中の事務局である、淡路玉葱商業組合が事務局をしておるんですけども、今、言っておられるのは、5基ありますうち、1期工事として3基を購入しました。設備をしました。これが平成17年でございます。平成19年に残りの2基を建設しております。

その2基の工事をするとき、管理主体である組合と、その2基をつくるときにいろんな問題が発生しまして、1期目の工事がなかなか順調に行ってなかったと、3基が。あとの2基を追加するとき、その2基をするとき、なかなか管理運営主体がその2基については運営が難しいという話がありました。そのときに、玉葱商業組合の加盟しておる、ある2社が、あとこの2基を引き受けようという申し合わせをしております。その申し合わせの中で、この2基分についてはそこで上がった収入について土地代を払うということになっておりますので、事務局でいう淡路商業組合の中の事務局といたしましては、その2施設については土地代は別ですよというような判断で進んでおる関係上、そういうような未収が発生したというふうに解釈しております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 この土地の使用料、借地料は一旦、雑入で入ってくる、市のほうはこの今のところで地権者に支払う、その地権者に支払う分については、契約がちゃんとあると、地代をもらうほうは契約はあるんですか。さっきの話だと、ないような話であったと思うんですが。

そうしたら、仮に未収であったとしても、市は地権者と契約しとるんやから、これは払わへんわけにいかへんのと違うかなと思うんですけど。入ってくるほうは、契約まいてないんやから、もし入ってこんかったらしゃあないかなと思いますけど、その辺は管財というか、財政のほうの認識はどうなんですか。契約して、市は地権者に払うという契約であると聞いているんですけど、過去2年間払ってないというのは、それで済むんですか。

○蛭子智彦委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 契約がある限り、未収することはできないと思います。ただし、さきも言いましたように、この2施設については、事務局から手を離れております。その場合においても、協議会で基本的に契約は南あわじ市と土地の所有者のみしかあ

りませんけども、三者合意のもとで進めたことであります。それを踏まえて、今、経営主と土地の所有者と市と三者入って協議を重ねてきました。25年度の決算については了解をしていただきまして、支払いをしていただいております。あとの23年、24年については、今後の協議にしていきたいと、このまま放っておくわけにはいきませんので、市としては何とかこれを経営主からいただきたいなというふうに思っております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 それは努力してもらわなきゃあないんですけど、市として、入ってこんから払わへんというのは、市の財政を管理するほうからしたらおかしいと思うんですけど、そういうことではないんですか。

○蛭子智彦委員長 財務部長。

○財務部長（神代充広） その契約については、財務部のほうはタッチをしておりませんので、契約内容をよく見ておりません。ただ、市と個人との契約があるとすれば、それは妥当でないというふうに思います。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、それはぜひ善処してほしいと思います。

バイオマス利用助成金、129ページにあるんですけど、これはどのような助成金なんですか。

○蛭子智彦委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（宮崎須次） このバイオマス利用助成金につきましては、農家が持ち込んだ分の実績でございます。それで、農家に持ち込んだ分は半分の、2分の1の補助をしております。それが1トン当たり1万5,000円の2分の1ということで補助をしております。その実績といたしましては、3万9,425キロということになっております。

以上です。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、5カ所のバイオマスの施設の処理実績というのを教えてくださいませんか。

○蛭子智彦委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（宮崎須次） まず、倭文なんですけども、43.04トンでございます。それで、八木については174.11トンでございます。賀集については125.58トン、神代につきましては961.74トンでございます。北阿万につきましては907.21トンでございます、合計をいたしますと2,211.68トンでございます。以上です。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 これだけ処理して、附属資料ありますので、それだけ処理して、炭が約2%ぐらいの発生になるのかと思うんですけども、袋数にして何袋、生産されたんですか。

○蛭子智彦委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（宮崎須次） 実績でございますけども、8,701袋でございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 試験田と堆肥組合への出荷数量というのが書かれてるんですけど、これを合計すると3,000袋ぐらいですけども、これは、試験ということは、去年も同じようにやってる、毎年同じようにやってるみたいなんですけど、試験ということは、データを取ってやってるということによろしいんですか。

○蛭子智彦委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（宮崎須次） これにつきましては、一応、田のほうへ、8月の大体広報で募集をしてるわけなんですけども、希望者に対して390袋、炭を無料配布しているような状態です。それで、堆肥組合につきましても、2,610袋ということで、無償の配布をしております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 堆肥組合に無償配布ということは、これは市としては別に予算立てしてない、バイオマスの利用組合に対して払うとかいうことはないわけですか。買い上げて渡すということではないんですか。

○蛭子智彦委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（宮崎須次） 3,000袋ということで、300円の90万円ということになっております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 それは、市が買い上げてやってるわけですか。堆肥組合で試験するというんですけど、これ、堆肥組合に買うてもらわんといかんのと違いますか。そんな、試験だったら堆肥組合というの、これはまだ市内の堆肥組合というの、何か所かに配ってるといふことなんですか。

○蛭子智彦委員長 その生産量と売り上げ、お金にかえた部分と無料配布の分と、分類できますか。販売量、無料配布。
農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 基本的にはバイオマスというのは、今現在、農協のほうも力を入れていただきまして、栽培暦についても、土づくりの分野で炭化を使えば、根が張って、土地のペーハーを上げるというように宣伝をしていただいております。実際、普及所のデータにもそういうデータが出ております。ただし、農家にはなかなか普及しないということで、毎年、市として90万円の買い上げをして、それを無償配布というのか、それを堆肥にまぜてもろうて活用して使った農家について、これだけ効果がありますよというような推進を毎年進めているような状況でございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、この堆肥組合というのは特定の場所のところなんですか。それとも、今、市内で堆肥を農協があっせんしてやってますが、全体に行っとるわけですか。

○蛭子智彦委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 今、市内に優良堆肥の酪農がございます。その一部、希望をあるところに配布をしておる状況でございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、その堆肥入りという表示をして農家に使ってもらわないとその意味が、試験した効果が確認できらんわけですけど、そういう区別をして、ちゃんと農家に対してPRせんかったら、何の意味もないと思うんですけど、そういうことはされておるんですか。

○蛭子智彦委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 実際にはこのような堆肥炭化剤入りというようなところを見たことはありませんけども、購入者に対しては、利用者に対してはそういう説明をしておるかなというふうに思っています。

それと、残りの堆肥以外にも、直接、効果があるのが育苗床に使っていただいたら、ある程度効果があるのかなと、肥料が結構要りますので、補助の土壌改良剤にすれば、ちょっと量が少ないというふうに思いますので、育苗床に使っていければ効果が出るのかなというふうに思っております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、さっきの生産量とこの試験の分を除くと、かなりまだ残ってると思うんですけど、それはどのようにされてるんですか。

○蛭子智彦委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 先ほども言いましたように、農協の栽培暦にも入れてもろうて、農協にも販売していただいておりますし、しんしんにも販売していただいておりますというふうに解釈しております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたらまず、それも頑張ってPRしていただいて、いつまでも試験でなしに、やっぱりきちっと利益が上がるようにしていただきたいというふうに思います。終わります。

○蛭子智彦委員長 ほかに。
吉田委員。

○吉田良子委員 決算書の127ページの食の拠点のマスタープラン策定委託料ですけれども、1,197万円となっております。これは、以前に設計図と収支計画書をもらった経緯がありますけれども、それをこの策定業務委託料で業者に委託したというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 食の拠点事業推進室の喜田でございます。よろしくお願いたします。そのとおりでございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 これについても、業者設定についてはどういうふうにされたのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 5社に案内をさせていただきました、そのうち2社が辞退ないしは棄権をされました。残り3社によりましてプロポーザルをした結果、決定をいたしております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そのときに、私らがもらったマスタープランでは図面と、さっき言った収支計画書が出されてきておりますけれども、それを踏襲するということがよろしいのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 踏襲しておりますし、今も、見直しも含めて検討させていただいております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 先日、生産者の説明会の中で、矢谷副市長は、54万人を目指すというふうに言われておりましたけれども、そしたら、今の話でありますと、それは見直す予定であるということなんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 全体の入場者あるいはレジを通られる方、54万人と28万人の計画は今のままではございますが、内容につきまして、もう少し精査をさせていただいております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、入場者数についてはそれを堅持するという事でよろしいんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） いろいろ努力をさせていただいて、近隣の中大規模施設と同様に、何とかお客様に来ていただくよう努力したいというふうに考えております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それと、マスタープランで設計図等が出てきたんですけれども、いろいろトイレの問題等ありましたけれども、開設当初はどうしてもレジが混雑するというようなことになるかと思えます。先日、会派で行ったところでも、すごくレジが並んで、もう、買うのが大変そうだなという施設も見てきたんですけれども、このマスタープランだけではなかなか実施に至る経緯としては違う部分も、かなり手直しとして出てきてると

思うんですけども、そこら辺は十分対応されているんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） いろいろと各施設を今も回らせていただいております。その中で、もっと細かい部分、例えば、レジの定置型、いわゆるピットというハンディ型ではなくて、野菜を持って行ってピットとするような、早く回せるようなやり方、あるいは花、花卉ですね、しきみもそうですけれども、パッと新聞で包んだりする作業がレジで行っていきます。それらをどういうふうに早く回していくかというふうなものも踏まえて、各施設の利点等を参考に現在、今、農協さんが9月1日付で3名、支配人予定者も含めて配置をしていただいておりますので、ともに考えさせていただいております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それだけ見直し等があれば、これだけの委託料が必要だったのかどうかというような、ちょっと疑問もわいてくるんですけど、その点、いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） これは積算に基づきまして、予定価格を作成し、それに基づいてプロポーザルもしながら、プロポーザルですから金額だけではないんですけども、選定をさせていただいたものですので、正当かと思っております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、予定価格に対する割合というのはどれぐらいだったんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 91.05%でございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 金額だけでなしに、プロポーザルですから、いろいろ意見も聞いてと

いう話でありましたけれども、何かそういうたくさんの手直しがあって、それだけ選定がどうだったのかというような、ちょっと疑問もわいております。また、収支計画についてもそれを踏襲する部分があって、入場者数についてはあるという話でありますけれども、開園を待って状況を見ていきたいというふうに思います。

終わります。

○蛭子智彦委員長 暫時休憩いたします。

再開は2時5分とさせていただきます。

(休憩 午後 1時55分)

(再開 午後 2時05分)

○蛭子智彦委員長 それでは、再開いたします。

質疑ございませんか。

谷口委員。

○谷口博文委員 ページ数131ページの土地改良事業補助金ということでお尋ねをするわけですが、これは、土地改良というのはほ場整備のことやと思うのやけんど、南あわじ市のほ場整備率四十何%と、今から順次やっていくと思うのやけんど、この土地改良事業補助金、まずお尋ねします。これはどこのやつですか。

○蛭子智彦委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（和田昌治） 農地整備課・地籍調査課課長の和田でございます。よろしく申し上げます。

委員御指摘のとおり、131ページの土地改良事業負担金につきましては、ほ場整備のためのものでありますが、市内のほ場整備率は47%前後で推移しております。今後も、今年度も湊里、また阿万本庄で県営で事業を実施しております。引き続き八幡北、また長田、片田等で事業を実施、次年度以降で事業を実施するという計画で、着実に進めております。

以上です。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 志知北・南はもうほんでええけど、松帆の低地のところの、例えば江

尻北とか櫛田、あの辺の土地、ほ場整備というのはどのようにお考えなんですか。

○蛭子智彦委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（和田昌治） ほ場整備という事業につきましては、もちろん、市なり県なりの考え方もあるわけなんですけど、一番大事なのは地元の体制でございます。地元体制がきちっとでき上がらないと、この事業は長いスパンで10年かかるような事業でございますので、それなりの堅固な地元体制が必要な事業かと考えております。

ということで、地元体制が整わなければ、なかなか事業実施に至らないという経緯が、今までの中の経過の中でもそういうことでございますので、もちろん、松帆から掃守にかけての低地帯での事業計画、メニューには乗せてあるわけなんですけど、今、一層の地元の中の調整が必要かと思っております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 要は、行政が推進というか、やっぱりある程度ほ場整備の、いうたら整備率を上げる目標的みたいなものを持つと思うんで、松帆地区も推進に至っていただきたいと思うのやけど。この辺は行政から推進するような、ほ場整備したらこういうメリットがありますよと、ほんで当然、内水対策も、治水もできますよと、できたらどうですかというようなお声がけというの、これは地元の地権者の同意というのは、これはもう重々理解しとんねけど。再度、一旦めげたようなところなんで、できたら推進というか、ほ場整備のメリットを十二分にPRしてあげて、推進を図っていただきたいと思うのやけど、お願いできますか。

○蛭子智彦委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（和田昌治） 委員おっしゃるとおり、確かにほ場整備自体は、地元の盛り上がりがないとかならない事業でございます。当然、市からの推進というもの、事業も私どもの役割でございますので、推進はもちろん進めていかなければならないと考えております。ただ、地元の中での大きなうねりの中での盛り上がりがないと、なかなか、人に言われてやるような事業でもございませぬし、もちろん個人負担、所有者からの、耕作者からの負担を求めるような事業でございますので、その覚悟を求めながら、また、地元の中での調整役をお願いしなければ、なかなか役員体制になりませぬので、それを含めての進捗を図りたいと考えております。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。
木場委員。

○木場 徹委員 続けてお聞きします、和田課長。132ページから133ページ、ほ場整備事業費の中で、業務委託料の中で、換地業務委託料で160万幾らか、市の委託料が支出されておるんですが、これの説明と、既に現地はほ場整備が終わって、その後何年かずっと換地業務が進まずに、旧の土地台帳のままである地域というか区域があるんですけども、その辺の今後の事業の進め方について、どういうふうなお考えでしょうか。

○蛭子智彦委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（和田昌治） 木場委員のおっしゃられている部分の中で、換地業務に関しましては、今年度実施、換地を行った業務の支出残ですが、後で、後段で述べられました旧町時代から引きずっている換地未了地区がございます。いわゆる土地改良事業上のほ場整備地区で2地区、また、他の事業の換地未了の地区が1地区ということで、非常に地元の関係者には難儀をかけてるかと思います。

その中で、私どものほうでというよりも、地元の中での役員体制も、もちろん今まで経過した中での流れがございますので、解決しなければいけない問題がございます。それを含めて、今後、解決していかなければならないということで、いろいろ方策を考えているところでございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 かなり時間もたつので大変やと思うんですけども、今後とも、何とか成果品になるまで頑張って推進をお願いしたいと思いますので、終わります。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 ページ131ページの委託料、この中で耐震診断業務委託料、ため池一斉点検委託料、この内容について、それと結果、わかればお聞きしたいと思います。

○蛭子智彦委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（和田昌治） ため池診断につきましては、ため池診断の中で、ため池の堤高によって診断レベルが変わっております。レベル1につきましては、10メートル

以上で15メートル未満のため池、レベル2につきましては、15メートル以上のため池ということに分類されております。25年度につきましては、ため池、レベル1につきましては21カ所ございまして、診断を行いました。その結果、改修を要する箇所に関しましては12カ所ございます。残りのレベル1、レベル2につきましては、26年度、今、設計をしまして、入札を行い、診断を行う運びになっております。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 これ、当初の予算でたしか聞いたと思うんですけども、堤防のボーリング調査で一応、強度を推定すると、それでその後、ため池が決壊した場合のハザードマップをつくるというような話がたしかあったように思うんですけども、その点、いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（和田昌治） 委員おっしゃるとおり、堤防にボーリングを行って、データを取得した後、そのデータをコンピュータ等にかけて解析を行った結果、悪い結果が出た場合につきましては、ハザードマップを作成してございまして、今年度も結果の出たものからワークショップを開かせていただいて、ため池関係者等に説明させていただいております。また、ハザードマップの整備につきましては、作成してございます。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 これ、堤防の高さの高いため池に対して調査されたわけですけども、そうじゃない、割とこの10メートル以下でも人家の近く、下に人家があるようなところに関しては、これ、当然、順次やっていかなければならないと考えるんですけども、その点いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（和田昌治） 10メートル未満の堤高の低い池につきまして、条例ため池と呼ばれます受益面積500平方メートルを超える条例ため池が市内に400ございます。その中で、昨年度はため池診断という形で実施してございます。ため池診断につきましては、昨年度は165カ所、点検してございます。そのほうの結果につきましては、改修等の異常といいますか、要改修という形で出たものにつきましては23カ所ということで

ございます。今年度もため池一斉点検に関しましては、残りの211カ所を対象として点検を行う予定としております。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 その結果で要改修、改修の必要なところですね。そういうところに関しては、これ、今後、順次改修する計画があるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○蛭子智彦委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（和田昌治） 今、点検を行っているところなのですが、当然、ため池の堤体等で心配があるということでございますので、改修をせねばならんという形で、順次計画をつくっていかねばならないんですが、今、ワークショップ等を通じて、ため池の関係者、管理者に状態を説明しているところでございます。当然ながら、ため池の改修には、当然、多額の費用がかかりますので、また、ため池のという土地改良事業で行う関係上、地元負担金等が発生いたします。そのことも含めまして、最終的な計画を、今後組んでいかなきゃならん、それと、件数に関しましても、一度にこれだけの件数の池を改修することも、現実的には難しいかと思っております。ということで、年次計画等、優先順位等を考慮に入れながら計画を練っていかねばならないと考えております。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 恐らく、多額な費用がかかると思うんですけども、この中に、恐らく不要なため池もあるんじゃないかと思うんですけども、そういうような話は出ておりませんか。使わないため池も。

○蛭子智彦委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（和田昌治） 使わないため池ということになりますと、条例ため池ではため池の廃止届を出していただいて、池を廃止して、最終的には水を抜いて落としてしまうというような手続になるかと思うんですが、当然、多額の費用等がかかることで、今後の見通し等の問題の中で、そういう声が出てくる可能性は十分にあると考えております。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 大変な費用がかかると思うので、最近であれば深井戸なんかでされているところも大分ありますし、十分、地元と話し合いをした上で改修工事を進めていただきたいと思います。

終わります。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 122ページと123ページ、資料は143ページで、この13節の委託料のところですけども、予算が1,109万、それから、支出済が806万、不用が333万となっております、この要因は、この監査報告にありますように、失業対策費で緊急雇用者数が前年度より減ったと書いてありますが、そういう問題なのでしょうか。

それと、この起業支援型地域雇用創造事業というのが資料にあります、1から4までありますが、こういう事業について、もろうた人が何かいいアイデアとか、いろんな仕事に対する提言等もありましたらお聞かせ願いたいと思います。

この300万も余るとなると、大体、もう2人ぐらい雇用できたんじゃないかと思うんですが、その財源を見てますと、ほとんど6分の1ぐらいしか出さず、あとは国・県の支出金になってますので、もっとできたんじゃないかなと思うんですが、御説明をお願いしたいと思います。

○蛭子智彦委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） この委託料につきましては、起業支援型地域雇用創造事業といいまして、新しい企業等、起業50年未満の企業に対する支援と、それから、今後の雇用につなげるという目的で、国のほうでやった事業でございます。南あわじ市のほうで対象となる事業所等を募って、四つの事業を実施したわけですが、その中で、その委託先の事業の雇用された方の都合によりまして、途中で退職されたというふうな事情で、丸々1年、実施してないところもございます。そういったところが不用額として余ってきた分だと思っております。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 もう一つ質問した、そういうところで働いた人から、何か有益なことを聞いたことはございませんか。働いているところは、働いているところだと思うんですけど、この観光に携わったり、遊休地の支援をどうするかとか、地域観光のPRとか、市

の目玉商品の開発事業なんかに取り組んでおりますが。もう、ただ働いてもろうただけで終わつとるということで、何も感想はなかったんでしょうか。それだけお聞きします。

○蛭子智彦委員長 成果を。雇用創出と同時に、何かの成果が、それ以外の成果があったかどうかということだと思っております。

商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） それぞれの事業でございますが、その中で目玉商品開発事業、これにつきましては、市内の農家等で栽培されている特産物の規格外野菜、また、漁港で水揚げされた規格外の雑魚、普通、商品にならないというふうなものを使った創作料理、またそういったものができないかどうかということで、地域の特産品づくりに取り組んでおります。これにつきましても、途中でその方がやめたということもございまして完成までは行ってないんですが、調査研究という形まで行ったように聞いております。

それから、南あわじ市まるごと観光情報発信業務、これにつきましても、南あわじ市内の四季折々の観光情報をより詳しくわかりやすく、インターネット等を通じて全国に発信しようというふうな目的で始まりまして、南あわじ市の特産品など、ホームページ等を通じて御紹介ができたかというふうに思っております。

次に、地域観光PR事業でございますが、これにつきましては、事業の目的が着地型観光を目指し、淡路島観光協会など、関係機関と連携を取り組むとともに、訪問する観光客への最高のおもてなしを目指し、観光客の満足度を高めるというようなことで、なないろ館周辺で、うずしおの郷さんがやってくれておったわけでございますが、折々にイベント等も実施していただきまして、これについては効果が十分あらわれたんじゃないかというふうに思っております。

次に、アグリアイランドさんへの遊休農地型農地活用対策支援業務ということでございますが、これにつきましては、2名の方で、それぞれ遊休地を調査していただきまして、その活用対策ということで、現地を回って調査していただきました。従来農産物をつくることのできない田畑を有効活用するため、農業者のニーズ調査を行うと、それから、農作業支援に必要な技術を習得するため、関係機関等で研修も行ってきております。農耕可能な農家において習得した技術を活用し、農業者のニーズに合わせた農作業の実践を行うということで、これも効果があらわれておるというふうに感じております。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 わかりました。やはり、この事業に行きたいという人たちが行ってる

と思いますので、せっかくの機会ですから、やはりそういう職についての人に、できましたら意見でも聞いておいたら、次の参考になるのではないかと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

終わります。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 もう一度、和田課長に、ほ場整備事業で、ほんま、慶野地区の、具体的なことを聞くねんけど、慶野地区で換地ができてない、結局、そこへ走つとる市道は改修したくてもできないと。それで、もうでこぼこで、ほんまに市道で、もしあれでバイクで転倒すれば、市道の管理責任が問われるような道路があるわけやね。その辺の問題を解決しようかいなと思うたら、どないしてくれたらええの。地籍を入れて、確定させてから改修すべきものか、もうその辺、要はほ場整備の換地ができてない問題が、地権者等々の境界の関係で、市道の改修がでけへんと。再々、地元の人から私も言われて言うねんけど、この辺が非常に問題になつとるねん。けど、これを放置しといて、生活道路であり、市道認定されておるところやから、でこぼこで、ドタンとこけたら、管理責任を問われるような状況になつとんのやけん、その辺の改修をするのは、ほんま最短、どないしたらええんですか。それだけ教えてください。

○蛭子智彦委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（和田昌治） 谷口委員からの御質問の慶野地区のほ場整備の未換地部分、引き継ぎとしては未換地であるということをご承知しております。その中で、解決策がないかということでございます。いろいろ研究を、やり方の手法につきましてはまだまだ研究の一步なんです、来年、私が担当します地籍調査課のほうでも慶野地区につきましては作業に入る準備をしております。入るタイミングの時期が来ているのかなと思われませんが、そういう形の中で、できるところはできるわけなんです、慶野地区の換地の中の一番の大きな問題は、参加している方の中で不同意の方がおられるということでございますので、それにつきましては、これ、誰がどんなことをしても難しいかと思ひます。

これにつきましては、地区の中でその問題を解決する姿勢がなければ、なかなか、何がどんな薬をつけても治らない病気でございます。それにつきましては、怖じてそこに行かないというのも、委員御指摘のとおり、ほかの事業に関して生活環境等が非常に困難になるということでございます。そういうことで、何とか手法を見つけて頑張りたいなと考えておるところでございます。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 要は、地籍というか、未確定のままというか、市道のここだけでも地籍調査して、やかましく言いよる地権者の人と、ある程度しながら確定して、ほんで、確定したところを市道でばあっと舗装というか。あそこ、あれ、市道やね。

○蛭子智彦委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 残念ながら、市道ではございません。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 そうか。ほんじゃまあ、放つとかなしやあないんか。
いや、あれ、市道でなかったら、あれは農道なんけ。

○蛭子智彦委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） あその部分については、県道と民地との、まだ境界が何かついてないと、県道の改修されてもう何十年とたっておられると思うんですけども、まだそこが解決してないというようなことで、そこら辺から換地の未了にもつながっておるわけですけども、現状は道路になってますけども、市道ではないので、形態としてはほ場整備の地区への進入路ということで、農道というようなことになっているかと思います。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ということは、私も余り首を突っ込みたくないねけど、放つといてあそこでけがしたって、市のほうの管理責任は問われんということの理解でよろしいんやね。そういうことですか。そういうことだったら、もう放つとかんか。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。
原口委員。

○原口育大委員 139ページの業務委託料の中で、まず、浮体式メガフロートの取得マネジメント委託料があります。これで参考資料を見てますと、「近い将来にも発生が予測される東海・東南海・南海地震津波に備え、メガフロートの津波対策検討業務を行った

ことにより、今後の対策に向けた基礎資料を得ることができた」となっておるんですけども、津波に対してどういうふうな結果というか、報告がされたんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（榎本輝夫） 南海トラフの地震によります津波の影響ということでございますけれども、津波に関しては、兵庫県が津波のシミュレーションを発表しましたので、その結果に基づきまして、ちょうど福良湾のメガフロート付近を設定いたしまして、津波高がD.L.の7.62メートル、流速につきましては、大体、時速で21キロというふうなところでシミュレーションいたしました。

その結果、ドルフィンというような杭があるんですけども、その杭の一番高いところと、それと、メガフロートの一番沈んでおる底の高さがちょうど一緒ぐらいの高さになるということで、その津波が発生した場合は、そこが一番高い波が来たときには、ドルフィン杭から外れて、自航能力のない本体は湾中央部のほうへ向いて流れ込んでいく可能性があるというふうな結果が出ております。

その中で、その対策ということで、四つの場合に分けてシミュレーションさせていただいております。一つにつきましては、その漂流を防止するためのアンカーチェーンを設置する案、それから二つ目が、浮体式の、中が空洞になっておりまして、そこへ水を注入して沈めてしまう案、それから三つ目が、完全に撤去して処分してしまう案、四つ目が、魚礁として再利用すると。この四つについてシミュレーションした結果、おのおの、それぞれ長所、短所があるんですけども、一番のネックになるのが事業費でございまして、これを行うということになれば、今のところ、市の単費になるというふうなところがございまして、非常に大きな金額が出ております。

一番初めの1番につきましては、直行のベースで3億5,000万ぐらい出ております。2番目の、中に水を入れる案につきましても、直行ベースで1億7,000万ぐらい要ると、3番目の撤去の処分につきましては、1億2,000万ぐらいの直行ベースでの金額が出ておりますけれども、これについては、残った廃材といいますか、処分する鉄鋼材と相殺できるというふうなところで、かなり安価になろうかと思っております。4番目の魚礁としての再利用につきましても、先ほどの3番目の撤去処分についての鉄鋼材が再利用しますので、出てきませんので、その分プラス、あと、そのまま沈めてしまうと不法投棄になりますので、魚礁としての機能を持たせたような形に変更せねばならないというふうなことで、その変更代、それから係留費用でかなりの金額になろうかというふうなところが出ております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 今、四つの結果が出たわけですけども、これ、地震がいつ起こるかわからんという中で、早いこと結論出していかなあかんと思うんですけども、そういう、どういうふうに決断するのかというようなスケジュールとか、そんなものはあるんですか。

○蛭子智彦委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（榎本輝夫） 今、指定管理者であります福良漁協さんと、その本体を撤去した場合に、また引き続きそこを海釣り公園として今までどおりの営業が可能かどうかというふうなところを探っていただいております。その撤去というか、私の今考えておるのは、撤去しかないのかなというふうに考えておるんですけども、その撤去にしても、かなりな費用が要りますので、それを何か補助的な事業があるかないかというふうなところを、今探っておるところでございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 やっぱりこれ、期限を切っても結論を出すという方向づけをしないと、だらだらやってたんでは防災上も問題があると思うんですけども。財政なり防災のほうは、何かそれに関して考えてないんですか。

○蛭子智彦委員長 あるかないか、検討中か探してるか、何らかの答えを。
防災課長。

○防災課長（藤本和宏） 実際、今初めてその結果を聞いたところでございますので、これといって何も持っていないというのが現実でございます。
以上でございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 仮に、今何か、予算の手当を水産課長のほう、いろいろ頭を痛めているみたいですけど、財政としては、こういう場合どうなんですか。

○蛭子智彦委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 事業の取り組みの手法等、まだ検討段階ということですので、

財源手当等について、いまだその内容について検討しているところでもございませんし、聞いた中で、担当課が決めていただいた中で検討させていただくような格好になるうかと思えます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 いずれにしても、早急に結論を出さないといけない問題だと思いますし、担当課が決めていただいても財源のシミュレーションができなかったら、市のほうの財政計画にも影響すると思いますので、そこは早いこと検討いただきたいと思います。

同じ項目の中で、三原川の河口沿岸域の環境調査委託事業があったわけですが、これも基礎資料を得ることができたとなってるんですが、どういうふうな状況だったんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（榎本輝夫） 今の手元に調査資料は持ち合わせておりませんが、長年にわたります三原川からの流入土砂で、海の底がかなり泥土で覆われておるといふような結果が出ております。そして、今、湊漁協さんがあそこでエビの中間育成、それから放流事業を行っておるんですが、それについてもエビのほうの放流の影響が出ておるといふようなところで、車エビの放流をしておりましたけれども、25年度はクマエビというふうな新しい品種に取り組んで、多少の効果が出ておるといふようなところでございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 これも25年度事業でそういう調査結果が出て基礎資料を得たわけですから、26年度中にでも方向づけを出して、予算をつけて、速やかに何か必要な対策をとるといふことは必要やと思うんですけど、何かタイムスケジュール的にはどんなふうにご考えておるんですか。

○蛭子智彦委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（榎本輝夫） 海底のいわゆる環境を改善するために、今、湊漁協さんで水産多面的機能発揮事業というような、国庫補助事業でございますけれども、これに取り組んでおります。それについて、今、対象となっております加工部分について、海底耕

うん等の事業を進めておるところでございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、今回100万円かけてやった委託調査の結果というのは、もう今言われた事業をすることで完了するという事なんですか。

○蛭子智彦委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（榎本輝夫） 完了するということではないんですけども、そういうふうな環境の改善の事業に取り組んで、即効性がない事業でございますので、継続してやっていたいかなければならない事業であるというふうに解釈しております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 決算書の136から137ページの有害鳥獣対策事業についてお伺いいたします。172ページにシカとイノシシの実績が載っておりますが、これは当初計画から見れば、どういうふうな状況になっているのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（宮崎須次） まず、25年度の捕獲頭数でよろしいでしょうか。

○蛭子智彦委員長 目標に対して実績はどうかというような、そういう観点から答弁いただけますか。

農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 管理計画で、シカに対しては目標、1年間を通して1,400頭、イノシシについては目標が1,950頭ということで、ここにも実績が書いてありますように、25年度の捕獲については、シカが1,490ということで、目標を上回っております。イノシシについては1,356頭ですので、少し下回っておるといような状況でございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 シカは努力されてるんですけど、イノシシは厳しい状態で、この計画というのは、今後もこの頭数をずっと計画に上げていくという頭数なんですか。

○蛭子智彦委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（宮崎須次） そのつもりです。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それで、1,950頭の目標で1,356頭になったわけですけども、そこまで及ばなかった要因についてはどう分析されているのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（宮崎須次） これについては、捕獲のことにつきましては、猟友会なり捕獲班の方で行っていただいておりますので、それに向けての捕獲については尽力を尽くしていただいておりますということでこちらのほうは認識しておりますので、その辺のところは猟友会なり捕獲班のほうにお任せしているというところでございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 お任せして獲っていただいておりますけども、これまでも議論があったと思うんですけど、猟友会の高齢化とか、そういうことが原因というふうに、やっぱり今の答弁でははっきりしなかった要素があるんですけど、市としてどういうふうにつかんでますか。

○蛭子智彦委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） 農業振興部の森本と申します。どうぞよろしくお願ひします。

捕獲数の目標に足りてないというお話なんですけども、猟友会等の皆さん方とお話をしますと、山の中に入ると、そんなに目視率というんですか、山へ1回入ったときに、どれだけのいわゆる鳥獣に出会うか、それが1以下になればということで、大体、これだけ獲ったらという目標を定めてるんですけども、山の中に入ってみると、そんなにいくわさないよと。余りいないよと。ただ、いわゆる山裾というんですか、そういうところでだん

だん、外におりていける、金網柵とかどンドン整備をしていってますので、外に、里のほうにおりていけるところへどンドン偏って広がっていると、そういった状況で被害が多いのかなということをございまして、頭数自体はことしも昨年度も、合わせまして3,000頭近く獲っておりますので、頭数自体は減っているのかなと、そのように今、思っておるんですけども。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ちょっと質問と答えが違うというか、イノシシが里のほうにおりてきてるとい話はわかりました。それなら、里におりてきたら、里におりてきたような対処方法があつて、目標達成できるのではないのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 基本的に、シカにつきましては、森林、県にある調査機関があります。それを淡路島内で調査をしていただきまして、4,200頭ぐらいおられると、その15%を常にとつてほしいと、捕獲してほしいと。そうすれば頭数はさがっていくということで、目標数値を淡路で、諭鶴羽山系で洲本市と南あわじ市と足して1,500頭とつてくれと。そしたら、頭数が減っていくと。それを目標に1,500頭を設定しております。それを今、クリアしております。

イノシシについては、この頭数が何頭おるか、県の調査機関でもわからないと。そのイノシシ自体も、イノブタ系統がおられるということで、1頭の出産する頭数も多いし、そういうのは自然界で野放しするのはだめだということで、撲滅を目的に頭数の目標を高く上げていると、1,950というのが。シカの場合は、適正頭数ということで1,500を設定していると。

目標がもともと撲滅を目標として捕獲しておりますので、目標数値を1,950という当初から比べて目標を高く挙げておりますので、今のところはそこにクリアできない状況なんですけども、それに向かつて今、鋭意努力はしておるんですけど、今、委員さんが指摘されておりますように、猟友会の方が高齢化になってきておりますので、全域挙げて、まちづくり、集落全体で取り組んでいかなければ、これは対応できない事態になってくるのかなというふうに思っております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今の話でありますと、イノシシの実態数というのがわからないという

中で目標を設定しているようではすけれども、そしたらこれは、何年でこれを撲滅ということの計画なんですか。実態がわからないで撲滅数って、何か話としてちょっと見えにくいんですけど。

○蛭子智彦委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） 撲滅といいますか、動物愛護法ですか、動物自体は全部殺してしまうということが目的ではございませんで、今、市がこうやって鳥獣捕獲事業をやっているというのは、農作物等に影響があると、影響をなくす範囲の中で幾らか捕獲をして個体の調整を図るということで事業をやってますもので、全てをなくしてしまうということが目的でやっているのではございませんで、そういうことで御理解いただけたらなと思うんですけども。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ちょっと話として、先ほど、部長はイノブタを含めて撲滅という言葉が使われたし、頭数がはっきりしないという話の中で、何で1,950という数字が出てきたのかもちょっと理解しにくい部分があったわけですがすけれども、今、レタスとか定植作業が始まってますけれども、そういう新芽を食べるとか、厳しい状況になってくると思うので、ぜひこれは、県も含めて強化策をぜひもっと打ち出していただきたいと思いますと思うんですけど、その辺いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 撲滅という言葉はちょっと言い過ぎましたけども、適正管理をしていきたいと。イノシシについては目標達成していないんですけども、通常、シカに対しては国のほうも県のほうも、今まで支援はありました。イノシシについては、一般猟期、11月15日から3月15日なんですけども、イノシシが捕獲すれば食材になるということで、昔はよく猟をしていただいていたとおったと。鉄砲の保有がなかなか厳しくなってきたので、大分一般猟期でもイノシシをとられる方が少なくなってきたということで、なかなかイノシシに対しては、国も県もなかなか支援をしていただけなかったんですけども、この今の状況を把握していただきまして、最近、イノシシに対しても国も県も支援していただけるような状況になってきましたので、今後、市も今まで単費でやっておったんですけども、その辺の事業も含めて、今後、本格的にとっていききたいなというふうには思っております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それで、シカ・イノシシ食肉利用検討事業負担金というのがありますけれども、これはどこへ負担してるんですか。

○蛭子智彦委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） 洲本市の鳥獣被害防止対策協議会のほうに負担をしております。3市と兵庫県、洲本農林水産振興事務所とあわせまして調査をしております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうしますと、3市で将来的には食肉に加工するような施設になるのか、何か検討をしてるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） おっしゃるとおりで、ジビエというんですか、そういった鳥獣を捕獲して食肉用に加工できる施設を設けられないかなということで調査をしております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それは、見通しとしては、いつごろという目標設定をしてこういうふうに負担金を出しているということなんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） 目標はまだ定められておりません。ただ、そういうことが可能かどうかの調査をやろうということで、25年度に実施をしております。本年度は、その内容について検討しようということでございます。

○蛭子智彦委員長 長船副委員長。

○長船吉博副委員長 先ほど、原口委員の質問と同様、浮体式多目的公園なんですけども、先ほど、課長は津波高7.6と言うたかな。それと、流速約、これ21メートル、それともノット、時速ですか。ならそれでいいです。4点ぐらいの対策というふうなことを言っておられたんですけども、これ、どこの会社に委託したんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（榎本輝夫） 済みません、ちょっと今、頭の中にないので、また後ほどよろしくお願いします。

○蛭子智彦委員長 長船副委員長。

○長船吉博副委員長 ほんなら、まあええわ。ほんなら、四つ対策は言ったんやけども、この津波高7.6でアンカーが外れるというふうなことを言ってましたけども、これ今、中は空洞よ。ほんなら浮力は非常に高いわの。今大体、海面から上まで2メートル前後あると思うんよ、高さが。それにバラストを入れたら、浮力がもっと低下するわけやの。重みも出すわけでえか。もっと幾何学的に、数学的にやっぱり根拠を持たなあかんのと違うかなと僕は思うんよの。今の状態でポンとアンカーが外れるということだと思ふんよの。

だから、いっそのこと、90%バラストを入れたら、水面ぎりぎり、ひよっとすると沈没するかもわからん。そやけども、そないなったら今度は重たくなるし、アンカーから外れにくくなるし。いろいろ、考え方はあると思うんよ。もっとやっぱり科学的に、数学的に根拠を持ったことで考えらな、これはちょっと余りにも単純過ぎると僕は思うんよ。

だからこれだけ、一番ええのは、ほんまに一番ええのは撤去するのが一番ええんよ。そやけども、そこまでお金とかそういうふうな部分もあるし、再利用できるなら再利用するなり、鉄の価格の変動というのは物すごく大きいんよの。ここ何年ぐらい前かな、1年か2年ほど前には、もうめちゃくちゃ高かった。そのときであつたら撤去しても、そない損ではなかった。だけど、余りにも単純な考え方ではないかなというふうに僕は思うんですけども、課長、どうでしょうか。

○蛭子智彦委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（榎本輝夫） 今現在、浮体の中に何ぼかバラストを入れております。喫水が大体1メートルぐらい沈んでおりますので、それを加味した上での今、結果が出ておると。これ以上、水を注入した場合に、今のバランスがとれるかどうかというような話

も出てこようかと思えます。委員さんのおっしゃることもよく理解させていただけるんですけども、今、指定管理者の福良漁協さんも、できればもうしばらくさせていただけないかというふうな思いも非公式では聞いております。

しかし、今、委員さんもおっしゃられたとおりに、やっぱり危険であるというふうな施設でございますので、できれば撤去させていただきたいというふうに考えております。

○蛭子智彦委員長 長船副委員長。

○長船吉博副委員長 それで、今、県のほうが福良湾口防潮堤というのを考えて検討していただいとるわけよの。その湾口防潮堤がメガフロートの前に出るんか、後ろに出るんかによって大きく違うんよの。湾口防潮堤が前に出たら、メガフロートが内に入ると、津波高が半減すると県が地元の説明しとるわけ、津波高が。そうするとこれ、7.6じゃなくなるし、湾口防潮堤の外であれば、それこそ早急に撤去せなやな、多分、湾口防潮堤は多分、どんと置く型になると思うねん。下津港みたいな、あんな浮上式じゃないと思う。浮上式をすると、やっぱり漁業に影響を及ぼすので、組合のほうが反対を、多分すると思う。だから多分、大きなケーソンをとんとんと置いていくような形になると思うんで、そうすると、今後そのメガフロートが一つのケーソンを倒す原因にもなると思うんで、そこらもまた含めて考えていってほしいなと思うんですけども、いかがですか。

○蛭子智彦委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（榎本輝夫） 今、私のほうで申し上げたのが、市としての方針で行きたいとは、今は考えております。先ほど委員さんがおっしゃられた新しい防潮堤につきましても、まだ位置についてもそない確定したようなところでもないような気がします。ですけども、やっぱり危険というふうなことを一番前提に置きますと、どうしてもやっぱり一番最善の方法は、やっぱり撤去しかないのかなというふうに考えます。

○蛭子智彦委員長 暫時休憩します。

再開は3時15分とさせていただきます。

(休憩 午後 3時03分)

(再開 午後 3時15分)

○蛭子智彦委員長 再開をいたします。

款5、款6について、他に質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 ございませんので、次に進みたいと思います。

お諮りをいたします。

議事の次第によりますと、款7、款8、款9、款10、款11、それぞれ別々になっておりますけれども、款7と8を、そして、款9と10をまとめて審査をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

⑤商工費

⑥土木費

○蛭子智彦委員長 それでは、款7、款8、ページは142ページから163ページまでを審査したいと思います。

款7商工費、款8土木費です。

質疑ございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 決算書の147ページのサイクリングターミナル、サンライズの利用者数についてお伺いいたします。

○蛭子智彦委員長 商工観光課長。

○商工観光課長(阿部員久) まず、サイクリングターミナルの利用者数でございますが、平成25年度、宿泊が5,687、会議室が311、宴会場347、レストラン196、体育館694、テニスコート3,656、入浴施設が5,781、その他62、合計1万6,736人となっております。

続いて、サンライズのほう、少々お待ちください。

続きまして、サンライズ淡路でございますが、宿泊が1万2,340、トレーラーハウスが1,749、宴会4,195、会議4,742、レストラン2万887、バーベキュー

1,237、コミュニティセンター3,564、グラウンドが第1グラウンド1万9,624、第2グラウンド9,517、体育館1万2,089、テニスコート1,731、入浴施設が3万2,079で、合計12万3,754人となっております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 これはもうトータルでいいんですけども、平成24年と比べて実績はふえてるのか、減ってるのかわかりますか。

○蛭子智彦委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） トータルのところでございますが、それぞれの部門しか出ておりませんが、その部分でちょっと説明させていただきます。

まず、サンライズ淡路でございますが、宿泊が110.9%、宴会が55.8%、これはちょっと減っております。それから会議が122.2%、レストランが一部伸びて238.8、バーベキューが188.0、コミュニティセンター62.0、グラウンド、第1が67.1、第2が58.1%、体育館57.0%、テニスコート76、入浴施設が112.1%となっております。

続いて、サイクリングターミナルでございますが、宿泊が98.0%、会議室148.8%、宴会74.0、体育館59.8、テニスコート92.9、サイクリングが33.3、入浴が96.1、娯楽及びミーティングその他で、娯楽室が100、ミーティングで59.8%というふうになっております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それで、数字を示していただきましたけれども、収支についてはそれぞれどうなっているのでしょうか。もうトータルの数字でよろしいので。

○蛭子智彦委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） まず、サイクリングターミナルでございますが、25年度、収入合計が4,130万1,287円、支出合計が4,016万9,265円で、差引113万2,022円となっております。続いて、サンライズ淡路につきまして、少々お待ちください。サンライズ淡路につきましては、平成25年度の収入合計が1億6,176万1,662円、支出合計が1億6,364万93円、収支差額がマイナス187万8,4

31円となっております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今回の説明ですと、サンライズが赤字ということになってるんですか。

○蛭子智彦委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） はい、サンライズ淡路のほうが赤字となっております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 この決算の中では、改修工事等がそれぞれ行われております。地域元気臨時交付金を使つての活用ということになってますけれども、これでほとんどそれぞれの施設の改修というのは、もう全てクリアしたということによろしいのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） それぞれの施設の改修でございますが、サンライズ淡路につきましては、長期計画で平成27年度まで改修計画を予定しております。サイクリングターミナルにつきましては、平成28年度まで、それぞれ年次計画で改修を行う予定でおります。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうしますと、この地域元気臨時交付金も限られてくると思うんですけども、もう毎年、平成27年、平成28年までそれぞれ、順次改修をしていくということになるわけで、これ、この決算ぐらいのお金を今後ずっとつぎ込むということになるのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） それぞれの施設、改修の要望が上がっておりまして、年次やっていくということで予定しておりますが、まずサンライズにつきましては、これは予定ですけども、平成26年度で約2,000万、27年度で780万と計画しております。

す。それから、サイクリングターミナルにつきましては、平成27年度で1,230万、28年度で1,200万という計画を立てております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そういう改修が進めば、利用者もふえることだろうというふうに思いますけれども、今後、その利用者増につなげるためにしてるんですね。

○蛭子智彦委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 施設のリフレッシュ、それから利用者の方への快適な利用をしていただくと、それによりまして利用者をふやしていきたいというふうに考えております。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。
谷口委員。

○谷口博文委員 153ページ、急傾斜地対策事業負担金120万、この辺の事業内容、土砂災害警戒区域とまた違うのかなという思いがあって質問させてもろうとんのやけど、この事業内容というたらどうということなんですか。

○蛭子智彦委員長 管理課長兼都市計画課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司） 平成25年度に灘の円実のほうで、県のほうが急傾斜地対策ということで、県の事業を行っております。その10分の1の市の負担金ということでの支出となっております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 わかりました。もう1点、ちょっと関連で。橋梁長寿命化点検委託料、この辺の点検の結果、市内の橋梁の長寿命化というか、点検はどのようなふうな点検結果報告が出ておられますか。

○蛭子智彦委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） この件につきましては、69カ所の点検委託をしております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 市内に、そしたら707橋梁があるわけで、69カ所だったら、今から順次、そういうふうな橋梁の点検委託料というのは毎年継続してやられるわけですか。

○蛭子智彦委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） はい、そうです。以前にも回答させていただきましたけれども、全橋梁について5年サイクルで点検をしていくと、それで、それに基づいて修繕計画を立てて、その計画に基づいて修繕をやっていくというサイクルで進めております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 最後に。ちなみに、先般のガードレールが吹き飛んだところは、この点検は実施しとったんですか、してなかったんですか。

○蛭子智彦委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） あの橋については当然、点検はしておりますが、せんだっても報告というか回答させていただきましたように、この橋梁点検については、主に下部工、それに桁、そういうところを目視なりで点検しております。欄干等についても点検はしてるんですけども、今回の台風での破損については、ちょっと予期せぬ強風のために破損してしまったということでございます。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 もう最後にしますけど、目視点検だけしかやってないんですか、この橋梁というのは。目で見て、これは大丈夫だ、大丈夫じゃない、ほんならこれ、点検業者というのは、これはその辺の経験者というか、この業者はどこに点検させてるの。目視点検だけで、何か強度的なもの、そういう特殊な機械を使って、この辺のコンクリートの剥離があるじゃないじゃとか、そんな点検はやられてなくて、ただ単に、目で見て、ああ、これはオーケーじゃやいうて、こんなんに金払うんだったら、これはちょっとおかしい話やなと思うのやけん。

○蛭子智彦委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） これはあくまで国の基準に基づいて、その資格を持った業者に点検委託をしているわけですが、この長寿命化事業による点検については、先ほど言いましたように、基本はあくまで目視による点検ということになっております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 いや、目視いうて、目で見ただけの点検だったら、職員でもできると違うんけ、そんなら。コンクリートの剥離があるとか、こんなの一々、業者に。目で見えて、特殊な資機材を使つての強度的な診断をするのだったら理解でけんのやけど、目で見えてここがコンクリートが剥離しとる、鉄筋がむき出とる、橋梁にすき間がある、ずれがあるやいうんだったら、市の職員で十分把握できるような点検項目やと思うのやけど、それ、課長、ちょっとおかしいんと違うか。

○蛭子智彦委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） なかなかそこまでの判断をできる職員はいないと思います。あくまで、先ほど言いましたように、そういう専門の業者に委託をしておりますので、その結果に基づいて診断、判断をして報告をいただいております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 例えば、目視やいうたって、目視でなしに金づちでカンカンとたたいて異音とか剥離の状況とか、鉄筋がむき出とるとか、そういう桁の状況というか、目視だけやいうたら、点検というか、通常の点検にもならないと思うねけど。課長、この辺は、十分後でまた話をするんで、終わりますわ。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。
木場委員。

○木場 徹委員 153ページの委託料、代替地農振地域除外申請委託料、これ、22万5,000円、その下の官民協定、また、その前のページ、151ページの一番下の県道改良測量委託設計、これらは県道の立ち退きに関する業務やと思うんやけども、これ

らは立ち退きされた方に請求して、この経費はいただくんですか。

○蛭子智彦委員長 管理課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司） 151ページの県道改良工事測量設計委託料というのがございますけども、これは都市計画道路西淡の分で、県で見れない分の市の物件補償に係る移転の設計委託料です。それから、次の153ページの代替地農振地域除外申請業務委託料については、ちょっと調べさせてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 課長、私が聞きたいのは、別に調べなくていいんです。こういう業務は当然、地権者というか代替地に該当する人が、県からその分の経費をいただいて、それでそこに行ったりするわけで、だから、こういう事務手数料というか委託料については、当事者からいただくんでしょうということを聞きたいわけです。

○蛭子智彦委員長 管理課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司） 当然、県道の拡幅の部分については、県のほうが個人的に物件補償なり用地補償します。ただ、その分、移転補償に係るその取り合いというか、要は、西淡の場合、市有地等がございまして、やはり県の部分だけでなしに、市の事業に係る経費もかかってくるかと思えます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 ということは、今の話からすると、市がこれを、お金を出して、地権者というかその該当者からいただかないという話ですか。

○蛭子智彦委員長 管理課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司） そのとおりかと思えます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 それはちょっとおかしいのと違いますか。もらうものもらって出すもの出さんやな、ちょっとこの世の中で合点がいかんのやけど。

○蛭子智彦委員長 管理課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司） ちょっと調べさせていただきます。

○蛭子智彦委員長 ほかに。
吉田委員。

○吉田良子委員 158から159にかけての、公園整備の関係でお尋ねいたします。
特に三原にあるセンターパークなんですけれども、清掃等委託料というのが出てるかと思うんですけど、この相手先は。

○蛭子智彦委員長 管理課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司） センターパークについては、淡路島福祉会のウインズに委託をしております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ウインズの方々がごみを拾ったりして袋に入れて持ち帰ってるようなんですけれども、その持ち帰る分も含めて委託してるというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 管理課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司） ごみ袋代については市のほうで負担させていただいて、ごみについては持ち帰ってもらっていると思います。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 周辺で、十分していただいているんですけども、ある民家との接点のところはかなり落ち葉が落ちていて、なかなか掃除に来たときに言っても片づけてくれないというような話があって、そのごみ袋代が市の負担であれば取ってくれると思うんですけど。

ど、帰ってる姿を見れば、赤い袋に入れているような状況が余り見受けられないんですけども、そこら辺、ちょっと徹底していただければ、落ち葉も回収してくれると思うんですけど。

○蛭子智彦委員長 管理課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司） 三原センターパークについては、基本的に毎日、掃除に入っていただいております。それと、今、私が知っている限りでは、ゴミ袋は全部市のほうで負担させてもらってますので、もう一度、委託先のウインズと、そこら確認をしたいと思います。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それは、ぜひちょっとお願いしたいと思います。それとあわせて、ここに遊具点検というのがありますけれども、この点検の委託料というのはどこに払ってるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 管理課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司） 専門の業者ですけど、ちょっと調べてまた報告させてもらいます。センターパーク等、何ぼか公園の中に子供の遊具がございます。特にセンターパークについては大きな遊具ということで、安全面を考えて、専門業者に点検委託を出しております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 大分できて年数もたってますので、少し見た目もちょっと、高さもあって、ちょっと影になる部分で、高校生がたばこ吸ったりというような話も近所から出てますので、そこら辺も含めて、あそこらの周辺整備をちょっと急いであるような形も、今後とれていくのかなというふうに思うんですけど、そこら辺いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 管理課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司） 確かに、業者らにセンターパークについては市街地の中というか、町の中であって、それと、高校の帰り道、中学の帰り道ということ

で、以前から近所の民家からのいろいろな苦情等は聞いております。それで、街路灯も一時は夜間もつけておったんですけども、夜間の夏休みとか特にそういう休みについたら、たまり場みたいになるということで、現在は夜間の街路灯はつけてないんですけども、そこらも含めて検討したいと思います。

それから、遊具については、委員おっしゃるように、もう既に三原町の時代に設置しまして、年間、ある程度の補修程度はしておるんですけども、全体的に塗装というか、ほとんど木でできてますので、もうその時期に来ているかなという感じはしております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ぜひ、この遊具の全体、ほかの公園も含めて、点検結果も示していただいて、改修するところは順次お願いしたいというふうに思います。
終わります。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。
阿部委員。

○阿部計一委員 151ページ、清掃委託料284万2,962円というのはどういう清掃委託料でしょうか。

○蛭子智彦委員長 海水浴場の清掃委託料です。
商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） この清掃委託料につきましては、慶野松原海水浴場の年間、ビーチクリーナー等によります清掃の委託料ということでございます。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 この点はわかりました。それで、関連といたしますか、阿万海岸海水浴場のことなんですが、私も所管でよく言うんですけども、ウミホテルの件で、これは、ウミホテルは宣伝とか観光の、ケーブルテレビでもよう宣伝しよるのやけんど、これは市が主体となって観光資源としてやっておるんですか。その辺、ちょっとお聞きしたいんですけどね。その点、先に答弁願います。

○蛭子智彦委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） ウミホテルの事業につきましては、宿泊者をふやしたい
というようなことから、観光協会のほうで宿泊された方限定ということで鑑賞会を行って
いるものでございます。主催は観光協会ということです。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 いや、私がお聞きしとるのは、市が観光資源としてやっている、管理
責任というのは市にあるんですかということをお聞きしとるんです。観光協会とは別、観
光協会でやっていると、市は関係ないということなんですか。その辺、ちょっと次の質問す
るのに関係あるので。どっちなんですか。

○蛭子智彦委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 市のほうとしては、その場所の使用許可を出しておると
いうところでございます。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 ということは、東町の町内会とか周辺のそういう住民の方々に対して
理解を求めるというか、了解を得ておるんですか。

○蛭子智彦委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 地元の老人会、また、自治会のほうへは事業を開始する
前に観光協会のほうから依頼、御挨拶に行っているというふうに聞いてます。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 いや、観光協会でなしに、市が管理しとるんやったら市が。私が東町
の町内会長に聞くとところによると、そんな市からのそういう説明も何もないと、そして、
トイレは仮設トイレをやってやりっ放しで、周辺、そういう悪臭がもう。私もあの辺、よ
く行くんですよ。ほんなら、市はそういう管理責任があるのと違うんですか。観光協会が
しとるのやったら、それは観光協会か知らんけども。その点、どうなんですか。

○蛭子智彦委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 市のほうからはそういう依頼は行っておりません。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 いや、行ってませんと、おかしいな。市が管理しとると今言ったんと違うんけ。ほいでね、ウミホテル、ウミホテル言うて、これは所管でも私、言いよるけども、周辺の何の、住民の何もせんと、トイレ借りに来たり、そんな迷惑をかけるようなことをケーブルテレビでどンドン、あたかも南あわじ市の観光資源やというように宣伝しよるでしょう。そういうことはええと思うねん。それやったらそのように市が責任持って、周辺のそういう悪臭とか、夜中に来てガタガタやる、そんなことをきっちり住民の理解を得てやるのが筋やと思うんよな。そんなこと全然せんとやってるから、私も言いよるわけやな。その点、どうなんですか。

○蛭子智彦委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 先ほど申し上げた、市のほうが許可を出しとるとするのは、海水浴場の施設内で行う期間についてはそのように許可してますが、それ以外の期間につきましては、海水浴場の中でなくて、東町のとってのところですか、そこでやっとなるということで、そこについては市のほうは特に関知しておりません。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 いや、ということは、ほんなら観光協会が勝手にやりよるということで、市は全然関係ないんですか。ほんなことないがな、ケーブルテレビでもどンドンウミホテルどうこういうて、宣伝してやってるんやから。あたかも南あわじ市の観光資源というような形でやっとなるわけやな。ほなそれは、そんならもう、観光協会にそういうクレームというか、文句を言わなしゃあないということなんですか。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 産業振興部の興津です。よろしくお願ひいたします。

阿部委員さんのことは、阿万の海水浴場、海開きのときにも十分聞かせていただきました。そういうことで、そのときに観光協会のほうに、各自治体、また関係者に挨拶に回っ

てくれという指導をしております。そういうクレームがあれば商工観光課のほうに言っていただいたら、うちのほうで観光協会のほうに指導していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 いや、そやから部長に今、言いよるのであってね。例えば、そういうことが聞こえてきたから、仮設トイレもしたんやと思うけど、仮設トイレいうたら、使うたらそのまま、いまだに放ってあるわね。そんな管理を、やっぱりちゃんとやったらなんたら。やっぱり、付近で皆、住民はあそこで生活しよんのやからね。その辺の理解をやっぱりきっちりとやっていただかんと、これは決して、東町の町内会も何も関係してませんよ。はっきり言って、今の町内会長さんも、私は確認とつとんのやからな。

やっぱり、阿万の海水浴は管理会やけども、あそこは違うや言うけども、やっぱりケーブルテレビや何やかんやで言うてたら、これはやっぱり市の観光資源。これは、観光資源で宣伝するのは結構やと思うけども、それやったらそれなりの管理監督というか、やるのが当然やと思うんでね。その点、トイレの後始末について、どないされるのか、ちょっと御答弁願います。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 仮設トイレにつきましては、これはもう、委員さんのおっしゃるとおりだと思うんですけど、確認をとって、観光協会に指導をしていきたいと、そのように思っております。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 これはもう、かなり夏場から放ってあるのやから、ほんまに悪臭が満ちてますので、早急にお願いします。

終わります。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございせんか。
登里委員。

○登里伸一委員 156、157ページの委託料のところ、湊・福良港緑地排水機場管理委託料というのが載っております、この内訳につきましては、資料の207ページ

に非常に詳しく載っておりまして助かりますが、この4番に、3番に、湊排水機場のことなんです、修繕料が29万8,000円で委託料が820万と。足しても850万ほどなんです。一番下の国・県支出金で、財源では1,006万1,000円が入っておりますが、この差が結局、職員等の給料に入ってくるんでしょうか。その辺、トンネル予算というように聞いておりましたが、そのことをお聞きしておきます。

○蛭子智彦委員長 管理課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司） 湊港の排水機場については、この明細のように、排水機場の管理委託、それから湊港の新島の清掃等の委託料、それから排水機場の清掃の委託料、それから、湊港の緑地公園ということで、湊港の利用者協議会等の補助金も出ております。それから、公園管理については、市もシルバー人材センター等で清掃等の委託を行っております。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 もう一つだけ聞きたいのは、この湊港排水機場の管理と、委託された人と、湊港、新島の管理者は同じ人なんですか。それとも、別々なんですか。

○蛭子智彦委員長 管理課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司） 湊港の排水機場については、管理組合になっております。それから、同じく流入水路の清掃委託も管理組合、それから、港内の道路清掃ということで、利用者協議会、それから、公園緑地の清掃については市のほうでシルバーに委託して業務を行っております。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長 質疑がございませんので、暫時休憩をいたします。
再開は、4時5分とさせていただきます。

（休憩 午後 3時55分）

(再開 午後 4時05分)

○蛭子智彦委員長 再開します。

管理課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司） 先ほどの木場委員さん、それから吉田委員さんの質問に回答させていただきます。

151ページの県道改良工事測量設計委託料、これ私、申しわけございません。訂正させていただきます。県道の登立の部分が以前、本線、県道の改良ということで海側手に行っ
とった部分をどうにかできないかということで、山側に本線を変えるということで、その
県のほうの交渉する段階において、市単で測量設計をしたという委託料でございます。

それから、153ページの代替地の農振除外申請業務委託料でございますが、これは先
ほど言いました西淡庁舎前の都市計画道路、県道の拡幅工事に係る、要は移転する代替地
に係る移転先の農振除外の費用でございますが、これも確定はないんですけども、県とと
もに早急に都市計画道路を進めたいということで、市のほうで代替用地を提供する準備と
いうか、そういうことで、市のほうでその農振除外の業務を委託した費用でございます。

それからもう1点、吉田委員さんの遊具の保守点検でございますが、エビラ保育社とい
うところに毎年、年間委託をしております。

以上でございます。

⑦ 消防費

⑧ 教育費

○蛭子智彦委員長 それでは、次に款9消防費、そして款10、教育費、ページは16
2ページから207ページまでの質疑を行います。

質疑ございませんか。

生涯学習文化振興課長。

○人権教育課長兼生涯学習文化振興課長（福原敬二） 大変申しわけございません。決
算附属資料で加筆をお願いしたいと思います。

ページは241ページでございます。241ページ、公民館事業のところ、一番下、
南淡地区の公民館の貸館業務の一番下に、南淡公民館の数字は入ってるんですが、地区公
民館の6館分の使用件数並びに利用人数が入っておりませんので、加筆をお願いしたいと
思います。

まず、地区公民館6館で利用者件数です、3,002件になります。利用者人数です、

4万327名になっております。この部分が抜けておりますので、よろしくお願いいたします。

○蛭子智彦委員長 附属資料の訂正、追加がございました。

それでは、質疑を行います。

質疑ございませんか。

谷口委員。

○谷口博文委員 この165ページの防災監視カメラ保守点検管理委託、それとこの下の部品交換、それともう1点、オニオンタワーの保守点検、それと部品交換について。この辺は市内で、この点検保守管理委託料というたら、市内、この市のホームページに載ってるあの監視カメラの点検台数、あれは湊の御原橋とオニオンタワー2カ所と、それと阿那賀港と、沼島と福良と灘と、それと鳴門海峡、ほんでええんけ。

○蛭子智彦委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） 防災課で管理させていただいておる防災カメラにつきましては、今、御原橋、それから阿那賀、灘土生、沼島、それとオニオンの5カ所でございます。あとについては、県のカメラなりでホームページから見れるというような形をとらせていただいております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ということは、この点検料というのは、この6カ所の点検委託料、何がそうなんですか。この95万5,000円というやつは。

○蛭子智彦委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） 今申し上げました5カ所の部分の防災カメラの保守点検と、あと、その部品の作業という部分、その5カ所の部分です。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 5カ所いうて、オニオンは二つついとるさかいの。オニオンタワー、二つついとんですが。それで6カ所と思うねけんど。これは、私は非常に、防災で実際は、

一般質問でもさせてもらうてんけど、このカメラでのライブというか、そういうふうな情報収集というのは、非常に近年、こういうふうな機器が整備できた段階で必要不可欠なカメラやと思うんよね。要は、河川の監視であったり、土砂災害の危険地域の監視であったり、この辺は、この防災カメラの増設等はどうかですか。考えてないんですか。

○蛭子智彦委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） 今回、一般質問のほうでもございましたように、その分については、今のところについては検討というか、今現在、防災計画を見直しをさせていただいております。その中で、いろいろ職員間でもこういうときはどないしようとか、いろいろ意見が出てきております。それを今、取りまとめをしているというところでございます。その中で、できる、できないことは別にして、そういういろいろな意見を取りまとめ、今後、そういう計画の中で揉んでいきたいなと思っております。

なかなかはっきり、しますということはなかなか難しいんですが、そういうような形では取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 県の河川管理システムやったら、三原川と倭文川と大日川という3カ所だけ設置していただいて、当然、そういう河川の水位の状況等々、瞬時に映像として確認できるわけですね。このあたりも、例えば県の管理の排水機場、入貫であったり倭文であったり孫太であったり、そういう県の管理してるところの排水機場の状況等々も確認できるように、県のほうへ要望していただきたいなという思いがあんねけど、この辺は河川、また違うんかいな。これ、管理課のほうなんかの。県のほうにもう少しそういうふうな、県が河川管理システムいうて、そういうふうな県河川を管理しとるようなカメラが点在しとんねけど、南あわじ市内は3カ所しかないんや。淡路市さんとか洲本市さんいうたら、もうちょっと、河川の数も多いさかいあれなんやけど、そういうところ、県のほうへ要望していただきたいんやけど、その辺は要望していただけますか。

○蛭子智彦委員長 管理課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司） 兵庫県の防災で県河川の情報カメラで入っているのはよく見させていただいております。どの河川等が必要か協議しながら、また要望できるものは県のほうに要望したいと思います。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 それと、もう簡単に行かせてもらうのやけんど、オニオンタワーというやつで、これ、建設当時、やっぱり地元の農作物の影響等々いいながら、地元もしっかりと協議した上で全面的に協力してやっとなのよ。これは、こないして点検してもろうとんねけんど、近年、故障というか、先般もちょっと言わせてもろうてんけんど、このときも部品交換作業とかいうて93万、それと保守点検19万いうて、100万近く25年度でやっとなねけんど、この辺は今の現状として、この辺はこれだけ毎年点検しとって、そない故障するものなんですか。落雷も何もないのに。

これ最初、建設当時はあんなの建てられたら稲ができへんじゃ、へちまやいいながら、地元もしっかりと押さえた上で、あそこに設置しとるのよね。それで、あの辺のやっぱり防災タワーなり市内のいろんなさまざまな情報伝達手段として、うちの家からよう見えるさかい、私はいつも気になりながら見とんねけんど。これだけ毎年点検して、こういう修繕しながら、なおかつ故障しとるといのは、故障の原因は何なんですか。

○蛭子智彦委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） 現在、そのオニオンのほうについては、今、字が回ってないという形になっております。それにつきましては、8月の前半、週おきで台風もございましたけれど、その辺のときに直して、二、三日、また四、五日すればまたその字が出ないと、片面しか出ないとかいう部分が何回かございました。それで、それでは非常にぐあいが悪いということで、今、これをはっきり調査をさせた中で、それもなかなか、システム的な形の中で精密な部分もございまして、なかなかはっきりこれやというのは出てきてないんですが、これかなという部分が今、できておりますので、そういう部分について今、業者のほうに修繕をするように働きかけております。それもちょっと、まだ担当のほうに日にちをちょっと聞いてないので申しわけないんですが、近々、作業にかかっているかなと思っておりますので、それである程度はっきりしてくるかなと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 先ほどもそうやけども、この保守点検というか、この辺、保守点検しとる意味というの、当然そういうふうな事前に微々たるときに修繕なりして、点検という、これほんまに点検料というのはいくら決算見とったら多いんやけんど、これほんまに

点検というのは、実際に点検してくれとんのかなというような思いがあるのよね。実際、毎年のように点検、それで点検しよって風吹いたら欄干が取れたり、こうしてオニオンタワーでも、いうたら、毎年毎年点検しよって、それで修理したって、また壊れる。

これ、保守点検の点検というのは、業者が目で見ても、これは回りよるさかい大丈夫やいうて、こんな調子で点検しよるのじゃないかなと思うねけんど。この辺の点検というのは立会というか、職員、私はほんまに点検には職員が行って、立会人というか立ち会いしてしっかりと、業者に丸投げでなしに、職員の誰かが立会というか立ち会いして、実際、どんな点検しよるかというやつもしっかりと確認していただきたいと思うのやけんど、その辺は、このオニオンタワーの点検やけど、防災課のほうは誰かそういう点検のときには、保守のときにはついていってますか。

○蛭子智彦委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） その部分につきましては、点検内容を確認してはおります。ただ、その上まで上がっていったかというのと、それはちょっと少ないかと思えます。ただ、現場へ行って、同じような形の中で確認はしております。あとは、そこで同じように上に上るかということになるんですが、そこまではちょっと確認をしてないので。現場には行っております。

以上です。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これはもう全課にお願いしたいのやけんど、いろんな業者に保守点検するときには、職員が必ずそういう点検を適正にしよるというような思いで、これはもう性善説に立って、ただ単に点検結果報告書をいただいて、異常なし、正常やったというチェックだけで確認して保守点検という、ただ見とったら、この点検料というのは結構、ええ値ですわな、全て、何かにつけて。だからその辺の立ち会いは、私は今後していただきたいと思うのやけんど。それは総務部長、どうですか。これは総務部長違うんか。全体的な立ち会いよ。エレベーターの点検とか、いろいろさまざまな点検があるでねえか。

○蛭子智彦委員長 管財課長。

○管財課長（富永文博） 私も市有財産等の管理全般を見ておるわけではございませんけども、例えば管財課でしたら、各庁舎のエレベーターとか自動ドアとか、そういうようなものは総窓の方がその現場での管理をしておりますので、当然、実態を把握して、修理

すべきものはどういうことがあるとかないとかいうのを確認しながら執行しておると思います。そのほかの施設についても、適切に管理しておると信じております。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。
吉田委員。

○吉田良子委員 同じく保守点検のことでお伺いするんですけど、167ページの災害時要援護者避難支援システム保守点検委託料というのがあります。これは、どこに委託しているのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） これにつきましては、西日本電信電話株式会社兵庫支店でございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 どの程度の間隔で保守点検をお願いしてるかというのもちよっと教えてほしいんですけども、これは、これまでも議会で質問が出ておりましたけれども、災害時要援護者がどういうふう避難をするかというようなことをしてるかどうかということなんですけど、ここ、パソコンにこういうことを入れといて、それを保守点検するという意味なんですか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 前任者から聞いておりますのは、このシステムが入っているパソコンは福祉課のほうにあるんですけども、ちょっと調子がまいちというふうな、実際、災害時の要援護者の名簿につきましては、また違うソフトで管理をしております、その点につきましては、活用の仕方につきましては、ちょっと余り効果的ではなかったというふうなことは伺っております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ちょっと答弁がはっきりしないんですけども、先ほど、臨時雇用で

災害者の関係の台帳整備というのもありましたけれども、これと連携している事業なんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 当然、連携はしているとは思いますが。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今、そのパソコン等が何かふぐあいがあるような話しぶりだったんですけど、もう少し具体的に答弁いただけますか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 今現在は、防災課のほうに引き上げてるのではないのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） このシステムにつきましては、25年度をもって終了いたしております。それで、この部分につきましては、民生委員さん等がそれぞれの個票をつくっております。それで、災害要援護者として登録できる分について、そこに登録することによって、地図上にその家というんですか、地図上に落とし込んでいってくれるようなシステムが今、このお話をさせていただいておるシステムでございます。それが、その部分については、聞いているのは、非常に使い手が悪い部分と、民生委員さんは、もう皆がその地図がなくてもその方がわかるということなので、それにするのに手間がかかるというような部分がございます。今回、この25年度、去年で一応、このシステムについては取りやめにさせていただいております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今話を聞けば、民生委員さんが自分の地区の要援護者の地図を持ってる、だから、それで対応できるという話であったかと思えます。そしたら、市として、民生委員さんだけでなしに市として、この人は要援護者であるという、地図上で、パソコンなりで確認できるようなシステムというのは、現在あるんですか。

○蛭子智彦委員長 暫時休憩します。

(休憩 午後 4時27分)

(再開 午後 4時28分)

○蛭子智彦委員長 再開します。
福祉課長。

○福祉課長(田村愛子) 地図に要援護者の位置を落とすという作業はまだできておりません。25年度はそういう要援護者の関係で、取り組みとしては一部、モデル地区を指定して取り組んでいただいた事例もございます。それらについての検証もまだできていないということでございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 基本は民生委員さんが地図上で自分の地域の人たちの要援護者を確認するというのは第一義的な話でありますけれども、やはり市としても、そういう情報をやっぱりきっちり持つておくというのが大事だというふうに思っています。今もこれ、26年度、この予算がないという話ですけど、保守点検をしなくても、パソコンで地図上に落としておく話であれば、それは市として独自で可能じゃないかと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 防災課長。

○防災課長(藤本和宏) 現在、紙ベースの部分で、その要援護者のやつは更新をいたしております。それで、順次更新しておりますので、その部分で十分対応はできるのかなと思っております。

それとあと、どうしても民生委員さん等については、それぞれの方々から了解を得た中でそれをつくっておりますので、それから、了解を得られないような方でも要援護者の方がおりますけれど、その部分については、その名簿から除いているということもございますので、これからその辺の精査等については、どうしても自主防災組織等、地域の方々のそういう御協力というか、進んだ中で行っていただくという部分がどうしても出てくるかなと思っております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 パソコンでなくても、紙ベースでやはり市としてきっちりつかんでいただいておりますので、それはそれで、これからも前へ進めていただきたいと思います。

終わります。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。

熊田委員。

○熊田 司委員 ページの168から171の、登校対策事業のことでお聞きをいたします。現在、4教室で7人の指導員が不登校児童生徒の指導に当たっていると書かれておりますが、不登校児童生徒、小学生、中学生でそれぞれ今現在、この平成25年度、何人いたのかわかりますか。

○蛭子智彦委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 平成25年度の不登校の報告は、小学校で3件、中学校で23件の報告が上がっております。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうしますと、この7人の指導員がいらっしゃるということですが、この7人の指導員とはどういう方が指導員に当たられているのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 7名のうち3名が学校長を退職された方で、指導員ということについております。4名は嘱託ということで、臨時職員ということで割り当てて、研修を積みながら7名で対応していただいている状況でございます。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 その4人の方は、臨時職員という形ですが、今まで教員の経験者だっ

たり、また、そういうカウンセラーの経験があるとか、そういう方を臨時に雇っているのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） この適応教室ができてからずっと、この教室に携わった方を引き続きできる限り、許す限り継続して雇用している状況でございます、教師のOBあるいはOGということではございません。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 わかりました。その現在7人の指導員の方で平成25年度不登校児童の対応に当たられたんですが、その指導員の方々から、こういうふうなことをもう少し改良してほしいとか、そういう要望等はありませんでしたか。

○蛭子智彦委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 適応教室の指導員の連絡会を定期的を開いております、2学期に入ってから本日がその連絡会ということになります。その連絡会において、各教室に通っている児童生徒の様子について意見交換をしたり、この不登校の原因、そういったことについても話し合われたり、あるいは、中学生であれば進路のこと、そういった意見交換を行っております。そういうところで、私自身も行けるときは参加させていただいておりますけれども、その中で要望というのか、そういうことは今のところ特に大きくはわかっておりません。そういった情報交換の連絡会を定期的に行っているということでございます。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうしますと、先ほどもそういう進路指導等にも当たるということだったと思うんですが、中学生の23人のうち、中学3年生の方は何人で、その方はどういう進路をされたのか、把握されておりますか。

○蛭子智彦委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 中学生2名だったかと思うんですけれども、進学をして

おります。通信制の高校であるというふうに聞いております。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そういう形で、次のところへ進んでいただけてありがたいなと思うんですが、やっぱり中学校で23名といますと、結構多い人数かなというふうに思うわけなんです、やはりその不登校になる原因等もあつての対応になってくるのであらうと思うんですが、この中にちょっと、精神的な障がいを持った方とかもいらっしゃるんではないか。

○蛭子智彦委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 具体的にこういう障がいがあるというふうなことは特に伺っておりませんが、不登校の原因には、何らかの発達障害等々のことが疑われるというふうなことも聞いておまして、さまざまな状況の把握をしながら、子供の実態を把握しながら指導していただいているという状況でございます。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 最後にしますが、そういう障がいがある方にも対応できるような人材になっているのかどうか、それだけお聞きしたいと思います。

○蛭子智彦委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 対応できるようにしております。

○蛭子智彦委員長 長船副委員長。

○長船吉博副委員長 ページ、決算書で201ページ、体育施設、B&G、それから賀集スポーツセンター、阿万スポーツセンター、この三つのトイレは洋式ですか、和式ですか。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課長。

○人権教育課長兼生涯学習文化振興課長（福原敬二） 全て和式になっております。

○蛭子智彦委員長 長船副委員長。

○長船吉博副委員長 今、小学生、中学生、高校生もそうだと思いますけども、自宅ではもうほとんどが洋式化しております。そんな中で生活しているのに、やはり小学校の子供たちが和式のトイレを嫌うわけですよ。私らのところにでも、こういうスポーツセンター、トイレを洋式化してくれというふうな要望が来るわけです。そこら、どういうふう担当課として今後考えていってもらえるのかお聞きします。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課長。

○人権教育課長兼生涯学習文化振興課長（福原敬二） このスポーツ施設につきましては、全て老朽化をしてきております。まず、便所も狭いというのが多分、どこの施設に行っても小便器も小さいし、幅も狭いし、大便のところにしても狭いという問題があって、現実的に洋式をつけるかどうか、それぞれの場所を当たりながら、当然、考えていきたいというふうには思います。また同時に耐震診断をしながら、耐震補強の時期を見据えて、改修できるものは改修をできるだけしていきたいとは考えております。

○蛭子智彦委員長 長船副委員長。

○長船吉博副委員長 できる限り早く改修したってほしいんです。でなければ、子供たちにも、やっぱりトイレを我慢して、また体調不全とか、またおもらしして友達にいじめられたり、そういうことも考えられるので、でき得る限り、早いうちにやはり改修してやってほしいなど。時代はそういう時代ではないんやというふうに考えていただきたい。終わります。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 179ページ、附属資料の233ページですが、島外選手派遣補助金というのがありますが、この島外選手派遣補助金は、これは全額ですか、部分的ですか。

○蛭子智彦委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） これはバス代でございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 いや、島外選手派遣補助金で、この場合、今、クラブ活動等で1泊あるいは2泊になることもあると思うんですが、バス代だけと言いましたが、ということは、宿泊代は個人負担で、これは、中学校の選手は対外試合とかそういうものを行っておるんですか。

○蛭子智彦委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 説明が不足しておりました。南あわじ市小中学校選手派遣費補助金交付要綱というのがございまして、宿泊を伴う場合は宿泊代もあります。基本的には、県大会、島外に出る場合には、交通機関を使っていくということが原則になっておりまして、その交通機関に出る費用を人数で考えた場合に、貸切バスで行くほうが、どちらが高くなるかということで、安い金額のほう、すなわち、大体、貸切バスのほうが安くなりまして、選手たちを引率するのに、引率の教諭と選手たちを乗せて、大会等に参加しております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 そうしたら、先ほど言いましたように、宿泊の場合は、当然、食事から何もかも全てこの中から費用負担を出しておるということですか。

○蛭子智彦委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 宿泊費に関しましては、単価1泊につき6,000円を上限としております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 その上限にしておるということは、全額補助でなしに、それ以上の、超えた部分については個人負担という意味ですか。

○蛭子智彦委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 要綱に沿いますと、現在、そのようになっております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、選手個人が6,000円をオーバーした場合で個人負担をやっているケースも多々あるということですか。

○蛭子智彦委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） この要綱に定められたとおりでございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 ですから、要綱を超えた部分について、市が補助ができるのは上限6,000円ということは、オーバーした場合には個人負担をやっているという事例も結構あるんですかということをお聞きしておるんです。

○蛭子智彦委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） そのようにしていると思います。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 このたび、これは25年度の決算なんですが、このたび西淡中学が何か、サッカー部が近畿大会とか全国大会へ行って、結構長い間の期間、島外で宿泊しながら試合をするというようなケースもあったかと思うんですが、その場合、今言ったような要綱に従って、その中でおさまればええんですが、超えた場合には、選手にとって結構、費用負担が重なってくると思うんですが、それらについてはどのような対応をされておりますか。

○蛭子智彦委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 学校のほう、今の近畿大会もこのたびは兵庫県でございましたので、学校のほうでこの規定のとおり申請の中で対応をしていただきました。ただ、保護者会やPTA、また学校もそういったことで応援バスを出すなどの対応はございましたし、全国大会に出場が決まりました、その件に関しましては、以前、広田中学が、

野球部が全国大会に出場したということもありまして、そのときに市の応援バスを、選手を、まだマイクロバスに乗り切れない選手の皆さんを引率するためにバスを出したということで、今回も市のマイクロバスを用意をするということで、段取りはさせていただきましたが、学校のほうはこの規定どおりのバスで行くということと、保護者のほうが、1、2年生の選手以外の選手たちと保護者と、応援の皆さんとで貸切バスもサッカー部のほうで用意ができたので、そのバスで応援に行きますというふうな報告を受けました。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 これは子供にとって、こういう大会で近畿大会、全国大会に行くということは、練習の成果を発揮するというで非常にうれしいことであると思うんです。ただ、費用において、その6,000円まで上限を出せるということですので、中学生ぐらいのことですので、それを上限超えても、そうびっくりするようなオーバーをすることは無いと思うので、その辺は、できたら弾力的な運用をしてあげたらいいのではないかと、うふうに思いますので、お願いしておきます。

それと、このページにありますトライやる・ウィーク推進事業補助金390万円とあるんですが、いつも例年、私もトライやる・ウィークをやってる生徒を見るんですが、これをやるための推進事業補助金、390万円というお金は、これは一体、大きなお金であると思うんですが、これはどういように使われるんですか。

○蛭子智彦委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） トライやる・ウィークにつきましては、1学級30万の補助を出しております。その30万の内訳は、県が2分の1、そして市が2分の1ということになっておりまして、使い道につきましては、各学校がいろいろと考えた中身で使われているというふうに理解しておりますけれども、各事業所への話し合いの会議や、あるいは子供たちが発表するトライやるの成果をまとめるもの、あるいはそこで学んだ成果を一つの文集というんでしょうか、そういうものを製本したりするもの、さまざまな、それぞれの学校で工夫された費用として使われているのが現状でございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 今の答弁で、私自身、ちょっと理解しにくいんですが、1学級30万円ずつトライやる・ウィークに対して学級ごとに30万円を交付するということなんです

が、我々がトライやる・ウィークの場合、事業所に子供が行って体験をしてくるといような、極めて単純な理解しかしてないんですが、それを事前協議とか後の発表とか、もろもろにするのに1学級30万円要するというのは、どういうふうなお金の使われ方をするわけですか。

○蛭子智彦委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 各学校で例年行っているトライやる・ウィーク、これはもう県の事業でございまして、それぞれの学校に必要な経費を、それぞれその金額に合わせて使われているというふうに理解をしております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 いや、それはそれでいいんですが、トライやる・ウィークに行くのに、学校で子供たちに対して、それなりの準備をするというのは、どんな準備ですか。

○蛭子智彦委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） いろいろあると思うんですけども、例えばポスターとか名札、それぞれ必要な学用品、事業所によって違いますけれども、必要なもの、用意しなくてならなければ、それらも用意していくのではないかと、例えば、長靴が必要だとかいうことであれば、そういったこともそのような費用で出しているのではないかというふうには思います。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。
原口委員。

○原口育大委員 185ページの淡路人形座運営補助金2,000万円について伺います。これはずっと2,000万円、毎年出しているように思うんですけど、補助金ですので、その2,000万円という額を固定で出すというのは、何か根拠があるのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課長。

○人権教育課長兼生涯学習文化振興課長（福原敬二） 例年、この2,000万を人形座の運営費ということで出させていただいております。人形座につきましては、人形会館

につきましては、御承知のとおり、現在、指定管理を人形座のほうにお願いをしておるわけなんですけども、その指定管理料が無料になっております。そういう意味で、指定管理料の意味合いをもって運営費という形で2,000万円、定額で出させていただいております。

申しわけありませんでした。人形座の運営に対して2,000万円の現在、補助です。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 その2,000万円と決めてることについては、何か根拠があるんですか。

○蛭子智彦委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 2,000万円の根拠なんですけど、これについては、以前、運営するに当たって、経費がどのぐらい要るのか、そして、事業全体で何ぼ要るのかということで、何年前にそうした取り決め、2,000万という金額が出たのかということとははっきりと今、資料も持っておりませんのでわかりませんが、2,000万円あればつく引くというか、運営がやっていける、経営がやっていけるというような金額を2,000万というのを割り出して、それからずっと2,000万円という数字を上げているものというふうに思っております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 現実として、つく引くしてみたというのは、運営するのに今、座員の給料をカットしてるとも聞くんですけど、そういう現実にして増額するとかいうことはできないんですか、これは。

○蛭子智彦委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 補助金を増額する、そのことについては、指定管理をしているということで、業務報告書とか、そういったものは出てきております。そんな中で、原口委員さんから言われた増額、この面については、今現在、運営の経費に1億5,000万円要っております。そんな中で、収入面を見てみますと、やはり入場料収入5,500万円、補助事業収入4,500万円、そして、売店収入1,000万円、2,000万円が南あわじ市からの収入ということで、2,000万円から1,500万円足りないという

のが現状でございます。そうしたことから平成24年12月、基金の取り崩し等によって、今現在、その基金の取り崩しで運営がなされているというような状況でございます。非常に厳しい現実が運営についての今、人形座の経営内容でございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 厳しいのはもうようわかってまして、入場者数が目標まで行っていないのもようわかってるんですけど、これ、目標まで仮に人数が行ったら、それで今、賃金カットしてる部分とかも含めて解消するのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 当初、目標ということで、人形会館を平成24年8月8日にオープンした当時、8万人ということを目標にして座員一同が頑張ってきたわけなんですけど、その目標が達成できれば2万人ふえますので、2,000万円ふえるということで、運営自体はスムーズに稼働するものというふうに思います。そしてまた、人形座の給料とか、そうした面については、やはり人形協会のほうが管轄をしておりますので、そこで、人形協会の中で議論をしていただいて、どういうふうにするかということも議論していただければなというふうに思っております。こちらとしては支援をしていくというようなことは、今後においても堅持をしていきたいと、そのように思っております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 ふるさと納税で応援するようなお金が市のほうには入ってきとると思うんですけど、これはこの運営の補助とかに上乘せして渡すというわけにはいかないわけなんですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 以前もお答えしたかと思うんですが、いつかの時点でその部分については精算して、人形座のほうにお渡しできればなというふうに考えております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 以前、それも含めて2,000万は2,000万やでという話が1回あったような気がしたんですけど、ここに書いてある2,000万円と別枠で渡すことはできるわけですね、そしたら。

○蛭子智彦委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 私の認識では、あそこの記念館になったときに、法人化したときに、同時に人形座の公務員化を廃止しております。その条件として2,000万という金が出たのかなと思っております。その2,000万について、今、継続しておるという認識をしております。人形座の賃金については、カットと言われますが、公務員化を解いた時点で、市の職員は下がってきましたが、人形座の座員については下げておらなかったんでないかなというところから、協会がそうした中で適正な賃金を、給与を算定してやられておるとい認識をしております。2,000万とは別枠に寄附をいただいた方の意志に沿うような形で、別枠でという考えを持っております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 あともう1点だけ、公益法人になって、寄附とかを直接人形座がいただけたら、今以上に少しは楽になるかなという話も聞いたことあるんですけど、実態、公益法人になってからの寄附というのはどんな状況なんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課長。

○人権教育課長兼生涯学習文化振興課長（福原敬二） 現在、聞いておりません。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 今回の関連ですけれど、これ、前回か前々回の議会で、人形協会の寄附金控除の条例をつくったのと違うのかな。

○蛭子智彦委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） おっしゃるとおりでございます。6月議会で条例を制定しております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 そうでしょう。ですから、今、ちょっと言うてましたけど、人形協会の寄附金は、寄附することによって所得税控除対象に、条例できとんのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） はい、できております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 ですから、それでやったらいいんと違うんですか。終わります。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 関連でお尋ねしますが、これは、2,000万円は今、市長公室長が言われたとおり、給料がカットされたというのはそういう事情であったと、そのときに下がらなんだというのが正解やと思います。そこで、その2,000万はほとんどこれ、人件費に要ってるんやと思うんですが、別に淡路人形協会負担金、これはどういう、協会と人形座というのは別なんですかね。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課長。

○人権教育課長兼生涯学習文化振興課長（福原敬二） こちらのほうなんですけども、こちらのほうは協会で実際やっている後継者対策、こちらの事業費という形で使われております。この事業費につきましては、南あわじから309万5,000円、それから、淡路市から118万5,000円、洲本市から120万8,000円をいただきながら、淡路の人形浄瑠璃の後継者対策、後継者をいかに育てていくか、そういう事業費に使わせていただいております。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 私は、それぞれその人によって人形に対する考え方は違うと思うんですが、私も所管を旧町時代から、また合併してからでもそういう人形座関係との懇談会を

持ちましたけれども、はっきり言って、企業感覚というか、何でも足らんようになったら市がしてくれるというような感覚の理事の方が多いと。ですから、私はもう全てにおいて人形関係、サポートクラブ等もあって、そういう国からの文化財というようなことで、これは大事にしていかないかんのはようわかるんですけど、やはりそういう、市としてもやっぱり、企業努力ということをもう少し運営している理事の方が認識をしてやらないと、足らんようになったら市がいつでもふやしてくれるんやというような感覚を持っている方が多いと。そういう点で、市はどういうふうに考えておるんですか。もっと企業努力をしていただいたらどうですかということです。

○蛭子智彦委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） この間、人形座の経営会議、それに出席をさせていただきました。今現実に、基金の取り崩しの状態で運営をやっている、そのような中で、今後どういうふうに進めていったらよいかということで、永田先生を委員長にして、そうした会を開いているわけなんです、その中で、やはり経営会議の下部組織というたらおかしいんですが、やはり増益とか、そうしたことに具体的にどんなことをしたらよいのだろうかというようなことを1カ月に1度、開催をしてやっていくということで、人形協会自体もそうしたことに對して、やはり逼迫しているという状況はひしひしと感じておりますので、そうしたことを人形協会自体も一生懸命頑張っているところであるかと思えます。また、南あわじ市におきましても、そうしたことに對しての支援をしていくということ、その会でも言わせていただきました。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 それは、そういう重要文化財を守っていくということは私も、それは当然、努力していくのが当然やと思うんです。ただ、今ほんまに一般企業等、どれだけ、アベノミクスとか今度はローカルアベノミクスとかいうとるけども、はっきり言ってほんまに、この南あわじ市の中小企業、特にそういう弱小の企業なんか厳しい状況の中や。その中で、やはりそういう、私も何でそういうことを言うかということ、そういうもの、懇談会持ったときの指導者の、リーダーの態度よね。全く市が金出すのは当たり前やというような。そのときはそのことで、相当やりとりがあったんですけどね。

そういうことから、私はほんまに、ちょっと甘え過ぎやなど。手を出したらまたくれるというような、今の役員さんは知らんけどね。そういうことをやっぱり部長、はっきりと。そりゃ、市は市として補助していかないかんと思うけど、やっぱりその点、もっと危機感を持ってやってもらわないと。その危機感というのを私は持ってないと思う。ですから、

人形協会にもこれ以上の金を寄附するやいうことなんか、とんでもないことやと私は、はっきり言ってそうですよ。一般企業見てくださいよ。どんだけ苦勞しよるか。それはもう、重要文化財で飯食うていかれへんで、はっきり言って。

そやから、それぐらいの感覚の人間もおるといことをはっきりと言うときますんで。やっぱり、そういう人形も大事やけど、もっと危機感持って、それがプロやったらプロらしい企業感覚を持ってやってほしいということ、もう一回答弁してください。

○蛭子智彦委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 今のおっしゃられたことについては、自分自身もそうした経営会議に委員として出席をしておりますので、そうしたことをその会議の中でも話をして、やはり企業意識、そうしたものがやはりもっとも自分自身も含めて、全員がそうした意識を持っていただいて、やはり前に向いて進めていくということを肝に銘じてやっていきたいと、支援をしていきたいと、そのように思っております。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。
吉田委員。

○吉田良子委員 195ページの淡路地区人権教育協議会負担金というところですけども、この負担金というのはどこに出しているんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課長。

○人権教育課長兼生涯学習文化振興課長（福原敬二） これは淡路地区の人権教育協議会でございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 各市それぞれが出して行って、総額幾らになってるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課長。

○人権教育課長兼生涯学習文化振興課長（福原敬二） 大変申しわけございません。3市からの補助金は出てるんですけども、現在今、ちょっと手元に資料を持ち合わせてございません。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうしますと、これだけの負担を、158万3,000円出すわけですけれども、この出している事業内容、事業結果、効果等々の報告書は来てるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課長。

○人権教育課長兼生涯学習文化振興課長（福原敬二） 年間1回、総会を持ちながらやっておりますので、出ております。大きくは人件費、事務局の職員がいますので、事務局の職員の2名分の賃金、それから事業が、毎年、淡路地区大会という形で人権教育の研究協議会主催の大会を持っております。その経費、それから、今年度、この10月4日、5日と兵庫県のあるわけなんですけれども、これは持ち回りで順番が回ってきておりますけれども、6地区でやっております県大会、それに係る経費、それから、全国につながっていくわけなんですけれども、そのもろもろの経費をそこから出しているというふうになります。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、人件費2名分ということなんですけれども、事務所はどこにあるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課長。

○人権教育課長兼生涯学習文化振興課長（福原敬二） 淡路教育事務所内にお借りしております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 わかりました。その下に人権教育協議会補助金というのは、これは市の人権教育協議会に出してると思うんですけれども、これについても実績報告等々、上がってきてるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 人権教育課長兼生涯学習文化振興課長。

○人権教育課長兼生涯学習文化振興課長（福原敬二） 総会等を持っておりますので、こちらのほうに届いております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 この金額については、合併後、変遷というのはあるのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 質問をもう一度。
吉田委員。

○吉田良子委員 この補助金について、合併後、変遷というか移動というか、金額の変更等はあるのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 合併後の増額なり、減額なりがあったか。
長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 以前、人権教育課長をしておりまして、この補助金の額につきましては、合併来、この額のままで来ております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 合併後、ずっとこの金額を引き継いでるということですが、事業内容等を踏まえて、改善策等々があるのではないかと思います。その点、どういうふう
に認識されているのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 人権教育課長兼生涯学習文化振興課長。

○人権教育課長兼生涯学習文化振興課長（福原敬二） この俗に言う南人教と言われる部分なんですけども、現在、大きな事業としましては、やはり兵庫県の淡路の大会に向けて、研修なり、それから、地域への懇談会、そういうものを実施をしております。教育指導員の人権教育指導員の方と、それから事務局職員が出向いていきまして、それぞれの地域で懇談会を持ちながら、人権教育についての研さんを積んでいる、そういうのが大きな事業、それから、人権の作文を子供さんから募集したり、それを表彰する人権フェスティバル、そういう事業を現在、俗に言う啓発事業が大きなメイン事業だというふうに考えて

おります。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 各地区でこういう人権教育がされているわけですが、会場によってはかなり参加人数のばらつきがあるようですので、そこら辺、一度精査して、補助金のあり方を一度考えていただきたいというふうに思います。

○蛭子智彦委員長 人権教育課長。

○人権教育課長兼生涯学習文化振興課長（福原敬二） 一度、精査はさせていただきたいと思います。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

⑨ 災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費、実質収支に関する調書

○蛭子智彦委員長 質疑がございませんので、次に、款11災害復旧費、款12公債費、款13諸支出金、款14予備費、実質収支に関する調書、ページは206ページから212ページまでの質疑を行います。

印部委員。

○印部久信委員 210ページの予備費なのですが、これ、いつも予備費5,000万円置いてあるんですが、このたび、25年度の決算書に、私の記憶ではこれだけ使ったのを見たのが初めてなのですが、1,223万5,000円の出費があります。この1,200万円のお金の内容について聞かせてくれますか。

○蛭子智彦委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 予備費につきましては、充用した内容ですが、災害廃棄物の処理委託料ということで49万6,000円、応急夜間救急診療業務委託料ということで30万3,000円、それと、主なものとしてですが、税等の過年度還付金ということで1,141万2,000円、あと、三湯めぐり共通券収入配分金の2万4,000円という

形で、予備費を予算執行に合わせて充用させていただきました。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、課長の話の3番目の項目、ちょっとわかりにくかったんですが、1千百何ぼかいうたの、これ、項目と、もうちょっと正確にゆっくりお願いします。

○蛭子智彦委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 具体的な充用の1,141万2,000円につきましては、税等で、還付をする場合、6月の議会等に間に合わないケースで、早く還付せんことには還付の利子がつくというようなケースが、還付加算金みたいな形で利子が余分につくという形で、先に予備費を充用しまして、税を納税者の方に戻させていただいておる内容です。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 市が税の還付をするということは、市税ですか。

○蛭子智彦委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 市税で、住民税や固定資産税等が主のものでございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、これだけの金額を還付するということは、多数ですか、個人ですか。1人でこれだけあるということは想像できにくいんですが。

○蛭子智彦委員長 税務課長。

○税務課長（山崎稔弘） 今、資料は持ってないんですけども、毎年の流れなんですけども、法人税のほうで前年度に基づきまして予定納税をするわけなんですけど、決算を行ったときに、その決算金額が落ちていた場合、予定納税金額を還付するというような税の法人税の流れがございまして、その還付額が大半でございまして、金額的に数百万円の後半になったり、1,000万台になったりすることもございまして、主は、その時期でしたら、法人税の還付税と考えられます。資料のほうは、今ちょっと持ってません。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 ですから課長、今言うたように、これは法人税の市税、市民税の還付というんですが、この法人は1法人ですか、それとも複数ですかという。

○蛭子智彦委員長 税務課長。

○税務課長（山崎稔弘） 単数じゃなしに、複数になります。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、この還付ということは、24年度の課税に対する還付ですか。

○蛭子智彦委員長 税務課長。

○税務課長（山崎稔弘） この間も法人税について説明をさせていただきましたけれども、決算期によりまして、法人税の場合、中間報告と決算報告というのがございます。その中間報告をする際に、前の年の決算額の2分の1を納税していただきます。その決算の月が翌年度にまたがったときに、この中間報告で払い過ぎた金額を返すというような流れがございます。その積み上げた金額が大きな金額になるということでございます。以上でございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 これはもう、市としたら損得はないと思うんですわね。いただいてたものを取り過ぎとったのを戻すということであるんですが、それはそういうこともあるんかと思うんですが、これだけ大きな金額、今まで予備費でこういう使い方を見たのがなかったものですか。この年は何か、特異的な異常な何かがあったんですか、これは。

○蛭子智彦委員長 税務課長。

○税務課長（山崎稔弘） 特に何もないとは思うんですけども、このたびの法人税、26年度につきましても、法人税のほうでかなりの還付が出ておりますので、ほぼ同額のよ

うな還付の額が発生しておると思います。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。
吉田委員。

○吉田良子委員 よろしいでしょうか。206ページから209ページにかけてですけれども、ちょっと市債の繰上償還についてお伺いたします。今回、繰上償還が参考資料の268ページで6億4,500万円余りあると思うんですけど、それでちょっと確認したいんですけど。よろしいでしょうか。

○蛭子智彦委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 決算書のとおり、6億4,510万9,338円の元金の償還をさせていただきます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 南あわじ市のこの財政計画というのが平成20年2月1日で改めて策定されているわけですけど、その17ページを見たら、繰上償還というのは平成25年、特に予定してる数字がないというふうに認識しておりますけれども。

○蛭子智彦委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 財政計画自体は、財政健全化計画に引き続き、財政計画を立てさせていただきます。内容的には、財政の運営をする指針として現在、計画に沿って行っておりますけれども、財源的な交付税なりの財源余裕がありましたので、今後の財政運営に資するために繰上償還をさせていただきました。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 公債費比率とかいろんなことから、そういうことになっていったんかと思うんですけども、繰上償還、財政計画にはなかったわけですけども、そしたら、その6億何がしを編成するという意味もよくわかるんですけども、半分なりを市民サービスに回せれたんではないかというふうな考え方もできるわけですけど、その点いかがで

しょうか。

○蛭子智彦委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 当初予定しておりました交付税等につきまして、余裕のある歳入となりましたので、そこら辺、途中の当初予算から継続してというような話の事業執行等につきましては、予算どおり行われておりました。歳入歳出自体の余裕的な財源が確保できましたので、させていただきました。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それはさっきと同じ答弁なんですけれども。繰上償還をもう少し見直せば、市民サービスへ振りかえができたのではないかという質問なんですけど。

○蛭子智彦委員長 財務部長。

○財務部長（神代充広） 当初で、当然、住民サービスに係る経費は十分置いておったつもりでございます。それからまた、補正予算におきましても、国の経済対策等もありますけれども実施をしております。その上で、余裕財源ができたので、それを繰上償還に回したと、そういうことでございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、この平成20年の確定から政権も変わり、いろいろ変わっていく中で、国の予算の流れというのも大きく変わってきて、そういうふうな現象になったのかと思うんですけれども、そこら辺は、その都度やはり、この財政計画というのは、1回立てたということなしに、見直しもかけながら市民サービスをどう充実していくかということも、やっぱり毎年、毎年見直しも考えていく必要があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 財政計画自体の周期自体は32年に設定しております。総務省自体の考え方の中で、新市建設計画自体の5年延長とかというような形で計画を見直すようなことも可能ですよというような指示はあります。そのような中で、新市建設計画の延

長に伴いまして、当然のことながら、その時点で本年度になるんですか、財政計画自体も見直す必要があると考えています。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ぜひ、いろんな国の補助金等、地方に来るお金も変遷してるし、変わってるし、あると思うんですけども、やはり繰上償還したら、将来にわたってはいいかもしれませんけど、今の現役、今生きている人たちのサービスは、そしたらどうなるんだという話にもかかわってくると思いますので、やはり毎年毎年見直しもしながら、やはり将来負担も考えながら、そこら辺、対応していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○蛭子智彦委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 言われるように、財政自体は市民の方が当然、悪化しますとすごく負担がかかります。そこら辺を避けるためにも、決して今、南あわじ市自体が財政状況がいいというような状況でなしに、県下41団体の中でも下から言うような形で、余りいい状態とも思っておりません。財政計画自体は、健全化計画からの時点から比べますと、通常の財政運営に近いような状況でできるようにはなっておりますが、なおさらの努力はする必要があると思いますし、当然、悪化しますと相当な市民の方にも御迷惑をおかけしますので、そこら辺は十分見きわめて、毎年という形じゃなしに、今後、今年度中に財政計画は、新市建設計画に合わせて見直すような形でやっていきたいと思っております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ぜひ、今、この計画とは大きくかけ離れてますので、そこら辺、やはり将来負担、現役の人たちへのサービス等々、勘案して、ぜひ充実したものにしていきたいということを述べて、質問を終わります。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

（3）財産に関する調書

○蛭子智彦委員長 それでは最後に、財産に関する調書、ページは213ページから2

22ページまでの質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 質疑ございません。

それでは最後に、一般会計全般についての総括的な質疑を行います。

質疑はございませんか。

副委員長。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 最後に、簡単にお伺いいたします。本当に詳しい決算委員会の審査、各委員会の皆さんの質問によっていろいろ深まってまいりました。最後に、この一般会計決算附属資料、174の事業、270ページということで、大変膨大な資料が出ております。これを見ると、この25年度会計決算の全貌がわかるわけなんですけれども、これはまず、プランがあって、ドウ、行動が、執行があって、そしてチェック。チェックまではできてると思うんですね。成果と実績という点までは非常に書かれておると。しかしながら、その成果を振り返って、南あわじ市としての課題は何かということについての、これが決算委員会での主な議論であったかというふうに思うんですが、174の事業全てにわたって審査をするということには、なかなかならないと。

したがって、私の希望としては、こうしたPDCAのAの部分、市としてこれをどう課題と捉え、それをどう次の予算に反映していくのか、このAの部分、アクションの部分が足りないのではないかというふうに思っておるわけですが、その点いかがでしょうか。

○長船吉博副委員長 財務部長。

○財務部長(神代充広) この決算附属資料につきましては、御承知のように、昨年度からこういう様式に変えさせていただきました。一昨年までは、事業別でなしに目別の決算附属資料ということで、監査のほうからも少し見にくいというような御指摘がございまして、他市の先進地の事例に倣いまして、少しというか、大幅に変えさせていただいた次第でございます。

ということで、昨年、そしてことし2年目ということで、まだまだ完璧なものとは私も、思っておりません。まだまだ改良の余地があるかと思っております。各部署それぞれ、記載の仕方も違いますし、まちまちでございまして。今、委員長からも御指摘がござ

いましたように、確かにP D C AのCまでは書いておると思います。ただ、その上で評価なり、あと、次年度へ向けての課題、それから解決策、そこまでちょっとなかなか記載は難しいかもわかりませんが、できるだけ委員の皆さんの御希望に添えるような形で、次年度へ向けて改正をしていきたいというふうに思っております。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 やはり自分の姿を一度鏡に写してみるという作業が要るのではないのかと、議員は議員として、市政についての評価をする、また、逆に執行部は執行部としての自己評価をしていく、その他人からの評価と自己評価とのすり合わせの中で、よりすばらしい展望、あるいは課題というものが見つかるのではないかというふうに思いましたので、指摘をさせていただきます。

これで、私の総括質疑を終わります。

それでは、ほかに総括質疑がなければ、これで質疑を終結いたしますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 これより、一般会計全般についての委員間討議を行いたいと思えます。

発言のある方は挙手の上、よろしく願いいたします。何か御意見はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 意見がございませんので、討議を終結します。

これより、採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第1号、平成25年度南あわじ市一般会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○蛭子智彦委員長 挙手多数であります。

よって、認定第1号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、一般会計決算の審査は終了しました。

次に、特別会計の審査に入りますが、暫時休憩をし、再開は明日午前10時とさせていただきます。どうも御苦労さまでした。

本日の議事は終了いたします。

(閉会 午後 5時30分)

決算審査特別委員会会議録

日 時 平成26年 9月18日
午前10時00分 開会
午後 3時57分 閉会
場 所 南あわじ市議会議場

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（15名）

委 員	長	蛭 子 智 彦
副 委 員	長	長 船 吉 博
委 員	員	吉 田 良 子
委 員	員	柏 木 剛
委 員	員	谷 口 博 文
委 員	員	木 場 徹
委 員	員	廣 内 孝 次
委 員	員	印 部 久 信
委 員	員	森 上 祐 治
委 員	員	原 口 育 大
委 員	員	登 里 伸 一
委 員	員	阿 部 計 一
委 員	員	川 上 命
委 員	員	中 村 三 千 雄
委 員	員	熊 田 司
議 長	長	小 島 一

欠席委員（1名）

委 員	員	砂 田 泉 洋
-----	---	---------

事務局出席職員職氏名

事 務 局	長	小 坂 利 夫
課	長	垣 光 弘
書	記	船 本 有 美

書 記 斉 藤 浩 平

説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 田 勝 久
副 市 長	川 野 四 朗
副 市 長	矢 谷 浩 平
市 長 公 室 長	土 井 本 環
市長公室付部長（総合調整・新庁舎建設担当）兼新庁舎建設推進事務局長	橋 本 浩 嗣
総務部長兼選挙管理委員会書記長	細 川 貴 弘
財 務 部 長	神 代 充 広
市 民 生 活 部 長	高 木 勝 啓
健 康 福 祉 部 長	馬 部 総 一 郎
産 業 振 興 部 長 兼鳴門の渦潮世界遺産登録推進室長	興 津 良 祐
農 業 振 興 部 長 兼食の拠点事業推進室長	神 田 拓 治
下 水 道 部 長	原 口 幸 夫
総務部次長兼総務課長	佃 信 夫
農 業 振 興 部 次 長	森 本 秀 利
会計管理者兼会計課長	堤 省 司
市 長 公 室 課 長 (大学応援プログラム推進担当)	北 川 真 由 美
総 務 部 情 報 課 長	土 肥 一 二
財 務 部 財 政 課 長	和 田 幸 三
財 務 部 管 財 課 長	富 永 文 博
市民生活部税務課長兼収税課長	山 崎 稔 弘
市民生活部生活環境課長 兼衛生センター所長	北 口 力
健康福祉部長寿福祉課長	大 谷 武 司
健康福祉部保険課長	川 本 眞 須 美
産業振興部商工観光課長 (マーケティング戦略室長)	阿 部 員 久
兼 企 業 誘 致 課 長	
農 業 振 興 部 農 林 振 興 課 長	宮 崎 須 次
兼 農 業 共 済 課 長	
下水道部企業経営課長兼下水道課長	村 本 透
監査委員・固定資産評価 審査委員会事務局長	片 山 雅 弘

II. 会議に付した事件

付託案件

2. 認定第2号	平成25年度南あわじ市国民健康保険特別会計決算の認定について	3 3 6
3. 認定第3号	平成25年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	3 5 9
4. 認定第4号	平成25年度南あわじ市介護保険特別会計決算の認定について.....	3 6 5
5. 認定第5号	平成25年度南あわじ市訪問看護事業特別会計決算の認定について	3 8 1
6. 認定第7号	平成25年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計決算の認定につ いて.....	3 8 2
7. 認定第8号	平成25年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計決算の認定について	3 8 6
8. 認定第6号	平成25年度南あわじ市土地開発事業特別会計決算の認定について	4 0 4
9. 認定第15号	平成25年度南あわじ市国民宿舎事業会計決算の認定について.....	4 0 5
10. 認定第13号	平成25年度南あわじ市下水道事業会計決算の認定について.....	4 1 4
11. 認定第14号	平成25年度南あわじ市農業共済事業会計決算の認定について.....	4 2 8
12. 認定第9号	平成25年度南あわじ市広田財産区管理会特別会計決算の認定について	4 3 1
13. 認定第10号	平成25年度南あわじ市福良財産区管理会特別会計決算の認定について	4 3 2
14. 認定第11号	平成25年度南あわじ市北阿万財産区管理会特別会計決算の認定について	4 3 2
15. 認定第12号	平成25年度南あわじ市沼島財産区管理会特別会計決算の認定について	4 3 3

III. 会議録

決算審査特別委員会

平成26年 9月18日(木)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後 3時57分)

○蛭子智彦委員長 おはようございます。

それでは、昨日に引き続き、決算審査特別委員会を開催します。

審査に先立ちまして、委員長として一言おわびを申し上げます。

16日午前中の審査に当たり、議事運営に不手際があり、関係者に不快感を与えたことを陳謝いたします。今後、十分に注意を払い、円滑な議事運営に当たる所存でございますので、寛大なる御理解並びに御指導をいただきますようお願いいたします。よろしくお願ひします。

本日は、欠席者、砂田委員から欠席の届けが出ております。

2. 認定第2号 平成25年度南あわじ市国民健康保険特別会計決算の認定について

○蛭子智彦委員長 それでは、認定第2号、平成25年度南あわじ市国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題とします。ページは1ページから49ページまでです。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 決算書の20ページ、歳出の関係で、高額療養費というのが補正予算を組まれておりますけれども、最終的にはかなり金額が膨らんでおりますけれども、この要因というのはどういうことなんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長(川本真須美) 平成25年度に南あわじ市国保の被保険者の方の医療費が大幅に伸びました。その関係で、高額な医療を受けられる方が多かったことも要因だと思います。それで、高額療養費がふえたということでございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それは数字を見てわかるんですけども、受けられる病名とか、そういう対象の診療とか、そういうのは把握できているんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 高額療養費は病名とか診療によって支出するものではございません。一般の方ですと8万100円プラス医療費の5%を超えた分に対してお支払いするものですので、25年度に入院がかなりふえておりますので、その関係で医療費が上がったものだと考えております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 高額医療費を受けられる方がどういう病名というか、どういう症状の中でそういうふうになっていったのかというのは、やはり分析をして、きのうもありましたけれども、町ぐるみ健診なんかの充実を図っていけば、高額医療費につながらないようなことも考えられると思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 確かに、吉田委員おっしゃるとおり、病名とかを分析してやっていくべきだということは重々承知しております。今のところ、その病名まで分析するところまで至ってはおりませんが、将来的にはそういうことも必要だとは感じております。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。
谷口委員。

○谷口博文委員 国保についてお尋ねをするわけですが、市内に外国人がかなり就労というか、さまざまな事業主のところへ、主に中国人の方とかがこっちに来とんねけど、この方々の保険というのは、国保なんですか、社会保険なんですか。この辺、ちょっとわかる範囲で。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 国民健康保険に加入される方は、社会保険に加入されている方、生活保護を受けておられる方以外の方が国民健康保険に入りますので、全ての方が社会保険であるとか国民健康保険であるとかというのは、少しわかりかねます。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 市内に、そしたら、国保加入人数とか社会保険加入人数で、外国人の方が加入されとる件数というのは把握できとるんですか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 国民健康保険に加入されている方は、平成26年3月末で120人でございますが、社会保険に加入されている方の人数は把握しておりません。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ほんで、ちょっと関連で税務課長にお尋ねをするわけですが、例えば中国の方が一生懸命働いとるわけですね。かなり西淡地域というか、私のエリア、私もちょこちょこお会いすんねけど、あの方々というのは、税金は、市民税は払っとるんですか。

○蛭子智彦委員長 税務課長。

○税務課長（山崎稔弘） 外国人の中国の方につきましては、租税条約によりまして、税金のほうがかからないという形になっておりまして、その特例につきましては、雇い主のほうで税務署のほうに届け出を出すという形になっております。ということで、税金のほうはかかっていないということになります。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ということは、中国以外、韓国はいけるんですか。韓国とかペルーとか。ペルー国籍の、ブラジルとかそのあたりはどうなんですか。

○蛭子智彦委員長 税務課長。

○税務課長（山崎稔弘） 大変申しわけないんですが、今言われました全ての国がどういふ条約を結んでおるかという資料は今、持っておりませんので、条約を結んでおればその対象になるということでございます。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ということは、市内でああして就労というか、ついてしとんのやけん
ど、日本国内には課税というか、税は一つも納付されてなくて、保険のほうは加入できる
というような、日本の国の制度になっておるんですか。保険は、結局あの人らだって、多
分、保険というか医療の診察も受けると思うのやけんど。この辺は、保険は加入できるわ
けですか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） はい。国民健康保険には3カ月を超えて日本に滞在するも
のと認められた外国籍の人のうち、職場の国民健康保険などに加入していない人が国保に
入れると規定されております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 先ほど、120名の方が国保加入というようにお話やってんけど、
この人らの納付率というのは、もう100%国保加入というか、これはもう完全にお金は
いただいておりますか。滞納とかそんなのはないんですかね。

○蛭子智彦委員長 税務課長。

○税務課長（山崎稔弘） まことに申しわけございませんけども、滞納者の中のリスト
に外国人がいるとか、そういう判別をして判断しておるわけでございませんで、今持っ
ている数字の中にその方の数字があるというのは、ちょっと断言できません。申しわけご
ざいませんで。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 日本国というのは、ほんまにありがたい国やなと私は思うわけですわ
な。あれだけ他国の方から批判もされながら、それだけ外国人に配慮したような。税金も
払わんでええ、ほんで、こっちに来て病気になれば、しっかりとした日本の医療を受けら
れる、かといって、日本に対して反日というか、そういうふうなことをされとんのやけん
ど、その辺言いよったらまたいろいろ不穏当発言になったら弱るさかい、これでやめるけ

んど、ほんまにすばらしい祖国日本やなということだけ、十分わかりました。ありがとうございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 先ほど、吉田委員が質問されていたものに関連するわけですが、この高額療養費4億6,000万余りが出ておるわけですが、これ、この高額療養費は、月々の医療費に対する高額療養費の差額分を指しておるんですか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 1 医療機関、ひと月の高額療養費でございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 これは、これだけ大きなお金が出とるんですが、この対象人数なんかはわかりますか。どれぐらいの人々に支払われとるか、人数、わかりますか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 申しわけありません。本日、その資料は持っておりません。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 このいわゆる4億6,000万何がしかのこのお金は、全て国保税の中で捻出されておるわけですか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 国保税ももちろん入ってございます。そのほかに、国からの療養給付費負担金であったり、国・県の調整交付金であったり、県下で共同で行っております共同事業というのがございます。その中のお金で賄っております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 それと、特に私ども、この全体のことはよくわからんのですが、特に透析されている方の個人負担を聞いておりますと、我々が結構な医療費がかかっておると思うんですが、月に1万円とか2万円の負担で透析をされておる方が結構あるように聞いておるんですが、この差額というものの医療費はどこから支払っとるんですか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 国民健康保険の中で支払っております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 特定な疾病だけに言うのはおかしいんですが、特に透析だけで年間どれぐらいの国保から支払いをされてますか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 透析だけに幾らという計算はしておりませんが、透析患者の方の医療費が月々約40万と言われております。なので、年間500万程度で、今、南あわじ市の国民健康保険で、その特定疾病の対象者が50名程度でございますので、2億5,000万と、あとそこから自己負担分を引いた額でございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ今、課長の言われた国保の対象者だけだと思うんですね。南あわじ市全体のやつは、市のほうでは把握、社会保険もあるんで把握できてないと思うんですが、我々は、よく100人とも150人とも聞いておるんですが、市のほうでは全体数は把握はできてませんか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 申しわけありません。ただいま、その資料は持っておりません。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 参考資料でジェネリックの薬品利用による差額通知を実施し、給付費の抑制を図ったとなってるんですけど、まず、ジェネリック利用の状況というのはどういう状況でしょうか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 申しわけありません。平成26年6月現在だったと思いますが、34.0%の使用率でございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、国保会計でそのジェネリックの効果額というか、そういうのは、先行のやつを使ってたところからジェネリックに変えて、経費の削減効果が出てると思うんですけど、それはどれぐらいの金額が出ているかというのはいわかりませんか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 今、委員がおっしゃってるのは、差額通知を出して、効果があった額ということでよろしいでしょうか。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 今、だから市内の薬局とかにも、そういう奨励をされとると思うんですけど、トータルでジェネリックを利用してて、それは先発の薬品に比べてトータルでどれぐらいの効果が上がってるというのはいわかりませんか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 申しわけありません。パーセントは記憶しておりますが、額については今、資料を持っておりません。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 薬局に奨励策があると思うんですけど、それはどういうふうな内容ですか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） たしか、品目によって後発医薬品を調剤すると、診療報酬が高かったかと思いますが、その額まではわかりません。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、その報酬が高いというだけの奨励ですかね。ある程度、切りかえなさいみたいな、もうちょっと強いことはやってないんですかね。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 申しわけありません。私の記憶では、それによって調剤薬局に奨励をしていたと記憶しております。

○蛭子智彦委員長 よろしいですか。ほか、ございませんか。
印部委員。

○印部久信委員 ちょっと質問が行ったり来たりになって申しわけないんですが、これは、この決算書を見ておりますと、予算現額が17億で、収入未済額が5億7,000万あるわけですね。これはまあ累計ですのであれなんですけど、ざっと3分の1の収入未済額があるということなんです。これはもう何回も言いよるんですが、皆、事情があるのはわかっておるんですが、これ、仮に累積の5億何ぼはともかく、現年の収入未済額だけでも結局、この未済額がなくても今のところ運営できよるんですね。ということは、この収入未済額があるということになったら、これだけの分、我々の負担が下がるわけですね。

そこで、払いよる人に対する、払いよる我々も不満があるわけなんですけど、これ、現実的に今、この収入未済額もあるんですが、減免措置をされている方は、これ、減免措置も2段階か3段階あったかと思うんですが、現在、減免措置をされている方が何名おるのか、ちょっとわかりますか。その1種類か2種類、何か減免措置、段階があったと思うんですが、それ、わかりますかね。

○蛭子智彦委員長 税務課長。

○税務課長（山崎稔弘） 減免措置につきましては、失業減免と、それと災害減免があ

るわけなんです、失業減免の場合は、所得に制限がございます。その所得の段階によりまして、600万を上限といたしまして、その段階の中で、600万から400万の場合は所得割の10分の3を免除するというものと、400万から200万の場合は10分の5、200万から100万の場合は10分の7、100万円以下につきましては、減免割合が10分の10ということでございます。

それと、災害減免につきましては、死亡したケースでありましたり、災害にあった場合はその災害に応じて何分の何というような分が定められております。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 条例減免の人数を。
税務課長。

○税務課長（山崎稔弘） 25年度の減免の数字でございますが、失業減免が6名、療養、病気にかかってというような減免もございまして、それが2名でございます。その他につきましては、17件でございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ今、課長、聞いたら、減免措置を受けとる方が25人ぐらいいるということで、我々の想像しとったよりも少ないんですが、これ今、南あわじ市で、国保加入者は一万七、八千人であったかと思うんですが、これは、この減免措置を受けとる方が極めて少ないということは、減免措置のあり方に問題があるんじゃないんですか。例えば、減免措置を受けやすいような制度に持っていくのがいいのか、この減免措置を受けにくいというようにも、これだけ少ないということとはとれるんですが、それは、他市に比べてということもないんですが、どうなんですか。

○蛭子智彦委員長 条例減免と法定減免と、二つ説明できますか。
税務課長。

○税務課長（山崎稔弘） 法定減免といいますか、法定の分は減免じゃなくて、軽減のことかなとは思いますが。軽減判定の、7号2割の軽減の対象になるのが、これは軽減判定で、平等割と均等割が所得に応じまして、2割、5割、7割の軽減措置というのがございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 課長、申しわけない。そしたら、いわゆるその数字と合わせて言ってくれますか。いわゆる国保に対しての減免、どういう形であれ、減免を受けとる人の数を知りたいんです。出にくかったら、また後で言うてもらっても結構です。

終わっときます。

○蛭子智彦委員長 では、ちょっとまた調べて。

ほか、ございませんか。

木場委員。

○木場 徹委員 それでは、阿那賀診療所についてお尋ねします。これ、附属資料の284ページを見とるんですが、そこで平成24年と25年の比較をそれぞれしておるんですが、この中で、診療日数が25年187日、24年が285日と、大幅に減っておるんですが、その背景というか原因について、説明をお願いします。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 阿那賀診療所に勤務していただいております大鐘医師が、平成24年末で退職をいたしまして、その後、25年度からは嘱託医師として勤務しております。その際に、診療日数が減ったために、このような日数になってございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 阿那賀診療所というのは、これはどこの、南あわじ市の市立の診療所じゃないんですか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 南あわじ市国民健康保険直営診療所でございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 今、大鐘先生の退職に伴って診療日数を減らしたということなんですが、これ、いわゆる事業主というか、南あわじ市が運営しておるんでしょう。そうじゃないんですか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 南あわじ市でございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 ということは、大鐘先生も職員だったはずですが。職員の定年に合わせて、診療日数が減るといのはおかしくないんですか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 私の言い方がおかしかったのかもわかりませんが、退職をしたと、次に雇用するときに、診療日数を減らした契約をしたということでございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 私が言いたいのは、要は、どこが運営しているのかということを知りたいんです。ですから、南あわじ市であれば、南あわじ市がもっとその辺のことを考えていわゆる、先生と話し合いをしながら、先生の条件に合わないところは、ほかの医師でカバーするのが南あわじ市じゃないんですか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 委員おっしゃるとおり、診療日数を減らした分をほかの医師でカバーしようとしたしまして、募集をかけておりますが、今のところ、問い合わせもございませんので、そのカバーができないというところでございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 課長、阿那賀診療所に9時前後に行ったことありますか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） その時間に行ったことはございませんが、午前の早い時間

に混雑するというの聞いております。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 次の286ページの4のところで、25年の各診療所の勤務職員数というのが出ておるんです。その中で、阿那賀と伊加利、この辺、ちょっとよくわからないんやけど、ここだけ一緒にして、医師が1名、看護師が1名、臨時職託看護師が1名と、それで、嘱託事務員がなし。ちなみに、沼島、灘ではそれぞれ、医師、看護師、ずっと沼島で5名、灘診療所で4名ということになっておるんです。それで、これ、以前からこうやったかなと思って、今年の、24年の職員数を決算で確認したところ、看護師さんが2名から1名ということで減っておるんです。その辺も影響しておるんじゃないんですか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 確かに、委員おっしゃるとおり、25年の最初のころは、看護師が1人減ったことによって、かなりオーバーワークになったということ聞いておりますが、現在では、大分落ちついてきていると聞いております。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 そして、9時ごろ行ったことあるんですか。現場に行ったことあるんですか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 先ほども申しましたが、その時間には行ったことはございません。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 大混雑しとるんです。それで、私もちょこちょこ行くんですが、受付に誰もいないということで、見てみますと、看護師さんが先生の応診室に入っている仕事をされとるんで、その合間に受付というかしとるんで、結構、ほんまに大変なんですわ、その時間。ですから、その辺の考えを、何か、看護師さんに全部仕事を押しつけるような感じで。それで、ほかの診療所もそうかということで、先ほど職員数を見たら、嘱託

事務員というのが、それぞれ沼島、灘にはおるんです。ただ、阿那賀診療所にいないと、この辺も把握されとるんですか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 阿那賀診療所には、もともと事務員はおりません。合併前からいなかったと思います。それと、ほかの診療所、例えばここに、286ページにございます沼島診療所ですと、看護師1人、臨時が2人、嘱託事務員が1名となっておりますが、現実的には臨時職員は交代で参りますので、看護師2名、嘱託職員1名となります。灘診療所は、正規の看護師1名、臨時1、嘱託事務員1名でございますが、この臨時職員は月曜日と金曜日のみの勤務でございます。それと、沼島と灘は、中で調剤をやっておりますが、阿那賀診療所は、調剤が院外処方となっておりますので、その分で大分、その関係もございまして、人数が少ないということでございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 今、何かほかのところもいろいろ事情がありそうなんですが、とりあえず私は、この決算資料で話をさせていただいておるんですが、総額として、この監査委員さんの監査意見書をずっと読ませていただいておりますけども、その中で、監査意見書の36ページ、その中で、阿那賀診療所の記述があるんですが、それを読ませていただきますと、阿那賀・伊加利診療所の人件費が960万円の減となり、また、阿那賀診療所の運営が黒字であったことから、調整交付金の対象外になったということで、こういう黒字になっておるのに、人件費も抑制しているとしか見えないんです。その辺はどう判断されますか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 今、委員は、黒字になっているのに人件費を抑制しているとおっしゃいましたが、人件費が減ったから黒字になったということでございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 それは、課長、ちょっとおかしくないですか。監査委員さんがそない書いてあるとおり、私は言ったんです。監査委員さんの意見に意見を言うんですか。委員長、ちょっとその辺を聞いてください。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 今、監査委員さんの意見でも、阿那賀診療所、伊加利診療所の人件費が960万減となり、ということが先に来ております。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 そのとおりですよ。私、そのとおり、監査委員さんが書いておるとおり読ませていただいたんです。意見、どうぞ。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 先ほど申しましたとおり、人件費が960万減となり、また、このことが原因で、私は黒字になったと解釈しております。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 ですから、先ほども言ったように、もう少し事務員さんとか、そういうふうに、職場が働きやすくなって、診療所に来た方に、患者さんに迷惑をかけないような方策は考えていないんですかということをお願いいたします。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 私も、そのことは25年に2人体制になる以前から、すごく気にしております。何度も看護師のほうには確認しております。でも、確認しておりますが、看護師のほうから、大丈夫という意見を聞いておりますので、現在、そのような状態でございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 いや、私が言いよるのは、一患者として行ったときの話をしておるので、看護師さんが、何かいつもおらないということをおっしゃるので、何も、看護師さんに聞いた話ではありませんので、その辺、誤解しないようにしてください。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 確かに、木場委員がおっしゃることはそうだと思います。看護師のほうもいろいろ努力をして、午前中は大変混みますので、午後に来ることができる方には、できるだけ午後から来てくださいねとか、いろいろと患者さんに、できるだけ迷惑をかけないようにという配慮はしていると聞いています。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 患者さんに調整せえ言われても無理なんです。阿那賀診療所の場合はこれ、オープンしとるというか、診ていただけるのは月曜日の午前、午後、それから水曜の午前中、金曜日の午前、午後は伊加利のほうに2時から3時まで抜けておまして、その前後言いますと、午前中にできたら行ったほうがええわけで、それと土曜日なんです。ですから実質、4日と、あと、月曜日は午後やと思うんですが、それに患者のほうが調整して行かんなんじゃなしに、急病もあるわけで、その辺の対応をお願いしたいということをお願いしとるんです。

○蛭子智彦委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 従来から比べますと、診療のできる日数が減っているというようなことです。そういったことから、朝、混雑するというようなことも従前よりふえているのかもわかりません。看護師の方、大鐘先生にも、その辺のことについては再度、確認もさせていただいて、今後どういうふうな対応ができるのかは検討したいと思います。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 これ、一番心配するのは、だんだんこの阿那賀診療所に患者さんが離れていくんじゃないかということをお心配しとるんです。ですから、これ、だんだんと減っていくと、収支の影響も出てきますし、また、余計に便利が悪くなると。それで、車に乗ってあちこち行ける人やったらええんですけども、これ、高齢者が多いわけで、ここに頼り切とるわけです。命を預けとるわけです。その辺をもう一遍、お願いします。

たしか部長、自治会からもその当時、説明があったときに、説明会を開いていただいたときに、それは困ると。ですから、ほかの今までどおりの診療日数、時間を確保してくれということをお願ひしとったはずですが、その後、一向に音さたなく、何か聞い

たら、努力してますとか何か、そのようなことをおっしゃるんですが、実際、全然変わってないわけです。ですから、その辺の汗をかいた努力の跡が、余り我々に、地元住民には感じられないので、こういう場所で、川本課長には申しわけないんですが、元西淡町の同僚としてまことに言いにくいんですが、言わせてもらっとるわけです。

○蛭子智彦委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 今後、よく検討したいと思います。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 これ、私、国保のこれ、決算を審査しとるんですけど、こんな状況じゃ私は、この決算に賛成はできかねますので、それだけ通告しておきます。

以上で終わります。

○蛭子智彦委員長 税務課長。

○税務課長（山崎稔弘） 先ほど、印部委員から質問のありました件の回答でございますが、市の減免につきまして、先ほど25名と申し上げましたが、これに加えまして、旧被扶養者の減免というのがございます。旧被扶養者の減免と申しますのが、社会保険の加入者の奥さんの、扶養になっていた方が、御主人が後期高齢に変わることによって、奥さんが国民健康保険に入らなければならない状況になります。その場合に、旧被扶養者の減免というのが平等割と均等割が、その世帯の状態によっても異なりますけども、おおむね2分の1が減免になるというのがございます。その対象者が13名ございまして、合計38名でございます。

これに加えまして、先ほど申し上げました軽減判定のところでございますが、この数字については、今持っております数字は実績数字でございませぬけども、算定時の数字で申し上げますと、7割軽減が3,101、5割軽減が1,179、2割軽減が1,934ということで、合計いたしますと、軽減の対象者が6,214名と、先ほどの軽減対象38名を合わせまして、6,252名が国民健康保険で何らかの軽減もしくは減免を受けているということになります。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員　　これ、課長、先ほど言いましたように、国保加入者の正確な数字、何ぼかな。1万7,000か8,000であったと思うんですが。その辺の数字だったと思うんですが、そうなりますと、加入者の3分の1が何らかの形で軽減措置を受けるということですか。

○蛭子智彦委員長　　税務課長。

○税務課長（山崎稔弘）　　そういうことになります。

○蛭子智彦委員長　　印部委員。

○印部久信委員　　それでもなおかつ、これだけの未済額があるということは、これは市長、これだけの減免措置を受けとる方があって、なおかつこの未収金が5億あるということは、これ今後、この対応というのは、市長、このまま行くのか、滞納者を軽減措置か何かで救っていくんか、市長、どんなように思いますか。

○蛭子智彦委員長　　市長。

○市長（中田勝久）　　これも、やはり国保についてはいろいろと問題、課題がございます。しかし、今の制度で行けば、やはり先ほどお話があったとおり、減免等でかなり多くの人を救っております。ですから、それを一気にどうこうするということになる、またその財源をどうするかということになってくるわけで、今、国のほうで言われている、そういう国保なり、また、ほかの健康保険全体を統一した、見直した制度をとというような声も出ております。将来的には、やはりそこへ持っていかないと、今のままでは自治体に全てが、そういう負の部分があるわけでして、その足らずをどうするかというたら、これはもう保険料で集めるしかございません。

ですから、今の制度を大きく、この南あわじ市の場合も変えるということは、非常に困難であるというふうに私は認識しています。

○蛭子智彦委員長　　印部委員。

○印部久信委員　　これはもう、税務課で収納率を上げてもらうということをやってもらわんと仕方ないと思うんですが、これ課長、この減免されとる、この減免された金額のトータルというのはわかりますか。本来入ってくるものを減免で、どれだけの金額が減免されとるかというのはわかりますかね。でないこれ、普通に払っとる人が、こんだけの人

の国保料を肩がわり、ある程度、ある意味ではしとるのでしょう。これはもう、まともに払いよる人にとったらたまらんとするんですね。

○蛭子智彦委員長 税務課長。

○税務課長（山崎稔弘） 条例減免につきましての減免額でございますが、これは金額的に119万円でございます。あと、軽減については保険課長のほうから回答させていただきたいと思っております。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 軽減している分については、決算書の12ページ、13ページ、一般会計からの繰り入れの中で、保険基盤安定繰入金というのが保険税軽減の分でございます、これが1億7,782万6,840円でございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 これだけのものを、これだけの金額を、ある意味では正しく保険料を払っている人が肩がわりしとるという意味にもとれると思うんで。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 説明が不足しておりました。この保険基盤安定繰入金というのは、軽減の7割、5割、2割軽減の方の分を4分の3が県で、4分の1を市が負担しているものでございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 いずれにしても、これらの負担は我々の、全額払っている人が、ある意味では肩がわりしてやりよるというようにもとれますのでね。特に不納額については、特にそれが言えると思うんです。いろいろ難しいこともあると思うんですが、収納に力を入れていただきたいということで、終わっておきます。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。
谷口委員。

○谷口博文委員 この12ページの出産育児一時金というやつ、ありますわな。それについて説明してほしいのやけど、先に、財務課長に、中国の方は税金を納めてないけど、日本の人が中国に行つとるんでしょ、もちろん、あの人らも向こうで税金を納めてないということよろしいやね。例えば、南淡電機が中国に行つとると、そこら辺、中国で働きよる人は、もちろん中国にも税金を納めてないということやね。

○蛭子智彦委員長 税務課長。

○税務課長（山崎稔弘） 大変申しわけございません。勉強不足でございまして、租税条約でそういう形で、相手方の税金が免除されるということは、同等の条約を結んでおると考えられますので、そうかとは思われますけども、勉強不足で答えが。申しわけございません。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 次、今言うたやつ、出産、この一時金、私はこれ、何を聞きたいかというたら、出産にかかった費用というのは、かなり保護者の方はバックがあつてありがたいというような、私はそういう認識があるのやけど、これについて、大体、出産したらどの程度要つて、親御さんの負担というたらどの程度で済むんですか。平均のやつで。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 現在の出産にかかる費用については40万を超える額が必要やと思いますが、出産育児一時金として39万円を支給しております。それに、障害を持って生まれた子供への保障のために3万円をプラス、保険としてプラスいたしまして、現在、42万円を支給しております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 その財源内訳、42万円支給しよるのやけど、その財源内訳をちょっと教えていただけますか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） この出産育児一時金につきましては、3分の2を市から負担していただきまして、3分の1を国保の会計で賄っております。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。
吉田委員。

○吉田良子委員 これまで、国保税が高いということで、市の説明で、前期高齢者交付金が少ないというような話もありましたけれども、今回、補正予算で金額を落としております。トータルで金額が下がっているわけですが、これについても市長が県への働きかけをするというような話がありましたけれども、この決算を見ますと、何か改善されたような様子がないんですけど、その点、いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 前期高齢者の交付金の当初の予算につきましては、当初予算の作成時には金額が確定しておりませんので、予想の数字を記載しております。25年度につきましては、25年度の概算額は、12億4,800万ほどございましたが、そのうち23年度の精算分が、少し返す分がございまして、この金額になったということがございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それで、そういうことが原因で高いというような話がありましたけれども、今回、決算を打って行って、県下での医療費と国民健康保険税、どのランクにいるでしょうか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 平成25年度の決算の関係でございますが、今現在わかっておりますのは速報でございまして、この先、変更があるかもわかりませんが、国保税の調定につきまして順位で申し上げますと、41市町中、上から2番目でございます。医療費につきましては、同じく41市町中、37番目でございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員　　それで、医療費と税の違いというのが、これまでも加入者からはいろいろ疑問も出てきて、それが前期高齢者の分だというような説明があったわけですけども、これも働きかけてもなかなか改善の余地はないというような現状なんではないでしょうか。

○蛭子智彦委員長　　保険課長。

○保険課長（川本眞須美）　　この前期高齢者交付金と申しますのは、全国の前期高齢者の率と、南あわじ市の加入率、また、医療費を計算しまして交付される額でございます。南あわじ市は低いというのはございますが、これが42%とか50%近い加入のところにとれば、とてもありがたい制度になってございます。そういう意味からも、なかなか全国的にこれを改正するというのは、かなり難しいことかとは思っております。

○蛭子智彦委員長　　吉田委員。

○吉田良子委員　　これは制度の矛盾がここに一つあらわれてきていると思うんですけども、ただ、医療費が県下で37番目であるのにもかかわらず税が高いという、その矛盾点を、やはり市で埋め合わせをしていくというか、そういうところが必要なのではないかと思います、その点いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長　　保険課長。

○保険課長（川本眞須美）　　申しわけありません。矛盾を市で埋め合わせするという御質問ですが、少し意味がわかりかねますので、もう一度お願いします。

○蛭子智彦委員長　　吉田委員。

○吉田良子委員　　本来、国保加入者が医療費が高ければ当然、自分たちが払うというのは当たり前の話ですけども、医療費が少ないのにもかかわらず税が高いというところでは、やはり不満の声があるわけですけども、そこら辺は施策として、市独自で充実させていく、国保税を軽減するというこの考え方を持っていかなければ市民の合意が得られないと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長　　保険課長。

○保険課長（川本眞須美）　　確かに、委員のおっしゃるとおり、国保税は高いかとは思

っております。ただ、一般会計からの繰り入れのことをおっしゃっているのかと思いますが、22年、23年合わせて1億4,000万円の繰り入れを行って、24年度には税率の引き下げをすることができました。また、25年度、26年度も本算定をした際には、税収不足が見込まれましたが、繰越金などを使いまして、据え置きしております。

ただ、この県下の順位でございますが、24年、25年、税率は変えておりません。ですが、その年の所得によりまして、大分上下がございますので、据え置きをしているというところで評価いただけたらと思います。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それは考え方がなかなかすり合わせができない部分であります。今、税が滞納されてますと、資格証明書なり、短期証の発行なりがあるんですけども、その件数というのはわかりますか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 平成26年3月末の数字でございますが、資格証が191、短期証が489でございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 大変、数としても率が高いように思います。淡路島内でも何か高いというような感じがするわけですが、先ほど、税金の滞納の話もありましたけれども、9月16日にもらった資料では、608件の件数があるというようなことでありますけれども、これも平均滞納額が66万3,410円と大変高い数字が示されているわけですが、これまでの議会の中でも、所得階層によって滞納というのが示されてきたと思うんですけども、200万円以下とか400万円以下とかいう大枠で今、どういうふうな数字の状況になっているのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 税務課長。

○税務課長（山崎稔弘） 所得階層別で見ますと、おおむね200万円までで76%、300万円までで86%というような、これは現年分でございますが、現年の方で200万円まで76%、300万円まで86%というような数字が出ております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 こういう方々は所得が低いから、軽減もかかっているのかなと思うんですけれども、それでもなかなか滞納になって払えないというような状況になっているのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 税務課長。

○税務課長（山崎稔弘） この所得から判断しますと、100万以下でございましたらもちろん軽減対象になると思いますが、100万を超えてまして200万近くになってきますと、その世帯人数にもよりますが、2人、3人であれば軽減から外れるというような金額にもなってしまうかと思います。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 国保は他の社会保険と違って、家族人数とか、今言われたように、多ければどうしても保険税が高い、さらに固定資産税も影響してきますから、固定資産税も資産を持っていれば、税金が高いということになりますので、やはりそこら辺の状況を踏まえて、先ほど、課長と話していたときにはすり合わせができないわけですが、やはり少しでも引き下げていくというような努力をしていただきたいというふうに申し上げて、終わります。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長 では、暫時休憩をいたします。
再開は11時10分とさせていただきます。

（休憩 午前10時58分）

（再開 午前11時10分）

○蛭子智彦委員長 再開いたします。
ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 質疑ございませんので、委員間討議をただいまより行います。
御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 では、委員間討議を終結します。
それでは、これより採決を行いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 それでは、採決を行います。
認定第2号、平成25年度南あわじ市国民健康保険特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○蛭子智彦委員長 挙手多数でございます。
よって、認定第2号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

3. 認定第3号 平成25年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

○蛭子智彦委員長 次に、認定第3号、平成25年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを議題とします。ページは50ページから63ページまでです。
これより、質疑を行います。
質疑ございませんか。
阿部委員。

○阿部計一委員 これはもうページでなくして、関連でお聞きしたいと思います。今、後期高齢者の人口比率、パーセント提示でなくして、今、人口、後期高齢者は何名おられますか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 26年3月末で8,414名でございます。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 この中で、1割負担と3割負担ですか、この比率ですわね。1割負担が大体何名で、3割負担が何名ぐらいおられますか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 3割負担の方が361名、1割負担の方が、済みません、しばらくお待ちください。済みません、8,053名でございます。3割負担の方が361名、1割負担の方が8,053名でございます。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 それで、この3割負担というのは、所得の割でなってると思うんですけども、3割負担のその所得、幾らからがこの3割負担になるわけですか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 3割負担の方は、課税所得でございますが、課税所得が145万円以上の方で、その中でも、所得の低い方がいらっしゃいますので、もし後期高齢者医療の被保険者の方が1名であれば、その方の収入が383万以下であれば1割に戻ります。2名であれば520万以下の方が1割になります。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 これ、私も数字的には弱いほうなんですけど、この課税所得145万ということは、控除されるものを引いた金額ですわね。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） そうでございます。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 ということは、あとの1割負担の方というのは、これはいろいろな方がおられると思うんですけども、この所得の限度額というのはどういうふうになっておるわけですか。全然、もう税金も何も納めてないということですか。納めんでもええということなんですか。この後期高齢者の。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 課税対象所得が145万でございますので、これに対する税金はかかってくるかとは思いますが。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 ですから、今言った145万の対象以下の人は、全部1割負担ということなんですか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） そうでございます。大変申しわけありません、私、3割負担の方が145万以上の方でございますので、1割の方は145万未満ということでございます。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 それで、この後期高齢者、八千何人もおるのにびっくりしとんのやけども、この辺の、これは税の滞納はここで言うたらいかんのかな。この後期高齢者の税の滞納率というのはわかりますか。

○蛭子智彦委員長 税務課長。

○税務課長（山崎稔弘） 現年分で99.46%でございますので、滞納率にしますと0.54%、滞納繰越を含めますと98.38%が収納率ということで、引き算しますと、1.62%でございます。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 ということは、収納率はまあまあ行ってるという、パーセンテージを聞く限りそうなるとるふうと思うんですが、それと、3割負担している人は滞納はないと思うんですが、361名の中で滞納はどうですか。

○蛭子智彦委員長 税務課長。

○税務課長（山崎稔弘） 滞納の1割、3割での区分はしておりません。数字のほうは持っておりません。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 今持ってないけど、わかることはわかるんでしょう。3割負担している361人の方の滞納があるないというのは、それは把握しているんじゃないんですか。

○蛭子智彦委員長 税務課長。

○税務課長（山崎稔弘） 報告ものでもそういう報告ものが、たしかなかったと思いますので、システムのにもそういうシステムを完備していませんけども、滞納者の個人を抽出することは可能ですので、そこから数字を積み上げるという作業をすれば数字は拾えるかとは思いますが。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 それはまた1回、可能であれば調べておいてほしいなと思います。後期高齢者は県のほうで、広域でやっているということですので、わかるのであれば調べておいてほしいなと思います。

以上で終わります。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。
吉田委員。

○吉田良子委員 附属資料の290ページにこの療養給付費負担金というので書かれております。これも計算式があって、計算式に基づいて広域連合に納めていくお金になって

くるわけですがけれども、この南あわじ市の負担対象見込み額というのが77億円、これは医療費というふうに理解するわけですがけれども、この積算というのはどういうふうにしてこの数字が出てきてるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 南あわじ市の負担対象見込み額でございますが、これは南あわじ市の被保険者の方がこれぐらいの医療費を使うだろうということでございますが、申しわけありません、吉田委員さんのおっしゃっている意味がよくわからないのですが。

○蛭子智彦委員長 積算根拠だから、何をもって77億8,000万と7,800万となっているかという、積算の根拠を質問しとるんです。
保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 前年の実績と、それにプラスアルファの延べ率を掛けているものだと思います。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それは、今の答弁を聞く限りでは、いわゆる広域連合からの資料提出があつて、市独自で計算するという事になっているんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） この負担見込み額につきましては、広域連合のほうで計算をして、南あわじ市がこれですということで参ります。ただ、これにつきましては、翌年度に精算がございますので、払い過ぎであれば返ってくるということでございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうすると、後期高齢者の方々が、先ほどの国保でもないんですけども、どういう病状でそれに対してどうお金を使ってるかとかいう分析はしないままに、示された金額を払うということになってるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 病名を示されてお支払いしているものではございません。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 この後期高齢者の医療保険料というのは、もう制度を2年に1回ほどに保険料が引き上がるというようなことになっていくのかなと思うんですけれども、当然医療費が上がるということから。そこら辺で、いかに保険料軽減をしていくかということになれば、その対象者の人たちがどういう病状で、そしたらどういう手だてをしていくかというところまで問われてくると思うんですけれども。

やはりそういうところもきっちりと市民の生活状況なり病状なりを把握して、少しでも医療費を削減して、保険料を低減するというようなところにも手を差し伸べていかなければ、これからますます保険料が上がると思うんですけれど、そこら辺は保険課として、そういうことを今後やっていくべきだと思うんですけれど、その点いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） この後期高齢者医療は、委員御存じのとおり、県で県下統一で広域連合でやっておりますので、今いただいた意見は、広域連合のほうにも伝えますし、南あわじ市独自で何かができるのかどうかというのは今ちょっとお答えできませんけれども、できるようであればやっていきたいと思えます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 これもレセプト点検とか、そういう形でしてると思うんですけれど、かかった医療費に対してどうかというのは、広域連合でしてるのかなと思うんですけれど、そこら辺からも資料をいただける部分があるのではないかと思います。そこはどうかでしょうか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 広域連合でレセプト点検を行っておると思えますので、いただける資料があればいただきたいと思えます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員　　そこら辺を分析しながら、やはり医療費を見直しながら、保険料がこれ以上上がらないような仕組みづくりをしていかなければ、もう本当に負担がふえるばかりなので、そこら辺、ぜひお願いしたいと思います。

終わります。

○蛭子智彦委員長　　ほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長　　質疑がございませんので、質疑を終結をいたします。

委員間討議を行います。

何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長　　意見がございませんので、討議を終結します。

これより、採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長　　異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第3号、平成25年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○蛭子智彦委員長　　挙手多数です。

よって、認定第3号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

4. 認定第4号 平成25年度南あわじ市介護保険特別会計決算の認定について

○蛭子智彦委員長　　次に、認定第4号、平成25年度南あわじ市介護保険特別会計決算の認定について、ページは64ページから111ページまでです。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

印部委員。

○印部久信委員 歳入のところでわかりにくいところがあるのでお聞きをしたいと思います。この介護保険というのは、いわゆる40歳から64歳までは、国民健康保険あるいは社会保険からも支払われとると。65歳以上の場合、いわゆる1号被保険者として介護保険料を払っておるわけですが、この1号被保険者の場合の8億4,000万は、これはここへ出とるんですが、40歳から64歳までの国保から集めておるお金が出てないと思うんですが、これはどこに出てくるんですか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 国保からの負担金につきましては、決算書71ページの支払基金交付金のほうに含まれております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 となりますと、これは恐らく社会保険からも、40歳から65歳までの社会保険からも行っておると思うんですね。これ、国保で集めたお金、南あわじ市はどれだけあって、どれだけ収納されて、そのお金はどこに振り込んでいくわけですか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 平成25年度では国民健康保険から4億1,360万余りのお金を納付しておりますが、それは社会保険診療報酬支払基金というところに納めております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、これ、南あわじ市で4億1,000万余りを集めて、基金のほうへ出すということで、反対に今度は支払基金交付金として12億6,000万余りのお金が市のほうに、市の介護保険のほうに入ってくるわけですが、この差額が社会保険からの介護保険料として入ったと見ていいんですか。いわゆる8億円余りが社会保険のほうから介護保険料として入ってきたと見ていいんですか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 2号被保険者の介護保険料につきましては、全て、市町村の介護保険料、それから協会けんぽ、健康保険組合、共済組合というような四つの団体から集めるというようなことになっております。この集まった金額については、国のほうが集めていただいて、来るものですから、その色分けについてはちょっと調べようがないというのが現状でございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 とにかく、この介護保険というのは、南あわじ市の在住者の中で保険料を集めたものを、第1号被保険者の場合は市のほうに入ってくると、この国保で集めたお金は、支払基金のほうへ送ったものが、また入ってくるということなんですが、この南あわじ市の中で、40から64歳の国保以外の保険料は、一旦、支払基金のところを集められたものが、そこから、その集まったお金そのものが入ってくるんですか。それとも、何かプラスして入ってくるんですか、引かれて入ってくるんですかということですか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 介護保険の納付金と申しますのは、計算の過程で、25年度でしたら23年度の全国の市町村で介護保険の給付とか、いろいろなものを足した合計の29%を計算いたしまして、出てきた額を全国の40歳から64歳までの方の合計で割ります。それで、25年度は5万9,588円となります。これは、国民健康保険の方であっても共済の方であっても、社会保険の方であっても一律でございます。それに、23年度確定の、南あわじ市の国保でしたら、確定の人数に決まった全国一律の係数を掛けまして、25年度はこの人数だろうという額が、人数があらわれますので、それを掛けてお支払いすることになります。

なので一旦、支払基金のほうにお支払いするわけですが、そこから南あわじ市に来るときに、南あわじ市の介護保険の差があったものが幾らかという部分で、全部が来ているのか、もっと来ているのかというのは、なかなか難しいところだとは思いますが。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 いずれにしても、南あわじ市に住んでいる方々のいわゆる介護保険料というものが、一旦、支払基金に行こうがどこへ行こうが、とにかく、南あわじ市の人が

掛けたお金は必ず市の介護の会計に入ってもらわんと困ると思うんですが。減額されるや
いうことはないんでしょう。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） この給付費の交付金につきましては、実際、南あわじ市
で集めた額、今、保険課長のほうからも申し上げたとおり、集めた額が必ずおりてくる
ということではなく、1号被保険者の割合で、21%を集めているわけなんです、それで
給付費を、その割合で出した給付費に対するあとの2号分の29%、あと、税のほう
が国・県というようなことで、個人負担金の1割を除いた9割分に対しての計算によっ
て、この交付金が交付金として交付されるというようなことになっております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 私はもう、言いたいのはね、南あわじ市の市民で介護保険料として集
めたお金は全部、南あわじ市へ入ってきてるんですねということを聞きたいわけです。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 先ほども申し上げたように、南あわじ市の額がそのまま
こちらの額ということではございません。額面につきましては、多いか少ないかというの
は確認のしようがないといいますか、難しいというようなところでございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 もうこれで終わりますけど、とにかく、市民が介護保険料としてどう
いう形で出したらいいのかはともかく、我々は年金から天引きしてますわね、65歳以上。あ
る人は、年金天引きができない人は現金で払ってますわね。あと、40歳から64歳の方
は国保で集めている人もおるし、社会保険で出している人もおるんでしょう。市内で集め
た保険料を、よそへ行くやいうことはないでしょうということを言いよるんです。支払基
金に一旦納めたものを、全額南あわじ市で集めた保険料は、南あわじ市の介護保険の中へ
入ってくるんでしょうということを言いよるんです。これをどこかへ回されるやいうこと
になったら、おかしい話になると思うんです。とにかくまた、調べといてください。そう
でないと、南あわじ市で集めたお金をよそへ持っていかれるようなことがあったらとん
でもない話であると思うんです。それだけのことです。

○蛭子智彦委員長 宿題で。説明できますか。
長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 詳しくは、もう一度調べ直してみます。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。
谷口委員。

○谷口博文委員 これはもう私は簡単なことなんやけど、附属資料の298ページの介護認定の審査件数とかいうてあんのやけど、この辺、大体、審査されて、私もあれやけど、介護申請してから大体、認定するまでの期間というのはどれぐらいかかるんですか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 認定の事務につきましては、30日と決められております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ということは、30日以内に必ず認定というか、要介護1、2、3、4、5、要支援1、2とかいう介護認定をしていただけるということによろしいんやね。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） そのように努力しております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 それと、新規というか、新たに申請したもの、1カ月でできよるけ。それとこの2,549件というのは、認定件数というて2,549件というのは、例えば、今、要介護1の人が何人おるのか知らんのやけど、この人らがまた要介護2になったりする、そういうのはどないするんですか。やっぱり自己申告というか、今、介護度1の人がもう一度、介護をもうちょっと厳しくなるとるのやけど、これ、もう一遍見直しをしようというたら、この件数というのは、これも入っとんのですか。この二千五百何件とい

うのは。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 介護認定の認定分の2,549件につきましては、今、委員さんおっしゃったとおり、状態が重くなったときには更新の申請というようなことで出てきますので、その件数も入ってございます。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ということは、新規の分で、新規というか、新たに申請された方と見直しの方とを含めてこの件数やね。ということは、市内全体で、大体この認定件数を受けとる人は何名おられるんですか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 認定者の数につきましては、3,077であったかと記憶しております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ほんで、この認定審査会の委員というのは、ドクターとか看護師とかなんとか言いよってんけど、この人らはもう特定の人が、南あわじ市の場合は5人なら5人の認定士で、特定の人がそれをずっと継続してやられとるんですか。この認定委員というんですか、この認定審査会の認定される審査委員というのは5名からおられるので、この5名というのは、ずっとここ数年はこの方が認定されとるんですか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 認定審査会の委員につきましては、50名としております。それで、委員おっしゃるとおり、班に分けて、ローテーションで認定審査会を開催し、認定作業をさせていただいているところでございます。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 もう一つ、私ようわからんのやけど、例えば私が足が悪いと、申請するでしょう、1カ月以内に認定してくれんのやけど、この判定する委員が、5人と違うんけ、50人もおるの。50人も、その人と話をすんのけ。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 説明のほうがちよっと悪くて申しわけありません。50名の委員を班に分けて、それで、いわゆる10班で回って、認定審査会を開いているというようなことで、よろしいでしょうか。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 もう一つ、ほんまあけすけな、ほんまわからんさかい聞きよるのよ。例えば僕が体が調子悪くなると、ほんで申請するでしょう。ほんなら30日以内に要介護1とかいう判定してくれんのやけど、私のところには誰が来てくれるのよ。その5人が来てくれるのけ。1人か。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 申請がございましたら、まず医師の意見書とする用紙を申請人にお渡しさせていただきます。それで、医師から直接、意見書というのをいただくことと、それと、直接うちのほうに調査員がおりまして、その調査員が、日常的な動作というのを確認をさせていただきますして、その医師の意見書と調査書をあわせて、第一次判定ということで、機械的ですが、厚労省の決められたシステムの中で一次判定をしていただきます。その後、今、委員さんがおっしゃっているとおり、その審査会のほうで再度、細部にわたる協議の結果、認定のかげんというか、支援であったり介護であったりということ認定させていただいているというようなことです。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ほんなら、自宅へ訪問してくる調査員というのは特定の方で、それなりの資格を持った、何名の方が自宅に訪問して調査してくれるの。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 自宅に訪問するのは1名でございますが、ただいま、長寿福祉課のほうに4名の調査員を置いてございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 新年度からの要支援は市町村のサービスになるということで、今の介護の保険から外れるという情報というか、マスコミの報道があるんですけども、そうなった場合に、介護保険の保険料は安くなると思うんですけども、どのぐらい影響がありますか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） この制度改正につきましては、持続可能などというふうな2035年の人口などを換算しながら、ずっとやっていくわけなんですけども、その過程で、保険料を抑制するといいますか、給付を下げる方向を国のほうで考えたような内容だというふうに思います。それで、サービスの、従来の訪問サービスであったり通所サービスであったり、そこまでサービスが必要なく自立が可能な方々については、もう少し軽度のサービスをもって事業として居宅で住みやすいようなサービスを提供していくというような流れになっていくというふうに思っております。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 いや、私が聞いとるのは、そのことによって、制度が変わることによって、介護保険の金額が幾ら安くなるんですかということです。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 被保険者が増加しておりますので、安くなることはございません。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 もう1点、これも確かなことがわからんですけども、先般、おのころのほうで特養が、起工式に我々、呼ばれて行ったんですけども、あと、神代のほうにとか、市内にできますわね。それから今、辰美というか、津井の小学校跡地でも言うところ

し、これらの施設ができれば、当然、サービスを受けるわけですから、給付がふえると思うんですけども、それによって、今聞いたことと反対なんですけども、保険料はどれぐらい上がるんですか。計算されてますか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 申しわけありません。計算のほうはしてございませんが、いわゆる施設サービス費の給付がふえるということは、当然、給付費に影響する、保険料に影響するということでございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 いや、福祉計画とかいうて、あんだのところでつくっとる、何か計画書みたいなのありますやん。その中で、何かそういう積算のもとになる、そういうことを計画していっとるのと違うんですか。もう、何か適当にこの辺やいうて丸入れて、それでここやろうかという、そんなざっとした話ではないのと違いますの。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 委員さんが今おっしゃるとおり、第5期計画の中にその2施設については含んでおります。ただ、供用開始時期の問題がありまして、まるまるその施設の給付部分が計画に入っているかということではございません。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 我々、ちょっと議員になってから、一般の市民の方からそういうことを聞かれるわけです。だから、さあ、どのようになるのかなという訳にはいかん、ある程度のことを市民の方が聞かれたときに答えを出さんと。一般の市民だったら、ほんまやの、何ぼか上がるんと違うかなということで済むんやけど、議員しとってそんなことも知らんのかということ、いろいろ言われるわけで、できれば見通しとか、その辺を聞きたかったわけです。

○蛭子智彦委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） ちょっと、その積算のほうについては私、存じ上げま

なことに参考にしながらつくってきたもので、上昇率を見込んだ額でございました。給付のほうが予定ほど伸びてないというのは、現実にはそうございまして、あと、この剰余金につきましては、第7期のほうに向けての基金に積み立てるといようなことにすることによって、7期の保険料にも抑制につながるというように考えております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 その見込みというのはなかなか、高齢者ですから日常変わる部分もあると思うんですけども、こういう計画策定のときには、いわゆるコンサルにある一定、下地、事前に資料をつくってもらって、それを介護保険の計画をどうするかということになってくると思うんですけど。今、課長が言われたように、国の指針に基づいてその数字をはじき出していくということだけで行けば、こういうふうな大きな違いが出てくるんじゃないかと思うんです。

これまでも、何期もこの計画の見直しというのをやってきていますから、市でのやはり考え方というものをに入れていかないと、国の基準だけに合わせていけば、こういうことになってくるんじゃないのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） もちろん、南あわじ市で四つの生活圏というのを設定しております。その四つの生活圏、旧町のエリアですが、そのエリアごとに情報といいますか、今の認定者の数であったり、サービスの状況であったり、そういうものを国のほうからの示されたものに入れまして、それで計画の金額がはじき出されるというようなシステムになってございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 これまで積み上げてきた計画の中で、やはり国の基準だけでなしに、やはり市独自のものを生かしていくということで、やはりこれだけの不用額が出ないようにしていただきたいのと、決算書の92ページの任意事業というのは、これは市の独自の事業だというふうに思いますけれども、ここら辺でも不用額が出てるわけなんですけれども、ここら辺の、これだけ出た要因というのはどこにあるのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 申しわけないです、もう一度お願いできませんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 92ページです。この任意事業は、市が独自で。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 任意事業の不用額ということで、委託料のほうで432万程度あるということなんです、これにつきましては、介護用品の配布であったり、食の自立支援であったり、住宅の改修の作成委託料であったりですが、これにつきまして、見込みよりも…。

○蛭子智彦委員長 審査の途中ですが、休憩をいたします。
再開は午後1時とします。

（休憩 午前11時55分）

（再開 午後 1時00分）

○蛭子智彦委員長 それでは、再開します。
先ほどの答弁から。
長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 先ほどの質問に対してですが、任意事業の部分で不用額が多いということで、この件につきましては、食の自立ということで、ひとり暮らし等の高齢者に1万4,000食ほどの計画を立てておりましたが、70%にとどまったことが要因として不用額が出たものでございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それは、人数が当初の計画より減ったということになるのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） そのとおりでございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 こういう食の自立の配食サービス、決算の実績では96人というふうになってます。先日も、三原で敬老会があったわけですが、会長が挨拶の中で、社協が老人の手押し車に対して補助があるとか、そういういろんな補助制度があるけども、なかなか高齢者に伝わっていないというような挨拶がありました。こういうふうに南あわじ市が独自に任意事業としている、こういうのに対しても、やはり老人会等を通じてもっとPRして、そこら辺も支えていく、そして、介護にならないようなことをしていかなければならないと思いますけれども、この食の自立支援等の市民、高齢者への周知徹底については、どうなんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 周知徹底につきましては、広報等でPRさせていただいているところでございます。また今、委員さんがおっしゃったように、社会福祉協議会の協力を得ながら、高齢者のひとり暮らし等、栄養とかそういう支援の要る方々には、声かけということで啓発を進めております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 せっかくのこういう市の施策でありますので、それぞれ老人会では年1回総会とか、いろんな形で集まる機会もありますので、そういうときにこういういろんなサービスを高齢者に知らせていくということでないと、なかなか広報というところでは、広報もページ数多いですから、そこを関心持って見ていただければ、それはそれでいいんですけれども、あらゆる機会を通じて、いろんなやっぱりサービスの提供ぐあいを知らせるような、簡単なパンフレットでもつくってしてはどうかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） PRの方法を検討させていただきまして、啓発の周知の強化を図ってまいりたいと思います。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。
 登里委員。

○登里伸一委員 88ページの予防事業等に関してお聞きするんですが、全般的に先にお聞きしますのは、南あわじ市は、島内の他の2市に比べましても、非常に施設が充実しております、ベッド数も多いと思います。なんですけども、入所待機者がまだおられると思いますが、3月31日現在でも結構ですし、お聞きしたいんですけども。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） また委員会等でも申し上げてきましたとおり、昨年の待機が161人ということで、施設の充実を図りながら待機者の解消に努めているところでございます。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 それで、居宅でサービスを受けている人たちがショートステイやデイサービスに行くということは、介護している人にとっても休養の日ができて、これ、非常に好評だと思います。このショートステイの利用者とかデイサービスの利用者等、何人ぐらいあるかわかるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 26年1月の状況報告の部分からですが、居宅介護予防サービスということで、1,758名の方々にサービスを提供しております。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 それで、このミニデイサービスというのは、健常者が施設を利用してデイサービスを受けるということだと思います。これも非常に、経験のためにとということ、楽しみにしておると。ショートステイや何かでも、そういう立場の人が非常に楽しみにして行っているというところがありまして、このサービスも非常に大事だなと思っておりますので、これからもぜひ充実していただきたいと思います。

 それで、この88ページの地域介護予防活動支援事業の補助金ですが、これは社会福祉

協議会に行っているお金なんですか。

○蛭子智彦委員長 全般的にですか。

○登里伸一委員 いえ、この88ページの一次予防の事業費のところの一番最後にありますね。補助金60万。ミニサロンのことでしょう。

○蛭子智彦委員長 補助金のことですか。
長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） ただいまの補助金の件ですが、委員さんおっしゃるとおり、これにつきましてはサロンの開催ということで、地域での予防をしていただいている社協さんのほうに出している補助金でございます。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 それで、実はこの場所的に、各自治会でほとんど網羅してるんでしょうか。それで、たまたま選挙のときに、松帆の江尻等でありまして、それを会場に、たまたま皆さん、年配の人が寄ってきておりました。お世話する女性の方々が、地域の重立った方だと思うんですけども、ぜんざいをつくったり、いろんなお菓子をつくって出しておりました。非常に、出てくること、出かけてくれることを目的にしていたと思います。これを見まして僕も感動しましたが、楽しみにしてますねんということで、年配の人も、こういうのもぜひやってほしいなど。できるだけ多く回数を出してほしいなと思っております。

介護保険事業につきましては、全体的に、南あわじ市は介護保険料が基準額の全国の8円か9円かぐらい多いぐらいで、平均であったと思います。それに対して、島内、ほかの2市は、我々より低いですね。この辺の要因はどこなのか、わかったらちょっとお聞きしたいんですけども。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） さきの1点目の、サロンの開催状況なんですが、ただいま、60カ所に開催しているということで、実績のほうが上がってきております。

二つ目の保険料についてですが、他の市町に比べて、施設のほうにかかる給付費の割合で高くなっているというようなことでございます。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 要は、施設が少ないので、他市は使う量が少ないので低いというふう
に考えたらよろしいんですか。

○蛭子智彦委員長 もう一度説明をいただけますか。
長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 施設サービスのほうにウエートを置いておきまして、そ
の分が他市と違いますか、洲本市、もしくは淡路市よりも若干高くなっているというよう
なことでございます。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 そない大して高くもないんですけども、やはり介護関係を充実してほ
しいというのが私の、市民の願いだと思いますので、これからもぜひ頑張ってもらいたい
ということで、終わっておきます。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより、委員間討議を行いたいと思います。
何か御意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長 意見がございませんので、討議を終結します。
これより、採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第4号、平成25年度南あわじ市介護保険特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○蛭子智彦委員長 挙手多数でございます。

よって、認定第4号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

5. 認定第5号 平成25年度南あわじ市訪問看護事業特別会計決算の認定について

○蛭子智彦委員長 次に、認定第5号、平成25年度南あわじ市訪問看護事業特別会計決算の認定についてを議題とします。ページは112ページから122ページまでです。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 質疑がございませんので、質疑を終結をいたします。

これより、委員間討議を行いたいと思います。

何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 意見がございませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第5号、平成25年度南あわじ市訪問看護事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○蛭子智彦委員長 挙手多数です。

よって、認定第5号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

6. 認定第7号 平成25年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計決算の認定について

○蛭子智彦委員長 次に、認定第7号、平成25年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計決算の認定についてを議題とします。ページは145ページから157ページまでです。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

阿部委員。

○阿部計一委員 この産業廃棄物については、私も委員会等でも言っているわけですが、もう産廃、市が合併して来年で約10年になるわけでございます。産廃については、これは旧西淡町が地場産業ということで、そういうことで今も産廃の廃棄をする料金の差がついているわけですが、合併10年というようなことと、やはり旧町のときは、やはりそういう地場産業、瓦の業者も同じように多いということで、市の、町の財政の基盤、基本的な財政面でも支えていたということで、これはもったもなこともやと思います。

そういうことで10年を経過した今、まず1点目、市以外からあの産廃場へ投棄をしていることはあるんですか。お尋ねをいたします。

○蛭子智彦委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（北口 力） 今、阿部委員から御質問があったのは、市以外から搬入しとるかという御質問ですが、これにつきましては、条例では原則、市内の廃棄物を処理するというようになっておりますが、ただし、公共工事で発生した場合は受け入れできるという規定がありまして、昨年は洲本市の公共工事の分は受け入れをしております。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 公共工事の分は、それは入っているというわけですがけれども、今言われましたけれども、それに何かまざって、何かあやしいというか、不正というか、そういうようなものがかかり入っているとお聞きしているわけですが、その点、十分なチェック体制はできているわけですか。

○蛭子智彦委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（北口 力） 産業廃棄物を処分するときには、投棄券というのを事前
に買っていただくことになっております。その場合、生活環境課において投棄券を販売す
るわけですが、そのときに工事名とか、あるいはダンプの車両とかいうことで、そういう
ものを確認した上で発行しております。ただ、委員おっしゃるそういう不正とかいう事実
は、私自身は確認はしてないんですが、もしあれば、厳正な対応をしたいと思っております。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 いや、それは私もそういう現場を見たわけでないので確かなことは言
われへんけども、そういうチェック機能がまともに機能してないのと違うかという、これ
はそういう関連の方々からのそういう話があるんで、きょうはそういう話をしておるわけ
で、そういうチェックはかなり厳しくされているわけですか。

○蛭子智彦委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） まず、受け入れ基準というのがございます。それと、先
ほど申しました条例に基づく市外のもの、これは公共工事と先ほど申し上げましたけれど、
島内の残土処分場が全部閉鎖されたときに一部を受け入れたわけなんですけど、そのチェ
ックにつきましては、通報等もあるわけなんですけれど、やはり現場のほうで、ダンプの
荷台等を、やはり細かくチェックしましてやっておるわけなんですけれど、ただいまこの
産業廃棄物最終処分場の操業に当たりまして、地元と覚書を交わしておって、その今ちょ
うど更新の大切な時期になっております。地元もそういう不正なものを運ばれてきますと
やはり困る、私どもはもっと困るわけでなんですけれど、そういうことで、今後、来年度
からより一層厳しいチェックを行うために、監視のほうも今、地元の方と、また職員とも
ども厳しくしていこうというようなことで考えております。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 何でそういうことを言うかといいますと、現実的に今、同じ南あわじ
市の市民であって、今、法人でも千社からあるわけですね。そういう中で、西淡のそう
いう地場産業という中で、値段に、投棄料に差がついているということもありますし、そ

れと、先ほどから何回も言いましたが、合併して10年という中で、やはりその千数社ある法人、かなりの今も非常に厳しい経営状況の中で、一遍に今、地元の瓦業界と同じ値段にしてほしいというんでなくして、そのある程度の種目というか、そういう廃棄物の種類によっては、ある程度の同等の扱いをしてもろうてもええんでないかなと私は思うわけです。

そういうことで、そういう旧町時代に瓦の地場産業として貢献された、そういうことでそういう産廃場をこしらえて優遇措置をとるといふ、それはよう理解しとるんですけども、何回も言いますけども、10年も経過して、やっぱり税収面とかいろいろなことを考えた中、それと、御承知のように、瓦業界にはそれなりに相応のやはり優遇措置をとられておると、私はそう思っているわけです。ですから、もう10年を機会に、何とかそういう御配慮というか、一般法人にも同等といったら一遍には行かんかもしらんけども、やはりそれに少しでも近づけるような、そういう対応ができないか、その点をお聞きしたいと思えます。

○蛭子智彦委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（北口 力） この産業処分場、旧西淡から平成7年度竣工して、今おっしゃったとおり、地場産業ということで瓦の関係、安い単価で入れていると存じております。ただ、この金額ですが、生活環境課としては、なかなか独断ではいきませんので、また内部で検討なりしたいと思いますので、お願いします。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 それは、生活環境課で独断でそんなのできることはないんです。もう10年もたった中で、ある程度瓦屋さんにもこういう地場産業という中で、いろいろな面で市も配慮されておると。千数社ある一般企業、零細企業含めて、やっぱり地元の、よその公共事業とかいうて、よそのそういう産廃も入ってきてる中で、いつまでもそういう差をつけるというのはいかがなものかなと思うんです。それで、これは課長は部長に、一遍にそんな同等にしてほしいというようなことは、これは難しいと思うんやけど。これ市長、いかがですか。この点についてお尋ねします。

○蛭子智彦委員長 市長。

○市長（中田勝久） 先ほど来、委員さんもいろいろ旧西淡のときからのそういう場所づくりであったと、また、課長もそんなような話がございました。当然、今回もあの継続

につきましては、地元同意ということが非常に大きなスタート地点で課題があったと聞いております。ですから、今回もその継続についてお願いする段階で、とりあえずは何とかもう少し継続させてほしいと御了解を得たところでございます。

ですから、この今のような話の場合は、やはり地元同意をどのように御理解を得られるか、これが第一番で、基本的には、委員おっしゃっていることはわかるんですが、やはりそういう過去の経緯、私も全部は知りません。ですが、非常に厳しい中でのあそこの産廃の場所ができ上がったと、その後も今回も継続ということで、一部の人からは、反対ではないけど慎重にという話もあったと聞いておりますので、一度、地元の御意向も踏まえながら、検討していかざるを得んと思います。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 昔の事情については私も、これは定かでないわけで、どういう条件でやった、厳しい条件でそういう形になったんだろうと思うんですが、先ほどから言っているように、10年を経過したということで、少しでも安く、そういう地元の業者に近づけるようなことも考えてほしいということを切に要望しまして、終わります。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 質疑がございませんので、質疑を終結をします。
これより、委員間討議を行いたいと思います。
何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 意見がございませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第7号、平成25年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○蛭子智彦委員長 挙手多数です。

よって、認定第7号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

説明員入れかえのため、暫時休憩いたします。

再開は、午後1時35分とさせていただきます。

(休憩 午後 1時26分)

(再開 午後 1時35分)

7. 認定第8号 平成25年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計決算の認定について

○蛭子智彦委員長 再開します。

これより、認定第8号、平成25年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。ページは158ページから173ページまでです。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

谷口委員。

○谷口博文委員 ケーブル事業全体について、まずお尋ねをするわけですが、この附属資料の339ページの実績成果、このあたりは、この実績成果については誰が記載した、誰の主観でこの実績なり成果なりを記載されたんですか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長(土肥一二) 担当課のほうでこれを作成しました。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 その辺が、担当職員と市民目線との違いが私は大きく乖離しとるといような認識を持つとるわけですか。担当課のほうだったら、これはもう成果にしても実績にしてもすばらしいようなことが記載されとるわけですが、市民目線から見たら、か

なりの不満だらけのことになつとんねんけど。それは後々また言うたさせてもろうて、実際、このケーブル事業の加入率の推移というか、これ、4億ちょっとで3,000万ぐらい利益が出るとような状況になつとるのやけんど、南あわじ市の加入率の推移についてお尋ねをいたします。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） 少々お待ちください。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これ、163ページの使用料というのがあるでしょう。この辺、そやさかい、ここ、25年決算までの23年、24年、25年、この使用料金、歳入の使用料金がどない推移しとるかだけ、ちょっと教えてください。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） 23年度のケーブルテレビの基本使用料については、2億5,468万9,839円です。それから、24年度ですけれども、24年度の決算では、2億5,190万4,791円でございます。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ということは、使用料というのは、徴収しよるのはふえよるという理解でよろしいの。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） 今言うたのは基本使用料で、使用料全般では、もう一回言い直させていただきます。23年度については3億8,374万465円です。それから、24年度なんですけれども、この部分については3億7,284万5,400円で、25年度については、3億6,191万3,312円でございます。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 年々、毎年1,000万程度減少していきよるといふ、これはもう加入者がケーブルを契約解除しよるといふように捉えとるねんけど、その辺はそういう理解でよろしいですか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） そのとおりでございます。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 その辺は、要は、市民がケーブルに対する番組制作、そのあたりに対する若干、視聴率が悪いといふことは、そういう加入率の低下につながっていくといふことは、番組制作なり、そのあたりに対して私は問題があると思ふのやけん、この実績成果を見よつたら、そういう認識がないので、危機感といふかそのあたり、どのようにお考えでしょうか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） 谷口委員さんがおっしゃられておるのは、ケーブルテレビ事業の加入者の減少の歯どめをどないしたらええんやといふような形での質問かと思ひます。その部分については、地域に密着した情報の発信とか、それから身近なニュースなどの番組を制作するなどの利用者の方々が興味を得られるような番組づくり、これに努めていかなければならないと思っております。

それから、さらにdボタンによるデータ放送、ございますけれども、そういうふうなデータ放送の部分についても、これは必要なときにそのデータが見られるといふようなことができる、文字放送や地域情報を発信できるようなものでございます。このようなものにも取り組んでいきたいと思っております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 所長も十分、よう理解しとると思ふのよ。ほんまに実際、ニュース性といふ面から、私は市民が余り関心のない、例えば西淡中学校が県大会で優勝した、近畿大会で優勝した、全国大会に出場したやいうて、もう、笛も太鼓も鳴って、結果が済んでから、10日もしてからこんなような状況でしたやいうたって、もう言うたら、どない言うたらええんで。ニュース性といふのは、ほんま全くゼロよ。実際の話が。そう思ひま

せんか。

例えば、1カ月前の福良の盆踊り大会、これずっと継続して数週間、1カ月ぐらい流すんやの。こんなの、1回見たら見ようとせえへんだろうし。そこらが今、うちでデータ放送なり、毎日の番組更新とか、そのあたりを、私も当初、ここに来たときは、1週間に1回の番組更新でしたわ。ある程度、3日か4日かに1回の番組更新していただいて、できるだけ瞬時にそういうふうな地域の密着の放送をしていただいておりますのやけど、そのあたり。

もう前々から、課長言うように、洲本テレビジョンができて、南あわじ市のさんさんネットがでけへんというのは、私は、人の能力なんか、資機材なんか、やる気があるのかなのか、そこらを再三にわたって話をさせてもらいよるのよね。洲本ケーブルのほうは毎日更新して、リアルタイムでないけど、そうしながらある程度やっていきよる。それでなおかつ、スタッフにしろその辺も、南あわじ市だったって、今、17名くらいの番組制作に携わっている人がいてるでしょう、ケーブルで。洲本は何人いますか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） ただいま、当ケーブル局では16名なんですけれども、洲本市の淡路島テレビジョンのほうは21名でございます。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 この21名、ほんだったら南あわじ市が16名で、もう5人ふやしたら、洲本ケーブルみたいに毎日やれるんですか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） 人数の問題もあろうかとは思いますが、あと、取材の体制とか番組の内容のつくりなんかがあると思います。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ほんで、データ放送に関して、先ほど、データ放送等も今後前向きにやっていきたいというような話やってんけど、その辺は、今の現状の資機材というか、そういうような機材ではデータ放送でけらんとかというような、私もそういうようなことも聞いたるのやけど、それはある程度、設備投資というか、せんなんような話をちょっと

聞いとるのやけんど、その辺は、今の現状のさんさんネットの資機材ではデータ放送は無理なんですか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） 今のままでは、機材とかいろいろ不足しておるので、データ放送はできないような状態です。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 その辺のデータ放送ができるようにするには、設備投資は大体どの程度、必要な費用が要るんですかね。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） ちょっとお待ちください。ちょっと洲本のほうにも聞いたんですけども、当初の導入経費は何千万かというぐらい要るということで、あと、ランニングコストも年間何百万か要るような形で聞いております。

それから、あと、このデータ放送で委託みたいな形で導入できるものもあるんですけども、この部分については、月々四、五十万程度、あと、自分のところでカスタマイズしたら、その分だけふえていくような形と、あと当初、導入するのに資機材が要るということで、何百万か要るようなことは聞いております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私はほんま、このケーブルには大きな期待をしとるわけですわ、実際の話が。いざ災害時であったって、そういうふうな今のように、ここには災害時には相互で何やいうていうけんど、こんなんじゃなしに、映像として、例えばそういうふうなことを市民に、生放送もできるような資機材も買うとるでしょう、生放送も。あの機械導入して、実際、生放送というのは何回やったんですか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） 5月から毎月1日の日に、12時、お昼前、3分か5分ぐらい前に生放送は毎月やっております。それから、この前も花火大会ですか、それでことし

は、その花火大会も2回やっております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 要は、災害時のいろんなさまざまな情報提供を市民に一番しやすい手段として、私はケーブルがあると思うんですわな。当然、民放であったりNHKであったって、災害の情報を出しとるのやけど、一番市民の身近な災害情報の提供等々、やっぱり行政からの放送というのは、私は非常にほんまにこれ、ケーブルというのは市民にとっては。そやけど、これが有効に機能してないような感覚を持つとんのよね。

そやから、市民がだんだんとそういう、離れていきよるような現状下にあって、危機感あるさかいに、ここでくさびを打ち込んで、そういうふうな加入者が減少せんような手当てを講じるためには、やっぱり視聴者が見やすいようにデータであったりとか、そのような番組制作にやっぱりもうちょっと真剣に取り組んでくれないと、もう1カ月前の話を今時分に放送しよる、誰が興味がありますか。ほんで、1回見たら、見いひんでしょう。朝の連続ドラマでないけど、8時15分から、見逃したときは見るけど、1回見たら見いひんでしょう。それを繰り返し繰り返し、見てない人が見るようにとかいうて、これも長期間にわたってやって、3日や4日に1回更新しよるというたって、その番組が市民にどういう製作しよるかわからんと。

きょうも、私もちょっと新聞でも南あわじ市でニュースになっとったけど、きのうはそんな取材に行きましたか。きょうの神戸新聞に、何や、南あわじ市で、私も記事の内容、ちょっと見たんやけど、そんなんでも結局、身近なそういうふうなやつに取材陣は行くとるんですか。それとも、向こうから言うてきたやつだけしか行ってない、情報収集というか、番組制作に対して、さんさんネットのほうで、そんなもん、これ、ケーブルテレビ開始してからもう10年になっとたら、毎日大体、何しよるかぐらいわかっとんだ。その辺の製作、もうちょっと考えるというか。

これは、上司の職務上の命令に従う意味で、課長は、私はようやりよると思うのやけど、笛を吹いても部下が動かなんだら一緒よ、実際。だから、そこらしっかりと職務上の命令でないけど、一遍やってもうて、洲本ケーブルのほうと一遍ちょっと十分あれしてもろうて、データなり。やっぱり我々でもああして同じように見よったって、洲本のケーブル見よるほうがおもしろいすわ。実際の話が。

だから、そこらほんまに1回、課長、真剣に考えてもろうて、それでやっぱり、市民がずっと見たい番組の制作をやってもらわんだら、これ、10年しよったって一緒のような番組制作をして、赤ちゃんの写真出すんだったら、親御さんがこの赤ちゃんに対して、子供さんに対して将来どういうふうになってもらいたいや、そんな映像でも流したたらええけど、赤ちゃんの写真ばかり、こんなもの10年もずっとしよって、誰が記録と

して。そのときに、さんさんキッズか何か知らんけど、あんなのも開設当時からずっとしよるねん。これがええと思うとるのか、やはり創意工夫というか、そこらをちょっと考えてもらわないかと思うのやけんど。

その辺、ほんまに課長、言うても言うこときかんのけ。きかんのやったら、もうかえらなしょうがない。そこら課長、ほんまにこれ以上、私もしんどくて言えへんねけんど、要は、ほんま、我々が、私もこれ、1週間のうち、ケーブル見るのは10分か15分よ。もう、そんなもんですわ、ケーブルテレビ。見たい番組を見ようか思うたって、洲本行ったらデータでぱぱっと行政からのいろんなやつ、ぱぱっと見れるねん。南あわじ市を見ようかいなって、1日見よったって、いつ出てくるかわからへん。こんな状況で、これはいかなもんかなと思うのやけんど。洲本ケーブル、一遍、職員行かせたらどないかと思うのやけんど。誰か行ってととるんですか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） 洲本のケーブルテレビ局とは、うちのほうも「しまなび」いうて番組も一緒に製作しとる関係上、こっちから行ったり、向こうから来たりして、番組を制作したりしております。年に、この前のロングライドも、ロングライドのほうは、洲本は洲本エリアで、南あわじ市は南あわじ市エリアの部分の映像は撮ったんですけれども、今後とも洲本とは交流を深めていきたいと思っております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 番組制作能力はあるのよ。ただ、それかて毎日更新しようかいうたら毎日仕事せんなん。3日や4日に1回だったら、そんなもん楽でがの。だから、楽を選択しとるのかなと思うのやけんど、それでは市民が飽きてきますよと。そこら、もうこれ以上言うても、課長に言うてもしゃあないさかいに、あとは番組のほうでもうちょっと努力していただきたいと思うんです。

これでもう終わりますわ。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 今、加入率のお話がありましたけれども、加入率が減少していると言われておりますけれども、そういう加入者が減っている年齢層とかは把握してるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） 特には把握はしておりませんが、こちらのほうに転入してきた方とか、転居等で新しく家を建てられたり、転入でどこか新しいところに、南あわじ市のところに住む方々については、その辺の人らが他社のほうに行つとるのかなという気はしております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 いわゆる今、民間のインターネットの関係とかで、いろいろPR合戦が続いておりますけれども、そういうところの方々がそういうふうな、移っているのかなというふうに思うんですけど、そこら辺の分析はされてないんですか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） その部分については、ケーブルのほうにインターネットの解約とかあったときには、こちらでも引きとめてるんですけども、どちらのほうの、例えばE社とかN社のほうに行かれる方が結構あると思います。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それで、先日の敬老会は三原会場にケーブルテレビが行ったのかなと思います。そしたら、あとの会場はケーブルテレビは行ってなかったということなんでしょう。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） はい。そのとおりでございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そういういろんな行事があつて、多分重なる、小学校の運動会とか中学校の運動会も日程が重なると思うんですけども、やはり見る人から見たら、やっぱり地元のやつを見たいというのは人情ですから、先日も何か、貸し出し用のビデオカメラが

あるとかいう話もありましたけれども、そこら辺の活用で、敬老会なんかも4会場で、全部でなくても一部分だけでも流すとか、そういうふうな工夫はできないものなんですか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） 今、貸し出しできるような、そういうカメラは1台しかございませんけれども、もう少し買ってでも、そういうふうな投稿ビデオなんかも流せる、その内容の部分であれば、またこちらのほうもその映像を見ながら、出せるものは出していきたいとは思っております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 やっぱり、身近なことが放送され、知ってる人が映ってるとか、そういうので親近感がわくと思います。先日も、三原会場で八木保育所の子供たちが演技、アトラクションでしてましたけど、保護者の人は一番後ろで見るといような形で、結構、ビデオとかスマホとかで撮ってたんですけども、一番後ろですから、ぼやけるということで、ケーブルテレビに期待してるんやとかいうような声もありましたので、やはりそういうことから言えば、いろんな場면을ケーブル放送で流すことによって、加入者の歯どめが一つかかるんじゃないかと思いますが、その点の強化もお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） その辺についても、またこちらのほうで、できるものからやっていきたいと思っております。

○蛭子智彦委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 私もう、言っても言ってもあれなんですけど、谷口委員の話を聞いてましたら、これ本当に、何年も前から、何カ所も視察も行って、いろんな事例をお話ししながらやってきたんですよ。いろいろ言ってきました。一つは、生放送をもっとふやすべきやと、それから、番組表と、視聴率をもっと上げる努力、要するに、番組表をもっと配ってほしいと、いろいろ事例も出しました。それから、あとはニュース性、即効性、そんな話も三つぐらい、もっともっとあるんですけどね。

そういう観点で今までやってきたんですけど、今、谷口委員のほうが言われましたけどね、それに対する答弁では、何ら、地域密着だとか興味ある番組とか言って、いつもそんな答えだけなのね。それから、ここの成果のところ、災害時というてますけど、この前の台風の後の雨なんかで一生懸命どんな状況なのか見ようと思っても、何にも情報が得られなかったです。そういう意味で、一つだけ質問しますけど、25年度でそういったことの市民の声に対して、何か実現した、前進したことというのは、どういうことがありますか。二つでも三つでもいいです。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） 25年度に取り組んだものとしたしまして、南あわじ市の美しい風景を紹介する「まちビュー」という番組、それから、いつもは言えない気持ちをテレビで大切な人に伝える「言葉のサプリ」、それから、淡路島テレビジョンとの共同制作番組「しまなび」、それから、視聴者からの取材提供を呼びかける放送、それから、土砂災害情報システムの放送が可能となるシステムの整備、それから、淡路島テレビジョンとの編集素材データの受け渡しが可能となる環境整備を行っております。

○蛭子智彦委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 私が聞いているのは、生放送の問題、それから番組表の問題、それからもっともっと即効性のあるニュース、この前の3社、4社取材に来たのでも、NHKは夕方には放送しとるんですよ。そういうニュース性というやつを、谷口委員が言われたことと一緒にことなんですけど、そういったことに対して、何か少しでも前進しましたか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） 先ほども言いましたように、毎月の1日の日に生放送をして、そのときの状態のことを放送したりして、そういうふうなことで取り組みをしておるようなところでございます。

○蛭子智彦委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 生放送ってやつはね、花火というのは、これはいいことかと思うんですけど、1日の生放送というのは何ですか、これ。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） 毎月の広報番組のことで、ケーブルのこういう番組をしますとか、それから、広報ではこういうことでと主なものを紹介して、あと、市長さんの「ふれあい市長室」ということで流させていただいております。

○蛭子智彦委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 そういう意味の生放送ですか。それは大して、編集しているのと変わらないですね。

次に、ニュースが、その日のニュースがその日に流れない、もう一つは、番組表とかについては、何か検討なり前進させるアクションをしましたか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） ことしの4月にK新聞のほうにもちょっと電話で番組表どないですかということで、再度、お願いしたんですけども、ちょっとその辺は、前回同様、ちょっと聞き入れていただけなかったというようなところでございます。

○蛭子智彦委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 ほかの事例では、新聞に無料で掲載しとるという事例もお話ししましたが、そうでなくても、今の広報紙に入ってますけど、もっともっと毎日毎日、何時から何時までというやつは、広報紙あるいは新聞折り込みでもできるんじゃないかという、そんな方策もあると思うんですよ。ただもう、時間の無駄ですから、聞きません。聞きませんが、少なくとも成果と書く以上は、そういったことに対して何らかの前進を示してもらいたいと。何ら前進してないと、数年前から。私はつくづく、そない思います。

○蛭子智彦委員長 ほかに。
原口委員。

○原口育大委員 指定管理とか民営化ということは、全然検討してないんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） その部分については、昨年度も先進地視察とかしてきまして、あと、あり方検討会も今年に入って2回行っておるようなところでございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 2回行ってて、全然まだ議論にはなっていないんですか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） これからどういうふうにケーブル自体、運営のあり方ということで、民設民営にするのか、それとも委託とかするのか、それから自前であるのかというようなことを今、検討しておるようなところでございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 検討は早いことしたほうがええと思いますし、定員適正化というてる中で、民間にできることは民間に任せたらいいと思いますので、私はぜひぜひ、公設民営でもいいですし、民営化でもいいですし、指定管理でもええですけど、検討していただきたいと思います。
終わります。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。
阿部委員。

○阿部計一委員 ずっと先ほどから、各委員のお話を聞いておりましたけど、これは、問題はやっぱり民営化、市の職員がやってると、淡路島のほうは、これはもう指定管理ですか、そういう違いがやっぱりこういうふうに大きな問題が出てくると思うんよな。それともう1点は、リアル性に欠けるというか、何かもう過ぎ去ったことが多くして出てくると。例えば、先ほど谷口委員が言いよった、そういう目玉的な、西淡が全国大会にサッカーで行くやいうような話が出れば、これはすごく市のPRにもなるし、市民も関心を持ってるわな。そんなものは、即ニュースとして流すとか、そんな方法をとってほしいと、とることが大事やと思います。

それと、先ほど、例えば運動会とか、何かちょいちょい、私もめったに見ませんけれども、入れたら、だんじりいうたら人形か、それと何か余り興味のない講話か、それから南淡音頭とかカラオケとか、そんなのちょいちょい出てますけど、例えば運動会でも、これ

私のひがみか知らんけども、大体、南淡以外の学校とかはずっと多いんですけど、これ、どないなっとるのかな。南淡のほうは、阿万のほうやら映ったの、見たことがないねけんど。どないなっとんのかと。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） 現在、南淡中学校の体育祭の模様をニュースでは流しておるようなところがございます。その部分についても、運動会は一斉にやるものですから、3年に1回か4年に1回のスパンで回っていくような計画を立てて回っておるようなところがございます。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 そう言いながら、この前は市長杯、少年野球の開会、半日、カメラマンがずっとカメラ抱えて、選手宣誓から開会式、やってみましたけども、これ、物すごく評判よかったし、子供なんか、特に選手宣誓してるところなんか、これはもう一生の思い出になるし。やっぱりそういうようなスポーツ番組も、たまにはその中に入れていくというようなことを工夫してほしいと思います。はっきり言って、もう早いこと民営化にすべきやと私は思います。そういうふうな形にしたほうが、やっぱりいろいろなことで勉強もさせていくと思うんで、そういうことでございます。

終わります。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございますか。

登里委員。

○登里伸一委員 この163、164ページですが、この状況で収納率的なもの、使用料ですが、99.8%という非常に優秀な金額です。それで、収入未済額が64万6,000円で、過去の過年度使用料が119万4,000円あったのが94万3,000円入っております、残が25万だということで、非常によく入っていると思うんですが、これはどういう方法で徴収しとるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） 滞納の徴収の話でしょうか。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 両方ともお願いします。

○蛭子智彦委員長 滞納分の徴収と使用料の徴収と。
情報課長。

○情報課長（土肥一二） 大半については口座のほうに入れていただいております。あと、徴収の部分については、前は夜間徴収とかやっておったんですけども、今の場合は、3カ月ぐらいたまれば、ケーブル停止しますよという通知を差し上げて、払っていただけない場合については停止をするというような形で進めております。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 お聞きしますと、結局、口座から引き落としをしてくれる人がほとんどだということだと思んですが、やはり未収の人は、そういう人じゃないということでしょうか。ほとんど、件数的にどれぐらいあるのかなと思んですが、直接納入してもらう人は。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） 過年度の使用料の収入未済額が25万なんですけれども、この部分については、23件で18人ということでございます。この辺、今、手元に口座振替かそうでないかという資料はちょっと持ち合わせていないので、回答はできません。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 最後に、この夏は異常気象でしたから、非常に天気予報をよく見ました。これ、非常によかったと思いますので、これからもお願いしたいということで、終わります。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 2点お聞きします。まず1点、使用料のところで光ファイバー及び自営柱使用料ということで、今、光ファイバーでインターネットの場合は、もうそっちのほ

うになって。何か、当初入ったときは、かなり遅かったように思うんですけど、そういう光ファイバーになっておるんですか。

それと2点目は、その164ページの諸収入のところで、土砂災害情報相互通報システム受託事業収入とあるんですが、これは、最近の土砂災害のことで、新たにシステムとして何か我々に情報提供が早くなったということであるのか、内容の説明をお願いします。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） インターネットの話なんですけれども、光ファイバーでおるような状況です。

失礼しました。ここの光ファイバー及び自営柱使用料の部分については、NTT西日本並びにNTTドコモのほうに光ファイバーを、うちの光ファイバーの空いているところを貸して、その貸した部分、それから、ケーブルの自営柱を貸しとるということで、その使用料でございます。

それから、土砂災害情報相互通報システムということで、25年度に災害時の緊急自主放送において、県が発表しました土砂災害警報情報を放送できる設備を導入いたしまして、26年度から実施できるような災害時に緊急放送というか、この土砂災害警報情報を流せるというような状態でございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 わかりました。使用料については、柱を貸しているということで、わかりました。それで、土砂の情報ですけど、25年度に県のほうからの情報が通報システムで入るようになったということで、それは我々が見ているNHKとか民放含めて、土砂災害が今入ってきとるんですけども、それとこのケーブルテレビの情報とは同じですか。それとも、もっと詳しく出るんですか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） 詳しくかどうかはわかりませんが、県のホームページに記載された部分について、ケーブルテレビのほうで、その映像というか情報を流せるようなシステムでございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 この土砂に関連あるので聞きますけども、3年ほど前に土砂災害でケーブルテレビが、ケーブルが切断されて、災害時の情報が1週間以上入らなくなっておったんですが、今はそういう心配はなくなったんですか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） 平成23年の部分だったと思うんですけども、その部分について、そういうケーブルの線をループ化しようかというようなお話もあったんですけども、その部分については金額的に30億もかかるというようなことだったので、その辺はなかなかしづらいところがあるということで、今現在はそのときと一緒のような状態ではありますけれども、今年度、この9月補正のほうで防災の無線のほうを来年度以降、今のIPの告知端末機に変えて、無線ですので、線が切れてもいけますので、そのような部分に変えていきたいなどは思っております。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 その辺がちょっとわかりにくいんですが、それで、無線で映像というか、そういう情報は入るんですか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） 映像では入らないんですけども、IP告知端末にかわって、音声での部分で、IPの告知端末機だったら、ケーブル線が断線するとつながらないんですけども、防災行政無線については無線なので、線の部分は関係ないです。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 そしたら、映像のほうは全く、切れれば今までどおり、何日も辛抱せんと、もう一遍つなぎ直さんと回復はしないということですね。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） そのとおりでございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 わかりました。結構です。何とかしてほしいですけど、要望だけしておきます。30億も要ったら、もう始まん話やし。わかりました。

○蛭子智彦委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 備品購入、IP告知端末100台買ってますね。これ、単価は幾らですか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） この支出が409万5,000円でございます。1台当たりは、その100分の1で、4万950円でございます。

○蛭子智彦委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 富士通製ですね。わかりました。結構です。

○蛭子智彦委員長 ほかに。
登里委員。

○登里伸一委員 ちょっとさっき言い忘れたんで。ニュースの時間がありますね。あれが、NHKとか、12時や7時でしょう。あれ、重ならんようにうまいこと、方法ないんでしょうかね。せっかく見たいなと思っても、なかなか夜、10時やっても見たいものがありますから、何か時間をうまいこと考えてほしいと思いますので、また会に諮ってください。お願いします。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 きのう、福良小学校とちどり保育所が、あないして、より高いところへということで避難訓練を実施してますわな。もちろん、ケーブルはそういうのに取材行って、これはあしたぐらい流してくれるのか知らんけど、この辺は、きょうの新聞に出とったでしょう。ああいうこと言いよるんやけど、ケーブルはきのう、取材に行ってますか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） 申しわけございません。きのうの分はちょっと把握しておりません。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私が言いたいのは、身近なニュースというか、神戸新聞に福良小学校と、ほんで防災の関連で、子供たちの手を引いて写真が出てましたわ。あれをケーブルで流してあげて、それで広く市民に普及啓蒙することによって、災害に対する備えというかその辺の認識をまた持っていただくんですわね。

それと、ケーブルに期待したいのは、ただ単に阿那賀地区通行動め、伊弉通行動めでなしに、映像として現在の市内の状況、生放送で、そういうふうな何らかの映像を撮ったやつをやっていたらいいと。ただ単に、あんなの、ケーブルの職員、出てってますか、実際、災害時に。あれ、私のあれだったら、防災課のほうで打って、市内の通行動め箇所とかその辺流れとるだけで、それに対して今、例えば掃守ではこれだけの雨量が降るとる、諭鶴羽ではこれだけ降ってますとかいうことを情報提供していただきたいんやね。そんなのをしていただきたいという思いがあるのやけど、その辺今後、考えていただけますか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） 今後、できることからやっていきたいと思えます。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより、委員間討議を行います。

何か御意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長 意見がございませんので、討議を終結します。

これより、採決を行いたいと思えますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第8号、平成25年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○蛭子智彦委員長 挙手多数です。

よって、認定第8号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

8. 認定第6号 平成25年度南あわじ市土地開発事業特別会計決算の認定について

○蛭子智彦委員長 次に、認定第6号、平成25年度南あわじ市土地開発事業特別会計決算の認定についてを議題とします。ページは123ページから144ページまでです。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行いたいと思いますが、何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 意見がございませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第6号、平成25年度南あわじ市土地開発事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○蛭子智彦委員長 挙手多数です。

よって認定第6号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

再開は2時35分といたします。

(休憩 午後 2時25分)

(再開 午後 2時35分)

9. 認定第15号 平成25年度南あわじ市国民宿舎事業会計決算の認定について

○蛭子智彦委員長 再開いたします。

次に、認定第15号、平成25年度南あわじ市国民宿舎事業会計決算の認定についてを議題とします。決算書は、うぐいす色の別冊となっております。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

谷口委員。

○谷口博文委員 松原荘の、これ9ページですか、賃借料、土地借上料125万5,000円と、その他借上料やけど、この辺についての説明をお願いいたします。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長 (興津良祐) 9ページ目の土地借上料125万5,000円ですけども、これについては駐車場分4カ所ということで、1カ所は国民宿舎の北側にあります有料の駐車場、また、児童公園、これについては40万円でございます。また、あと駐車場いろいろあるんですけど、個々に個人的な契約をしております。今言う松原荘北側の駐車場については、古津路土地改良区の土地借上料で40万円支払っております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 もうひとつ、ちょっと理解しにくいんですけども。松原荘本体ありますわな、建物。ほんで、ロータリー部分があって、あのトイレとの間に駐車場がありますで

しょう。それと、いつも奥側手のほうというか、海水浴のシーズンに料金を徴収しよる駐車場があるでしょう、その辺を古津路改良組合から土地を借りると。ほんたら、そのトータルは土地改良組合に幾ら払っとるんですか。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 土地改良区の支払いについては、この国民宿舎事業費の中で40万、それとその駐車場前の海岸、また社教センター、以前、その松林については教育キャンプ場がありました。そういったことで、その一帯の砂浜については260万、一般会計の商工費の海水浴場の土地借上料で支払っております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ということは、260万と、松原荘の建物の底地というのはどこの、建物の底地はどこですか。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） この国民宿舎、44年7月にオープンしております。その前段で、建設時のときに古津路土地改良区と契約を結んでおります。その内容につきましては、松原荘の敷地については無償で譲渡すると。あと、キャンプ場の施設等については賃貸契約を結ぶと、そういう契約の中で松原荘が建設になっておりますので、松原荘の敷地については南あわじ市となっております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 そして、夏場、海水浴客に対して700円の駐車場料金をいただいてやってますでしょう。そんなら、あのやつの収益でこの260万と40万の300万ぐらいの支出をしとるということですか。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 今言う駐車場の料金については、海水浴場会計で、このたびは国民宿舎事業の中の海水浴場の中に入っております。この海水浴場収益の中に入ってございまして、支払いの土地代については40万円となっております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 それでは、40万円で夏場限定で駐車場を土地改良組合から借りてお
るということでええんですか。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） その財源が駐車場の料金であって、夏場だけでなしに、
年間を通して借りております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 年間を通して、何か所借りとするの。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 駐車場については、松原荘のロータリーまでに職員の駐
車場、2カ所確保しております。そういうことで、駐車場については合計4カ所確保して
おります。その金額が決算書の9ページの125万5,000円であって、今言う古津路
土地改良区については、松原荘の北側の駐車場、また、児童公園、また、その前の駐車場、
その部分を40万でお借りしているということでございます。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ほんなら、あの児童公園も、あれも、あんな実際、あの児童公園いう
たら、もう土地を購入したらええんと違うの。言うたら、年中使えるのやさかい、購入で
きるのやったら、これ、購入したらええと思うのやけんど、それは難しいんですか。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） その建設時のいきさつ、それを聞いてみないと、どうい
うことで松原荘のほうは無償ですよと、それで、あとの駐車場、また砂浜については貸し
出しますよといういきさつもありますので、そこら、一度聞いてみます。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 もう一遍、確認やけども、松原荘の建物の底地はもう南あわじ市のものやと。それで、駐車場に関しては4カ所はそういう土地改良組合から年間借りとると。その年間借上料金が毎年、260万と40万とで300万円をこの地代借上料として支出しとると、そういう理解でよろしいんですか。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） そういうことでよろしいと思います。それで、決算の資料の11ページに固定資産の明細書を掲載しております。その中で、土地については6,776.88平米、こういう台帳のほうにも記載をしております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 実際、ここ近年、松原荘の経営自身がある程度かんばしくなくて、赤字決算になつとると。その辺の原因について、どのようなお考えをお持ちですか。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） この決算書にも監査委員さんのにも載っております。5年連続の赤字ということで、その中にはいろいろ要因があると思います。特に宴会の部分の料金といいますか、そういう収入が減少しているのが大きいのかなと思っております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 近年、ちょうど浜離宮というか、あの辺、けひの海、かなりほんまに昔の旅館がリフォームというかりニューアルされて、すばらしい、私もやっぱり観光施設で休業したような、休業、廃業したようなホテル街より、やはりそういうふうな営業をしていただいとるというのはええと思うんよ。私は若干、松原荘に対しては、入浴施設の、お風呂等をもう少し完備というか、もう少し入浴施設をしっかりとものにすれば、より一層宿泊客等々の増員が見込めると思うのやけんど、その辺の入浴施設の改修計画等、前にも一度要望して、今まだ実現に至ってないのやけんど、その辺の事業計画というのはどうなりましたか。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） これについては、投資の部分ということになると思います。今、松原荘自体の資産といたしますか、現金、預金で今2億何がしかが残っておるんですけども、それを食いつぶしていくのがいいのか、それとも、今の監査委員さんの意見でもそうなんですけども、抜本的なことを考えてもらいたいという意見もついておりますので、それについてはまた継続して考えていきたいと思っております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 いや、例えば、抜本的なこととは、指定管理であるとかそのあたりを指しておるんですか。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 今言う部分、いろいろあると思います。先ほど言いましたように指定管理の部分、また、その預金をおろしての改築、いろいろ、それとか全体的なリニューアル、いろいろな部分があるんですけども、この5年続きの赤字というのが一番になってきますので、監査委員さんも、何々をせえとは書いてないんですけど、抜本的な考え方を決めてもらいたいという明記もしていますので、いろいろと聞いた中で進めていくのがあれかなというふうに思っております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 あそこはほんまに観光施設として、国立公園やし、夕日百選とか、それとか年間を通じて、近年、ビーチバレーであったりとか、全国のジェットスキー大会であったりとかしながら、かなりあの辺はもう少しほんまに考えていただいて、私が思うのは、安乎の平安浦、マリンスポーツというのか、ああいうふうな、やっぱりそういうレジャー施設等もできた上で、あの辺にやっぱり観光客を迎えるような、何かそういう抜本的なそういうことも考えていただきたいと思うのやけど、その辺はもう部長に言うても、これはなかなか難しいところがあんねけど。その辺、例えば松原に来たら、ずっとこのごろ、ジェットスキーのようにばあっと空を飛ぶようなやつ、ビューッと水圧であれするようなやつとかジェットスキーとか、ああいうふうなことをほんま考えていただいたら、年間通して来ていただける施設になると思うんで、それをまた経営努力もしていただきたいと思います。

終わります。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。

原口委員。

○原口育大委員 陸の港の管理ですけども、ここではバスの乗車券を売ってかなり利益を確実に上げておるようですけど、私、せっかくあそこで職員が雇用されているんですから、松原荘の売店に置いてる中で、幾つか持って行って、ワゴン1台ぐらい置いていただいて、営業してる間はそれも切符と一緒に売るような形にすれば、帰省で帰る人がちょっと買い忘れたとか、そういう、バスに乗る前に思いついて買う人というのは、かなりいると思うんですけど、いかがですか。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 陸の港収益については、切符の販売については伸びております。そういうことで、利用する方も多いと思います。あそこの利用については、いろいろとお話もあったケースもあるんで、一応、これについては松原荘と協議をさせていただきたいと、そのように思います。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。

木場委員。

○木場 徹委員 まず、25年から海水浴場と松原荘の経営統合というか、財布を一緒にしたんですが、この目的と理由について。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） これについては、国民宿舎が企業会計、また、海水浴場が特別会計でございました。それで、これを一体的にやっぱり国民宿舎で管理して、それを一体的に取り扱うのが一番ベストでないかということで、平成25年度から会計上、企業会計の中で海水浴場会計を入れて一体化しております。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 なぜ、一緒にしたら何がベストに。その理由よ。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 海水浴場についても松原荘のほうから従業員が行っておりました。その中で、特別会計の中から国民宿舎のほうに繰り入れという形にもなっておったかと思っております。そういうことで、会計上、一本にしてもいいのかなということで一本にしております。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 部長、あんたも元松原荘の職員やからよくわかっと思うけど、夏場の海水浴場のシーズンと、松原荘が一番忙しいとき、一緒のときなんや。それで、両方うまいことやれると思いますか。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 今までも、木場委員も国民宿舎の支配人で、よくわかって、その夏場が忙しいということで、いつか、国民宿舎と海水浴場を分けるという話もあったかなと聞いておりますけども、今はずっと国民宿舎の人が海水浴場に行って、海水浴場をしております。そういうことで、会計上、一本にしてもいいのかなと、そういうふうに思っております。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 いや、私のときもこれ無理やから、阿万海水浴場と同じように特別会計でやるほうが一体化して管理できるし、いいんじゃないかということで、再三言うたんですけど、そのときの上司が無理解のため、こういう格好でずっと無理してやってきよったわけです。だから、あんたもわかっと思うのに、何でそれをしたんかいなと思って、それを聞きよるわけです。もう一遍言ってください。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 先ほども言ってますように、国民宿舎のほうで海水浴場も管理をしていた都合上、国民宿舎の会計の中で海水浴場を入れてやるほうが一番ベストかなと、そういうことでそのようになっております。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 先ほどの谷口委員も、この慶野松原はええところやから、海水浴場として整備して、いろいろやってくれというお話が出とったんですが、御存じのとおり、松原荘は企業会計でやっておると。それで、海水浴場は、先ほども言ったように、阿万海水浴場と一緒にずっと経営していったと。それを分離して、阿万はそのままでやっていけるのに、松原だけそっちにくっつけたと。何か、そないしますと、商工観光の中で、観光事業というか観光行政が一体化できないように思うんです。ですから、私は、これちょっと間違いやと思うんです。

そういうふうには、先ほど隣の委員が質問されてたように、松原を振興しようと思えば、商工観光課のほうで行政の手でやるほうが、より自然やと思う。それを何か、企業会計にくっつけて、現場を離しとけばややこしいやつ、一つでもしんどいことはせんでええというような、ちょっと消極的な考えやと思うんです。そやから、なかなか思うようにできないと。25、26、ことしで2年目、何か松原荘に持って行って、新たにできましたか。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 松原荘に持っていったとはいいましても、松原については商工観光課のほうもいろいろと海水浴場の方ともお話しし、また、やっております。そういうことで、従来の今までの海水浴場のやり方と変わった点は余り聞いておりません。ただ、会計上が一本になったという認識でおります。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 松原荘と海水浴場と相乗効果で売り上げが伸びたとか、お客さんがふえたとか、プラスの何か現象はできましたか。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） まだその数字はつかめてないですけど、ただ、先ほど言いましたように、従来あった松原荘のほうで管理をしておった海水浴場の特別会計と国民宿舎の企業会計を一本にただけでございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 これ以上やっても同じような繰り返しなので、やめておきます。

それで、5年連続、この監査委員さんの意見の中であるんですが、赤字が続いているということですが、これ、今後どうする気ですか。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） この赤字を続けているということで、監査委員さんも意見をしている中で、まだ具体的には決めておりません。その中で、貸借対照表なりで赤字が続いている中で、この松原荘の資産につきましては、参考資料にありますように、今回、資産的には200万程度の赤字となっております。ただ、企業会計ですので、ずっと2,000万程度の赤字が来とるんですけども、これについては今後、考えていきたいなと思っております。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 何か、先ほど言うのとったけど、料理が、飲食が減っているということで、飲食の関係で新しいことを考えられとるんですか。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） これについては、また支配人等とも協議しながら進めていきたいと思っております。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 ほんなら、終わります。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長 質疑がございませんので、これで質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。

何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 意見がございませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
認定第15号、平成25年度南あわじ市国民宿舎事業会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○蛭子智彦委員長 挙手多数です。
よって認定第15号は原案のとおり認定すべきものと決しました。
説明員入れかえのため、暫時休憩します。
再開は、午後3時10分とさせていただきます。

(休憩 午後 2時57分)

(再開 午後 3時10分)

10. 認定第13号 平成25年度南あわじ市下水道事業会計決算の認定について

○蛭子智彦委員長 再開します。
認定第13号、平成25年度南あわじ市下水道事業会計決算の認定についてを議題とします。決算書は別冊となっております。
これより、質疑を行います。
質疑ございませんか。
原口委員。

○原口育大委員 18ページの概況をいろいろ書いてくれてありますので、若干、数字的な部分を確認したいと思います。南あわじ市の数字と全国平均の数字と比較して聞かせていただきたい。水洗化率は南あわじ市だけで結構です。水洗化率は幾らですか。

○蛭子智彦委員長 企業経営課長兼下水道課長。

○企業経営課長兼下水道課長（村本 透） 下水道課、村本でございます。よろしくお願いたします。

今の委員さんの質問でございますが、水洗化率と申しますか、接続率で申しますと、南あわじ市では今現在、64.8%ということになっております。整備済みの64.8%となっております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 有収率は幾らですか。

○蛭子智彦委員長 企業経営課長兼下水道課長。

○企業経営課長兼下水道課長（村本 透） 有収率につきましては、一応、99%から100%という処理区ごとになっております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 汚水処理原価について、全国平均と南あわじ市の数字をお願いします。

○蛭子智彦委員長 企業経営課長兼下水道課長。

○企業経営課長兼下水道課長（村本 透） 類団の規模で申しますと、汚水処理原価、南あわじ市の場合、501.84ということでございますが、類団で、公共下水道のみございますので、271.34ということで、大きく乖離しているものと思っております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたらもう、南あわじ市も公共下水道だけで結構ですので、汚水処理原価の管理費と資本費とあわせてをお願いします。

○蛭子智彦委員長 企業経営課長兼下水道課長。

○企業経営課長兼下水道課長（村本 透） 汚水処理原価で公共下水道のみ述べさせていただきますと、先ほどの南あわじ市では412.66ということで、類似団体では271.34円ということです。維持管理費で公共で、南あわじ市で158.40、類似団体で143.16ということです。資本費の部分で申しますと、南あわじ市で254.26、類似団体で128.18ということになっております。

以上です。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 使用料の回収率は幾らになりますか。

○蛭子智彦委員長 下水道課長。

○企業経営課長兼下水道課長（村本 透） 99.75%でございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 使用料単価は幾らですか。

○蛭子智彦委員長 下水道課長。

○企業経営課長兼下水道課長（村本 透） 使用料単価と申しますか、従量制でございますので、平均の使用料といたしまして153.7円です。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、一般家庭の使用料で、ひと月あたりの使用料、20立米で比較しとると思うんですけど、幾らになりますか。

○蛭子智彦委員長 下水道課長。

○企業経営課長兼下水道課長（村本 透） 手持ちの資料では、消費税の改定等がございましたので、5%の時代の比較となるんですが、南あわじ市で、今現在、平均の使用水量、一般家庭の使用水量が20.8立米ということでございまして、それを類似団体と比較いたしますと、南あわじ市で消費税5%のときで2,620円でございます。洲本市

のほうでは2,415円、淡路市では3,171円ということでございます。
以上です。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 類似団体、全国平均というのはいないんですか。

○蛭子智彦委員長 下水道課長。

○企業経営課長兼下水道課長（村本 透） 全国平均で20立米当たりの金額については、ちょっと手持ちの資料はございません。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 先ほどの使用料回収率ですけども、これ、99.75というのは、これは徴収率の話ですか。結局、処理原価がコストに対して何%になっとなるかということしていくと、幾らになりますか。処理原価に対する使用料収入という形だと思うんですけど。

○蛭子智彦委員長 下水道部長。

○下水道部長（原口幸夫） 下水道部の原口です。よろしく申し上げます。

全体で申し上げますと、使用料単価、先ほども言いましたように153.7円に対して処理原価で申し上げますと30.6%で、維持管理費で申し上げますと79.6%でございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 資料の21ページですけども、委託料、設計業務の委託とかをされてるんですけども、これは、25年度は7件だったということだと思うんですけど、これ、委託先というのはどこになるんですか。

○蛭子智彦委員長 下水道課長。

○企業経営課長兼下水道課長（村本 透） 主に兵庫県まちづくりセンターです。技術センターといいます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 それ以外のところもあるんですか。

○蛭子智彦委員長 下水道課長。

○企業経営課長兼下水道課長（村本 透） 委託料の21ページの一番最下段の、効率的な事業実施のための計画策定業務と、遠方監視システムの統合基本計画以外がまちづくり技術センターのほうになっております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 23年から28年にかけての見直しの計画を見てますと、そういった部分の見直しというか、委託をできるだけ自前でやるというふうな計画を挙げてます。25年度、自前でやった設計というか、そういうのは何件あるんですか。

○蛭子智彦委員長 下水道課長。

○企業経営課長兼下水道課長（村本 透） 一応、下水道の設計自体で申しますと、全てまちづくり技術センターへ委託しております。ただし、本来、その委員さんおっしゃってます設計等の委託も、職員みずから行うということですが、下水道は下水道法によりまして、設計できる資格者というのが定められておりまして、その職員が今現在、資格を有する者が少ないということで、大部分がまちづくり技術センターのほうへ委託しております。ただし、舗装業務等につきましては、直営でやっております。

以上です。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 同じく、その基本方針の中に、加入促進の中で、「専任職員の配置を継続し、戸別訪問などを実施し、接続率を上げる」となってるんですが、加入促進課が廃止されたように思うんですけど、加入促進は、専任職員の配置というのは続けてるんですか。

○蛭子智彦委員長 下水道課長。

○企業経営課長兼下水道課長（村本 透） 一応、今のところ、課としては26年度より廃止しておりますが、係として専任といたしますか、兼務で職員を配置しております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 その人は、夜間推進というのはされとるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 下水道課長。

○企業経営課長兼下水道課長（村本 透） 一応、25年度では夜間も含めまして加入促進を、戸別訪問等を行っております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 これによる効果というのは、何件ぐらい25年度はあったんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 下水道課長。

○企業経営課長兼下水道課長（村本 透） 戸別訪問等をひと月当たり80件、平均でやっております。昨年はやっております。ただし、その中で、それが影響し、接続してくれたかと申しますか、件数につきましては、たまたまその訪問と一致したというぐらいで1割もないかなという程度でございました。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 次、高資本費対策について伺いたいと思うんですけども、まずこの高資本費対策、仕組みをまず教えていただけますか。

○蛭子智彦委員長 下水道課長。

○企業経営課長兼下水道課長（村本 透） 高資本対策補助金につきましては、全国的に過疎部等で非常に効率が悪い自治体に対して、処理原価等が高いということで、その全国的な平均値と申しますか、国のほうで定められました、今現在150円という金額で

ございますが、それを上回る団体につきまして、高資本対策として、高料金対策的な補助金といたしまして、一般会計のほうへ交付税として算入されるような仕組みとなっております。

また、高資本に係る経費ということで、淡路島、南あわじ全体が瀬戸内海と大阪湾に面しておりますので、国の排水基準がございまして、それが上乘せ基準ということで、瀬戸内地方と大阪湾の排水基準につきましては、上乘せ基準という部分がございます。それにつきましては、市、その団体に対しては過剰な投資をしなければならないということで、その維持管理費と資本に係る部分等について、交付税をいただけるというような仕組みとなっております。

以上です。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 先ほどの150というのは何の数字ですか。

○蛭子智彦委員長 下水道課長。

○企業経営課長兼下水道課長（村本 透） 使用料単価です。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 これは、南あわじの公共から漁集とかいろいろあるんですけど、これ全部対象になるんですか。

○蛭子智彦委員長 下水道課長。

○企業経営課長兼下水道課長（村本 透） はい。一応、そういうことになっております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 これ、供用開始の年数というのは幾らまでが対象になるんですか。開始後何年までが対象ですか。

○蛭子智彦委員長 下水道課長。

○企業経営課長兼下水道課長（村本 透） それについては制約がないと認識しております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 私は25年までの事業かなと思うんですけど、いずれにしてもまだ南あわじ市は全部該当すると思うんですけど、先ほどの交付税をはじき出すための基礎数字として、使用料とか150円という話があるんですけど、高資本対策として一般会計から繰り入れた分に対して交付税措置されるというような考え方でよろしいのでしょうか。そしたら、その比率というのは何%措置されるのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 下水道部長。

○下水道部長（原口幸夫） この基準内繰り入れ、基準外とありまして、その中で繰出額の約45%となっております。

○蛭子智彦委員長 下水道課長。

○企業経営課長兼下水道課長（村本 透） 45%ですよ。そしたら、今、南あわじ市では幾ら入ってきてるのでしょうか。25年度に入ってきた分でもいいです。

○蛭子智彦委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） ただいま公共下水の繰り出しの交付税算入の件だと思いますが、高資本については150円の上乗せ分の繰り出し分について補助しているということですが、公債費につきましては、金額的には算入額は償還額の50%となっております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 高資本費対策で入ってきている交付税額というのはわかりませんか。

○蛭子智彦委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 下水道事業全般の中で、特に4事業、公共下水、農業集落排

水、漁業集落排水、コミュニティプラント等の事業別に分かれておりますが、公共下水については、高資本費対策として7,169万7,000円となっております。あと、農業集落排水は3,910万、漁業集落排水とコミュニティプラントについては特にございませ

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 これ、計算上は、満額もらうためには利用料をもっと上げないかとか、使用料、そういうふうにするんですけど、そうではないんですか。

○蛭子智彦委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 満額という表現がよくわからないんですが、高資本費というのは、下水道課長のほうから申しあげましたように、全国平均と、150円というてましたけども、それと現状の南あわじ市の資本費の差についての交付税措置ですので、特に上げらんとあかんというような根拠はないと思います。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 これ、一度だけ値上げというか、公共の分だけ値上げをして、この部分をできるだけもらおうとされたと思うんですけど。やっぱり、できるだけ努力してるかどうかということも算定の要素に入っていると思うんで、まだ何か、例えば料金をもうちょっと見直して上げるとかいうことをすれば、上乘せしてもらえるというふうにするんですけど、その辺の仕組みはわかりませんか。

○蛭子智彦委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 努力してという話ですが、先ほど申されておりました公共下水の高度処理等については、特交で措置されております。それ以外に特交で措置されている分につきましては、公営企業の会計制度の導入に伴いまして、南あわじが取り組んでおります公営企業会計への取り組みについて、特別交付税で約365万ほどの経営努力をしているということで算入されていると思います。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 最終的には使用料の見直しを行わないと、とてもやっていけないというふうに思うんですけど、その見通しというのはどういうふうに考えてますか。

○蛭子智彦委員長 下水道課長。

○企業経営課長兼下水道課長（村本 透） 先般、委員会のほうでも述べさせていただきましたが、今年度、審議会等を準備をいたしまして、来年度以降で一度検討ということになるかと考えていますが、ただ、今現在の状況からいいますと、将来の使用料単価といいますと、今の最低でも4割アップはしたところで、テンテンかなというところがございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 加入率というか接続率がここまでぐらい行ったら値上げするんやとかいうことについては、何か案は持ってないんですか。

○蛭子智彦委員長 下水道課長。

○企業経営課長兼下水道課長（村本 透） 一応、今現在、先ほども申しましたけど、一度検討ということで考えていますが、加入率の低い間でまだ面整備、下水道の整備工事等がまだ80%程度ということで、まだ加入者が少ない上に料金改定等で値上げすることとは、やはり加入率に物すごく影響するのかなということでございます。ただ、中期の経営計画等でもございますが、80%程度はやはり確保していくのが目標かなということで考えております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 今から処理区が広がっていけば、まだまだ加入してもらわんと加入率が上がらへんわけなんで、それとあわせて、できるだけやっぱり利用料も見直せるぐらいのところまで、早いこと加入率を上げていただくことが、まず必要やと思います。
終わります。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。
谷口委員。

○谷口博文委員 これ、マンホールポンプというか、そのあたり、下水全般についてお尋ねすんねけど、要は豪雨災害であったり地震、そのときに下水の管路というのは、どれぐらいの影響が及ぶのか及ぼんのか、それだけお尋ねいたします。

○蛭子智彦委員長 下水道課長。

○企業経営課長兼下水道課長（村本 透） 今現在、管路につきましては、南あわじ市全体での管路は平成8年ぐらいからの敷設ということでございまして、阪神・淡路大震災を受けて、その後ということでございますので、管路については耐震機能を有した、俗に言いますゴム輪受口で、伸縮可とう性を持たせた管路となっております。

また、処理場につきましても同様の耐震基準ということで、満たしていると。全て機能を損なわないと、型は崩れても幾らかは処理できるだろうという程度の耐震機能は有しているので、そういった壊滅的な状況になるということは、現在、想像しておりません。ただ、ほかのライフラインの影響を受けるということがあるかと、停電等が起こりますと、やはりその機能はどうしても失われるということでございますが、処理場自体につきましては、短時間停電とか、ある程度の停電に対しまして、発電機等を備えております。

また、委員おっしゃっておられますように、中継ポンプ所、マンホールポンプ所等につきましては、幹線のマンホールポンプにつきましては、今現在、大きい発電機が2台、それと小さい発電機、小型、小規模用の発電機6台等を備えておりますので、そこから緊急避難的に退避したらええんかなと考えております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 要は、4月13日の淡路島地震でも管路の損傷はないと、ほんで今から低地というか、松帆・湊、管路整備するにおいて道路冠水、河川の増水によって道路が冠水したところで、マンホールポンプの修繕ぐらいできると、そういうことでよろしいですか。マンホールポンプの修繕やいうてここに出とんのやけど。

○蛭子智彦委員長 下水道課長。

○企業経営課長兼下水道課長（村本 透） この決算等で修繕等を行っておるポンプにつきましては、経年劣化によりましてそのものの機能等が失われたものの更新等がございます。震災等で心配されますのは、今のところ浸水が、西淡地区で浸水した場合、マンホールのポンプ盤が道路の横で地上から1メートル程度のところで設置しておりますので、それが見つからない限りは大丈夫ということでございます。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。
吉田委員。

○吉田良子委員 1点だけ伺いたします。公共下水道以外はほとんど面整備等も既に終わっているかと思うんですけれども、この監査委員さんの指摘もありますけれども、維持管理費用を効率化をすれば、今後の使用料水準のことも書かれておりますけれども、市で維持管理費用の効率化というのはどの程度頑張れば行われることになるのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 下水道課長。

○企業経営課長兼下水道課長（村本 透） まず施設、今現在、南あわじ市では24カ所の処理場がございます。それにつきまして、稼働率等も考慮いたしまして、人口減、節水意識の高揚によりまして、水量等の見直しを行い、処理場の統廃合を行うことにより経費の節減等が考えられるのかなと考えております。

それとあわせまして、維持管理等に対します委託等におきましても、今現在、仕様書による発注ということでございます。仕様書による発注と申しますと、仕様書でこういう業務はしてくださいよというようなものでございますが、今現在、国、他府県でもやっておりますが、性能発注といいまして、もう処理場自体を指定管理的なもので責任を持たせて、この基準値を守って管理してください、そのためには電気代も薬品も全て、点検費も全てその管理費の中へ含めて発注するというような、民間でいいますとそこらのコストダウンが図れるのかなと。そしたら、その維持管理委託料のほうも、全体的なあとの費用等々を考慮しますと、安くつくのかなと考えております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 二つの提案があったわけですが、それをそしたら具体化するというのは、どういう方法でされていくのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 下水道課長。

○企業経営課長兼下水道課長（村本 透） 施設の統廃合につきましては、もう基本計画が整っております。あと、国への認可の手續等を今現在から進めているところでございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今、答弁がなかった2番目のほうはどうなのでしょう。

○蛭子智彦委員長 下水道課長。

○企業経営課長兼下水道課長（村本 透） 失礼しました。2番目のほうにつきましては、今現在、委託管理業務におきましては3年契約の長期継続契約ということになっておりますので、その3年後をめどに検討して加えていきたいなということを考えております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それで、経費というのも試算されてるのでしょうか。1と2と合わせて。

○蛭子智彦委員長 下水道課長。

○企業経営課長兼下水道課長（村本 透） 一応、下水道部で作成しております生活排水の処理計画、統廃合計画という中では試算を行っております。一応、その中では、逓減率で9.2%です。今の経費から9.2%が統廃合することによりまして、24を14処理区にすることによりまして、9.2%の管理費で逓減されるんでないかということを試算しております。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。
木場委員。

○木場 徹委員 沼島の処理区の終末処理場の関係についてお伺いします。沼島の処理区の終末処理場からの排水の末端は、漁港内で何か終わっているそうなんです、丸山とか阿那賀とかでは、漁港区域外の防波堤の外まで延長して、そこで放流しているというようなことであるんですが、そこで、沼島のほうでは何か、漁業、魚の鮮魚がいからないというようなことで、延ばしていただきたいというような話は聞いておりますか。

○蛭子智彦委員長 下水道課長。

○企業経営課長兼下水道課長（村本 透） 先般、沼島の漁業組合長さん等が見えまし

た。その中で、話の中でも今、委員がおっしゃられるような、今、その放流位置を変更してくれということではございませんでした。今、魚の色落ちがするというようなことでございまして、それで、下水の処理場からの放流水質のデータを下さいと、それによって影響を受けるものかどうかというのを漁協さんのほうで調べるということでございました。

それと、それ以降の方策につきましても、そのときに話題に上りましたが、一応、下水処理場はやはり放流水質自体は、その海域の放流基準値というのをクリアしなければならないということでございますので、以前からそういったことが、その伊弉とかそこらのほうでもあったみたいなので、そこらの辺を、国の基準値を下げてもらわんことには、うちは基準値を守らんわけにはいきませんよということで、そして、漁協の兵庫県漁協組合とか、そういった関係で国のほうへも要望していくので、下水道部のほうからも協力をお願いしたいということでございました。それについては、快く対処しましょうということで、お別れしております。

以上です。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 質疑がございませんので、これで質疑を終結いたします。
委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 意見がございませんので、討議を終結いたします。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
認定第13号、平成25年度南あわじ下水道事業会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○蛭子智彦委員長 挙手多数であります。

よって、認定第13号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

11. 認定第14号 平成25年度南あわじ市農業共済事業会計決算の認定について

○蛭子智彦委員長 次に、認定第14号、平成25年度南あわじ市農業共済事業会計決算の認定についてを議題とします。決算書は別冊となっております。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

印部委員。

○印部久信委員 この決算書の6ページ、農作物共済勘定で事業費用合計が出とるんですが、その後に事業利益、つく引くゼロということになっておるんですが、この理由をお聞かせください。

○蛭子智彦委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） これにつきましては、平成25年度に台風17号、18号の影響がございまして、風水害があります。その水稻の被害がございすけども、それがかなり甚大であったということで、共済金の支払いが増大となっております。そこで、手持ち掛金のほうがそれでは足りないということで、積立金のほうを崩して、これに充当したため、ゼロとなっております。

以上です。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、この5ページの決算書の中の法定積立金戻りの1,400万円が積立金からこの共済金の支払いのために充てられたということですか。

○蛭子智彦委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） そのとおりでございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、単年度、この決算書から見ますと、単純に言えば、共済の共済

金の支払いの原資というものは、共済掛金の570万と保険金の580万、1,150万ぐらいまでの被害であれば手持ちの単年度の掛金で支払われるということで、それ以上になった場合には、積立金を流用せんといかんということなんですが、これ、課長、積立金がない場合、今、たまたま南あわじ市はこれだけの積立金が、6,000万か何ぼであったかと、6,300万か、6,000万余りの積み立てを持っておるんですが、これがない場合は、一体どうするんですか。

○蛭子智彦委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） 今の御質問なんですけども、この法定積立金ということと、それと特別積立金という二つがございます。今、ない場合という話なんですけども、この法定積立金というのは、こういう被害があった場合に手持ち掛金なりで払えない場合に、法定積立金を崩すということになっております。それで、それにもかなわないというか、法定積立金で賄えない場合は、特別積立金から崩すということになっておりますので、この二つがありきかなということしております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、計算してみますと、余剰金の法定積立金が1,900万円で、特別積立金が4,300万。家畜勘定が今、560万の赤になっとんのでしょ。これ、家畜勘定の560万の赤というのは、結局これ、決算書ではこういうことになっとるんですが、実際上のお金の動きは、法定積立金から、これは赤字を埋めとるんでしょ、一応帳簿面は。そういうことでしょう。

そういうことはないと思うんですが、十数年前に冷夏がありまして、日本国中で非常に稲作が大きな災害を受けて、収量が取れなくて、共済金の支払いが一時、全国的に起こったときに、国が補正を組んで補填をしたような記憶があるんです。南あわじ市の場合は、たまたま今、6,000万余りの余剰金を持っておりますから、それはそれでいいと思うんですが、これ、矢谷副市長、ちょうど農水の関係でおるんですが、あれもう20年ぐらい前ですかね。冷夏で甚大な被害を受けたときに、国が補正を組んでこの共済金を支払った経緯があるんですが、こういう市自身では、余りこういうことはないと思うんですが、こういう不足金が出た場合、どうなるんですか。

○蛭子智彦委員長 矢谷副市長。

○副市長（矢谷浩平） 大変申しわけありません。私、共済のほうはちょっと疎くて、

仕組みのほう、国のほうの共済の仕組みと市の現場の共済の仕組みがどう関連しているかということについては、ちょっと存じ上げておりません。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 まあこれ、25年度は単年度で南あわじ市の場合、2,300万の共済金を支払つとるということになりますと、掛金の2.5倍ぐらいの支払いをしとるわけですね。ですから、そういうことは急に起こることはないと思うんですが、そういうことになった場合はどうなるんかということも、また調べておいてください。

○蛭子智彦委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） これはちょっと回答になるかどうかわかりませんが、けれども、一応、責任分担というのがございまして、今、市のほうが75%と県のほうが25%を出しております。それであと、そういう被害が大きい場合は国のほうからの補填というのがございます。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長 質疑がございませんので、これで質疑を終結をしたいと思います。委員間討議を行います。御意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長 ございませんので、討議を終結いたします。これより採決を行います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。認定第14号、平成25年度南あわじ市農業共済事業会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○蛭子智彦委員長 挙手多数です。

よって認定第14号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

12. 認定第9号 平成25年度南あわじ市広田財産区管理会特別会計決算の認定について

○蛭子智彦委員長 次に、認定第9号、平成25年度南あわじ市広田財産区管理会特別会計決算の認定についてを議題とします。ページは174ページから185ページまでです。

これより、質疑を行います。

質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

委員間討議について、何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 意見がございませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第9号、平成25年度南あわじ市広田財産区管理会特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○蛭子智彦委員長 挙手多数です。

よって、認定第9号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

13. 認定第10号 平成25年度南あわじ市福良財産区管理会特別会計決算の認定について

○蛭子智彦委員長 次に、認定第10号、平成25年度南あわじ市福良財産区管理会特別会計決算の認定についてを議題といたします。ページは186ページから197ページまでです。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 質疑なしでございます。これで質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 意見がございませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第10号、平成25年度南あわじ市福良財産区管理会特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○蛭子智彦委員長 挙手多数です。

よって、認定第10号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

14. 認定第11号 平成25年度南あわじ市北阿万財産区管理会特別会計決算の認定について

○蛭子智彦委員長 次に、認定第11号、平成25年度南あわじ市北阿万財産区管理会特別会計決算の認定についてを議題とします。ページは198ページから209ページま

です。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 意見がございませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 異議がありませんので、これより採決を行います。

認定第11号、平成25年度南あわじ市北阿万財産区管理会特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○蛭子智彦委員長 挙手多数です。

よって、認定第11号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

15. 認定第12号 平成25年度南あわじ市沼島財産区管理会特別会計決算の認定について

○蛭子智彦委員長 次に、認定第12号、平成25年度南あわじ市沼島財産区管理会特別会計決算の認定についてを議題とします。ページは210ページから221ページまでです。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 意見がございませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
認定第12号、平成25年度南あわじ市沼島財産区管理会特別会計決算の認定について、
原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○蛭子智彦委員長 挙手多数です。
よって、認定第12号は原案のとおり認定すべきものと決しました。
以上で、本特別委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。
お諮りいたします。
9月26日の本会議における委員会審査報告について、どのようにしたらよいでしょう
か。

(「委員長、副委員長一任」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 それでは、委員長、副委員長に一任ということですので、そのよう
に取り計らいをさせていただきます。

なお、委員会審査報告については、昨年と同様に、本特別委員会は議長及び議会選出の
監査委員を除く全議員で設置しておりますので、質疑と答弁についての報告とせず、委員
会審査において出された主な意見・提言等について取りまとめて報告を行いたいと思いま
すが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長　　異議がございませんので、委員会審査において出された主な意見・提言等についての報告といたします。

これをもちまして、決算審査特別委員会を閉会いたします。

委員の皆様におかれましては、大変御協力いただきまして、ありがとうございました。どうも御苦労さまでした。

(閉会 午後 3時57分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成26年 9月18日

南あわじ市議会決算審査特別委員会

委員長 蛭子智彦